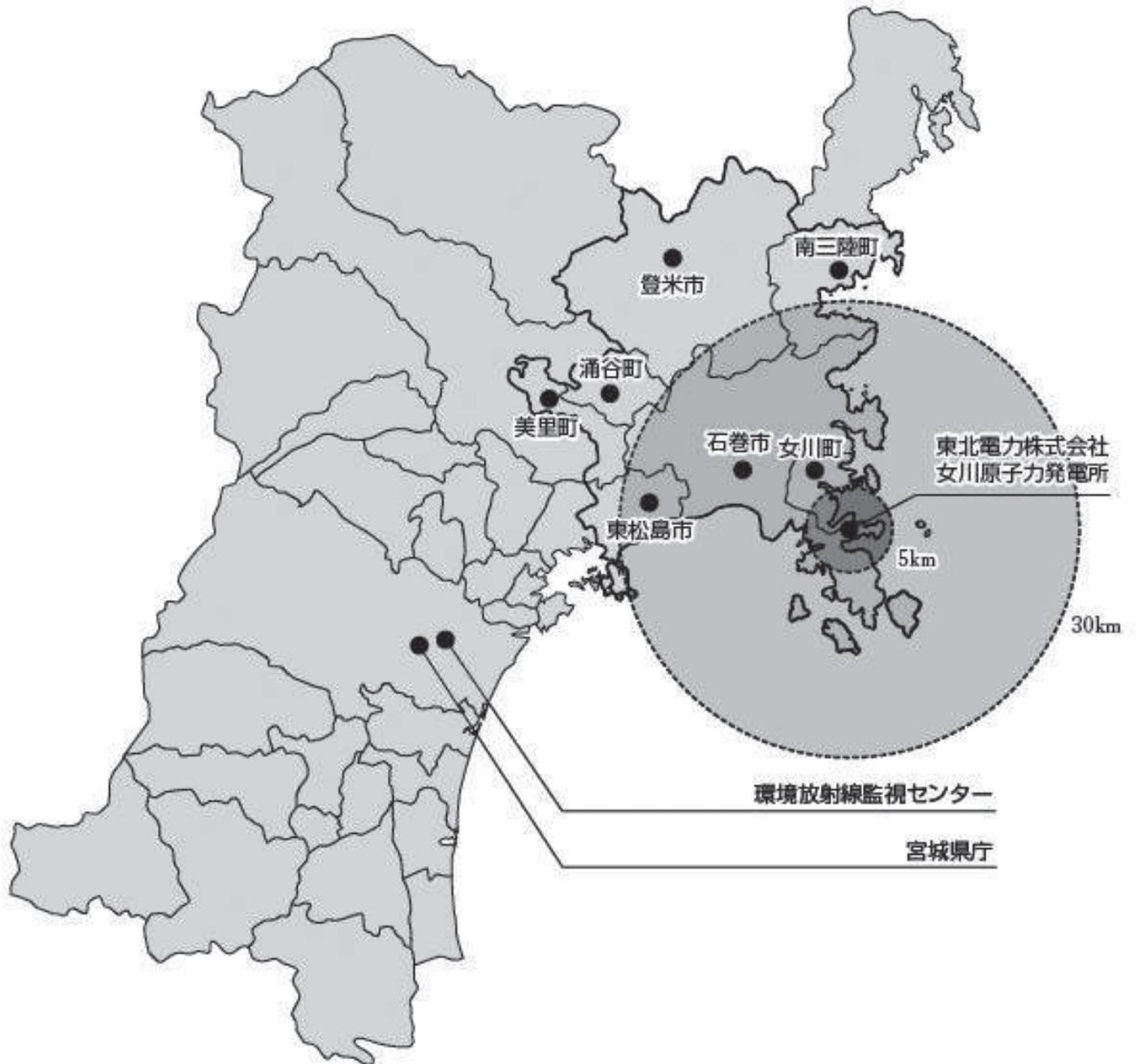


2026宮城県の原子力行政



宮城県内の地図



2026 宮城県の原子力行政 目次

第1章 宮城県の原子力行政	1
第1節 県の原子力行政のあゆみ	1
第2節 県の原子力行政組織.....	2
第3節 県の原子力行政の概要	3
第4節 原子力発電関係団体協議会	4
第2章 東北電力女川原子力発電所の概要	5
第1節 施設の概要.....	5
1. 女川原子力発電所敷地図.....	5
2. 女川原子力発電所施設概要	6
3. 全国の原子力発電所立地図	7
4. 全国の原子力発電所の設置状況（電気事業用）	8
第2節 東日本大震災に伴う東北電力女川原子力発電所の状況	9
1. 県内の東北地方太平洋沖地震及び巨大津波の概要	9
2. 東北地方太平洋沖地震時の女川原子力発電所の状況.....	9
3. 女川原子力発電所での地震の観測結果	10
第3節 女川原子力発電所2号機の再稼働	11
1. 女川原子力発電所2号機再稼働に係る地元同意の流れについて	11
2. 安全協定に基づく事前協議への対応.....	11
3. 理解確保の要請への対応.....	14
4. 東北電力における再稼働への対応	17
第4節 女川原子力発電所2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について	19
1. 経緯.....	19
2. 使用済み燃料乾式貯蔵施設の概要	21
第5節 女川原子力発電所1号機の廃止措置.....	23
1. 経緯.....	23
2. 廃止措置工程の概要.....	23
3. 現状.....	24
第3章 県の原子力安全対策	26
第1節 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」の概要.....	26
第2節 女川原子力発電所環境保全監視協議会	27
第3節 女川原子力発電所環境調査測定技術会	30
第4節 環境放射能監視検討会	31
第5節 立入調査等	32
第6節 環境放射能調査.....	33

1. 概要及び目的	33
2. 環境放射線・放射能監視体制	34
3. 環境放射線監視センター	38
第4章 原子力防災対策	39
第1節 国の原子力防災対策の概要	39
1. 国における防災体制の整備	39
2. 原子力災害対策指針	41
3. 女川地域の緊急時対応	45
第2節 県の原子力防災体制	46
1. 県地域防災計画	47
2. 原子力防災訓練	52
3. 女川オフサイトセンター	54
第5章 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応	56
第1節 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策	56
1. 被害の概要	56
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策本部	57
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議	58
4. 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針の概要	61
5. 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画の概要	62
6. 東京電力福島第一原子力発電所汚染水漏えい等への対応	66
7. 東京電力福島第一原子力発電所における処理水への対応	67
第2節 放射線・放射能の監視・測定	70
1. 概要	70
2. 放射線測定	70
3. 放射性物質濃度の測定	71
第3節 放射性物質により汚染された環境や廃棄物に対する取組	77
1. 概要	77
2. 汚染廃棄物の適正処理	77
3. 放射性物質濃度の測定	78
第4節 損害賠償	79
1. 概要	79
2. 民間事業者等の損害賠償請求支援	80
3. 県の損害賠償請求	81
4. 国、東京電力への要望・要請	82
第6章 原子力広報事業	83
第1節 女川原子力発電所を中心とした広報事業	83
1. 女川原子力発電所を中心とした広報事業の概要	83
2. 広報誌「原子力だよりみやぎ」	83
3. 原子力安全対策課公式 X（旧ツイッター）	84

4. 夏休み環境学習教室.....	85
5. 原子力発電に関する講話.....	85
6. 原子力発電等に関するセミナー.....	86
7. 原子力発電所親子見学会.....	86
第2節 福島第一原子力発電所事故の対応を中心とした広報事業.....	87
1. 福島第一原子力発電所事故の対応を中心とした広報事業の概要.....	87
2. 放射線・放射能に関する電話相談.....	87
3. 放射線・放射能に関する測定結果等の公表.....	88
4. 放射線・放射能に関する講話.....	88
5. 広報紙や啓発資材による広報.....	89
第7章 その他.....	90
第1節 電源三法.....	90
1. 概要.....	90
2. 原子力安全対策課所管交付金.....	92
第2節 核燃料税.....	92
1. 概要.....	92
2. 核燃料税交付金.....	93

＜資料目次＞

(女川原子力発電所関係)

1. 女川原子力発電所運転状況
2. 女川原子力発電所の発電実績
3. 女川原子力発電所トラブル発生状況
4. 国際原子力事象評価尺度 (I N E S)
5. 女川原子力発電所定期検査実績及び検査時の被ばく実績
6. 女川原子力発電所放射性廃棄物管理状況
7. 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書
8. 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱
9. 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書
10. 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書
11. 女川原子力発電所環境保全監視協議会規程
12. 女川原子力発電所環境保全監視協議会委員名簿
13. 女川原子力発電所環境調査測定技術会規程
14. 女川原子力発電所環境調査測定技術会委員名簿
15. 環境放射能監視検討会規程
16. 女川原子力発電所周辺対策連絡会議設置要綱
17. 女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画

18. 原子力防災訓練実施状況
19. 原子力災害時の相互応援に関する協定
20. 核燃料税条例

(東京電力福島第一原子力発電所事故関係)

21. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部設置要綱
22. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則
23. 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱
24. 宮城県放射線・放射能測定実施計画(概要)
25. 原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書
26. 宮城県内の空間放射線量率測定結果
27. 農林水産物等・水道水の放射性物質測定結果の概要
28. 住民持込み食品等の放射性物質測定結果の概要
29. 出荷制限指示及び出荷自粛要請の状況
30. 環境試料の放射性物質測定結果の概要
31. 放射線・放射能に関する各種基準等
32. 宮城県内の除染の実施状況
33. 民間団体等の損害賠償請求支援 説明会・相談会等開催実績
34. 放射線・放射能の電話相談窓口の状況
35. 放射線・放射能に関する講話の講師派遣実績
36. 放射線・放射能・原子力に関するセミナー開催実績
(その他)
37. 原子力年表

<参考目次>

1. 関係法令
2. 原子力防災体制の強化

<付録目次>

- A 原子力、放射線(能)に関する用語
- B 計量法による放射線(能)に関する単位

第 1 章 宮城県の原子力行政

第 1 節 県の原子力行政のあゆみ

本県における初めての原子力発電所の建設地として、昭和 42 年 4 月に女川町が適地であると公表されて以来、将来にわたり、地域住民の安全確保と地域振興が図られるよう、原子力発電所建設予定地周辺の各種の環境調査が行われた。

この間、原子力発電所周辺地域住民の健康と安全を確保するため、原子力発電所の立地に関して、地域住民並びに関係機関において調整が図られた結果、地域住民の合意が得られ、昭和 53 年 10 月に、県、女川町と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）との間で、また、昭和 54 年 3 月には県、牡鹿町（現石巻市）と東北電力との間で、それぞれ「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」が締結され、同時に漁業補償交渉も妥結した。

このようなことから、県は、原子力発電所周辺の環境放射能等の監視・測定、原子力に関する広報及び異常時に適切な対応ができる体制を整備するため、昭和 54 年 4 月、生活環境部公害調整課に原子力係を設置し、安全確保対策を推進してきた。また、昭和 56 年 4 月には、原子力発電所周辺地域の環境放射能等を監視・測定するための機関として女川町に原子力センターを設置し、監視体制を整備強化した。さらに、昭和 56 年 8 月には、新たに原子力行政の総合調整機関として、保健環境部（平成 5 年 8 月以降は環境生活部に移管）に原子力安全対策室を設置した。

しかし、原子力センターは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波によりその機能を失ったため、県庁内や仙台市宮城野区の旧消防学校に仮移転し、環境放射線等の監視業務を行うとともに、並行して監視体制の復旧作業を進めていたが、仙台市宮城野区に環境放射線監視センターとして再建され、平成 27 年 4 月から業務を開始した。

また、原子力安全対策室は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）の被害対策の調整に関する事務を行うため、平成 23 年 9 月に原子力安全対策課として体制の強化を図った。さらに、令和 3 年 4 月からは、危機管理を総合的に対応する「復興・危機管理部」の新設に伴い、原子力安全対策課及び環境放射線監視センターは環境生活部から移管され、女川原子力発電所周辺における地域住民の安全確保に万全を期している。

第2節 県の原子力行政組織

本県における原子力行政を円滑かつ強力に推進するため、原子力行政の総合調整を行う原子力安全対策課を中心として、下図のと通りの組織に分かれて事務を所掌している。

また、環境放射線等の調査測定及び緊急時モニタリングは環境放射線監視センターが、温排水の調査測定は水産技術総合センターが所管している。

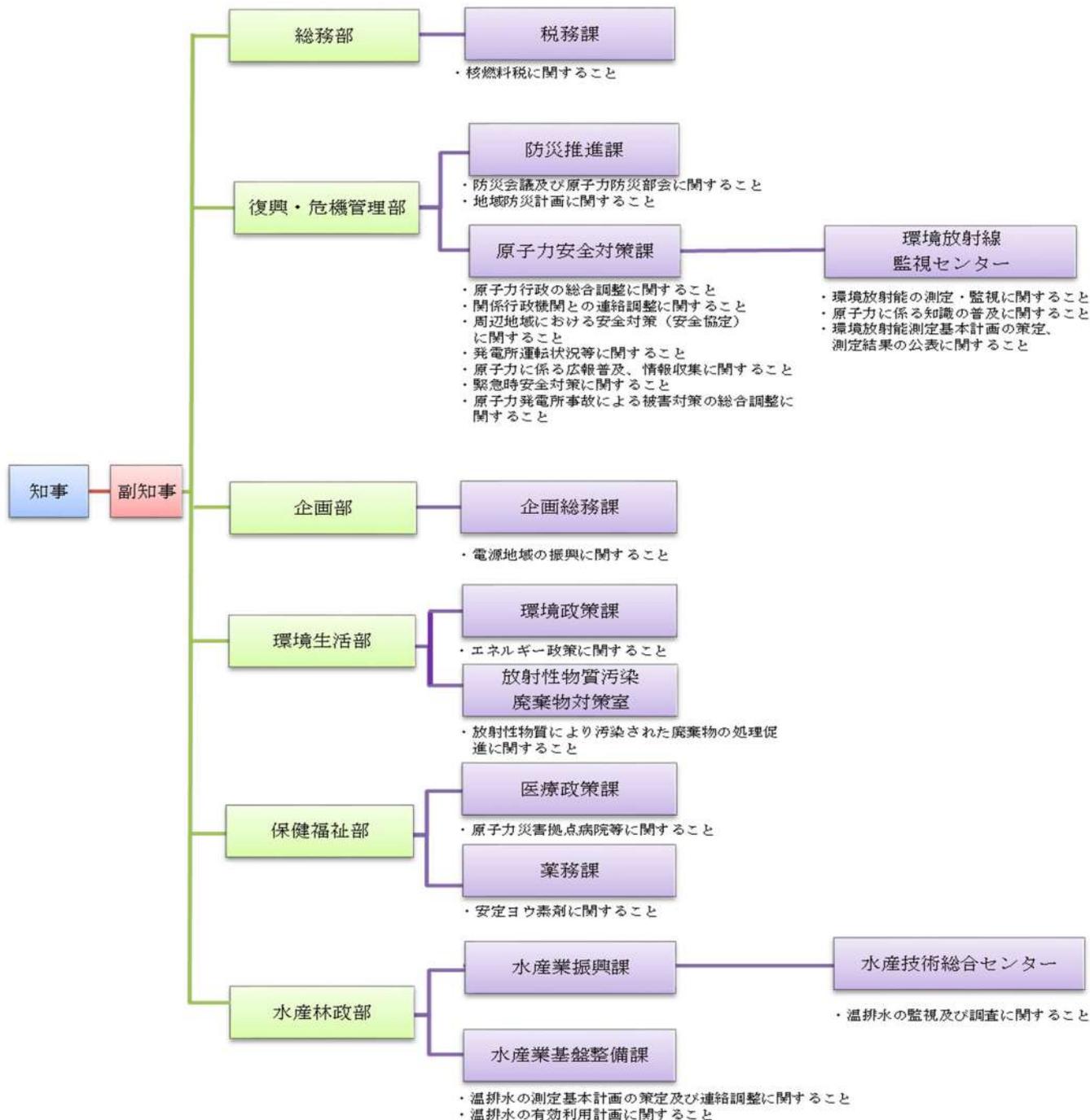


図1-1 宮城県原子力行政組織図（令和7年4月1日現在）

第 3 節 県の原子力行政の概要

■県の原子力安全対策（第 3 章参照）

県及び女川町・石巻市と東北電力との間で締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に基づき、女川原子力発電所の運転状況の把握、核燃料の輸送に係る安全確保対策に関する確認等を行っている。

また、女川原子力発電所からの予期しない放射性物質の放出や周辺環境の保全の確認のため、平常時から周辺環境の環境放射線の監視等を行っている。

■県の原子力防災対策（第 4 章参照）

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき策定された「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」により、原子力災害に関する事前対策、緊急事態応急対策、中長期対策を定め、女川原子力発電所周辺地域の防災対策を講じている。

■東京電力福島第一原子力発電所事故への対応（第 5 章参照）

福島第一原発事故により生じた様々な放射線・放射能被害対策が喫緊の課題となり、放射線・放射能の監視・測定、市町村が行う除染業務への支援、原発事故による損害賠償請求支援業務、原発事故被害に対する様々な取組を推進している。

■原子力広報事業（第 6 章参照）

原子力発電に関する広報をはじめ、福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質による環境や食品の汚染、身体への影響について不安を抱く県民が存在していることから、県民の不安解消に向けたセミナー・出前講座の開催、測定結果等の迅速かつ正確な情報の発信等を実施している。

第 4 節 原子力発電関係団体協議会

原子力発電関係団体協議会は、原子力発電所が立地している道県及びその立地が予定されている道県の知事をもって構成される組織であり、原子力発電にともなう諸問題を調査研究し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、昭和 49 年に発足した。本協議会では、国への要望活動、情報収集などの活動を行っている。

■構成道県（14 道県）

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、島根県、山口県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

■事業内容

- (1) 原子力発電にともなう安全性の確保に関すること
- (2) 原子力発電にともなう防災対策の充実強化に関すること
- (3) 原子力発電など電源地域の福祉向上に関すること
- (4) 原子力発電にともなう温排水等の影響と利用に関すること
- (5) 原子力発電にともなう関係諸法令の整備促進に関すること
- (6) 原子力発電にともなう中央要望に関すること
- (7) 原子力発電にともなう広報に関すること
- (8) その他目的達成にともなう必要な事項

第2章 東北電力女川原子力発電所の概要

第1節 施設の概要

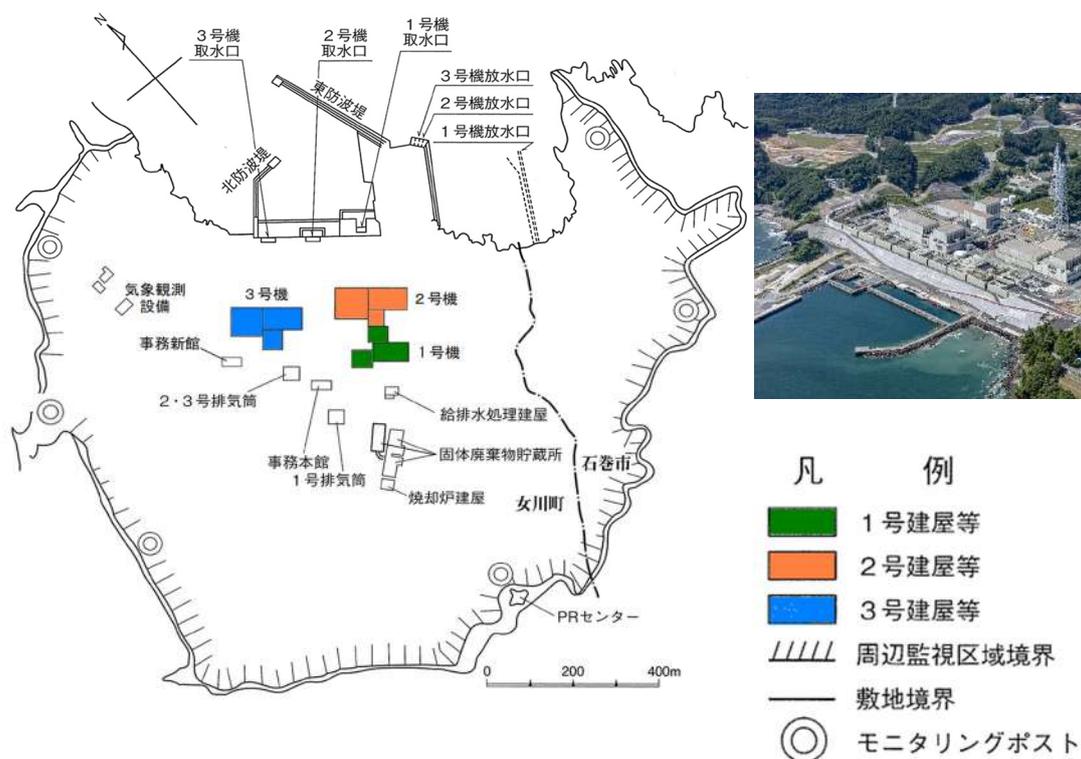
女川原子力発電所は、三陸海岸の南端にある牡鹿半島のほぼ中央東部に位置し、牡鹿郡女川町と石巻市に立地している。発電所の敷地は三方を山に囲まれ、山地と狭小な平地からなり、敷地面積は約 173 万 m²である。

3 基の沸騰水型軽水炉（BWR : Boiling Water Reactor）が設置されており、海に向かって山側から敷地の南東側に 1, 2 号機が、南西側に 3 号機が配置されている。1 号機は発電機出力が 52.4 万 kW、2 号機及び 3 号機が 82.5 万 kW であり、1 号機はマーク I 型、2 号機及び 3 号機が改良型マーク I 型の原子炉格納容器となっている。

昭和 59 年 6 月の 1 号機の営業運転開始から平成 14 年 1 月の 3 号機まで、3 基が順次営業運転を開始している。

なお、1 号機は平成 30 年 12 月 21 日に営業運転を終了し、総発電設備容量は 165 万 kW となっている。

1. 女川原子力発電所敷地図



第2章 東北電力女川原子力発電所の概要

2. 女川原子力発電所施設概要

項 目		1号機	2号機	3号機	備考	
出力及び 運転開始 時期等	定 格 出 力	52.4万kW	82.5万kW	82.5万kW		
	営業運転開始時期	昭和59年6月1日	平成7年7月28日	平成14年1月30日		
	営業運転終了時期	平成30年12月21日	—	—		
年間利用率 及び年間 発電電力量	年 間 利 用 率	66.3%	60.3%	70.3%	平成22年度	
	年 間 発 電 電 力 量	304,386万kWh	435,956万kWh	508,251万kWh		
主 要 機 器 等 の 種 類 及 び 容 量	原 子 炉	形 式	軽水減速・軽水冷却・沸騰水型（BWR）	軽水減速・軽水冷却・沸騰水型（BWR）	軽水減速・軽水冷却・沸騰水型（BWR）	
		熱 排 出	159.3万kW	243.6万kW	243.6万kW	
		蒸気気圧	約6.93MPa	約6.93MPa	約6.93MPa	
		蒸気温度	286℃	286℃	286℃	
		格納容器	マークI型	マークI改良型	マークI改良型	
	使用済燃料 プール	ラック容量	1,050体	2,240体	2,816体	
		燃 料	種 類	低濃縮ウラン	低濃縮ウラン	低濃縮ウラン
			装 荷 量	約68トンウラン	約96トンウラン	約96トンウラン
			燃 料 集 合 体	368本	560本	560本
	年 平 均 取 替 量		約12トン	約16トン	約16トン	
	制 御 棒	本 数	89個	137個	137個	
		蒸 気 タービン	種 類	くし型3気筒 4流排気式	くし型3気筒 4流排気式(再熱式)	くし型3気筒 4流排気式(再熱式)
	容 量		52.4万kW	82.5万kW	82.5万kW	
	発 電 機	種 類	横軸円筒回転界磁 3相同期	横軸円筒回転界磁 3相同期	横軸円筒回転界磁 3相同期	
		容 量	58.5万kVA	92万kVA	92万kVA	
	主 変 圧 器	種 類	屋外送油風冷式	屋外送油風冷式	屋外送油風冷式	
		容 量	56万kVA	89万kVA	89万kVA	
	復水器冷却水 取放水設備	取水方式	深層取水	深層取水	深層取水	()内は、 補機冷却水 量
		放水方式	水中放水	水中放水	水中放水	
		冷却水量	39m ³ /s(2m ³ /s)	60m ³ /s(3m ³ /s)	60m ³ /s(3m ³ /s)	
排 気 筒	地 上 高	125m	160m	160m		

3. 全国の原子力発電所立地図



第2章 東北電力女川原子力発電所の概要

4. 全国の原子力発電所の設置状況（電気事業用）

建設者	発電所名 (設備番号)	所在地	炉型	定格出力 (万kW)	運転開始 年月日
日本原子力発電(株)	東海第二	茨城県東海村	BWR	110.0	1978/11/28
"	敦賀(2号)	福井県敦賀市	PWR	116.0	1987/2/17
北海道電力(株)	泊(1号)	北海道泊村	"	57.9	1989/6/22
"	泊(2号)	"	"	57.9	1991/4/12
"	泊(3号)	"	"	91.2	2009/12/22
東北電力(株)	女川(2号)	宮城県女川町、石巻市	BWR	82.5	1995/7/28
"	女川(3号)	" "	"	82.5	2002/1/30
"	東通(1号)	青森県東通村	"	110.0	2005/12/8
東京電力(株)	柏崎刈羽(1号)	新潟県柏崎市、刈羽村	"	110.0	1985/9/18
"	柏崎刈羽(2号)	" "	"	110.0	1990/9/28
"	柏崎刈羽(3号)	" "	"	110.0	1993/8/11
"	柏崎刈羽(4号)	" "	"	110.0	1994/8/11
"	柏崎刈羽(5号)	" "	"	110.0	1990/4/10
"	柏崎刈羽(6号)	" "	ABWR	135.6	1996/11/7
"	柏崎刈羽(7号)	" "	"	135.6	1997/7/2
中部電力(株)	浜岡(3号)	静岡県御前崎市	BWR	110.0	1987/8/28
"	浜岡(4号)	"	"	113.7	1993/9/3
"	浜岡(5号)	"	ABWR	138.0	2005/1/18
北陸電力(株)	志賀(1号)	石川県志賀町	BWR	54.0	1993/7/30
"	志賀(2号)	"	ABWR	※1 120.6	2006/3/15
関西電力(株)	美浜(3号)	福井県美浜町	PWR	82.6	1976/12/1
"	高浜(1号)	福井県高浜町	"	82.6	1974/11/14
"	高浜(2号)	"	"	82.6	1975/11/14
"	高浜(3号)	"	"	87.0	1985/1/17
"	高浜(4号)	"	"	87.0	1985/6/5
"	大飯(3号)	福井県おおい町	"	118.0	1991/12/18
"	大飯(4号)	"	"	118.0	1993/2/2
中国電力(株)	島根(2号)	島根県松江市	BWR	82.0	1989/2/10
四国電力(株)	伊方(3号)	愛媛県伊方町	PWR	89.0	1994/12/15
九州電力(株)	玄海(3号)	佐賀県玄海町	"	118.0	1994/3/18
"	玄海(4号)	"	"	118.0	1997/7/25
"	川内(1号)	鹿児島県薩摩川内市	"	89.0	1984/7/4
"	川内(2号)	"	"	89.0	1985/11/28
計			33基	3,308.3	

※1：圧力プレート設置に伴い、北陸電力(株)志賀(2号)は135.8万kWから120.6万kWに出力を変更している。

第2節 東日本大震災に伴う東北電力女川原子力発電所の状況

1. 県内の東北地方太平洋沖地震及び巨大津波の概要

平成23年3月11日14時46分頃、三陸沖を震源（震源の深さ24km）とするマグニチュード（M）9.0の地震が発生した。この地震は、国内観測史上最大規模であり、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県34市町で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。

本地震により、東北地方太平洋沿岸をはじめとした全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。

また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを越える津波の痕跡が確認されている。

この巨大津波によって、東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生し、県内においては浸水面積が284平方キロメートルに達した。

表2-1 県内で震度6弱以上を観測した地域

震度	市 区 町 村
7	栗原市
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町、美里町
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町(現：富谷市)、南三陸町

2. 東北地方太平洋沖地震時の女川原子力発電所の状況

平成23年3月11日に発生した地震は、女川原子力発電所においては震度6弱であった。津波は約13メートルに達したが、海面から13.8メートル¹の高さに発電所を建設していたため、津波による発電所への大きな影響はなかった。

地震発生前の各号機の状況は、1号機及び3号機が定格熱出力運転中、2号機は定期検査中であり14時から原子炉起動中であったが、地震直後に全号機とも設計どおり自動停止した。2号機は自動停止直後に、1号機と3号機も翌日未明

¹ 女川周辺の地盤沈下量（約1メートル）を考慮した値

には安全な状態である 100℃未満の「冷温停止」となった。

なお、地震及び津波による影響では、1号機の重油貯蔵タンクの倒壊、高圧電源盤の火災損傷、2号機の非常用ディーゼル発電機の一部機能喪失等の被害があったが、原子炉の冷温停止に影響を与えるものではなく、安全上の問題はなかった。

表 2-2 東日本大震災時のプラント状況

		1号機		2号機		3号機	
地震発生前		運転中		起動中 (第 11 回定期検査中) 3/11 14:00 起動開始		運転中	
地震発生後	止める	3/11 14:46	自動停止	3/11 14:46	自動停止	3/11 14:46	自動停止
	冷やす	3/12 0:58	冷温停止 (100℃未満)	3/11 14:49	冷温停止 (100℃未満)	3/12 1:17	冷温停止 (100℃未満)
	閉じ込める	排気筒モニタ・各区域の放射線モニタの指示値に異常なし (なお、福島第一原発事故により 3/12 深夜にモニタリングポストの指示値が上昇したため、原子力災害特別措置法第 10 条に基づき関係機関に通報)					

3. 女川原子力発電所での地震の観測結果

1号機から3号機の原子炉建屋で観測された最大加速度値は、基準地震動 Ss^2 に対する最大応答加速度値を一部上回ったものの、ほぼ同等であった。本震時に取得された敷地地盤の地震計による解放基盤表面相当位置(O.P.-8.6m)の地震観測記録について、はぎとり解析を実施した結果、短周期で揺れが大きくなり、はぎとり解析の実施前と同様、基準地震動 Ss を一部の周期帯で上回ることが確認された。地震観測記録に基づき地震応答解析を実施し、1号機から3号機の原子炉建屋の耐震壁の変形および各階毎の耐震壁に作用したせん断力を評価した結果、各々の原子炉建屋の機能が維持されていることを確認された。

² 基準地震動 Ss は、「解放基盤表面」における設計用の基準地震動として定義される。

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成 18 年 9 月、原子力安全委員会制定）によれば、解放基盤表面とは、「基準地震動を策定するために、基盤面上の表層や構造物が無いものとして仮想的に設定する自由表面であって、著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な広がりを持って想定される基盤の表面をいう。ここでいう『基盤』とは、概ねせん断波速度 $Vs=700m/s$ 以上の硬質地盤であって、著しい風化を受けていないものとする。」とされている。

女川原子力発電所においては、解放基盤表面は、発電所の地下 O.P.-8.6mに定義されている(O.P.: 女川原子力発電所工事用基準面(東京湾平均海面の下方 0.74m))。観測値から、「はぎとり波」を求めるための解析を「はぎとり解析」という。「はぎとり波」とは、実測された地震動観測値を用いて求めた解放基盤表面の地震動のことであり、基準地震動 Ss と直接比較することができる。

第3節 女川原子力発電所2号機の再稼働

1. 女川原子力発電所2号機再稼働に係る地元同意の流れについて

女川原子力発電所2号機の再稼働に関して、いわゆる地元同意には、大きく2つの手続きがあった。

1つは、県、女川町及び石巻市が東北電力と締結した安全協定に基づく「事前協議」に関する手続きで、もう1つは、経済産業大臣から知事に行われた、女川原子力発電所2号機の再稼働を進める政府の方針に対する「理解確保の要請」である。

2. 安全協定に基づく事前協議への対応

(1) 新規規制基準の施行

平成23年3月11日に発生した福島第一原発の事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会は平成25年7月8日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく原子力施設に関する新規規制基準を施行し、適合性審査を開始した。

新規規制基準は、従来の規制基準と比較すると、重大事故の発生を防止するために、地震・津波の想定手法の見直しや火山・竜巻・森林火災の想定を追加するなど大規模な自然災害への対応強化や、火災・内部溢水・停電などへの耐久力向上が求められた。また、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策などの重大事故が発生しても対処できる設備・手順の整備が要求されるとともに、意図的な航空機衝突への対応などのテロ対策も新設された。

(2) 関係自治体の対応等

新規規制基準の施行に伴う女川原子力発電所2号機の施設の変更は、安全協定12条に該当することから、関係自治体は平成25年12月26日に東北電力から事前協議を受けた。

また、東北電力は、原子力規制委員会に対し、平成25年12月27日に原子炉設置変更許可申請を行った。

この事前協議については、科学的・工学的に専門性が高いことから、回答するに当たり、参考とする意見を専門家から聴取するため「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」（以下「安全性検討会」という。）を設置した。

安全性検討会では、女川原子力発電所2号機に係る「東日本大震災後の施設の健全性」と「新規規制基準に適合することにより向上する安全性」について具体的に確認するため、構成員及び事務局が疑問に思う項目を論点とし、論点ごとに東北電力等から説明を受けながら、検討を行った。

平成26年11月から令和2年3月にかけて全24回の会合開催等を経て、第24回会合において、座長から立地自治体に対し報告書が提出され、「東日本大震災後の施設の健全性」や「新規制基準に適合することにより向上する安全性」を否定する意見は出されなかった。

また、原子力規制委員会では、原子炉設置変更許可申請を受け、原子炉等規制法の基準に適合しているとして、令和2年2月26日に許可を行った。

平成25年12月26日に受けた事前協議について、原子力規制委員会による審査結果及び安全性検討会で得られた専門家からの参考意見を踏まえ、運転に求められる安全性が確認できたものと判断した。

(3) 事前協議への回答

令和2年11月11日に実施した知事、女川町長及び石巻市長による三者会談において、東北電力に対する、講ずべき対策の要請の実施に併せ、また、それぞれ立地自治体自らもしっかりと対策を行うことも確認し、了解することで意見が一致し、11月18日に東北電力に対して、それぞれ回答を行った。

第2章 東北電力女川原子力発電所の概要

表 2-3 事前協議に関する主な経緯

年月日	できごと
平成24年 9月19日	原子力規制委員会発足
平成25年 7月 8日	改正原子炉等規制法の施行
平成25年12月26日	東北電力が関係自治体に原子炉施設の変更に関して事前協議
平成25年12月27日	東北電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請 (同日に工事計画認可申請書、原子炉施設保安規定変更認可申請書を提出)
平成26年 1月16日	原子力規制委員会による新規規制基準適合性に係る審査会合開始
平成26年10月16日	県が安全性検討会を設置
平成26年11月11日	第1回安全性検討会の開催
平成29年 8月10日	基準地震動について、審査会合において概ね妥当な検討がなされたと評価
令和元年 9月19日	東北電力は原子力規制委員会に原子力設置変更許可申請書の補正書を提出
令和元年11月 6日	東北電力は原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書の補正書を提出
令和元年11月19日	東北電力は原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書の補正書を提出
令和元年11月27日	原子力規制委員会において審査書(案)が了承される
令和元年11月28日	原子力規制委員会において審査書(案)に対するパブリックコメントを募集
令和元年12月20日	原子力委員会委員長が原子力規制委員会に設置変更は妥当な旨の答申
令和元年12月20日	経済産業大臣が原子力規制委員会に設置変更は妥当な旨の答申
令和 2年 2月 7日	東北電力は原子力規制委員会に原子力設置変更許可申請書の補正書を提出
令和 2年 2月26日	原子力規制委員会が原子力設置変更許可申請書に対する許可
令和 2年 7月29日	第24回安全性検討会の開催(会議終了)
令和 2年 8月 6日	知事、女川町長及び石巻市長による女川原子力発電所の視察
令和 2年 8月28日	関係自治体による安全性検討会における構成員からの意見に係る事業者の対応状況確認調査
令和 2年11月11日	知事、女川町長及び石巻市長による三者会談
令和 2年11月18日	事前協議への回答

第2章 東北電力女川原子力発電所の概要

表2-4 女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会の開催実績

回	開催年月日	議題
第1回	平成26年11月11日	女川原子力発電所の概要及び東日本大震災時の対応状況 他
第2回	平成26年12月24日	東日本大震災の津波の調査結果 他
第3回	平成27年 2月10日	地震後の設備健全性確認点検記録の不備 他
第4回	平成27年 4月23日	炉内の点検結果について 他
第5回	平成27年 5月20日	炉内の点検結果について 他
第6回	平成27年 7月29日	内部溢水に対する影響評価及び防護対策 他
第7回	平成27年 8月20日	内部火災及び外部火災に対する対策の概要 他
第8回	平成27年11月18日	安全施設の設計時に考慮すべき自然現象 他
第9回	平成28年 5月26日	地震後の設備健全性確認点検記録の不備 他
第10回	平成28年 9月 8日	モニタリング設備 他
第11回	平成29年 3月24日	地震後の施設健全性確認手法及び点検・評価結果 他
第12回	平成29年 6月30日	基準津波 他
第13回	平成29年11月 1日	基準地震動 他
第14回	平成30年 6月 1日	基準地震動、運転停止中の原子炉における燃料損傷防止 他
第15回	平成30年 6月15日	緊急時対策所、炉心損傷防止（津波PRA） 他
第16回	平成31年 4月23日	竜巻、火山、緊急時対策所
第17回	令和元年 6月 7日	制御室、炉心損傷防止
第18回	令和元年 8月 2日	炉心損傷防止、耐津波設計方針 他
第19回	令和元年 8月30日	格納容器破損防止、制御室、緊急時対策所
第20回	令和元年10月11日	地震後の設備健全性確認炉内点検、耐震設計方針 他
第21回	令和元年10月23日	格納容器破損防止 他
第22回	令和 2年 2月 7日	格納容器破損防止 他
第23回	令和 2年 3月23日	新規制基準適合性審査申請について（審査結果） 他
第24回	令和 2年 7月29日	女川原子力発電所2号機の安全性に関する意見について

3. 理解確保の要請への対応

(1) 理解確保の要請

原子力規制委員会が、東北電力からの申請により、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づき、令和2年2月26日に女川原子力発電所2号機にかかる発電用原子炉設置変更許可を行った。

これを受け、政府が女川原子力発電所2号機の再稼働を進める方針を決定し、経済産業大臣から本県に対し、3月2日に政府の方針である「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の再稼働に向けた政府の方針について」に対する理解確保の要請が行われた。

(2) 要請への回答に係る対応

この要請に回答するに当たり、県では、住民説明会を開催し、原子力発電所の再稼働の必要性だけでなく、原子力発電所の安全性や原子力災害時における緊急時の対応などの政府の方針について説明を伺った上で、立地自治体のほか、県内の市町村長や県議会などの意見を伺い、総合的に判断していく方針とした。

この方針の下、住民説明会（県内7箇所開催）、宮城県市町村長会議、県・立地自治体議会での意見等を踏まえ、令和2年11月11日に知事、女川町長及び石巻市長による三者会談を実施し、要請に対して了解することで合意した。

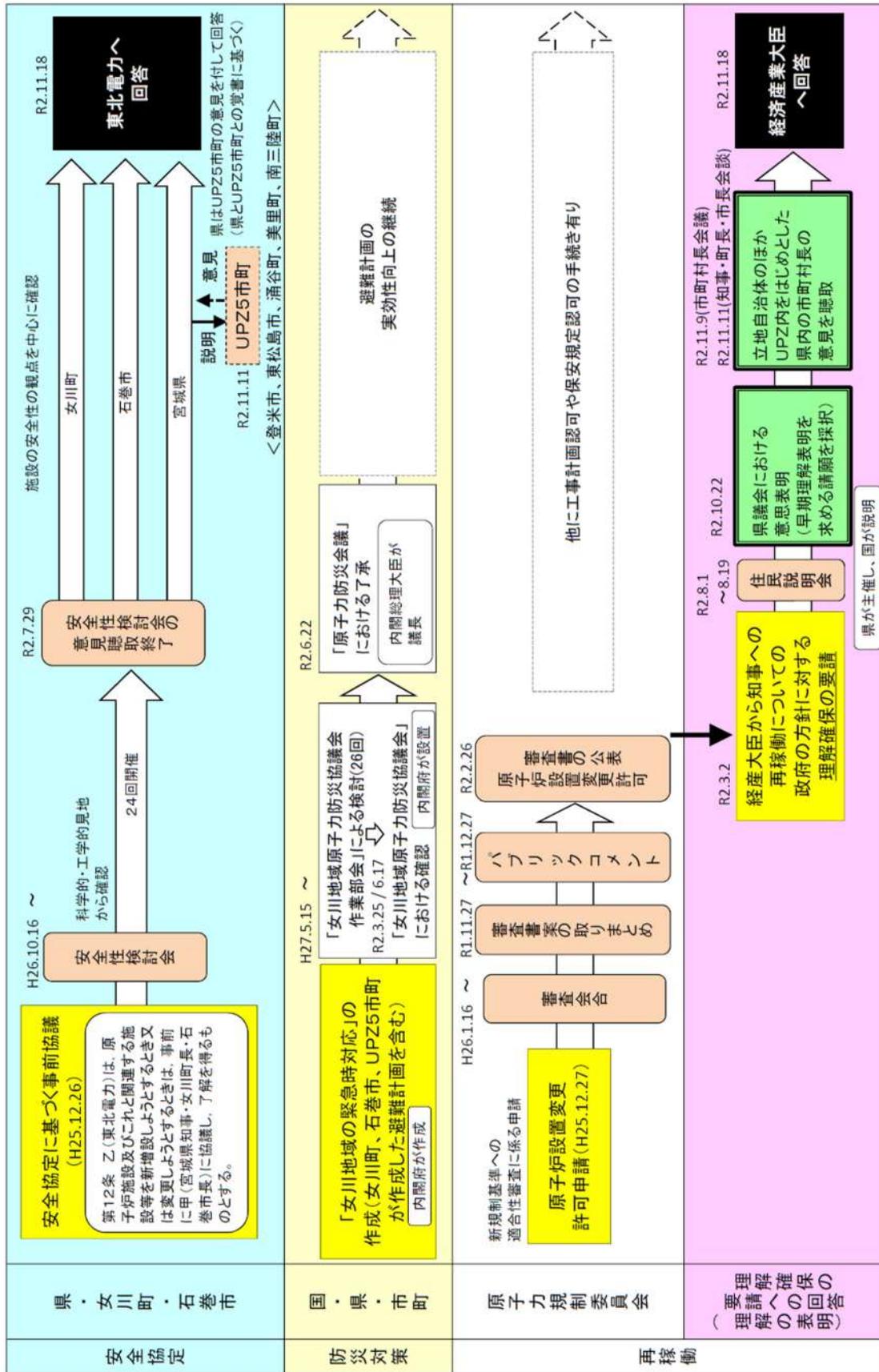
(3) 理解確保の要請への回答

令和2年11月18日に梶山経済産業大臣と会談し、女川原子力発電所2号機の再稼働に係る政府方針への理解の要請に対して、了承する旨の回答文書を大臣に手渡し、回答に併せて、エネルギー政策や原子力発電所の再稼働の必要性について、県民にわかりやすくかつ丁寧に説明することや、持続可能なエネルギー政策を示すこと等を要請した。

表 2-5 理解確保の要請に関する主な経緯

年月日	できごと
令和2年2月26日	原子力規制委員会が原子力設置変更許可申請書に対して許可
令和2年3月2日	東北電力女川原子力発電所2号機の再稼働へ向けた政府の方針が示される（理解確保の要請）
令和2年8月1日	女川原子力発電所に関する住民説明会を開催（全7回）
令和2年10月22日	県議会が再稼働にかかる早期理解表明に関する請願を採択
令和2年11月9日	宮城県市町村長会議を開催
令和2年11月11日	知事、女川町長及び石巻市長による三者会談
令和2年11月18日	理解確保の要請へ回答

図2-1 女川原子力発電所2号機再稼働に係る流れについて



4. 東北電力における再稼働への対応

(1) 新規規制基準への対応

東日本大震災後、東北電力では福島第一原発事故を踏まえた緊急安全対策として、海水ポンプが浸水した場合等に備えた資機材の配備や防潮堤の設置等の対策を行った。

平成25年7月の新規規制基準施行に伴い、原子力発電所の安全性を高めるために必要な安全対策について、平成25年5月から安全対策工事を開始した。

また、東北電力は、原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定に基づき、平成25年12月27日付けで設計及び工事の計画の認可（以下、「設工認」という。）申請（令和2年5月29日、令和2年9月30日、令和2年11月30日、令和3年2月19日、令和3年11月24日及び令和3年12月10日付けで一部補正）及び保安規定変更認可申請（令和4年6月30日、令和5年1月20日、令和5年2月3日付けで一部補正）を行い、原子力規制委員会は、令和3年12月23日に設計及び工事の計画の認可及び令和5年2月15日に保安規定変更認可をした。

令和6年5月27日、約11年を要した安全対策工事が完了した。

(2) 安全対策工事完了後から営業運転再開までの対応

安全対策工事の完了後は、大規模な自然災害や重大事故発生時の対応力の維持向上を目的とした、各種訓練を行い、令和6年9月3日から9日にかけて、2号機原子炉建屋内の使用済み燃料プールに貯蔵している燃料を原子炉に装荷する燃料装荷を行った。

その後、燃料装荷後に行われる各種検査・点検等を行い、同年10月29日には原子炉から制御棒を引き抜き、原子炉起動を行った。原子炉起動後、10月30日には核分裂反応が安定して継続する臨界状態に至ったことを確認した。

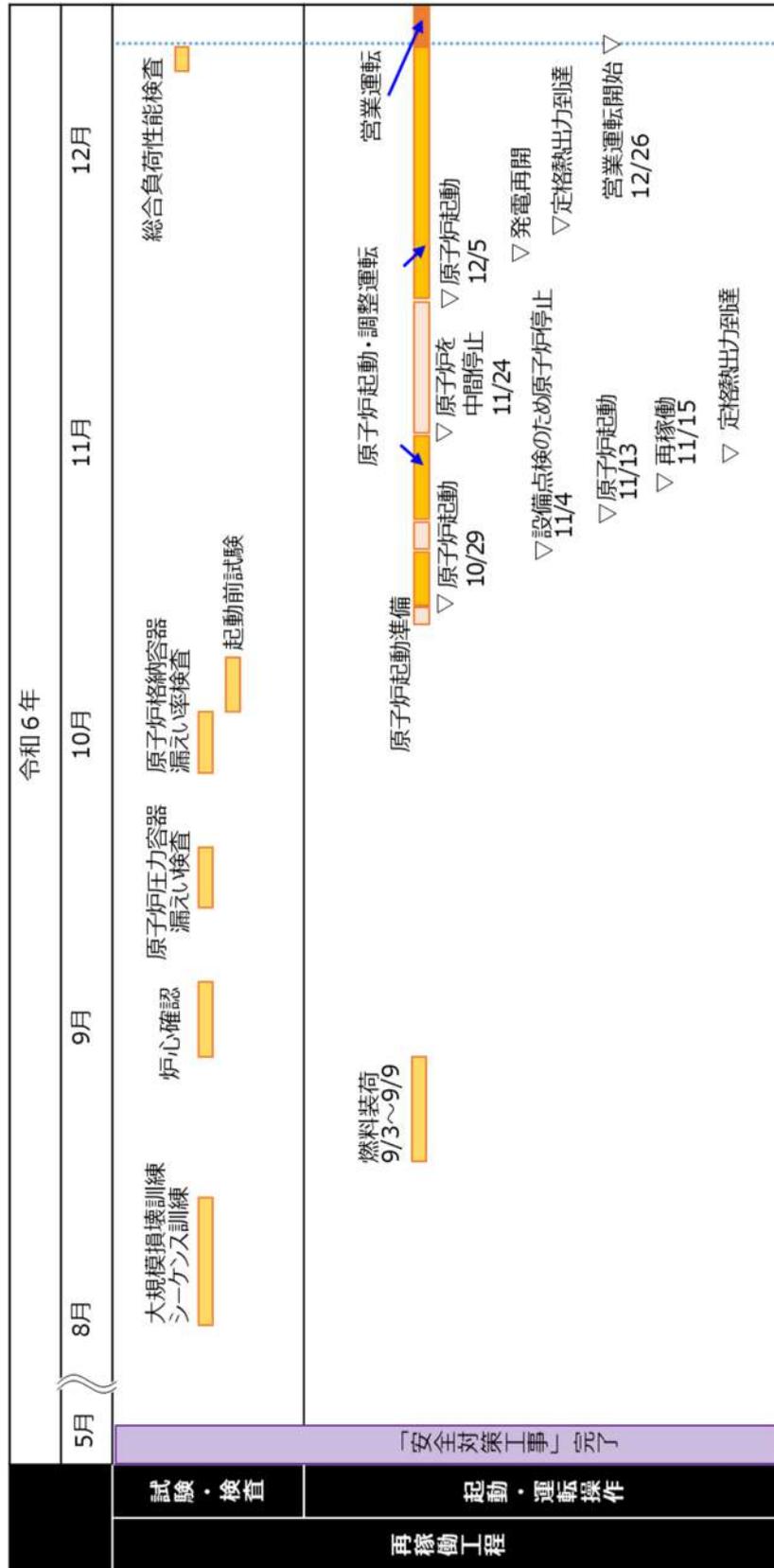
臨界到達後、11月15日には発電を再開する再稼働を行った。11月21日には定格熱出力に到達したが、東北電力では13年ぶりの再稼働となることから、慎重に作業を進めるため、11月24日には一度原子炉を停止し、検査・点検を行った。

検査・点検後、12月5日には再び原子炉を起動し、12月25日から東北電力が行う使用前事業者検査における最終検査である、総合負荷性能検査を実施した。

総合負荷性能検査の結果は原子力規制委員会による使用前確認を受け、12月26日に原子力規制委員会から東北電力に対し、使用前確認証が交付された。

同日、東北電力では女川原子力発電所2号機の営業運転を再開した。

図2-2 女川原子力発電所2号機の再稼働工程



第 4 節 女川原子力発電所 2 号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について

1. 経緯

我が国では、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。発電所で発生した使用済燃料は再処理されるまでの間、安全に管理・貯蔵する必要があるため、使用済燃料を貯蔵する方法として、水の入ったプールの中に貯蔵する方式（湿式）と鋼鉄製容器に入れて貯蔵する方式（乾式）の二種類がある。

東北電力は、2 号機の再稼働に伴い、使用済燃料プールの容量が、再稼働から 4 年程度で管理容量に達するため、使用済燃料を発電所から搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設として使用済燃料乾式貯蔵施設（以下「乾式貯蔵施設」という。）を設置することとし、令和 6 年 2 月 27 日に県、女川町及び石巻市に対し、安全協定に基づく事前協議の申し入れを行い、翌 28 日に原子炉等規制法に基づき原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出した。

県、女川町及び石巻市では、乾式貯蔵施設の安全性について、安全協定に基づく立入調査、運用中の乾式貯蔵施設及び東北電力が申請した使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「乾式貯蔵容器」という。）と同型の乾式貯蔵容器を製造しているメーカーを訪問し、調査を行った。また、使用済燃料を一時的に貯蔵するための施設であることについて、国が示した第 7 次エネルギー基本計画において「使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出する方針」とされていることや東北電力における使用済燃料への対応方針を確認した。

令和 7 年 5 月 28 日には原子力規制委員会により乾式貯蔵施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可がなされ、令和 7 年 7 月 29 日に県、女川町及び石巻市は、同施設が使用済燃料を一時的に貯蔵するための施設であることを前提に事前了解を行った。また、使用済燃料対策は国及び事業者が一体となって、必ず成し遂げることが大前提であることから、同年 7 月 31 日には知事、女川町長、石巻市長の連名で経済産業大臣に対し、女川原子力発電所における使用済燃料対策の推進に向けた要請を行った。

2. 使用済燃料乾式貯蔵施設の概要

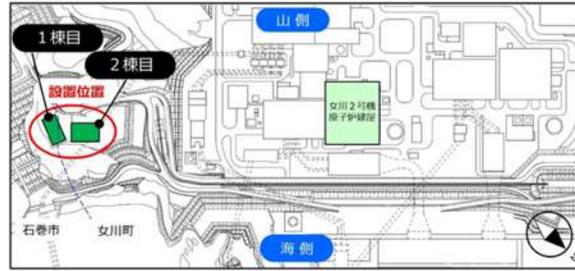
東北電力の設置する乾式貯蔵施設は、女川原子力発電所 2 号機の使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を、「乾式貯蔵容器」と呼ばれる金属製の丈夫な容器に収納し、発電所敷地内の高台に設置する「使用済燃料乾式貯蔵建屋」（以下、「乾式貯蔵建屋」という。）で貯蔵する施設である。乾式貯蔵施設では、使用済燃料を水や電気を使用せず、空気の自然対流で冷却する方式を採用している。

使用済燃料を収納する「乾式貯蔵容器」は、円筒形の金属製容器で、横置きに設置して貯蔵される。また、地震や竜巻などの自然現象で乾式貯蔵建屋に損傷が生じた場合においても、安全機能を維持できる設計とされており、使用済燃料を発電所から搬出する際も、輸送船専用の容器に詰め替えることなく使用することができる、「輸送・貯蔵兼用」となっている。

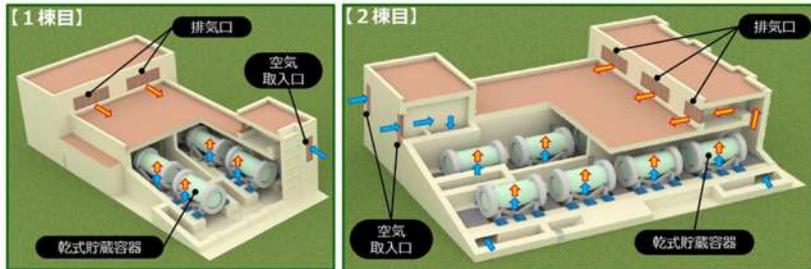
図2-4 使用済核燃料乾式貯蔵施設の概要

【乾式貯蔵施設の設置位置】

- ▶ 乾式貯蔵建屋の1棟目を海拔38m、2棟目を海拔36mの発電所敷地高台に設置します。



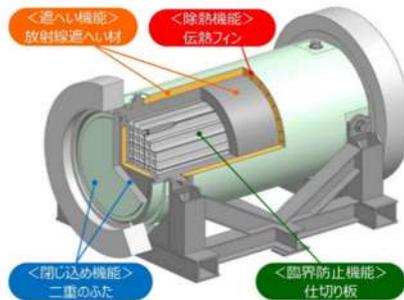
【乾式貯蔵建屋（イメージ図）】



- ▶ 乾式貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート構造とすることで、施設の敷地周辺における放射線量の低減をはかります。

	1棟目	2棟目
構造	鉄筋コンクリート構造 (約40m×約20m・高さ:約10m)	鉄筋コンクリート構造 (約40m×約30m・高さ:約10m)
設置場所	海拔38m	海拔36m
貯蔵容器	最大8基	最大12基
工事着工	2026年5月	2030年8月
運用開始	2028年3月	2032年6月

【乾式貯蔵容器（イメージ図）】



- ▶ 乾式貯蔵容器は、使用済燃料を安全に貯蔵するため、「閉じ込め」「遮へい」「臨界防止」「除熱」の4つの安全機能を備えています。
- ▶ 乾式貯蔵容器には、使用済燃料プールで18年以上にわたって、十分に冷やされた使用済燃料を収納します。

仕様（1基あたり）	
寸法	[全長] 約5.4m [外径] 約2.5m
重さ	約119 t (使用済燃料を収納した状態)
体数	使用済燃料69体を収納

4つの安全機能

閉じ込め機能	二重のふたで密閉し、放射性物質の外部への漏えいを防止します。
遮へい機能	使用済燃料から放出される放射線を、遮へい材により低減させます。
臨界防止機能	仕切り板により、収納する使用済燃料同士の間隔をとることで、臨界（核分裂の連鎖反応）を防止します。
除熱機能	使用済燃料から発生する熱を、伝熱フィン（金属の板）を通して容器表面に伝え、空気の自然対流で冷却します。

引用 東北電力パンフレット「女川原子力発電所2号機の使用済燃料乾式貯蔵施設について」

第5節 女川原子力発電所1号機の廃止措置

1. 経緯

東北電力は、平成30年10月25日に女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、平成30年12月21日をもって運転終了とした。

令和元年7月26日に安全協定に基づく事前協議、また、29日に原子炉等規制法に基づく手続きである廃止措置計画認可申請が行われ、令和2年3月18日に原子力規制委員会により認可され、令和2年5月22日に事前了解した。

表2-7 女川原子力発電所1号機に関する主な経緯

内 容	
昭和45年12月10日	国による女川原子力発電所設置許可
昭和54年12月25日	本格工事着工（原子炉建屋基礎掘削工事開始）
昭和58年10月18日	初臨界
昭和59年6月1日	営業運転開始
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震により運転停止
平成30年10月25日	廃止を決定（営業運転開始から35年目）
平成30年12月21日	運転終了
令和元年7月26日	県、女川町及び石巻市に対し、原子炉施設の変更について安全協定に基づく事前協議
令和元年7月26日	原子力規制委員会に対し廃止措置計画認可申請
令和2年3月18日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
令和2年5月22日	県、女川町及び石巻市が事前了解
令和2年7月28日	廃止措置作業開始

表2-8 発電実績

総発電電力量	830億 kWh ^{※1,2}
設備利用率	67.4% ^{※3}

※1:稼働実績がある平成22年度末までの累計

※2:宮城県内の電力需要（平成29年度実績：144.3億 kWh）の約6年分に相当

※3:稼働実績がある平成22年度末までの平均

2. 廃止措置工程の概要

東北電力は、廃止措置工程を4段階に区分し、約34年をかけて実施するとし、第2段階以降については、第1段階で行う汚染状況の調査結果等を踏まえ、改めて廃止措置計画の変更認可申請を行うとしている。廃止措置において実施する主な作業については以下のとおり。

①燃料搬出

廃止措置計画認可申請時点において、1号機の使用済燃料プールに貯蔵している使用済燃料（821体）は、第2段階の開始までに、3号機の使用済燃料プールへ搬出し貯蔵するか、または再処理事業者に譲り渡す。また、3号機の使用済燃料プールに搬出し貯蔵した使用済燃料は、廃止措置が終了するまでに、再処理事業者に譲り渡す。

廃止措置計画認可申請時点において、すでに2号機および3号機の使用済燃料プールに貯蔵されている1号機の使用済燃料（2号機：95体、3号機：66体）は、廃止措置が終了するまでに、再処理事業者に譲り渡す。

新燃料（41体）は、第2段階の開始までに加工施設へ全量搬出し、加工事業者へ譲り渡す。

②汚染状況の調査

施設周辺の一般公衆および放射線業務従事者の放射線被ばくの低減と、適切な解体撤去方法の策定や放射性固体廃棄物の発生量の正確な評価のために、機器・配管がどれくらい放射性物質に汚染されているかを調査する。

③汚染の除去

作業員の被ばく低減のために、原子炉周りの比較的多くの汚染が想定される機器や配管を対象に、機械や薬品を用いて放射性物質を除去する除染を行う。除染を実施する際は、作業員の被ばく低減に有効とされる範囲を選定した上で行う。

④放射線管理区域外の設備の解体撤去

放射性物質による汚染のない区域に設置されている設備の解体撤去を行う。

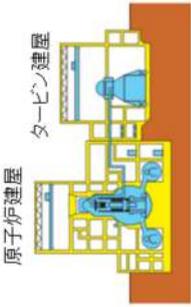
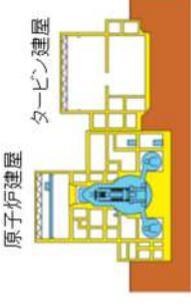
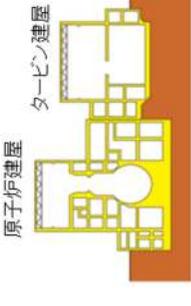
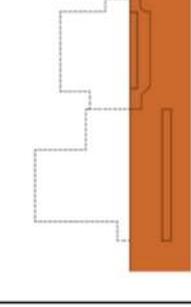
⑤放射性廃棄物の処理処分

廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物および放射性液体廃棄物については、廃棄物の種類や性状等に応じて適切に処理する。また、放射性固体廃棄物については、関係法令および関係告示に基づき、廃棄物の種類に応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

3. 現状

令和2年7月28日から廃止措置作業が開始され、現在、解体工事準備期間として燃料の搬出、汚染状況の調査や汚染の除去、放射性物質による汚染のない区域に設置されている設備の解体撤去等が行われている。

図2-5 廃止措置の工程について

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	解体工事準備期間	原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	原子炉領域設備等 解体撤去期間	建屋等解体撤去期間
	8年(認可～2027年度)	7年(～2034年度)	9年(～2043年度)	10年(～2053年度)
				
廃止措置の 実施区分	①燃料搬出			
	②汚染状況の調査			
	安全貯蔵			
		放射線管理区域内の設備(原子炉領域以外)の解体撤去		
		原子炉領域の解体撤去		建屋等の解体撤去
主な作業		③汚染の除去		
		④放射線管理区域外の設備の解体撤去		
		⑤放射性廃棄物の処理処分		

引用 東北電力ホームページ「女川原子力発電所1号機の廃止措置に関する情報」

(<https://www.tohoku-epco.co.jp/electr/genshi/safety/haishi/info.html>)

第3章 県の原子力安全対策

第1節 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」の概要

女川原子力発電所周辺の地域住民の健康を守り生活環境の保全を図るため、昭和53年度に県と女川町・牡鹿町（現石巻市）はそれぞれ、東北電力との間で安全協定を締結した。

その後、昭和57年2月には、安全協定の実効性を確保するとともに、条文解釈を明確化する改定を行い、昭和57年4月には運用要綱を制定した。また、平成3年10月には、安全協定に基づく通報連絡を「直ちに」、「随時」、「定期的に」の3種類に区分することにより、連絡すべき事項を明確化し、情報伝達の正確化及び迅速化を図った。さらに、平成14年4月には運用要綱を改定し、県が隣接市町（石巻市、河北町、雄勝町（いずれも現石巻市））との連携を強め、協定書の運用にあたる旨を明示するとともに、女川原子力発電所環境保全監視協議会委員等の立入調査への同行を加える等、監視体制の強化を図った。なお、平成17年4月には、石巻市、牡鹿町（現石巻市）、雄勝町（現石巻市）等、1市6町の合併に伴う変更を行っている。

また、同年12月には、発電所の保守運営の状況について、東北電力が積極的に情報公開に努める旨を安全協定に明示し、地域住民との情報の共有を図ることとした。

安全協定の条文は22条からなり、主な内容は図3-1のとおりとなっている。

さらに、東日本大震災後に原子力災害対策重点区域の範囲が拡大され、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone、原子力発電所から概ね30km圏内）の概念が導入されたことから、平成27年4月に、UPZを有する5市町（登米市、東松島市、美里町、涌谷町、南三陸町）と東北電力との間で、「女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書」が県の立会いのもとで締結され、あわせて当該5市町と県との間で『女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書』に係る覚書」が取り交わされた。

このことにより、UPZを有する5市町への通報連絡内容が整理され、確実に行われるようになるとともに、施設等の新增設に対する事前了解については、県が東北電力に対し事前協議の回答をする場合は、あらかじめその内容を各市町に説明し、説明に対する意見の提出が各市町からあった場合は、県はその意見を付して東北電力に回答することとなった。



図 3-1 安全協定の主な内容

第2節 女川原子力発電所環境保全監視協議会

女川原子力発電所環境保全監視協議会（以下「監視協議会」という。）は、安全協定第4条に基づき昭和54年11月に設置された、発電所周辺地域における環境放射能（環境放射線を含む。）及び温排水のモニタリングに係る事項などについて協議する機関である。

監視協議会は、学識経験者、県議会議員、県関係者（副知事、復興・危機管理部長、企画部長、環境生活部長、保健福祉部長、水産林政部長）、関係市町の長及び議会議員、漁協支所の運営委員会委員長、関係市町の推薦者で構成されており、その主な役割は図3-2のとおりとなっている。

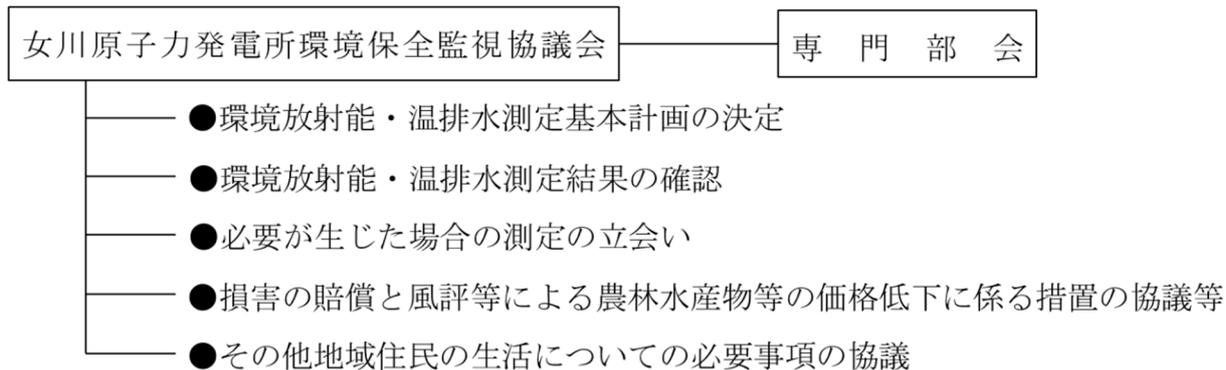


図3-2 女川原子力発電所環境保全監視協議会の主な役割

なお、監視協議会は四半期に一度開催することとしており、女川原子力発電所環境調査測定技術会での環境放射能及び温排水の評価結果を踏まえ、原子力発電所の周辺環境に対する影響の有無について確認を行っている。



図3-3 女川原子力発電所環境保全監視協議会

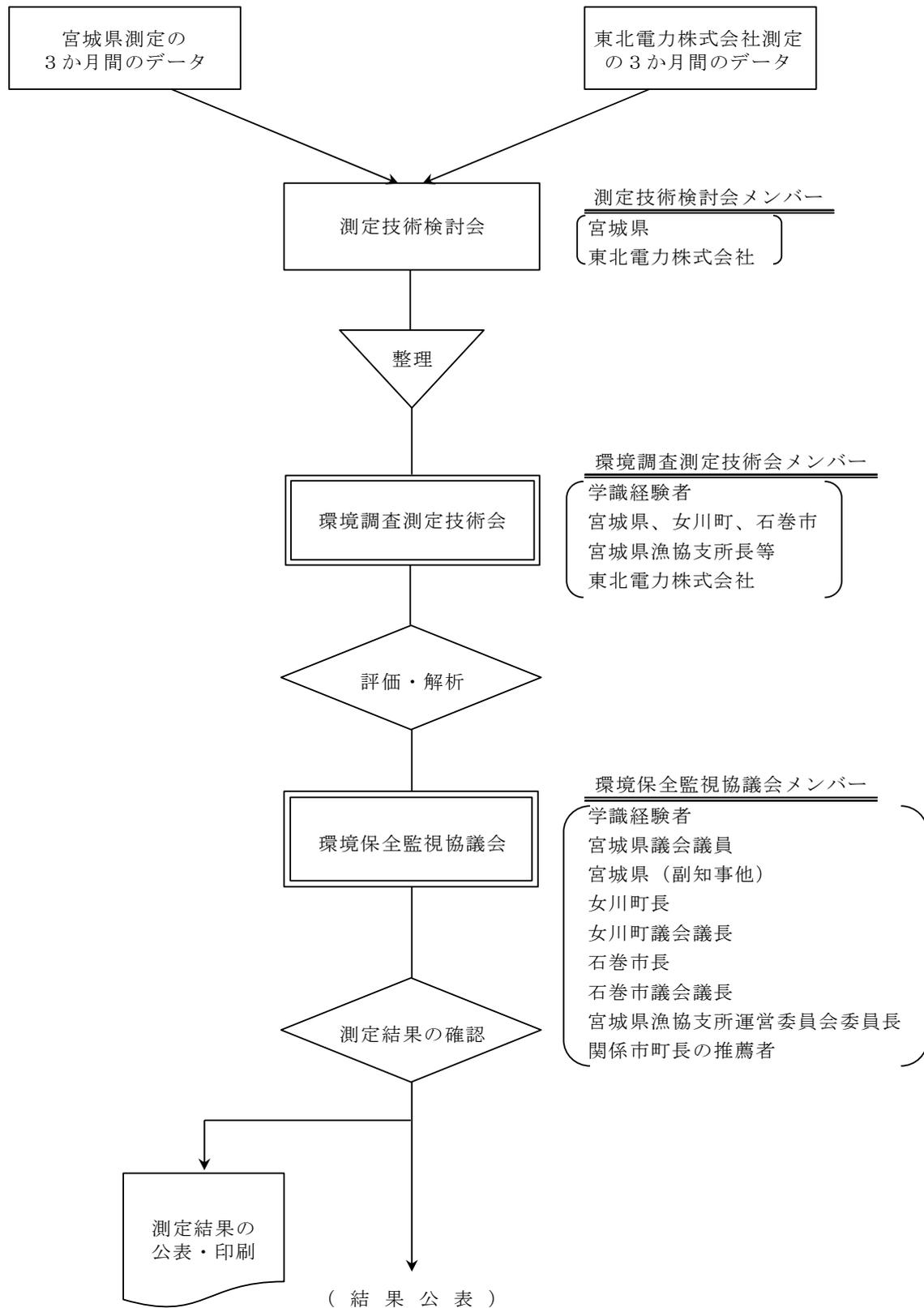


図3-4 測定結果の公表までのフローチャート

第3節 女川原子力発電所環境調査測定技術会

女川原子力発電所環境調査測定技術会（以下「測定技術会」という。）は、安全協定第5条に基づき、環境放射能と温排水の測定結果の評価及び取りまとめと、測定、監視等の実施に係る技術的事項を審議するため設置された機関であり、その主な役割は図3-5のとおりである。

測定技術会は、学識経験者、県・関係市町の職員、発電所周辺の漁協支所長、及び東北電力職員で構成されており、測定結果の評価等のため、監視協議会の開催に先がけて開催している。

女川原子力発電所環境調査測定技術会

- 環境放射能・温排水測定方法の調整
- 環境放射能・温排水測定結果のとりまとめと評価
- 必要が生じた場合の測定の立会い
- その他モニタリングの技術的事項の審議

図3-5 女川原子力発電所環境調査測定技術会の主な役割



図3-6 女川原子力発電所環境調査測定技術会

第4節 環境放射能監視検討会

環境放射能監視検討会（以下「監視検討会」という。）は、監視協議会及び測定技術会における議題等に関連して、特に高度な技術的内容について検討するために設置された機関であり、その主な役割は図3-7のとおりである。

監視検討会の構成員は、監視協議会及び測定技術会の学識経験者の中から議題ごとに選任することとなっている。

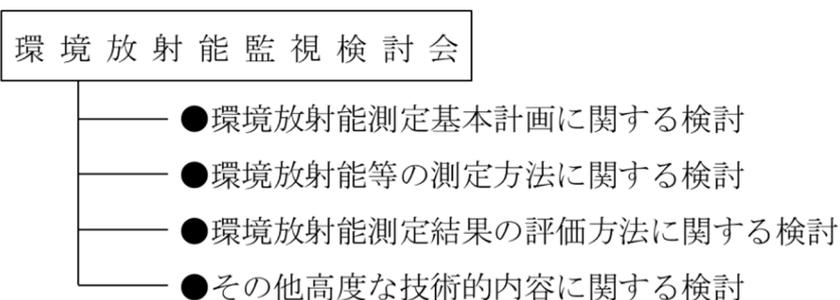


図3-7 環境放射能監視検討会の主な役割



図3-8 環境放射能監視検討会

第5節 立入調査等

安全協定第10条第1項には「甲（県、女川町、石巻市）は、発電所の周辺環境の安全を確保するため必要と認めたときは、乙（東北電力）に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、又は甲の職員に発電所の立入調査をさせることができる。」と定められており、これに基づく立入調査や必要に応じて発電所設備や訓練に係る確認等を実施している。



図3-9 現場調査1



図3-10 現場調査2

第6節 環境放射能調査

1. 概要及び目的

県と東北電力は、周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るため、安全協定に基づき、昭和54年11月に定められた「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」（以下「測定基本計画」という。）に基づき、以下に示す3項目を目的として環境放射能調査を実施している。

- (1) 周辺公衆の線量当量が法令値を十分下回っていることの確認
- (2) 原子力発電所から環境への放射性物質の予期しない放出の監視
- (3) 周辺環境の保全の確認

なお、我々の環境には至るところに放射線が存在し、地球上のあらゆる生物は常にいくらかの放射線被ばくを受けながら生存している。環境中の放射線は図3-12に示すように、天然（自然）のものと人工のものに大別され、さらに種々の起因によるものに分類される。平成23年3月の福島第一原発事故では多量の放射性物質が環境に放出され、宮城県においても空間放射線量が上昇したが、その後、低下の傾向を示している。

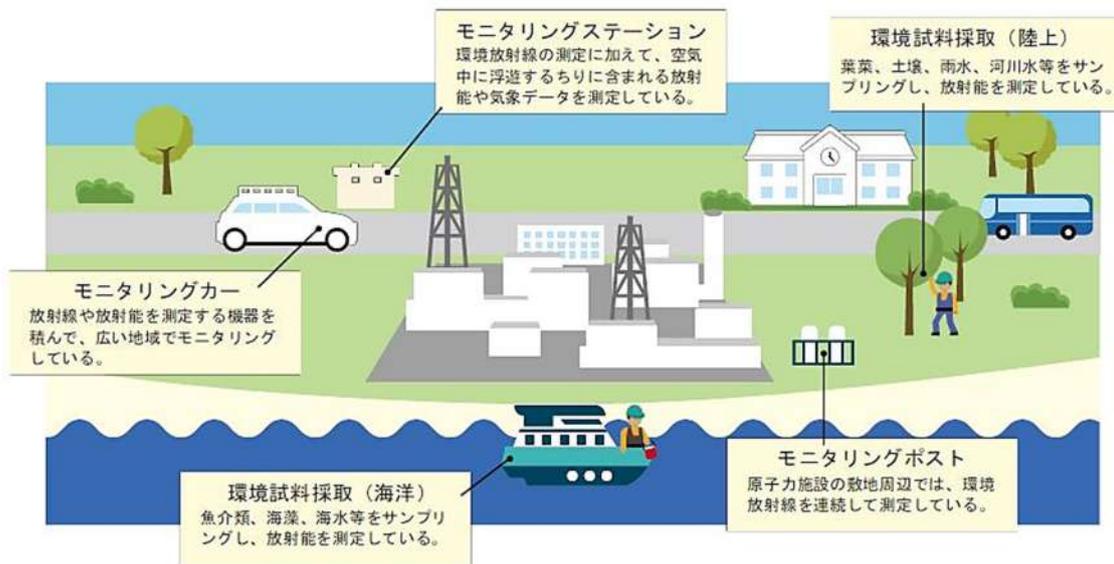


図3-11 原子力発電所周辺の環境放射能調査概要図

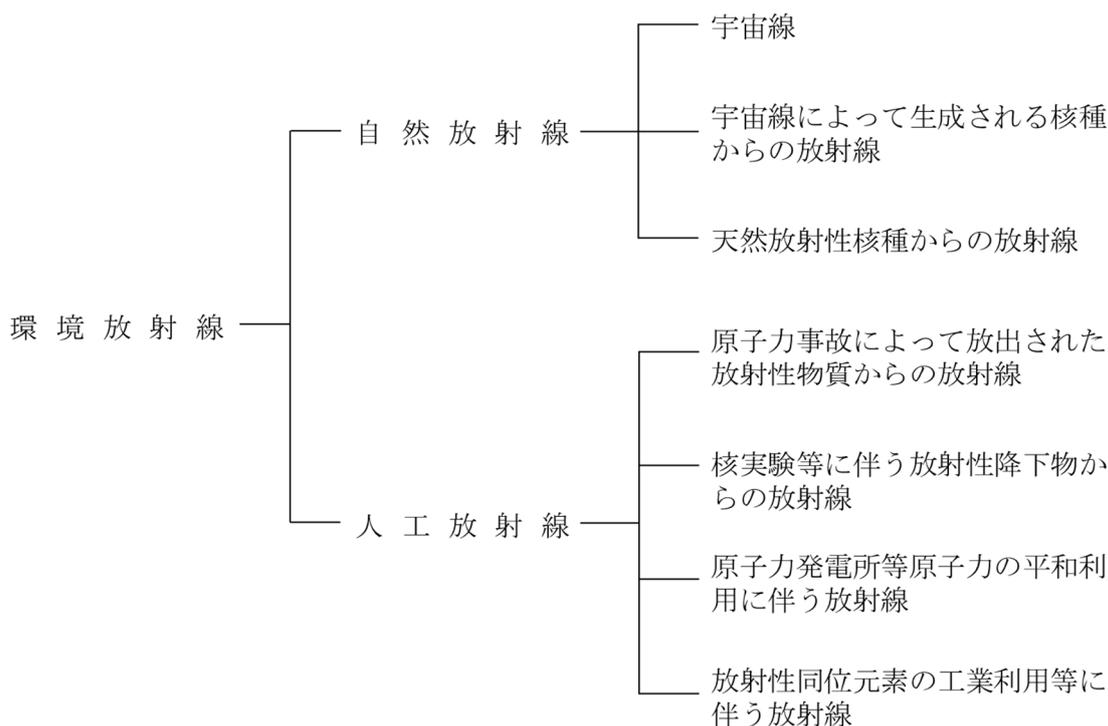


図 3-12 環境放射線の種類

2. 環境放射線・放射能監視体制

県では、昭和56年4月に女川町内に「原子力センター」を設置し、女川原子力発電所周辺の環境放射線及び環境放射能の測定・監視を行ってきたが、東日本大震災により原子力センター及び一部のモニタリングステーション¹が被災し滅失した。現在、原子力センターは「環境放射線監視センター」として仙台市宮城野区に再建され、平成27年4月より監視業務を行っている。また、滅失したモニタリングステーション4か所を従前の設置場所周辺の高台等に再建し、モニタリングステーション11か所（県7か所、東北電力4か所）において、空間ガンマ線を連続で測定・監視している。なお、平成24年度には、UPZ内10か所に広域モニタリングステーションを設置し、監視体制を強化している。

令和7年4月時点における環境放射線の監視体制を、図3-13及び表3-1に示す。

また、モニタリングステーション及びモニタリングポイント²32か所（県19か所、東北電力13か所）において、3か月間の積算線量を測定している。なお、国の測定に係る方針の変更（平成30年4月「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」制定）等の理由により、令和8年3月で、3か月間の積算線量の測定を終了する。

環境放射能の測定体制については、図 3-14 及び表 3-2 に示すように、降下物

¹ 空間放射線の連続測定機能に加えて、ダストサンプラや気象要素の測定機器を備えた野外測定設備

² 積算線量計を備えた野外測定設備

第3章 県の原子力安全対策

や種々の環境試料中の放射性物質の種類と濃度を測定し、人工放射性核種の分布状況、濃度の推移等を把握することにより、同発電所周辺環境の保全の確認を行っている。



図 3-13 女川原子力発電所周辺の環境放射線監視体制

表 3-1 モニタリングステーションにおける測定項目

	設置者	ガンマ線量率	空間ガンマ線スペクトル	ガンマ線積算線量	風向・風速	浮遊じん	感雨・降水量	土壌水分	気温	日射量	放射線量
女川 M S	宮城県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
飯子浜 M S	宮城県	●	●	●	●	● (ダストモニタ)					
小屋取 M S	宮城県	●	●	●	●	(●)	●				
寄磯 M S	宮城県	●	●	●	●	●	●				
鮫浦 M S	宮城県	●	●	●	●	● (ダストモニタ)	●				
谷川 M S	宮城県	●	●	●	●						
萩浜 M S	宮城県	●	●	●	●		●				
塚浜 M S	東北電力	●	●	●	●	●					
寺間 M S	東北電力	●	●	●	●	●	●				
江島 M S	東北電力	●	●	●	●	●	●				
前網 M S	東北電力	●	●	●	●	●					
石巻稲井 M S	宮城県	●			●		●				
雄勝 M S	宮城県	●			●		●				
河南 M S	宮城県	●			●		●				
河北 M S	宮城県	●			●		●				
北上 M S	宮城県	●			●		●				
鳴瀬 M S	宮城県	●			●		●				
南郷 M S	宮城県	●			●		●				
涌谷 M S	宮城県	●			●		●				
津山 M S	宮城県	●			●		●				
志津川 M S	宮城県	●			●		●				

注1. MS:モニタリングステーション
 注2. 浮遊じんは、試料の採取のみ行う。
 注3. 浮遊じんの欄の(●)は、異常時対応として行う。

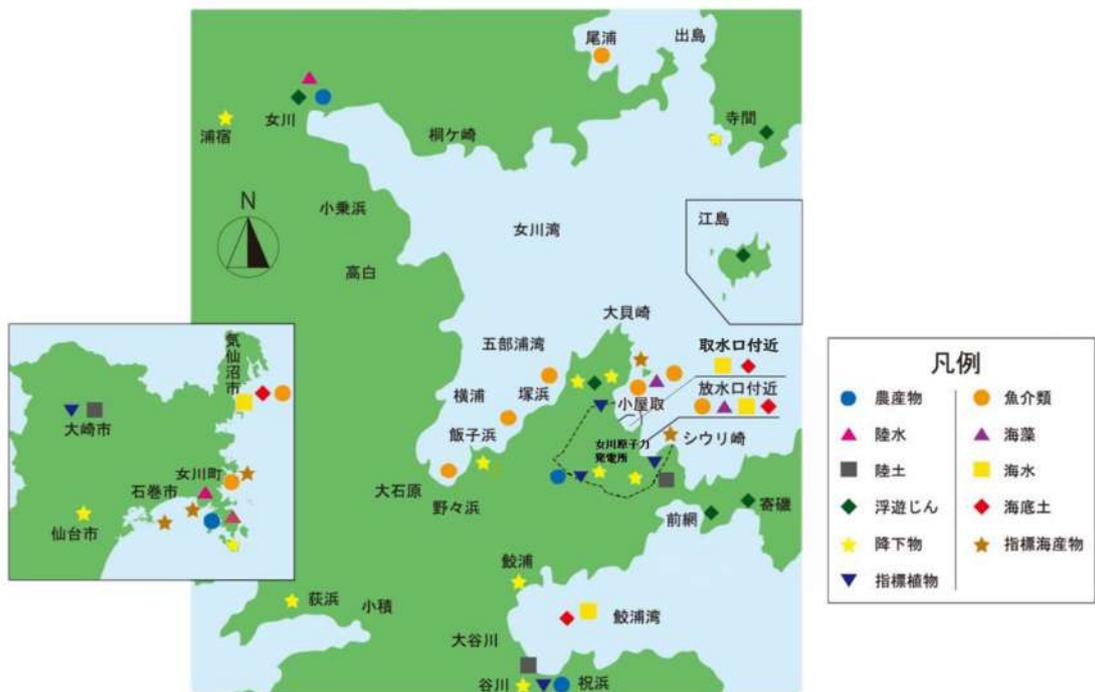


図 3-14 環境試料採取地点

第3章 県の原子力安全対策

表3-2 環境放射能調査計画

区分	対象物または測定項目	試料名	実施者	地点数	頻度または回数/年	年間測定回数または試料数 ^{注1} /年	測定または採取地点名	採取時期	備考	
環境放射線	ガンマ線量率	宮城県	7	連続測定			女川、飯子浜、小屋取、寄磯、鮫浦、谷川、荻浜	—	モニタリングステーション	
		東北電力	4	連続測定			塚浜、寺間、江島、前網	—		
		宮城県	24	4	96	コバルトライン入口、ほか	—	移動観測車		
		東北電力	17	4	68	野々浜県道交差点、ほか	—			
	積算線量	宮城県	19	4	76	出島、ほか	—	モニタリングポイント(モニタリングステーションを含む)		
	海水(放水)中の全ガンマ線計数率	東北電力	3	連続測定			発電所1～3号機放水口付近の陸上	—	放水口モニター	
大気中の放射性物質	全アルファ放射能濃度	宮城県	2	連続測定			飯子浜、鮫浦	—	モニタリングステーション	
	全ベータ放射能濃度									
陸上試料	農産物	精米	宮城県	1	1	(1) 1	谷川浜	収穫期		
			東北電力	1	1	(1) 1	大原浜	収穫期		
		大根	根	宮城県	2	1	2	女川浜、小淵浜	収穫期	
			葉	宮城県	2	1	2			
			葉	東北電力	1	1	1	付替県道	収穫期	
	陸水	水道原水	宮城県	2	2	[4] 4	女川浜、前網	7、1月		
			東北電力	1	4	[2] 4	針浜	毎四半期		
			宮城県	2	1	2	谷川浜、*大崎市岩出山	6月		
	陸土	未耕土	東北電力	1	1	(1) 1	牡鹿ゲート付近	12月		
			宮城県	2	12	24	モニタリングステーション(女川、寄磯)	毎月		
	浮遊じん	浮遊じん	東北電力	2	12	24	モニタリングステーション(塚浜、前網)	毎月		
			東北電力	2	4	8	モニタリングステーション(寺間、江島)	毎四半期		
			宮城県	2	12	24	女川町浦宿浜 *仙台市宮城野区幸町	毎月		
	降下物	雨水、ちり	東北電力	3	4	12	飯子浜、鮫浦、谷川浜	毎四半期		
			東北電力	2	12	24	小屋取、牡鹿ゲート	毎月		
			東北電力	2	4	8	塚浜、付替県道	毎四半期		
	指標植物	ヨモギ	宮城県	2	1	(2) 2	谷川浜、*大崎市岩出山	7月		
			東北電力	1	1	(1) 1	付替県道	7月		
		松葉	東北電力	1	4	(1) 4	小屋取	5. 8. 11. 2月		
			東北電力	2	2	4	牡鹿ゲート付近、付替県道	5. 11月		
海洋試料	魚介類	アイナメ	宮城県	1	1	(1) 1	前面海域	漁期		
			東北電力	1	2	(1) 2	前面海域	漁期		
		マガキ	宮城県	4	1	(2) 4	野々浜、尾浦、分浜、*気仙沼(各地先)	漁期		
			東北電力	1	2	(1) 2	飯子浜(地先)	漁期		
		エゾアワビ	宮城県	1	1	1	放水口付近	漁期		
			東北電力	1	1	1	小屋取(地先)	漁期		
	マボヤ	宮城県	2	1	(1) 2	小屋取、塚浜(各地先)	漁期			
		東北電力	1	1	(1) 1	小屋取(地先)	漁期			
	海藻	ワカメ	宮城県	2	1	(1) 2	放水口付近、前面海域	漁期		
			東北電力	1	2	(1) 2	放水口付近	漁期		
海洋試料	海水	表層水	宮城県	1	共沈法 ^{注2} 2 迅速法 ^{注3} 6	[2] 2 6	放水口付近	5.11月 5.8.9.11. 2. 3月		
			宮城県	1	1	[1] 1	鮫浦湾 *気仙沼湾	5.11月 10月		
			東北電力	1	共沈法 4 迅速法 6	(1) [2] 4 6	放水口付近	4. 7. 10. 1月 4. 6. 7. 10. 12. 1月		
			東北電力	1	4	[2] 4	取水口付近	4. 7. 10. 1月		
	海底土	表層土(砂)	宮城県	2	2	4	放水口付近、鮫浦湾	5.11月		
			東北電力	1	1	1	*気仙沼湾	10月		
	海洋試料	アラメ	宮城県	1	2	灰化法 ^{注4} (1) 2 迅速法 ^{注5} 2	(1) 2 2	放水口付近	8. 11月	
				2	2	灰化法 4 迅速法 4	4 4	*対照海域の2地点(北側、西側)	8. 11月	
			東北電力	1	2	灰化法(1) 2 迅速法 2	2 2	前面海域	8. 11月	
				1	2	灰化法 2 迅速法 2	2 2	周辺海域	8. 11月	
指標海産物		エソノネジモク	宮城県	1	2	灰化法(1) 2 迅速法 2	(1) 2 2	放水口付近	5. 2月	
			2	2	灰化法 4 迅速法 4	4 4	*対照海域の2地点(北側、西側)	5. 2月		
		東北電力	1	2	灰化法(1) 2 迅速法 2	(1) 2 2	前面海域	5. 2月		
			1	2	灰化法 2 迅速法 2	2 2	周辺海域	5. 2月		
ムラサキイガイ		宮城県	1	2	2	2	前面海域	4. 10月		
		東北電力	1	2	(1) 2	2	前面海域	7. 1月		
放射能測定試料数合計	宮城県	41			125(10) [7]					
	東北電力	33			137(13) [6]					
関連調査	気象観測	宮城県	7	連続測定			女川、飯子浜、小屋取、寄磯、鮫浦、谷川、荻浜	—	風向・風速ほか(モニタリングステーション)	
		東北電力	4	連続測定			塚浜、寺間、江島、前網	—		

注1 試料数はゲルマニウム半導体検出器による測定試料数を示す。また、Sr-90(ストロンチウム)は〔〕で、H-3(トリチウム)は[]で、それぞれの測定試料数を示す。

注2 AMP-MnO₂(リンモリブデン酸アンモニウム-二酸化マンガン)共沈法による。

注3 試料を乾燥及び灰化して測定する方法による。

注4 マリネリーカーにより、未処理海水を測定する方法による。

注5 試料を生のまま又は乾燥後、粉碎して測定する方法による。

*印は、比較のための対照地点(海域)であることを示す。

3. 環境放射線監視センター

環境放射線監視センターは、東日本大震災前に原子力センターが担っていた女川原子力発電所周辺を対象とした環境放射線・放射能の監視業務に加え、福島第一原発事故により放出された放射性物質の調査への対応など、全県的な環境放射線の監視体制を強化する一環として、仙台市内に整備された。

また、女川原子力発電所において万一の異常事態が発生した場合には、国と連携して、その周辺及び県内各地における環境放射線の監視体制を強化するとともに、放射性物質による汚染状況を迅速に調査する「緊急時モニタリング」を行うなどの事故対応にあたる体制を整備している。

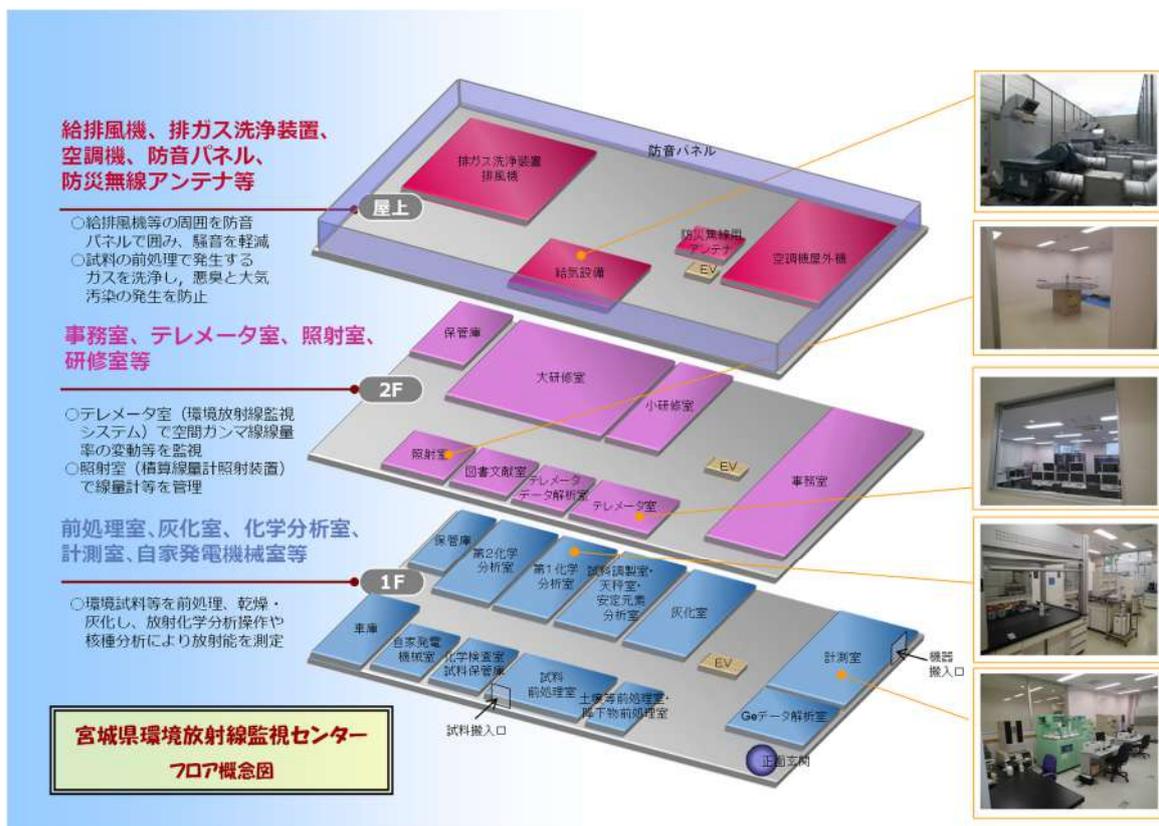
■施設概要

所在地：〒983-0836 宮城県仙台市
宮城野区幸町四丁目7番1-2号
供用開始日：平成27年4月1日
各階概要：下図参照



図3-15 環境放射線監視センター外観

■施設案内図



第4章 原子力防災対策

第1節 国の原子力防災対策の概要

平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原発事故の教訓を踏まえて、原子力災害対策等を見直す必要が生じたことから、国において平成24年6月27日に「原子力規制委員会設置法」を公布して原子力利用における安全の確保を担う原子力規制委員会を設置することとした。

また、同法において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の改正も行い、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を策定することを法定化し、地域防災計画は国の中央防災会議が策定する「防災基本計画」とこの「原子力災害対策指針」に基づき策定・修正することと定められた。

・ 原子力災害対策指針

原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるもの。

・ 防災基本計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。国の災害対策の根幹をなすものであり、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示している。

1. 国における防災体制の整備

従来、我が国では、原子力発電所等の設計、建設、運転の各段階で厳重な安全管理の体制が敷かれており、原子力発電所等の安全性は確保されていたが、アメリカのスリーマイル島（TMI）原子力発電所事故以後、さらに一層の安全性を確認、確保するとの立場から、国において防災体制の見直し、整備が実施された。また、茨城県東海村で起きた核燃料加工施設の事故を踏まえ、国において、原子力安全規制の強化が行われてきた。

しかし、福島第一原発事故により更なる防災体制等の強化が必要となったことから、内閣に原子力防災会議を設置し、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災体制を推進する体制を構築するとともに、独立性の高い原子力規制委員会を発足し、原子力規制体制の更なる強化が図られた。

表4-1 国の防災体制の整備

年	月日	主な出来事
昭和54年	7.12	中央防災会議において「原子力発電所に係る防災対策上当面取るべき措置」が決定された。
昭和55年	6.30	原子力安全委員会は原子力防災対策の技術的、専門的事項に関する報告書「原子力発電所等周辺の防災対策について」を内閣総理大臣に報告した。
	7.31	中央防災会議会長（内閣総理大臣）から上記報告書に関し、各都道府県防災会議会長（都道府県知事）に通知された。
		国関係行政庁等において「原子力発電所等周辺の防災対策について」を反映した防災関係の各種マニュアルが作成され、都道府県等へ送付された。
平成9年	6.	中央防災会議において「防災基本計画」に「原子力災害対策編」が定められた。
平成11年	12.	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」及び「原子力災害対策特別措置法」が制定された。
平成13年	1.	経済産業省に原子力安全保安院が発足し、原子力安全規制の体制が一元化された。
平成24年	6.	「原子力規制委員会設置法」が制定された。この法律の附則で「原災法」が改正され、「原子力災害対策指針」が法定化された。
	10.31	原子力規制委員会において、福島第一原発事故の課題や提言を考慮した「原子力災害対策指針」が策定された。

2. 原子力災害対策指針

指針の主な内容

- ・ 東日本大震災以前は、原子力発電所から概ね半径10kmの範囲を中心に防災対策を準備していたが、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、2つの区域を設定し、重点的に対策を行うこととした。
- ・ 防護措置について、発電所敷地境界の空間放射線量率や計算機等による予測線量で判断していたが、新たに2つの判断基準を導入した。



原子力災害対策重点区域

<予防的防護措置を準備する区域>

-PAZ(Precautious Action Zone)-

放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質放出前の段階からの予防的防護措置を準備する範囲で、原子力発電所から概ね半径5km（女川町及び石巻市（以下「所在市町」という。）の一部が該当）

<緊急防護措置を準備する区域> -UPZ(Urgent Protective action planning Zone)-

放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、後述のEALやOILに基づき緊急防護措置を準備する範囲で、原子力発電所から概ね30km（所在市町、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）の一部が該当）

なお、UPZ内の区域でも、離島部やPAZ内を通過しなければ避難ができない半島部等については、その地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域として配慮するものとしている。

ただし、女川原子力発電所1号機が令和3年5月19日付けで冷却告示の対象施設として追加されたことから、1号機に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域はUPZのみとし、2号機・3号機におけるPAZと同一の範囲とする。

また、PAZ及びUPZの具体的な地域については、関係市町の行政区画を1つの単位とし、市町の実情を踏まえて隣接の行政区も対象としながら指定している。

防護措置の判断基準

<緊急時活動レベル> -EAL (Emergency Action Level)-

- 放射性物質放出前の段階で避難等の予防的防護措置を講ずるための判断基準
- 原子炉の水位や電源の状態等に基づき設定
- 3段階に設定されている施設の緊急性（緊急事態区分）のうち、いずれの段階に属するかを判断し、緊急性に応じた防護措置を開始

表 4-2 EAL の分類

地域防災計画〔原子力災害対策編〕で設定されているEALの分類
原子炉停止機能、原子炉冷却機能（冷却材漏えい）、原子炉冷却機能（給水・注水）、原子炉冷却機能（残留熱除去）、原子炉冷却機能（炉心損傷）、電源供給機能（交流電源）、電源供給機能（直流電源）、原子炉停止中水位、使用済燃料プール水位、格納容器圧力逃がし装置の使用、格納容器機能、放射性物質の閉じ込めに関する機能、原子炉制御室、通信設備、火災又は溢水、外的事象及びその他事象、周辺監視区域放射線量率、周辺監視区域放射性物質濃度等

表 4-3 緊急事態区分

緊急事態区分	概 要	原災法との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	原災法第 10 条
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第 15 条 (原子力緊急事態 宣言)

第4章 原子力防災対策

<運用上の介入レベル> -OIL(Operational Intervention Level)-

- 放射性物質放出後の段階で、主に確率的影響のリスクを低減するための判断基準
- 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の計測可能な値で設定
- 緊急時モニタリング結果などと照らし合わせ、防護措置を実施

表 4-4 運用上の介入レベル

	分類	基準の概要			初期設定値 ¹
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準			500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準			β 線：40,000cpm ² (皮膚から数cmでの検出器の計数率)
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準			20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			0.5 μ Sv/h ⁴ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ⁵
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値。

² 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率

³ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

⁴ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

⁵ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

3. 女川地域の緊急時対応

「緊急時対応」とは、原子力発電所の所在地域ごとに設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体に参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめたものである。

本県においても、女川原子力発電所を対象とした原子力災害が発生した際に国、県及び関係市町等がとるべき住民避難をはじめとする防護措置等について、各主体が作成した地域防災計画及び避難計画等を元に「女川地域の緊急時対応」を取りまとめている。

「女川地域の緊急時対応」は、令和2年3月及び6月に開催された「女川地域原子力防災協議会」において、その内容が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的なものであることが確認され、同年6月に開催された原子力防災会議に報告され、了承された。

また、令和4年2月に実施した国の原子力総合防災訓練、同年10月及び令和5年1月に実施した宮城県原子力防災訓練や最近の状況を踏まえ、令和5年12月に開催された「女川地域原子力防災協議会」において、内容の一部改定を行っている。

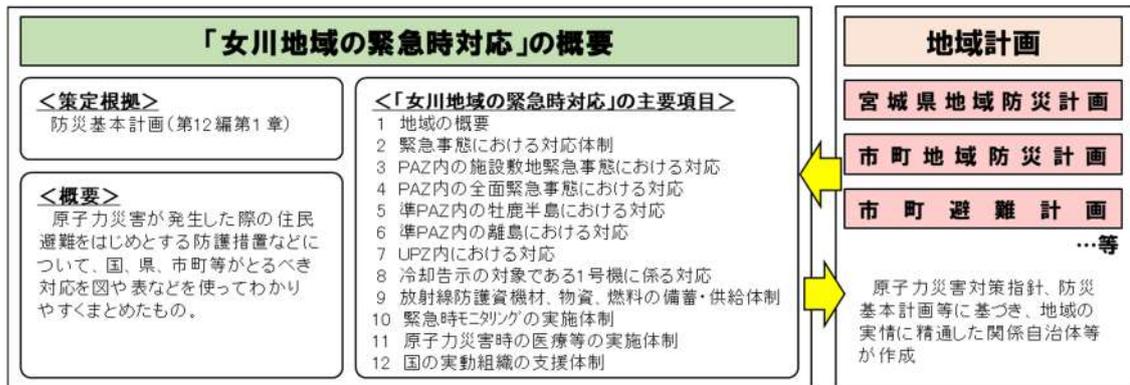


図4-2 「女川地域の緊急時対応」と地域計画との関係

表4-5 女川地域原子力防災協議会の構成員

区分	構成員
構成員	内閣府政策統括官（原子力防災担当）、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官、内閣府大臣官房審議官（防災担当）、警察庁長官官房審議官、総務省大臣官房総括審議官、消防庁国民保護・防災部長、文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）、厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官、農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、経

区分	構成員
	済産業省大臣官房主席エネルギー・地域政策総括調整官、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）、環境省大臣官房審議官、防衛省大臣官房審議官、宮城県副知事
オブザーバー	女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、東北電力株式会社

※協議会の事務局は内閣府が行う。

第2節 県の原子力防災体制

女川原子力発電所において、万一災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、県及び関係市町は、それぞれの地域防災計画に基づき、原子力災害の被害の軽減及び災害発生後における緊急事態応急対策の迅速な実施のため、必要な配備体制を取ることとしている。併せて、国や県、関係市町、防災関係機関等が一堂に会して情報を共有し、相互に協力して迅速に防災対策を行う原子力災害合同対策協議会へ要員を派遣することとしている。

原子力災害合同対策協議会には、国から原子力災害現地対策本部長（内閣府副大臣または大臣政務官）が、県からは現地災害対策本部長（副知事）がそれぞれ参加し、当該原子力緊急事態に関する情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整を行う。この業務を円滑に進めるため、原子力災害合同対策協議会には、県現地災害対策本部と連携して原子力災害合同対策協議会を総括する総括班、住民・報道機関への広報を行う広報班、放射線に関する情報共有や緊急時モニタリングセンターとの調整などを行う放射線班、医療活動の調整等を行う医療班、住民の防護活動等を行う住民安全班、オフサイトセンターの管理等を行う運営支援班、実動組織の状況等を総括する実動対処班の7つの機能班と事故状況の把握及び情報提供を行うプラントチームが設置される。

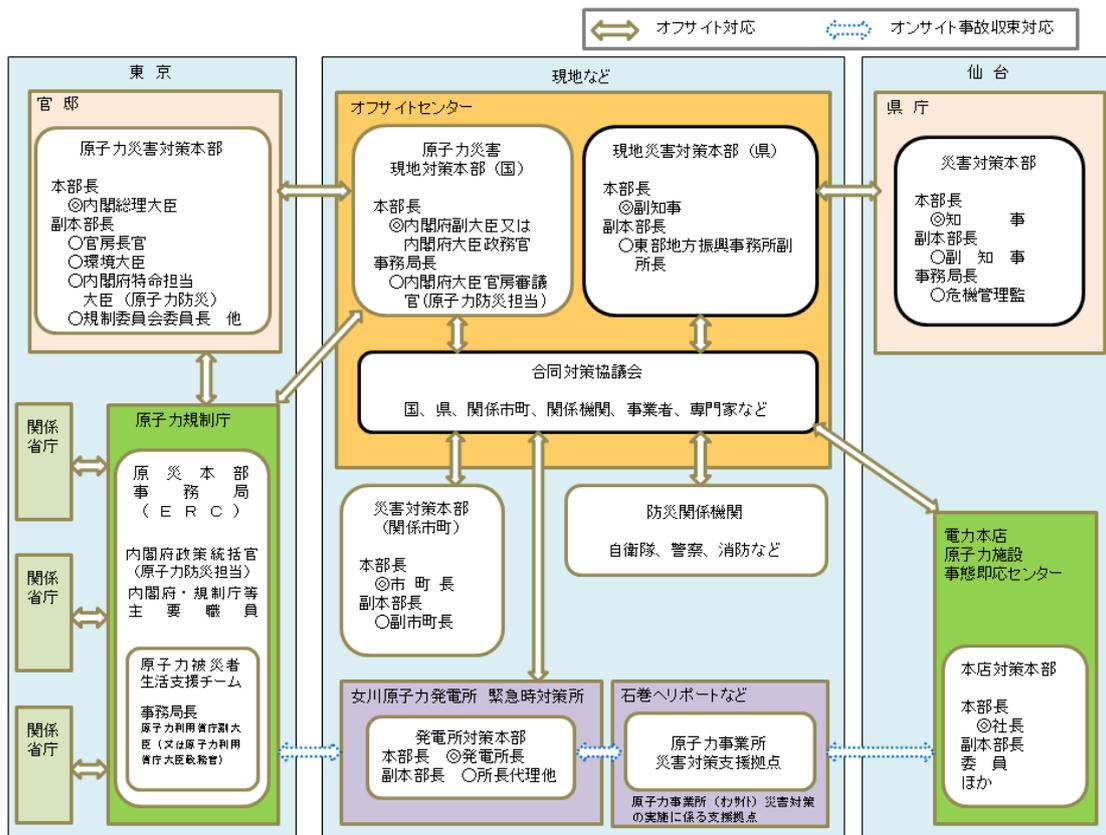


図 4-3 緊急時の防災体制

1. 県地域防災計画

(1) 概要

原子力発電所周辺地域の防災対策については、災害対策基本法及び原災法に基づき策定された「宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕」（以下「地域防災計画」という。）により、原子力災害に関する事前対策、緊急事態応急対策、中長期対策を定め、万一の災害時における住民の安全確保に備えることとしている。

(2) 地域防災計画の策定及び修正状況

福島第一原発事故の教訓を踏まえ、国において「防災基本計画」の修正及び原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を策定したことから、平成25年2月1日に県防災会議において地域防災計画の修正を行った。また、その後も、原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、地域防災計画の修正を行っている。

表4-6 地域防災計画の策定及び修正の経緯

年	月日	主な出来事
昭和55年	10. 25	宮城県防災会議を開催し、同会議に原子力防災部会を設置
	12. 5	原子力防災部会を開催し、部会内に専門委員10名で構成する専門委員会を設置して具体的内容を検討
昭和56年	9. 30	専門委員会において地域防災計画案を作成
	10. 14	原子力防災部会において地域防災計画案を承認し、県防災会議に提出
	10. 30	県防災会議において地域防災計画を決定
	11. 4	地域防災計画の追加修正案として内閣総理大臣と協議
昭和57年	3. 15	内閣総理大臣の承認を得て、地域防災計画原子力防災編を策定
平成13年	2. 19	県防災会議において当計画の修正を決定
	4. 11	内閣総理大臣の承認を得て、地域防災計画を修正名称を地域防災計画〔原子力災害対策編〕に変更
平成20年	2. 4	県防災会議において地域防災計画の修正を決定
	3. 28	内閣総理大臣の承認を得て、地域防災計画を修正
平成25年	2. 1	県防災会議において地域防災計画を修正
	2. 22	内閣総理大臣に報告
平成26年	2. 5	県防災会議において地域防災計画を修正
	2. 21	内閣総理大臣に報告
平成28年	2. 4	県防災会議において地域防災計画を修正
	3. 15	内閣総理大臣に報告
平成30年	2. 8	県防災会議において地域防災計画を修正
	3. 14	内閣総理大臣に報告
平成31年	2. 8	県防災会議において地域防災計画を修正
	3. 14	内閣総理大臣に報告
令和2年	1. 30	県防災会議において地域防災計画を修正
	3. 6	内閣総理大臣に報告
令和3年	2. 15	県防災会議（書面開催）において地域防災計画を修正
	3. 19	内閣総理大臣に報告
令和4年	1. 26	県防災会議において地域防災計画を修正
令和5年	11. 21	県防災会議において地域防災計画を修正
令和6年	11. 18	県防災会議において地域防災計画を修正
令和7年	11. 20	県防災会議において地域防災計画を修正

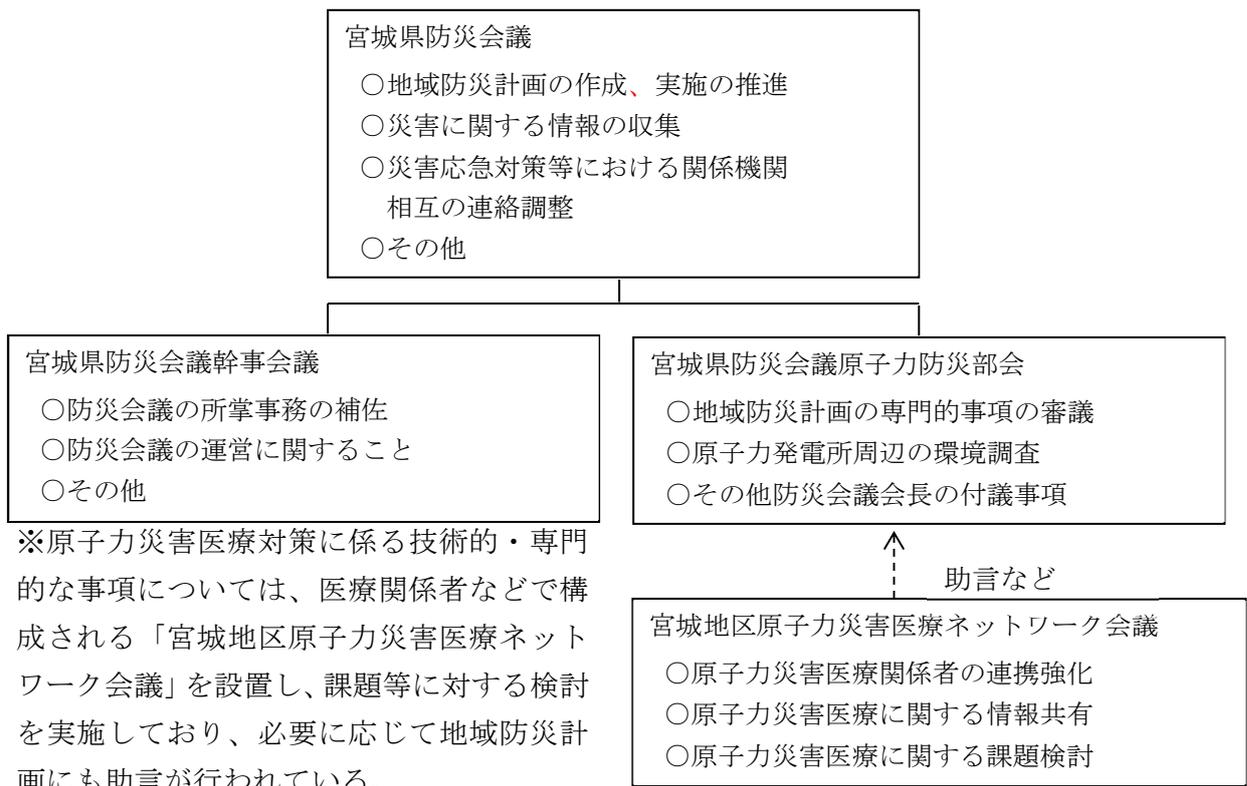


図4-4 原子力災害対策に関する会議

表 4-7 宮城県防災会議の構成

<宮城県防災会議／宮城県防災会議幹事会議>

会 長	宮 城 県 知 事	
構 成 機 関	委 員	幹 事
指定地方行政機関（17機関）	18名	19名
陸上自衛隊	1名	2名
教育委員会	1名	1名
警察本部	1名	1名
県（副知事及び復興・危機管理部）	2名	1名
市町村及び消防機関	4名	4名
指定公共機関（8機関）	8名	8名
指定地方公共機関（8機関）	8名	8名
自主防災組織・学識経験者	17名	—
計	60名	44名

表4-8 宮城県防災会議原子力防災部会の構成

委 員	専 門 委 員
宮城県副知事（部会長）	学 識 経 験 者
第二管区海上保安本部長	仙台管区気象台総務部危機管理調整官
宮城県警察本部長	女川原子力発電所立地市町の首長
宮城県復興・危機管理部長	石巻地区広域行政事務組合
宮城県企画部長	消防本部消防長
日本放送協会仙台放送局長	その他部会長が必要と認める者
その他部会長が必要と認める者	



図4-5 宮城県防災会議

(3) 市町避難計画の作成支援

平成24年10月に制定された原子力災害対策指針により、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が原子力発電所から概ね30km圏（UPZ）に拡大されるとともに、国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、当該地域を管轄する地方公共団体は広域避難計画を策定することとされた。

これを受け、県及び関係市町は、地域防災計画において、関係市町が避難計画を策定し、県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、関係市町の避難等計画の作成を支援することとしている。

〈県が実施した主な支援の内容〉

- ・ 避難先自治体のマッチング
- ・ 避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインの作成
- ・ 避難計画作成ワーキンググループの設置・開催
- ・ 住民避難時の輸送手段確保に向けた輸送関係機関等との協定締結
- ・ 避難先自治体との意見交換会の開催
- ・ 避難退域時検査場所候補地の選定
- ・ 避難時間推計・避難経路障害要因調査の実施
- ・ 原子力防災体制充実化ワーキンググループの設置・開催

表4-9 関係市町避難計画策定状況

市町	名称	策定年月日
女川町	女川町広域避難計画 ～原子力災害における広域避難の対応について～	平成29年3月28日
石巻市	原子力災害時における石巻市広域避難計画	平成29年3月9日
登米市	原子力災害時における避難計画 (豊里町・津山町編)	平成28年6月22日
東松島市	原子力災害時における広域避難計画	平成27年9月18日
涌谷町	涌谷町避難計画【原子力災害】	平成27年11月16日
美里町	美里町原子力災害避難計画	平成28年3月31日
南三陸町	原子力災害対策における広域避難等計画	平成27年8月7日

2. 原子力防災訓練

県では、女川原子力発電所の営業運転開始の前年である昭和58年度から毎年、関係市町と共に原子力防災訓練を実施している。

令和7年度原子力防災訓練の実施

令和7年度は、令和7年11月11日(火)、令和7年11月15日(土)及び令和8年1月24日(土)に、下記のとおり原子力防災訓練を実施した。

(1) 根拠

- ・ 災害対策基本法第8条第2項第18号(地方自治体による防災上必要な訓練の実施)
- ・ 災害対策基本法第48条第1項(防災訓練義務)
- ・ 原子力災害対策特別措置法第5条(地方公共団体の責務)
- ・ 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第2章第22節(防災訓練等の実施)

(2) 目的

- ・ 原子力災害発生時における関係機関の防災体制や相互連携に係る実効性を確認するほか、各種計画やマニュアル等に基づく手順を確認するとともに、関係機関やその要員における原子力防災技術の向上や原子力防災に関する住民の理解促進を図るもの。
- ・ 「女川地域の緊急時対応」を検証するとともに、訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出・改善を図るもの。

(3) 重点事項

- ・ 原子力災害の事態進展に対応した災害対策本部の運営体制の確認
- ・ 防護措置の対応方針の協議及び応急対策実施の手順確認
- ・ 「女川地域の緊急時対応」等に基づく手順の確認・検証
- ・ 原子力防災に関する住民の理解促進

(4) 参加機関

国、県、関係市町、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁 ほか

(5) 訓練項目

項目	11月1日	11月15日	1月24日
緊急時通信連絡訓練	○		
県災害対策本部運営訓練	○		
市町災害対策本部運営訓練	○		
県現地災害対策本部運営訓練	○		
オフサイトセンター運営訓練	○		
緊急時モニタリング訓練	○		
広報訓練		○	
原子力災害医療活動訓練		○	○
住民避難等訓練		○	○
交通対策等措置訓練		○	
原子力災害避難支援アプリ運用訓練		○	○

図4-6 原子力防災訓練の様子

【令和7年11月11日実施分】



原子力災害合同対策協議会全体会議



可搬型モニタリングポストの設置



避難退域時検査場所での車両指定箇所検査

【令和7年11月15日実施分】



アプリによる避難所受付



ヘリコプターによる空路避難訓練



ドローンによる物資供給訓練

3. 女川オフサイトセンター

県では、原子力災害発生時に原子力災害合同対策協議会や県現地災害対策本部を設営し、原子力防災活動を実施するため、緊急事態応急対策等拠点施設として「宮城県原子力防災対策センター」（旧オフサイトセンター⁶）を原子力センター隣接地に建設、平成14年4月から運用を開始した。しかしながら、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により施設及び周辺地域が甚大な被害を受けたことから、令和2年3月までの間、仙台市内に臨時拠点施設として女川暫定オフサイトセンターを設置し、運用した。

また、平成30年6月から女川町内において新オフサイトセンターの再建工事に着手し、令和元年11月に完了した。その後、通信機器等の追加整備を行い、令和2年4月1日に内閣府から緊急事態応急対策等拠点施設の指定を受け、供用を開始した。



図4-7 女川オフサイトセンター位置

(1) 沿革

旧オフサイトセンター（名称：女川原子力防災対策センター）

- 平成 14年 4月 女川町内に建設
- 平成 23年 3月 東北地方太平洋沖地震に伴い発生した津波により全壊

暫定オフサイトセンター

- 平成 24年 1月 国立研究開発法人産業技術総合研究所
東北センター内で運用開始
- 平成 26年 12月 旧消防学校に移転し、運用開始

新オフサイトセンター

- 平成 28年 8月 建設地の決定
- 平成 30年 6月 建設工事着手
- 令和 元年 11月 建設工事完了
- 令和 2年 4月 内閣総理大臣による緊急事態応急対策
等拠点施設の指定、供用開始



図4-8 新オフサイトセンター外観

⁶ 原子力災害対策指針で、原災法における「緊急事態応急対策等拠点施設」を「オフサイトセンター」と呼んでいる。

(2) 施設概要

- 所在地： 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 60-46
- 発電所からの位置： 北西約 7km (海拔 39m)
- 構造： 鉄筋コンクリート造 3 階建て
免震構造
- 面積： 延床面積 3,794 m²
敷地面積 7,684 m²
- 整備費： 約 19 億 3,140 万円
- 供用開始日： 令和 2 年 4 月 1 日
- 各階概要： 右図参照



(3) 特徴

- 女川オフサイトセンターは、福島第一原発事故でオフサイトセンターが機能不全に陥った教訓を活かし、国が新たに策定したガイドラインに基づき様々な対策を講じている。
- 複合災害への対応として非常用自家発電設備や無停電電源装置を設置するほか、通信手段の強化として複数の通信回線を確保している。また、参集要員の放射線防護対策として、建物の陽圧化設備や空気浄化フィルターを設置するとともに、建物の気密性も確保している。その他、機能的な活動スペースや参集要員用の設備などの充実化を図っている。
- テレビ会議システム、衛星携帯電話などの通信機器を設置するとともに、参集要員が装備する防護服、防護マスク、ポケット線量計などの防護資機材、参集要員用の安定ヨウ素剤、水・食料などを備蓄している。



非常用自家発電機



衛星回線用アンテナ



空気浄化フィルターユニット



仮眠室



TV 会議システム



ポケット線量計

図 4-9 女川オフサイトセンター主要設備

第5章 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

第1節 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策

1. 被害の概要

東北地方太平洋沖地震及び巨大津波によって、東京電力福島第一原子力発電所は電源喪失による炉心溶融を起こし、1号機及び3号機の原子炉建屋が水素爆発により大破、また、2号機では圧力抑制室が損傷した。結果、大気中へ放射性物質が飛散し、放射性物質汚染水の海洋への流出・放出が行われる事態となった。

福島第一原発事故に起因する放射性物質による県内の環境汚染状況について、県及び市町村による空間放射線量率の定点測定及び文部科学省による航空機モニタリングの結果、宮城県においても県南部、県北部及び牡鹿半島の一部の地域で比較的高い空間放射線量率が確認された。

一方、福島第一原発事故直後の放射性物質濃度の測定では、県内の水道水の全てとほとんどの農林水産物において、当時の食品衛生法の暫定規制値¹を下回る値であったが、牧草や稲わらについては、放射性物質濃度が農林水産省の定める暫定許容値²を超過し、これを給与した牛の肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、政府（原子力災害対策本部）からの出荷制限指示等を受けた。

平成24年4月1日に放射性物質の新しい基準値が施行されてからは、きのこ・山菜類や水産物において出荷制限指示が相次いで出された。このうち、マダラやヒラメなど、既に出荷制限指示等が解除された品目もあるものの、自然から採取した野生きのこや一部の山菜などは現在も出荷制限指示が継続されており、県内の農林水産業などでは、福島第一原発事故の影響による風評被害が未だに続いている状況である。

加えて、令和5年8月から開始された多核種除去設備等処理水（以下、「処理水」という。）の海洋放出処分に伴い、一部の国・地域が講じた日本産水産物の輸入禁止措置により、県内の水産業をはじめとした関係事業者に影響が出ている状況である。

¹ 食品の安全を確保するための緊急時の対応として、当時の原子力安全委員会が定めていた「原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標」に基づき設定された。この暫定規制値は、平成23年3月17日に設定され、食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値が施行される平成24年4月1日まで適用された。

² 畜産物が食品の暫定規制値を超えないように飼料等に含まれる放射性物質の許容値として設定された値。平成23年4月14日に牛に給与される粗飼料に係る当面の目安値として設定されたのち、平成23年8月1日に牛以外の家畜用飼料及び肥料等も対象とした暫定許容値が設定された。平成24年2月3日には、食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値の設定に伴い暫定許容値が改正された。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部

県は、福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響について、総合的かつ計画的な対策の検討及び実施を推進するため、庁内の連絡調整等を行う組織として「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」を平成23年7月19日に設置し、第1回の会議を同日開催した。その後も、8回の本部会議を開催しており、開催月日と主な議題は表5-1のとおりである。

表5-1 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部会議

【本部会議】

回	開催年月日	議 題
第1回	平成23年7月19日	・東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部の設置について
第2回	平成24年1月31日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針(案)」について
第3回	平成24年3月19日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(案)」について
第4回	平成24年9月3日	・岩手県・宮城県及び両県市長会・町村会合同による国及び東京電力に対する要望・要請について
第5回	平成25年8月19日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第1期)」の事業評価(案)について
第6回	平成26年3月24日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」(案)について
第7回	平成29年3月21日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」の事業評価(案)について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」(改訂案)について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)」(案)について
第8回	令和3年3月1日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」改訂(案)について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)」(案)について
第9回	令和7年2月12日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)事業評価」(案)について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第5期)」(案)について

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議

県は、福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響について、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有を図るため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成される「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」（以下「県民会議」という。）を平成23年9月12日に設置し、第1回の会議を同日開催した。

その後、5回の県民会議を開催しており、第6回では、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第2期）」について、県から報告を行うとともに、会議の機動的な運営・迅速な情報共有を図るため、会則を改正し幹事会を設置したほか、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）を招致し、福島第一原発事故対応の現状について、説明を求めた。

なお、平成27年度以降は毎年、幹事会を開催し、県が取り組む福島第一原発事故対応について、構成団体への情報提供等を行っている。



図5-1 みやぎ県民会議幹事会の様子（第11回：令和7年3月25日開催）

表5-2 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議開催状況

回	開催年月日	議 題
第1回	平成23年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議の設立及び会則について ・会長及び副会長の選出について ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射能の影響に関する現状と取組について ・今後の取組について
第2回	平成23年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故被害に対する県の取組について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（案）」について ・「損害賠償請求ワーキンググループの設置」について ・「民間団体の被害状況調査」について ・「県及び市町村の損害賠償請求」について

第5章 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

回	開催年月日	議 題
第3回	平成24年3月23日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」について
第4回	平成24年9月5日	・岩手県・宮城県及び両県市長会・町村会合同による国及び東京電力に対する要望・要請について
第5回	平成25年8月22日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第1期)」の中間評価について ・東京電力福島第一原子力発電所事故対応の現状について(東京電力から説明)
第6回	平成26年3月25日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則」の一部改正について(幹事会の設置) ・東京電力福島第一原子力発電所事故対応の現状について(東京電力から説明) ・「宮城県放射線・放射能測定実施計画」について ・「福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会・セミナー及び個別相談会」の開催状況について

表5-3 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議幹事会開催状況

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年3月24日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」に基づく実施事業について ・県内自治体の損害賠償状況について ・県内の放射線・放射能に関する測定及び線量低減対策について ・損害賠償請求研修会及び個別相談会等について ・東京電力福島第一原子力発電所事故への対応状況について
第2回	平成28年3月24日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」に基づく平成28年度の実施事業について ・県内の放射線・放射能に関する測定及び線量低減対策について ・原子力損害賠償紛争解決センターの活動の概要等について ・東京電力福島第一原子力発電所事故対応及び損害賠償状況について
第3回	平成29年3月23日	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に基づく取組状況について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)」の事業評価について ・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」の改訂および「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)」の策定について ・宮城県内の原子力損害賠償の請求・支払い状況について ・東京電力福島第一原子力発電所の現状及び損害賠償状況について

第5章 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

回	開催年月日	議 題
第4回	平成30年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・支払い状況について 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)」に基づく平成30年度事業について 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議幹事会構成団体へのアンケート結果について
第5回	平成31年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)」に基づく平成31年度事業について 放射線・放射能の測定検査状況について 東京電力福島第一原子力発電所の視察結果について
第6回	令和2年3月25日(中止) ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催 (令和2年6月16日)	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)」に基づく令和元年度事業について 東京電力福島第一原子力発電所の視察結果について 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議幹事会構成団体へのアンケート結果について
第7回	令和3年3月24日(中止) ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催 (令和3年8月6日)	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」の改訂について 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)」の策定について 東京電力ホールディングス株式会社への要請について 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議幹事会構成団体へのアンケート結果について
第8回	令和4年3月31日 ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について 市町村等損害賠償請求・賠償状況 県・市町等のADR申し立て概要について 県主催による「個別無料相談会」について 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)【令和4年3月改訂】について
第9回	令和5年4月5日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について 市町村等損害賠償請求・賠償状況 県・市町等のADR申し立て概要について 県主催による「個別無料相談会」について 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)【令和5年3月改訂】について
第10回	令和6年3月28日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について 市町村等損害賠償請求・賠償状況 県・市町等のADR申し立て概要について 処理水の海洋放出処分に関する県の取組について 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)【令和5年3月改訂】について
第11回	令和7年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第4期)の事業評価について 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第5期)の策定について

		<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県内の原子力損害の請求・賠償状況について ・福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗状況について(東京電力から説明) ・福島第一原子力発電所事故に起因する損害賠償について(東京電力から説明)
第12回	令和8年3月25日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第5期)の取組状況、令和8年度計画について ・県・市町村等の損賠賠償請求・賠償状況 ・民間事業者の損害賠償請求に関する個別相談会について ・ALPS処理水海洋放出に関する県の取組について ・福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗状況 ・福島第一原子力発電所事故に起因する損害賠償について

4. 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針の概要

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（以下「基本方針」という。）は、福島第一原発事故による被害等に対する総合的な対応を図るため、その基本的視点や県が取り組む基本的な方向性等を定め、県民に対し示すものであり、平成23年12月20日の県民会議で出された意見を踏まえて、平成24年1月31日の第2回事業対策本部会議で決定された。

その後、令和3年3月1日の事故対策本部会議において、基本方針の改訂を行った。

○ 目標と個別取組方針の見直し

当初の基本方針では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に掲げて推進してきたところだが、県内の空間放射線量率が経時的に低減している状況などから、当初の目標は概ね達成されたものと捉え、基本方針の目標を「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～原発事故被害の収束・解消に向けて～」とし、以下の個別取組方針に基づいて総合的な取組を行うこととした。

個別取組方針

- 第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進
 - 1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理
 - 2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理
- 第2 被害を受けた事業者等への支援
 - 1 損害に対する確実な賠償請求
 - 2 風評被害への対策
 - 3 技術的支援
- 第3 不安解消及び風評の発生防止
 - 1 空間放射線量率のモニタリング
 - 2 放射性物質濃度のモニタリング
 - 3 正しい知識の普及・啓発
- 第4 その他原発事故被害収束への取組
 - 1 県民一丸となった取組体制の構築
 - 2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握
 - 3 国や東京電力に対する要望・要請

図5-2 基本方針

5. 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画の概要

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下「実施計画」という。）は、基本方針で掲げた目標の達成に向けて取り組む事業を個別取組ごとに取りまとめたもので、平成24年3月19日の第3回事故対策本部会議で決定された。

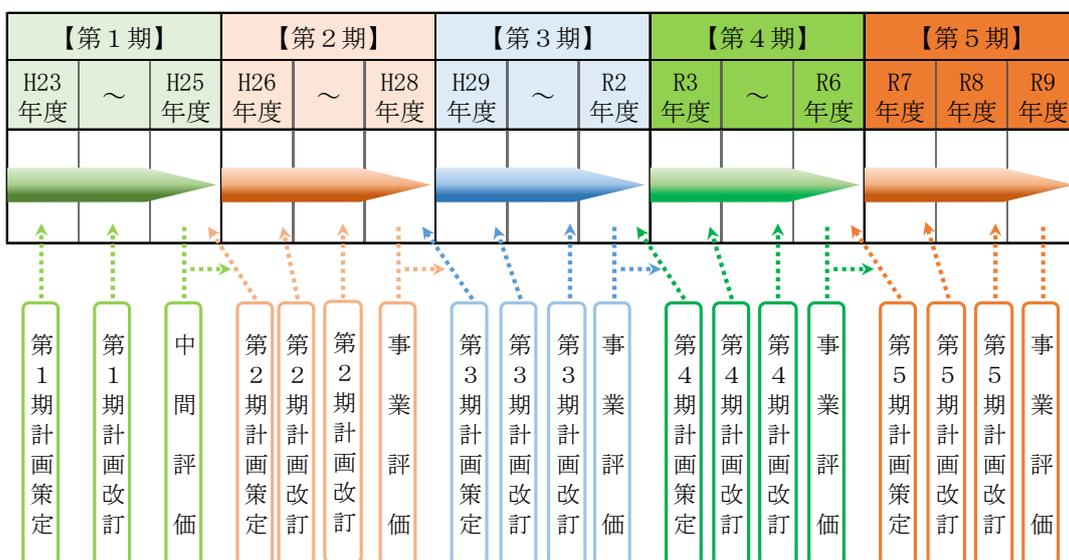
その後、被害状況の変化や国の対応方針の改定等を踏まえて年度及び実施計画の期間ごとに見直し、令和7年2月12日の事故対策本部会議において実施計画（第5期）を策定した。

（1）実施計画の期間

計画期間については、上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間）の実施計画（震災復興・サポート計画）の前期4年間の期間と合わせ、実施計画（第4期）では、令和3年度から令和6年度までの4年間とした。

また、実施計画（第5期）では、令和7年度から令和9年度までの3年間を計画期間とする。

図5-3 計画見直し等のスケジュール



(2) 実施計画の構成

実施計画では、基本方針で掲げた次の4つの個別取組方針ごとに、4か年で実施する予定の事業をとりまとめ、具体的な事業内容を記載している。

○4つの個別取組方針

第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

国・市町村等と一体となった廃棄物の適切な処理の促進

第2 被害を受けた事業者等への支援

民間事業者等に対する損害賠償請求支援、イベント・PR等を通じた風評被害拡大の防止、処理水の海洋放出処分の影響を受けた関係事業者への経営支援、水産物等の販売促進等

第3 不安解消及び風評発生の防止

空間放射線量率の常時測定、飲食物の放射性物質検査、放射能に関するポータルサイトの運営、放射能に関するパンフレットの作成等を通じた県民の放射線等に対する正しい知識の普及・啓発

第4 その他原発事故被害収束への取組

みやぎ県民会議の運営等や事故被害対策本部の運営、覚書等に基づく情報収集、国や東京電力に対する損害賠償や廃炉・汚染水・処理水対策などに関する要望・要請

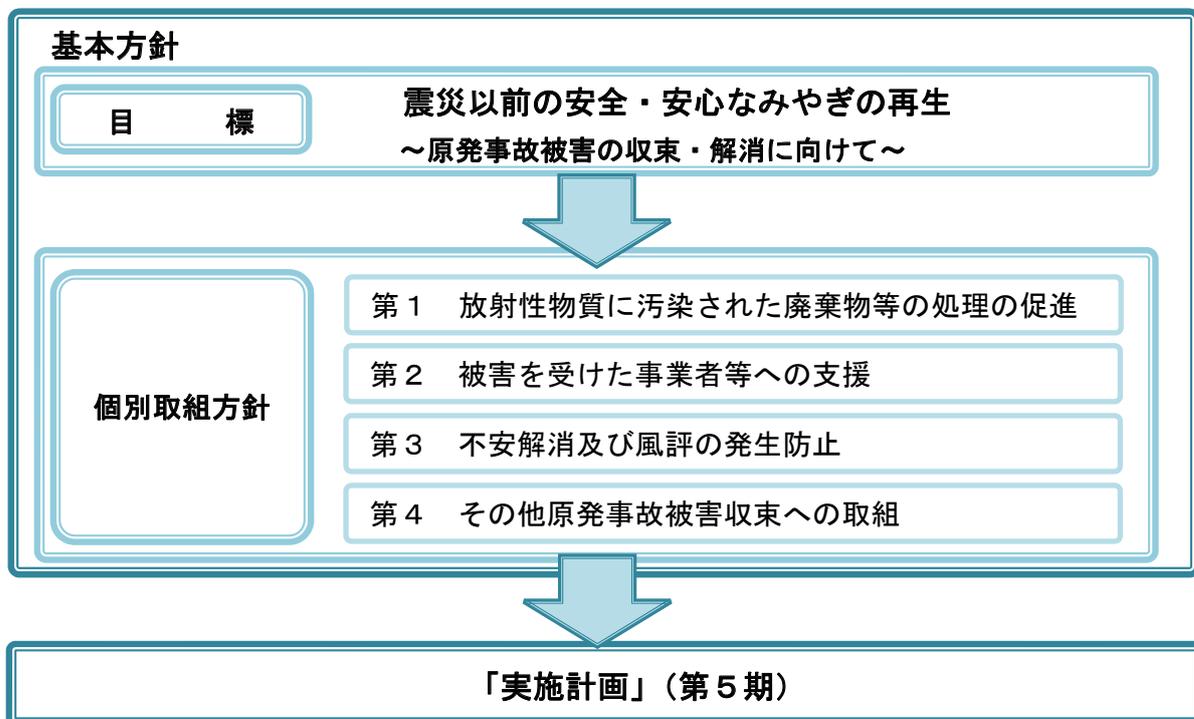


図5-4 基本方針・実施計画の概念図

(3) 事業評価等と計画の見直し経過

ア 実施計画（第1期）（平成23～25年度）

実施計画（第1期）は、被害の実情や県民のニーズ、国の制度創設等の状況や平成25年度当初予算の編成等を踏まえ、平成25年3月29日の改訂を経て、平成25年7月から8月にかけて事業評価を行い、実施計画（第2期）の策定に向けて、今後の方向性を取りまとめた。

表5-4 実施計画（第1期）の事業評価結果

第1期事業数 計(延べ)	維持	拡充	統合	縮小	廃止
139	88	16	1	11	23

イ 実施計画（第2期）（平成26年～28年度）

実施計画（第2期）は、実施計画（第1期）の事業評価を踏まえ平成26年3月24日に策定し、その後、平成26年度及び27年度に改訂した。平成28年12月から平成29年1月にかけて事業評価を行い、実施計画（第3期）の策定に向けて、今後の方向性を取りまとめた。

表5-5 実施計画（第2期）の事業評価結果

第2期事業数 計(延べ)	原発事故対応として 継続すべき※1	通常事業として 継続すべき※2	終了※3
136	113	8	15

※1：原発事故対応として、今後も取り組むべきとされた事業・取組

※2：既存の事故対応事業として取り組むべきとされた事業・取組

※3：当初の目的を達成したり、事業における一定の効果が実現された事業・取組

ウ 実施計画（第3期）（平成29年～令和2年度）

実施計画（第3期）は、実施計画（第2期）の事業評価を踏まえ平成29年3月21日策定し、その後、平成29年度から令和2年度まで毎年改訂した。令和2年12月から令和3年1月にかけて事業評価を行い、実施計画（第4期）の策定に向けて、今後の方向性を取りまとめた。

表5-6 実施計画（第3期）の事業評価結果

第3期事業数 計(延べ)	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
62	45(72%)	1(2%)	16(26%)

エ 実施計画（第4期）（令和3年～令和6年度）

実施計画（第4期）は、実施計画（第3期）の事業評価を踏まえ令和3年3月21日策定し、その後、令和3年度から令和6年度まで毎年改訂した。令和6年12月から令和6年1月にかけて事業評価を行い、実施計画（第5期）の策定に向けて、今後の方向性を取りまとめた。

表5-7 実施計画（第4期）の事業評価結果

第4期事業数 計(延べ)	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
65	58(89%)	4(6%)	3(5%)

6. 東京電力福島第一原子力発電所汚染水漏えい等への対応

県は、基本方針及び実施計画に基づき、放射性物質による汚染・被害の拡大防止及び放射線線量低減化対策（いわゆる除染）等に取り組むとともに、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策の実施状況等を注視してきた。

しかし、平成25年3月26日には、使用済み燃料プールの冷却装置などが停止したにもかかわらず、本県への連絡がなかったことから、東京電力に対し、通報連絡の徹底を要請した。

その後も地下貯水槽からの汚染水の漏えい、移送先の地下貯水槽の漏えい及びシルトフェンスの切断等度重なる事故が発生し、県民に不安を与える事象が重なったことから、平成25年4月16日に汚染水の海洋への流出阻止及び港湾内の放射性物質の拡散防止について要請した。

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい等の事故やその対応については、県としてその状況を確実に把握する必要があることから、平成25年5月17日には連絡体制に関する覚書^{※1}を取り交わし、以後、覚書に基づく報告を受け、対策の実施状況を確認している。

さらに、東京電力に対する国の強い指導を求めるため、平成25年8月2日に原子力規制庁及び資源エネルギー庁に要望を行うとともに、平成26年8月27日には、東京電力本社において、汚染水対策の確実な実施等について要請した。

また、県では平成25年度以降、廃炉・汚染水・処理水対策の実施状況等を確認するため毎年、東京電力福島第一原子力発電所を現地調査し、東京電力に対して、放射性物質が漏えいすることのないよう厳格な安全管理を徹底し、実効性のある対策等を着実に実施するよう要請している。



図 5-5 東京電力福島第一原子力発電所
現地調査（令和2年12月24日）



図 5-6 東京電力福島第一原子力発電所
現地調査（令和7年6月5日）

※1 覚書：原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書。P185、資料25参照）

7. 東京電力福島第一原子力発電所における処理水への対応

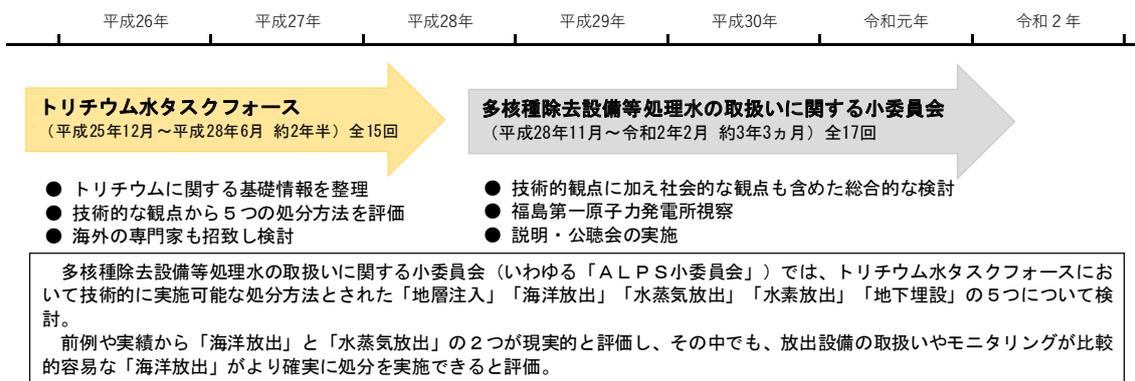


図5-7 国における専門家会議のこれまでの動向

国は、令和3年4月13日、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水^{※2}の取扱いに関する基本方針」を決定し、増え続けるこの処理水の処分方法について、2年程度後を目途に『海洋放出』する方針を示した。

県は、政府の基本方針決定を受けて、令和3年4月13日、原子力災害対策本部本部長である内閣総理大臣宛てに緊急要望書を提出し、海洋放出以外の処分方法の継続検討や、国民・国際社会への理解醸成に向けた取組の強化、風評の懸念に対する万全な対策の実施、そして万が一に備えた損害賠償スキームの策定などを要望した。また、令和3年4月20日、東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長宛てに緊急要請書を提出し、新たな風評発生防止に向けた情報発信の強化、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、風評被害が発生した場合の迅速かつ確実な賠償の実施などを要請した。

さらに、県は、水産業界関係団体をはじめとした県内関係団体の意見・要望を集約するため、令和3年5月11日、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を設置し、国及び東京電力に対し、処理水に対する関係者の不安や懸念を伝えるとともに、海洋放出以外の処分方法の継続的な検討をはじめ、国民・国際社会の理解醸成、万全な風評対策と万が一風評被害が発生した場合の迅速かつ適切な賠償の実施、生産者・事業者のなりわい維持の支援など、必要な申し入れを行ってきた。

また、令和5年8月24日の処理水の海洋放出の開始に伴い、一部の国・地域による日本産水産物の輸入禁止等が措置され、県内水産関係に影響が出たことから、県は、令和5年10月6日に第8回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を開催し、本県水産業、農業、観光業の状況を国及び東京電力に対し直接伝え、これらで発生する損害について、業態に応じた賠償基準の明確化と事業者に寄り添った迅速かつ適切な賠償などを強く申し入れた。

本県からの要望・要請に対する対応を見極めながら、引き続き、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」などを通じ、国及び東京電力に対し、責任ある対応を求めていく。

第5章 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

※2 多核種除去設備等処理水（処理水）：東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業等で発生した汚染水を多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を下回るまで浄化した水のことをいう。



図5-8 連携会議の体制と関係組織の図

表 5-8 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議開催状況

回	開催年月日	議 題
第1回	令和3年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置について ・水産部会の設置について ・当面のスケジュールについて
第2回	令和3年6月7日 (政府WGと合同開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでいただいた御意見と基本方針等における対応について(国からの説明) ・宮城県連携会議からの意見 意見交換
第3回	令和3年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの連携会議の意見・要望への国の対応方針及びALPS処理水の処分に伴う当面の対策のとりまとめについて(国からの説明) ・多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について(東京電力からの説明)
第4回	令和3年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・処理水の処分に伴う当面の対策のとりまとめ等に対する意見・要望について ・意見交換
第5回	令和4年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・風評対策について(国・東京電力の対応状況) ・国民・国際社会の理解醸成、安全性の確保について(国・東京電力の対応状況)
第6回	令和4年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・風評対策等の協議事項について ・協議に対する対応について(国・東京電力の対応状況)
第7回	令和5年2月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対応状況について ・東京電力の対応状況について
第8回	令和5年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・処理水の海洋放出開始に伴う県内の影響について ・国の対応状況について ・東京電力の対応状況について



図 5-9 第8回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

第2節 放射線・放射能の監視・測定

1. 概要

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質の影響は、本県内の広範囲に認められている。県内では、福島第一原発事故後に降下し、沈着した放射性物質により、福島第一原発事故前のレベルよりも高い空間放射線量率が観測されている。県では、放射性物質による汚染を把握するため、平成23年6月29日に当面の測定方針を策定し対応してきたが、国、県及び市町村の役割分担の下に測定事業を系統立てて整理するため、平成24年5月17日に「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定した。以後は本計画に基づき環境中の放射線量及び農林水産物等の放射性物質濃度を測定し、汚染状況を監視している。

なお、計画は状況に応じて定期的に見直すこととしている。(p183、資料24参照)

2. 放射線測定

(1) 一般環境

ア. モニタリングポストによる測定

県では、津波により所有する放射線測定器を喪失したことから、東北電力の協力を得て平成23年3月14日から県南部地域等（仙台市、白石市、名取市、岩沼市、大河原町、亘理町及び山元町（同年4月5日から角田市、丸森町及び七ヶ宿町を追加）を対象にモニタリングカー及びサーベイメータによる定点測定を開始した。

平成23年7月からは、各市町村への簡易型放射線測定器の配備が完了したことを受け、モニタリングカーによる測定に代えて市町村役場等での定点測定を開始した。

また、平成24年4月からは、女川町を除く県内全ての市町村（女川町には女川原子力発電所監視のため既にモニタリングポストを設置済み）に設置したモニタリングポストにより空間放射線量率の連続監視を開始した。さらに、モニタリングポストによる測定結果は国及び県のホームページで公表した。

過去の最大値は、モニタリングカーにより平成23年3月16日に山元町で測定した $1.59\mu\text{Sv/h}$ であった。なお、現在の県内各モニタリングポストの測定値は、概ね 0.02 から $0.06\mu\text{Sv/h}$ の範囲となっている。



図5-10
モニタリングポストの配置図
(女川原子力発電所監視用を除く)

表 5-9 県における放射線測定器の配備状況 (R7.4月現在)

	配備台数	主な用途
モニタリングポスト	37	連続監視
精密型放射線測定器	62	定点測定・環境測定
簡易型放射線測定器	78	定点測定
GMサーベイメータ	3	表面汚染測定用

イ. 走行サーベイ

地上における空間放射線量率を面的に測定するため、KURAMA-IIシステムを用い、測定器を搭載した車両で道路を走行することで、道路近辺の空間放射線量率を測定した。平成23年6月に第1次走行サーベイ（東京電力福島第一原子力発電所から100km圏内）及び平成23年12月に第2次走行サーベイ（県内の希望した市町村地域）を国が実施したほか、平成24年3月の第3次走行サーベイ以降は県及び市町村が国に協力し毎年測定が行われている。

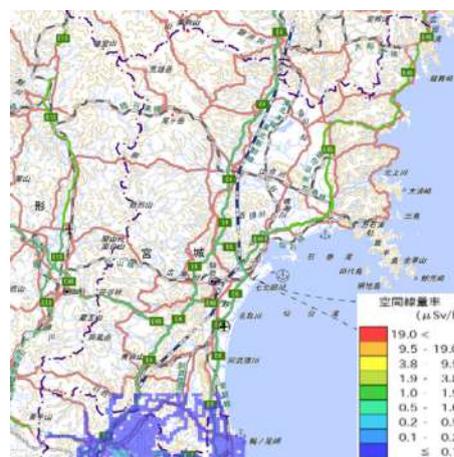


図 5-11 第 26・27 回走行サーベイ結果
(令和6年6月20日～12月7日)
※出典：原子力規制委員会放射線量等分布マップ拡大サイト加工(トリミング)して作成

3. 放射性物質濃度の測定

県では、津波により所有する放射能測定器を喪失したことから、東北大学の協力を得て、農産物等の放射性物質濃度の測定を開始した。平成24年1月上旬以降は測定器の配備等により測定体制を構築し、農林水産物をはじめとする食品等の放射性物質濃度を測定した。

表 5-10 県の主な放射能測定機器の配備状況 (令和7年4月現在)

機器の種類	用途	設置場所	台数
精密型放射能測定器 (ゲルマニウム半導体検出器)	水産物等	水産技術総合センター	1
	流通食品等	保健環境センター	1
	水準調査	環境放射線監視センター	1
簡易型放射能測定器 (NaI シンチレーションスペクトロメータ)	水産物等	各魚市場、加工組合等	10
	牧草等	畜産試験場、各家畜保健衛生所等	2
	牛肉(仙台市)	仙台市食肉市場	3
	汚泥燃料化物	県南浄化センター	1
	住民持込み	各市町	8

(1) 食べ物・飲み物

ア. 水道水

県は、水道水の安全性を確認するため、平成23年3月25日から県企業局が所管する3浄水場の水道水を測定したほか、県内各水道事業体が実施する水道水の測定結果を取りまとめて公表した。平成23年度の検査開始以降、全て国が定める管理目標値（平成23年3月31日までは指標値）である10Bq/kg以下となっている。

イ. 農林水産物

県は、県内農林水産物の安全性を確認するため、宮城県農林畜水産物等検査計画を策定し、平成23年3月25日から農林水産物の検査を実施している。基準値を超過した場合には原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、国が関係自治体及び事業者に対し、生産物の流通等がなされないよう出荷制限を指示したほか、県は出荷自粛を要請した。検査結果等は県ホームページ等で速やかに公表している。

表5-11 令和7年度農林水産物の検査数及び超過件数
(令和7年12月末現在速報値)

○精密検査

<基準値：100Bq/kg>

区分	検査品	検査点数	基準値超過
農産物	野菜類、果実類、 穀類等	259	0
林産物	きのこ等 山菜類	423	20
水産物	魚	3,416	0
合計		4,098	20

<基準値：50Bq/kg>

区分	検査品	検査点数	基準値超過
畜産物	原乳	9	0

○簡易検査

区分	検査品	検査点数	基準値超過
畜産物	牛肉	3,989	0
水産物	魚	5,813	0
合計		9,802	0

※ 精密検査実施目安：基準値（100Bq/kg）の1/2超過

○非破壊検査結果

(NaIシンチレーション検出器によるスクリーニング検査)(全量検査)

区分	検査品	検査点数	スクリーニング 値超過
林産物	野生キノコ タケノコ	3,593	80

※ スクリーニング値を超過したものは、精密検査を実施の上廃棄。

ウ. 流通食品

県は、市場に流通している食品の安全性を確認するため、食品衛生法に基づき、県内の小売店等から収去した食品の検査を実施し、結果を県ホームページ等で公表している。

表5-12 令和7年度流通食品の検査数及び超過件数(令和7年12月末現在)

種別	検査点数	基準値超過
流通食品等(精密検査分)	18	0
流通食品等(簡易検査分)	115	0

エ. 自家栽培野菜や自然から採取した山菜等の測定

県は、自家栽培野菜及び自然から採取した山菜等に含まれる放射性物質への不安払拭のため、県内市町に対し、簡易型放射能測定器の配備及び各種マニュアルの整備を進め、市町村が実施する住民持込み放射能測定事業(放射能県民安心事業)を支援した。平成24年10月には県内全ての市町村で住民持込み放射能測定体制が整備され、県は、各市町村の測定結果を取りまとめ、定期的に県ホームページ等で公表してきた。令和7年度は、17市町で実施されている。

測定の結果及び基準値超過品目については、市町村が測定依頼者に対して飲食に供しないよう指導したほか、市町村の測定結果は県のモニタリング計画の参考とした。

令和7年度については、令和7年12月末現在で86件測定され、野生きのこ2件で基準値超過が確認された。

表 5-13 令和7年度住民持込み測定のカテゴリー別超過件数（令和7年12月末現在）

分類	測定件数 (a)	基準値 [※] 超過件数 (b)	基準値 [※] 超過割合 (b/a×100)
農産物（穀類除く）	4	0	0.0%
穀類	3	0	0.0%
林産物	68	2	2.9%
水産物	0	0	0.0%
肉（イノシシ肉等）	0	0	0.0%
加工品	11	0	0.0%
合計	86	2	2.3%

※住民持込み食材等の測定のうち、一般食品については食品衛生法で定める基準値（一般 100Bq/kg）を参考として運用している。

カ. 野生鳥獣

県は、平成23年9月から、狩猟及び捕獲された野生鳥獣を検査し、野生鳥獣に含まれる放射性物質を確認している。測定結果は県ホームページ等で公表したほか、基準値を超過した場合には、関係自治体や捕獲等を行う者に対し流通等がなされないよう措置した。令和7年度は、令和7年12月末現在で食肉加工用ニホンジカ及びイノシシ326頭を検査し、4頭が基準値を超過した。

（2）食べ物を育む環境

ア. 農用地土壌及び堆肥

県は、食品衛生法上の基準値を超えない農産物を生産するため、農地土壌及び堆肥について放射性物質を測定した。堆肥については、平成23年8月の国による暫定許容値の設定後、県が牛ふん堆肥の検査を実施し、安全性を確認するとともに、暫定許容値を超過した製造所等については、出荷がなされないよう措置した。

イ. 海水・海底土

宮城県沖海域の放射性物質による汚染状況及び経時変化を確認するため、国及び東京電力により定期的に海水・海底土の測定が実施された。これらの結果は各実施主体より随時公表されている。

ウ. 家畜等の飼料

福島第一原発事故により放出された放射性物質が付着した牧草等の粗飼料を家畜等に給与することにより、食品の規制値を超えるおそれがあることから、県は平成23年5月から飼料の測定を実施し、暫定許容値を超過した場合は給与・放牧の自粛要請を行った。

なお、飼料の暫定許容値は食品の新基準値の施行（500Bq/kg→100Bq/kg）に伴い平成24年2月に厳格化された。平成24年度以降は利用自粛を要請し、調査結果で安全が確認された地域・飼料について利用自粛を解除した。

これらの結果は、県ホームページで公表している。

（3）空気・土壌などの一般環境

ア. 降下物及び大気浮遊じん

県は、大気中の降下物や浮遊じんに含まれる福島第一原発事故由来の放射性物質を把握するため、降下物については平成23年8月に測定（1日分）し、平成24年3月から平成25年3月末まで週間降下物を測定した。平成25年度以降は月間降下物について測定している。

大気浮遊じんについては、平成24年4月から測定を開始し、平成25年度以降は3か月間捕集した大気浮遊じんについて測定した。これらの結果は、県ホームページで公表している。

イ. 土壌

国は、福島第一原発事故により放出された放射性物質の分布状況を把握するため、平成23年6月に東京電力福島第一原子力発電所から概ね100km圏内の約2,200か所（宮城県は県南地域306か所）の土壌を採取し、土壌に含まれる核種を分析した。（第1次分布状況等調査）本調査では、放射性セシウム以外の核種（放射性ヨウ素、放射性ストロンチウム及びプルトニウム等）の分析も行われ、結果は国において公表された。

平成23年12月から平成24年5月には、より広範な地域における分布状況を把握するため、国は、東日本で空間放射線量率が高い地域を中心に1,016か所（宮城県全域で107か所）の土壌を分析した。（第2次分布状況等調査）

平成24年8月以降は東京電力福島第一原子力発電所から概ね80km圏内の380か所（宮城県内では49か所）の土壌を分析し、これらの結果は、国のホームページで公表されている。

ウ. 水環境（公共用水域・地下水）

国は、水環境における放射性物質の汚染状況を把握するため、平成23年10月に県内の河川、湖沼・水源地及び沿岸の水質、底質及び周辺環境の測定を実施し、以後、現在まで定期的に測定されている。

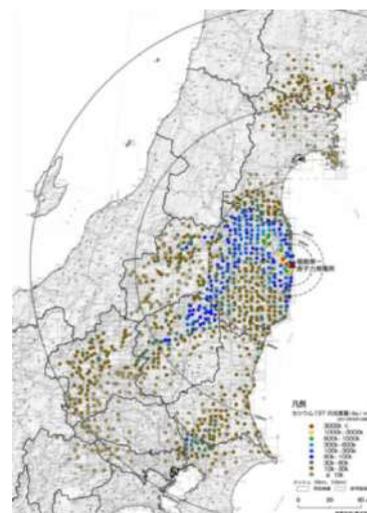


図 5-12 土壌の放射性セシウム沈着量マップ(第2次分布状況等調査)

(原子力規制委員会ホームページより 平成23年12月13日～平成24年5月29日現)

また、県内の地下水についても、国は、平成23年10月に測定を実施し、以後、現在までの定期的に測定され、これまでの測定では放射性物質は不検出となっている

これらの測定結果は国及び県において公表している。

エ. 水生生物

国は、平成23年12月から、福島県を中心に水生生物（水生昆虫、藻類、甲殻類、貝類及び魚類）を採取し、放射性物質濃度（放射性セシウム及び放射性ストロンチウム）の調査を実施している。宮城県内では、阿武隈川河口沖が対象地域となっており、測定結果は国において公表されている。

第3節 放射性物質により汚染された環境や廃棄物に対する取組

1. 概要

福島第一原発事故によって環境中に放出された放射性物質により、広域で環境汚染が発生した。国は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）を制定し、福島第一原発事故に由来する放射性物質により汚染された廃棄物（以下、「汚染廃棄物」という。）及び地域に対する措置等について定めた。県内でも放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染廃棄物の処理や地域の除染等の取組を実施している。

2. 汚染廃棄物の適正処理

福島第一原発事故による環境汚染では、農林地や農作物等に放射性物質が付着し、大量の農林業系廃棄物が発生した他、浄水場で発生した汚泥や家庭で薪を燃やした灰からも高い濃度の放射性物質が検出される等、県内の広い地域で汚染廃棄物が発生した。

これらの汚染廃棄物のうち、放射性セシウムの放射能濃度が8,000Bq/kgを超え環境大臣の指定を受けた指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき国が処理することとなるが、指定廃棄物以外の汚染廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき通常の廃棄物と同様の処理が可能であるが、福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質による汚染の恐れがある焼却灰等の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく処理基準を上乗せし、適正に処理することとされている。

県内で保管されている農林業系廃棄物のうち、市町村に処理責任のある約36,000tについては、平成29年の市町村長会議において、県内全ての自治体が協力して処理を行うことと、保管する26市町村がそれぞれの事情に合わせた方法で処理を行っていくことで合意した。

これを受け、仙南、大崎、石巻の3圏域では試験焼却により安全に処理できることを確認した上で本格焼却に着手し、石巻圏域では平成31年4月までに、仙南圏域では令和6年5月までに焼却処理を完了した。また、農林地還元による処理も県内各地で進められ、これまでに18市町村で処理が完了した。

なお、指定廃棄物の処理について、国は、県単位で1か所に集約して管理、処分を行う方針とし、県内3か所の詳細調査候補地を選定したが、候補地のある3市町からの候補地返上の表明等もあり、進展していない。

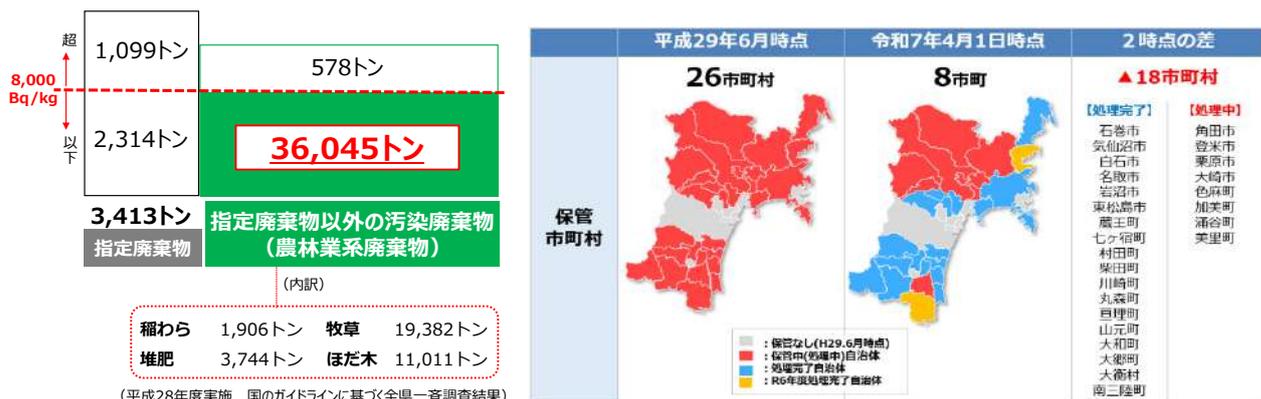


図 5-13 県内汚染廃棄物の内訳 (H28 年時点) 図 5-14 県内の汚染廃棄物処理状況

3. 放射性物質濃度の測定

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を受けた 9 市町（石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町。以下「指定市町」という）のうち石巻市を除く 8 市町において、学校をはじめとした公共施設、個別住宅、道路等の除染作業を実施し、平成 29 年 3 月末までに全ての除染が完了した。

なお、指定市町のうち石巻市は、放射線量の低減が確認されたことから平成 25 年 6 月に、亶理町は除染が完了したことに加え、町内での除去土壌等の保管がないことから令和 3 年 3 月に指定を解除された。

一方、除染で発生した除去土壌等は、処分基準が定められていない等の理由により、7 市町の仮置場等に合計 96,344 m³が保管されたままとされている。

国は、これまで丸森町内で実施した実証事業で得られた知見などを踏まえ、令和 7 年 3 月に除去土壌の埋立処分基準及び復興再生利用基準を策定した。

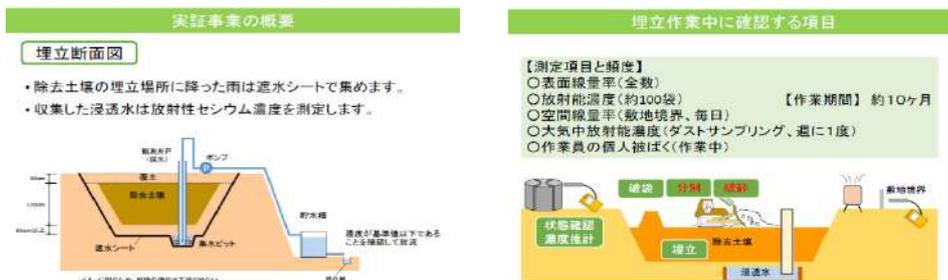
今後は、指定市町において、保管している除去土壌等の処分に向けた検討が進められていくことから、指定市町の意向に沿った支援が必要である。

表 5-14 除去土壌等の保管量 (m³)

自治体	白石市	角田市	栗原市	七ヶ宿町	大河原町	丸森町	山元町	合計
除去土壌	—	4,632	5,335	757	1,150	15,859	2,037	29,770
除染廃棄物	1,654	—	2	—	—	64,917	—	66,574

(出典：環境省除染情報サイト https://josen.env.go.jp/soil/temporary_place.html)

※石巻市、亶理町は保管なし。端数処理のため合計が一致しない。



(出典：環境省除染情報サイト http://josen.env.go.jp/soil/demonstration_project_miyagi_marumori.html)

図 5-16 丸森町における埋立実証事業の概要

第4節 損害賠償

1. 概要

原発事故に係る被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原発事故による損害については、原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を負うこととなっている。

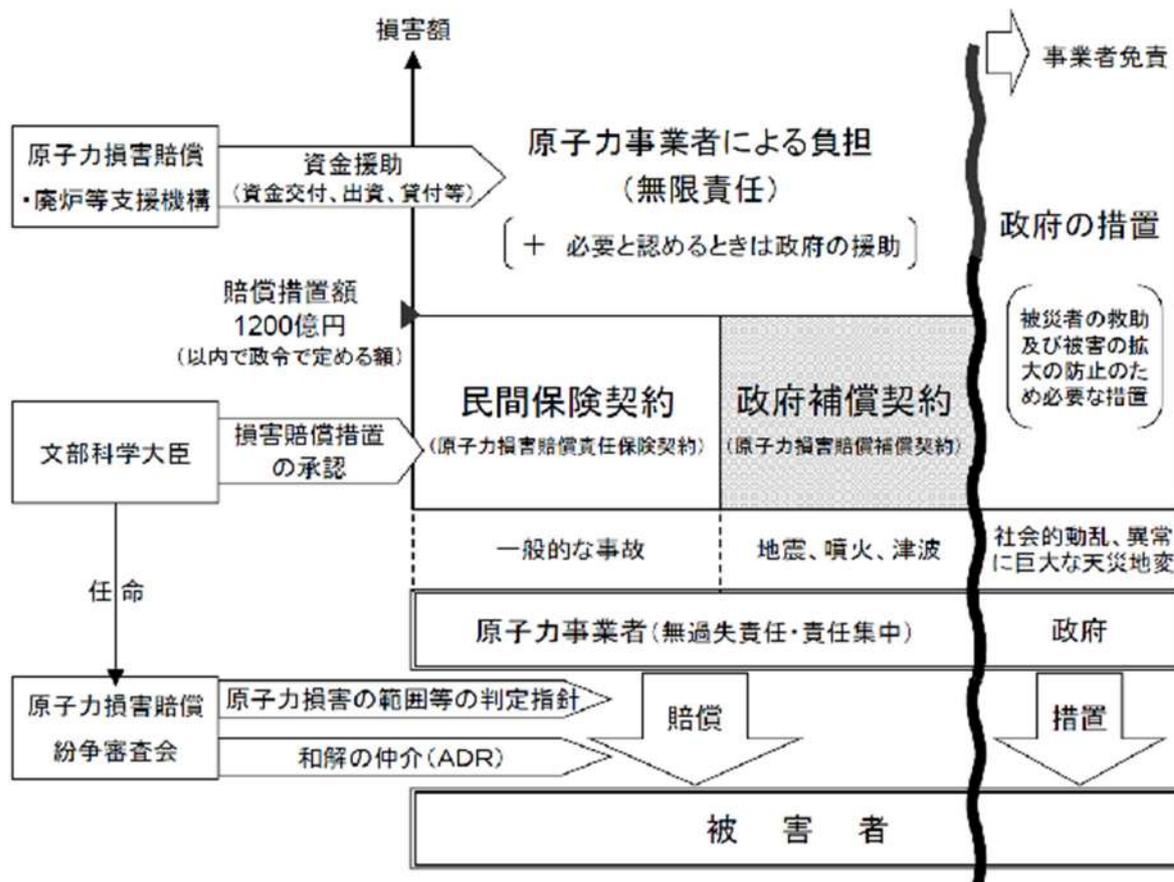


図5-16 原子力損害賠償制度の概要 (文部科学省 HP より)

福島第一原発事故による損害については、国の原子力損害賠償紛争審査会がその範囲の判定の指針を策定し、平成23年8月5日に中間指針として公表したが、宮城県の損害として明示されたものは政府の出荷制限指示等があった牛肉や外国人観光客を対象とした観光業など一部に限られ、これら以外の損害に係る賠償請求については、被害者が福島第一原発事故との相当因果関係を立証しなければならない状況にあった。このため、県では国に対して、本県の風評被害を指針に明示するよう再三にわたり要望活動を行った。

一方で、中間指針に明示はないものの、出荷制限等の指示があった対象品目や一部の林産物や水産物の風評被害について、東京電力が賠償の対象として追加するとともに、観光業についても、平成23年8月には丸森町が、平成23年10

月には東北5県が東京電力の賠償地域の拡大により、対象地域として追加され、平成25年1月30日開催の原子力損害賠償紛争審査会において中間指針第三次追補が決定され、本県が農林水産業の風評被害の賠償対象地域として明示された。また、令和4年12月20日開催の原子力損害賠償紛争審査会において中間指針第五次追補が決定されたこと等を踏まえて東京電力は、自ら定めた追加賠償基準において、自主的避難等に係る損害賠償の対象地域として、丸森町を追加した。

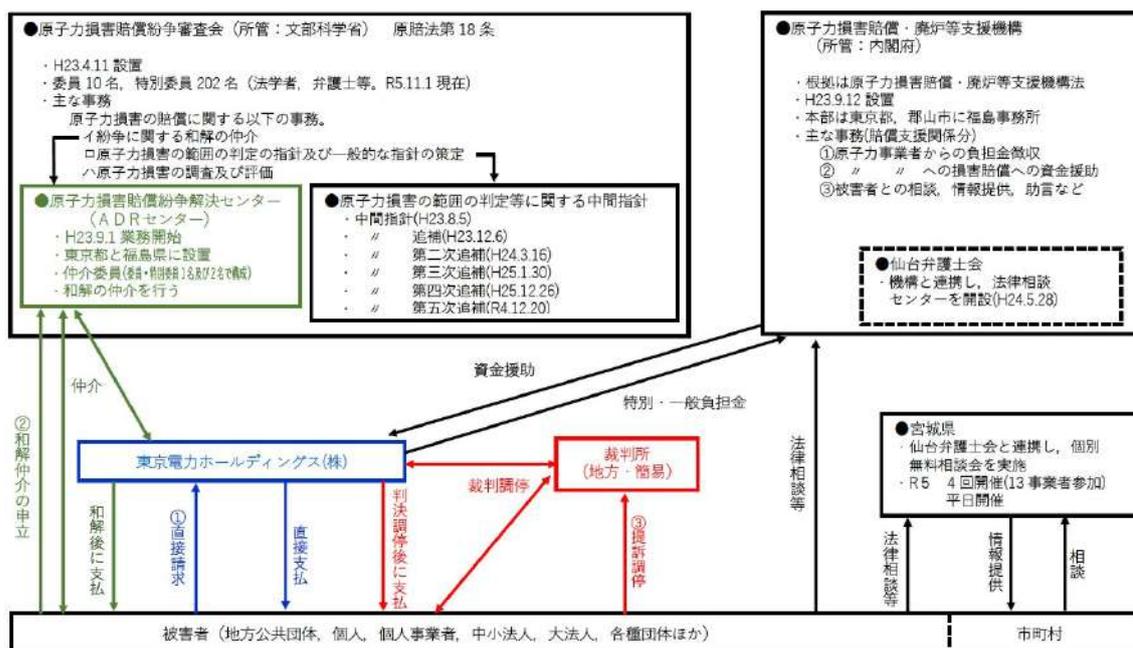


図5-17 原発事故に伴う損害賠償請求の概要

2. 民間事業者等の損害賠償請求支援

県は、平成23年から、弁護士等の協力を得ながら福島第一原発事故における民間事業者等の損害賠償請求の支援を行っている。また、令和5年8月から開始された東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出に伴い、一部の国・地域が日本産水産物の輸入禁止等を措置したことから、この影響を受けた県内水産業関係者や輸出関係事業者の損害賠償請求を支援するため、令和5年度と令和6年度は、処理水の海洋放出に特化した形で損害賠償請求説明会・個別相談会を開催している。



図5-18 処理水の海洋放出に関する損害賠償請求説明会・個別相談会（令和5年度）

表 5-15 (これまでの個別相談会等の開催状況)

平成 23 年度	みやぎ県民会議構成団体等における被害状況の取りまとめを行ったほか、仙台弁護士会及び宮城県農業協同組合中央会から講師を招き研修会を開催
平成 24 年度	「損害賠償請求ワーキンググループ」において、県内中小乳業事業者に対し損害賠償請求を支援するため、東京電力との協議の場の設定や、情報の提供、法的手段に関する研修会等を開催
平成 25 年度	中間指針第 3 次追補に係る損害賠償説明会・個別相談会を県内各地で 12 回開催するとともに、仙台弁護士会及び原子力損害賠償紛争解決センターと連携して、損害賠償請求研修会・セミナー及び個別相談会を県内 7 か所で開催
平成 26 年度	東京電力による説明会・個別相談会、仙台弁護士会及び原子力損害賠償紛争解決センターと連携した損害賠償請求研修会・個別相談会を県内 7 か所で開催
平成 27 年度	仙台弁護士会と連携した損害賠償説明会・個別相談会を県内 10 か所で開催（白石市・栗原市・丸森町との共催を含む）。
平成 28 年度	仙台弁護士会と連携した損害賠償説明会・個別相談会を県内 8 か所で開催（登米市・角田市・女川町との共催を含む）。
平成 29 年度	仙台弁護士会と連携した損害賠償説明会・個別相談会を県内 7 か所で開催（東松島市・山元町との共催を含む）。
平成 30 年度	事前申し込み制に見直し。仙台弁護士会と連携して、個別相談会を県内 4 か所で開催。
令和元年度	仙台弁護士会と連携して、個別相談会を県内 5 か所で開催。
令和 2 年度	仙台弁護士会と連携して、個別相談会を県内 2 か所で開催。
令和 3 年度	仙台弁護士会と連携して、個別相談会を県内 1 か所で開催。
令和 4 年度	仙台弁護士会と連携して、個別相談会を県内 1 か所で開催。
令和 5 年度	仙台弁護士会・東京電力と連携して、損賠賠償請求説明会・個別相談会を県内 5 か所で開催(処理水の海洋放出関連に特化)。
令和 6 年度	仙台弁護士会・東京電力と連携して、損賠賠償請求説明会・個別相談会を県内 3 か所で開催(処理水の海洋放出関連に特化)。
令和 7 年度	仙台弁護士会・東京電力と連携して、個別相談会を県内 5 か所で開催。

3. 県の損害賠償請求

県は、空間放射線量率の測定や食品等の放射性物質濃度の測定等の費用など、福島第一原発事故被害対策に要した事業費・人件費について、平成 23 年 12 月 27 日に市町村とともに東京電力に対して第一次損害賠償請求を行って以降、毎

年東京電力に対し請求を行うとともに、東京電力が賠償に応じなかった部分については、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）へ和解仲介の申立てを行っている。

平成23年12月に最初の請求を行い、令和7年12月末現在で平成23年度から令和6年度分（企業局分含む）までの事業費・人件費として、合計約69億円を請求し、そのうち、ADRセンターで和解仲介手続き中のものを除き、平成23年度から令和2年度分までの事業費・人件費として約41億円の賠償金を受け入れている。（平成23年度から平成27年度ADR和解分を含む。）

4. 国、東京電力への要望・要請

県は、平成23年7月に国に対し、福島第一原発事故による損害については、国が負担するよう求めて以来、国及び東京電力に対し、迅速かつ十分な損害賠償の実施を求めている。特に平成24年9月には、県独自に調査・分析した県内の風評被害の実態を示しながら、岩手県及び両市長会・町村会合同により、国及び東京電力に対して要望・要請を実施し、平成25年1月30日公表の中間指針第三次追補に本県が風評被害の賠償対象地域として明示された。また平成26年8月には、知事が東京電力本社を訪問し、同社社長に対し、農林水産物等に係る迅速な損害賠償の要望を行い、農業関係団体に対する支払率が向上した。

その後も毎年の政府要望や東京電力福島第一原子力発電所の現地調査など様々な機会をとらえ、必要な要望・要請を国及び東京電力に対し行っている。

第6章 原子力広報事業

第1節 女川原子力発電所を中心とした広報事業

1. 女川原子力発電所を中心とした広報事業の概要

県は、昭和42年に原子力発電所の立地問題が検討されて以来、原子力発電の安全確保に関する広報をはじめ、周辺地域の環境放射能及び温排水等の状況を調査し、周辺地域の住民はもとより、関係各機関に公表するなど、原子力発電に関する知識の普及に努めてきた。

また、国は原子力発電所の立地問題に係る周辺地域の住民との合意形成に向けた、きめ細かな広報対策の重要性を認識し、昭和49年6月、いわゆる電源三法を制定し、広報・安全等対策交付金（現在は「広報・調査等交付金」）制度を確立した。

県では、この広報・調査等交付金の交付を受け、発電所周辺地域住民の知識の普及・啓発等に向け、種々の広報・調査等事業を実施してきた。

昭和55年度からは、関係市町においても、国及び県から広報・調査等交付金を受け、より地域に密着した広報・調査等事業を実施している。

また、県は、地域住民をはじめ多くの県民に原子力発電に関する知識を普及し、放射線・放射能に関する理解を深めるため、昭和56年4月から原子力センター広報展示室「あとみ〜る」の一般公開を行い、開館以来の累計来館者数は約17万3千人となったが、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う津波により壊滅した。

平成27年度からは、「宮城県環境情報センター（保健環境センター内に設置された環境学習のための利用施設）」において、放射線・放射能の広報スペースを設け、放射線・放射能や原子力発電等についてわかりやすく学べる環境を提供している。

2. 広報誌「原子力だよりみやぎ」

県では、女川原子力発電所の状況や県の施策について周辺地域住民への周知を図るため、広報誌「原子力だよりみやぎ」を発行している。その内容は、女川原子力発電所周辺の環境放射能及び温排水調査結果をはじめ、女川原子力発電所の運転状況、エネルギー・原子力発電・放射能に関する様々な情報や用語解説等を掲載し、地域住民に対し正確な情報を届けるよう努めている。

「原子力だよりみやぎ」は昭和57年3月に創刊し、主に女川町内・石巻市内及び関係機関に配布していたが、福島第一原発事故後の平成24年度は、より広範に理解を深めてもらうため県内市町村の図書館・公民館等にも配布した。

平成25年度からは、地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正により緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を設定したことから、各戸配布の対象地域をこ

れまでの原子力発電所より概ね 10km の範囲から 30km の範囲に拡大した。

また、原子力安全対策課のホームページにも掲載しており、インターネットを利用しての閲覧が可能である。

ホームページアドレス

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/o-gensiryokudayori.html>)

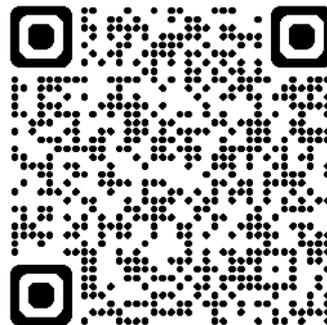


図 6-1 原子力だよりみやぎ（画像右：HP の二次元コード）

3. 原子力安全対策課公式 X（旧ツイッター）

放射線・放射能の測定結果や基礎知識、原子力災害時の防護措置の方法など、適時、県民の皆様提供できる体制を構築するため、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を活用し、原子力安全対策課公式 X（旧ツイッター）【アカウント名：@n_info_miyagi】を令和 3 年 7 月に運用開始した。

（アドレス https://twitter.com/n_info_miyagi）

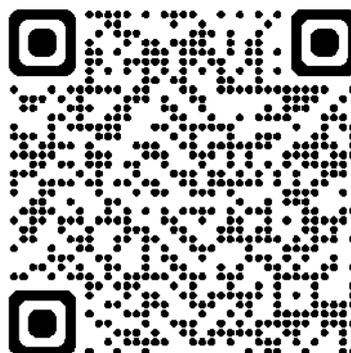


図 6-2 原子力安全対策課公式 X（画像右：アカウントの二次元コード）

4. 夏休み環境学習教室

平成 28 年度より、保健環境センターが主催する「夏休み環境学習教室」（小学生を対象とした夏休み期間に身近な環境問題などを考える環境学習教室）を活用し、放射線・放射能に関する正しい知識の普及のため、放射線に関する講座を開いている。

令和 7 年度の「夏休み環境学習教室」は 8 月 8 日（金）に「身のまわりの放射線，見えるかな？」をテーマに開催した。

当日は、小学生 7 名が参加し、手作りの霧箱装置で放射線が飛んでいる様子を観察し、身のまわりの放射線を測る体験を通じて、身のまわりの放射線について学んだ。

参加者及び同席した保護者からのアンケート結果では、「目に見えない放射線を見ることができて楽しかった」など概ね好評価であった。



図 6-3 夏休み環境学習教室の様子

5. 原子力発電に関する講話

県では、職員が地域住民や事業者の主催する各種集会・会合に出向いて県政について説明する「みやぎ出前講座」として原子力発電所の安全対策についての講座を実施している。令和 6 年 9 月に実施した講座では原子力発電の仕組みや、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準のほか、原子力安全対策に係る県の取組と最近の話題について説明した。

令和 7 年度は 1 2 月末時点で開催実績はない。

表 6-1 原子力発電に関する講座の派遣実績（R7. 12 月末）

年度	実施（団体）数	延べ実施人数
令和 6 年度	1	13
令和 7 年度	0	0
合計	1	13



図 6-4 地域住民を対象とした出前講座

6. 原子力発電等に関するセミナー

県では、平成23年度から県民の放射線・放射能への不安の払拭と理解の促進を目的として、「放射線・放射能に関するセミナー」を開催した。専門家による講演に加え、ポータブル型の放射能測定器及び自然放射線の軌跡を観察する機器である霧箱を使用した測定実演会も実施してきた。

令和6年度より女川原子力発電所の再稼働に伴い、原子力発電所に対して不安を持っている県民への正しい知識の普及を目的とした「原子力発電に関するセミナー」を実施することとした。

令和7年度は原子力発電の仕組みや安全対策、核燃料サイクル等の内容のセミナーを実施するとともに、参加者の見識を深めるため、最先端の放射光施設3GeV高輝度放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス) の見学会も実施した。当日は、28人が参加し、参加者からは「分かりやすかった」「有益な内容であった」等といった声が寄せられた。

なお、平成26年度までは公益社団法人宮城県放射線技師会による相談会を同時に開催した。

表6-2 放射線・放射能・原子力発電に関するセミナー開催状況 (R6.12月末)

年度	開催会場数	参加人数
平成23年度	3	308
平成24年度	7	353
平成25年度	3	157
平成26年度	1	41
平成27年度	3	91
平成28年度	3	83
平成29年度	3	72
平成30年度	4	145
令和元年度	4	136
令和2年度	2	46
令和3年度	新型コロナウイルス感染	
令和4年度	症対策のため中止	
令和5年度	2	81
令和6年度	2	54
令和7年度	1	28
合計	36	1,513



図6-5 令和7年度原子力発電に関するセミナー

7. 原子力発電所親子見学会

県では、県民の方に原子力発電や放射線についての正しい知識と県が実施している安全対策や防災対策などについての周知を図るため、令和7年度より女

川原子力発電所親子見学会を実施した。令和7年度の見学会では県内在住の小
 学生及び中学生とその保護者23名が参加し、女川原子力発電所の見学を通じ
 て原子力発電の仕組みや安全対策等について学んだ。

参加者からのアンケート結果では「安全対策を知ることができ安心した」など
 概ね高評価であった。



図6-6 女川原子力発電所親子見学会の様子

第2節 福島第一原子力発電所事故の対応を中心とした広報事業

1. 福島第一原子力発電所事故の対応を中心とした広報事業の概要

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質の影響は県内に及び、
 特に放射性物質による環境や食品の汚染、身体への影響について不安を抱く県
 民が存在している。

県では、県民の放射線・放射能に関する不安の解消を図るため、各種測定結果
 等の迅速かつ正確な情報の発信及び「放射線・放射能に関するセミナー」を通じ
 て放射線・放射能に関する理解の促進に努めた。

2. 放射線・放射能に関する電話相談

県では、放射線・放射能に関する県民
 からの相談に対応するため、福島第一原
 発事故後の平成23年3月16日から、
 「放射線・放射能に関する相談窓口」を
 開設した。開設当初は相談員として東北
 大学及び県放射線技師会の協力を得な
 がら県民からの電話相談への対応を
 行った。開設以降の相談件数は令和7
 年12月末現在で9,752件であった。

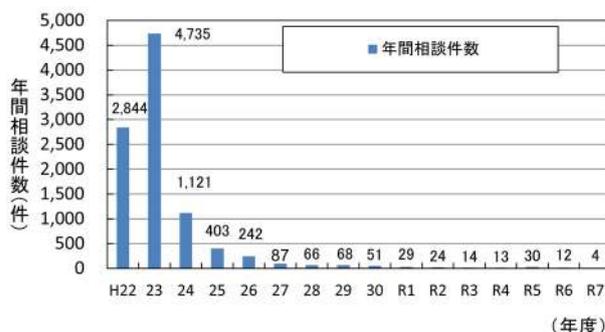


図6-7 電話相談窓口の受案件数の推移

※1 H22は、平成23年3月16日から平成23年3月31日までの集計

※2 R7は、令和7年10月末現在までの集計

3. 放射線・放射能に関する測定結果等の公表

県では、空間放射線量率の測定及び農林水産物の放射性物質濃度の測定を定期的を実施し、結果は速やかに県ホームページ等を通じて公表している。また、測定結果が基準値を超過した場合には、速やかに広報し、あわせて関係自治体及び事業者に出荷自粛等の措置をとっている。

また、平成23年9月28日より、県内の空間放射線量率、農林水産物等の測定結果、出荷制限情報、よくある質問等の放射線・放射能に関する情報を一元化したポータルサイトを開設し、正確な情報を県民に対して迅速に提供している。

ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」では、放射線・放射能に関する県内の様々な測定結果に加え、本県の原子力発電所に関する安全対策や防災対策、放射線・放射能の基礎知識等のページを追加し、イラスト等を使って、分かりやすい情報の発信に努めている。サイト開設から令和7年12月末現在までのアクセス数の累計は1,501,682件であった。



図6-8 みやぎ原子力情報ステーション

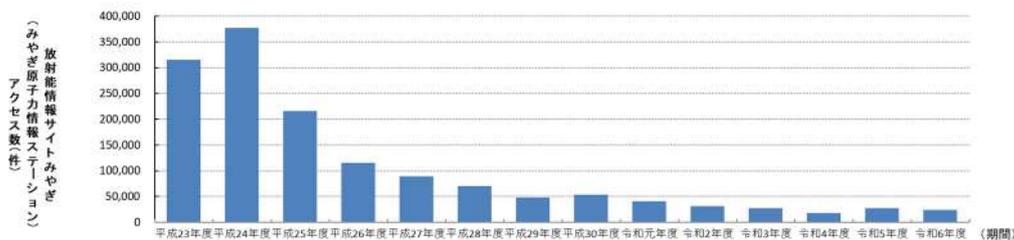


図6-9 ポータルサイトアクセス数の月別推移

4. 放射線・放射能に関する講話

県では、職員が地域住民や事業者の主催する各種集会・会合に出向いて県政について説明する「みやぎ出前講座」として、平成23年10月から放射線・放射能に関する講座の受付を開始した。講話では、放射線・放射能の基礎知識及び県の事故被害対策について説明するとともに、質疑応答を通じて放射線・放射能や県の取組への理解の促進に努めた。令和7年12月末までに累計99件の申込みがあり、延べ5,341人が参加した。

表 6-3 放射線・放射能に関する講座の派遣実績

年度	実施（団体）数	延べ実施人数
※平成 23 年度	23	1,815
平成 24 年度	59	2,761
平成 25 年度	11	656
平成 26 年度	2	22
平成 27 年度	3	67
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和元年度	1	20
令和 2 ～ 6 年度	0	0
合計	99	5,341



図 6-10 地域住民を対象とした出前講座

5. 広報紙や啓発資料による広報

県内に全戸配布している「みやぎ県政だより」における記事掲載及び放射線・放射能に関する各種パンフレットを作成及び配布し、理解の促進に努めた。



図 6-11 広報の例

左：パンフレット「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらまし」（英語版）
 右：「知ろう・学ぼう原子力と放射線」（令和6年11月）

第7章 その他

第1節 電源三法

1. 概要

発電所建設によって得られる国民的な利益を地元還元するために、昭和49年6月に「電源開発促進税法」・「電源開発促進対策特別会計法（平成19年4月1日から「特別会計に関する法律」）」・「発電用施設周辺地域整備法」の3つの法律が制定された。これがいわゆる「電源三法」である。

制定以来、電源三法は発電所立地地域の発展と福祉向上の中核として、重要な役割を果たしてきており、制度の強化・拡充が図られてきている。

（1）電源開発促進税法

原子力や水力、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図ることを目的とし、これらの費用に充てるため販売電気に電源開発促進税を課することが規定されている。

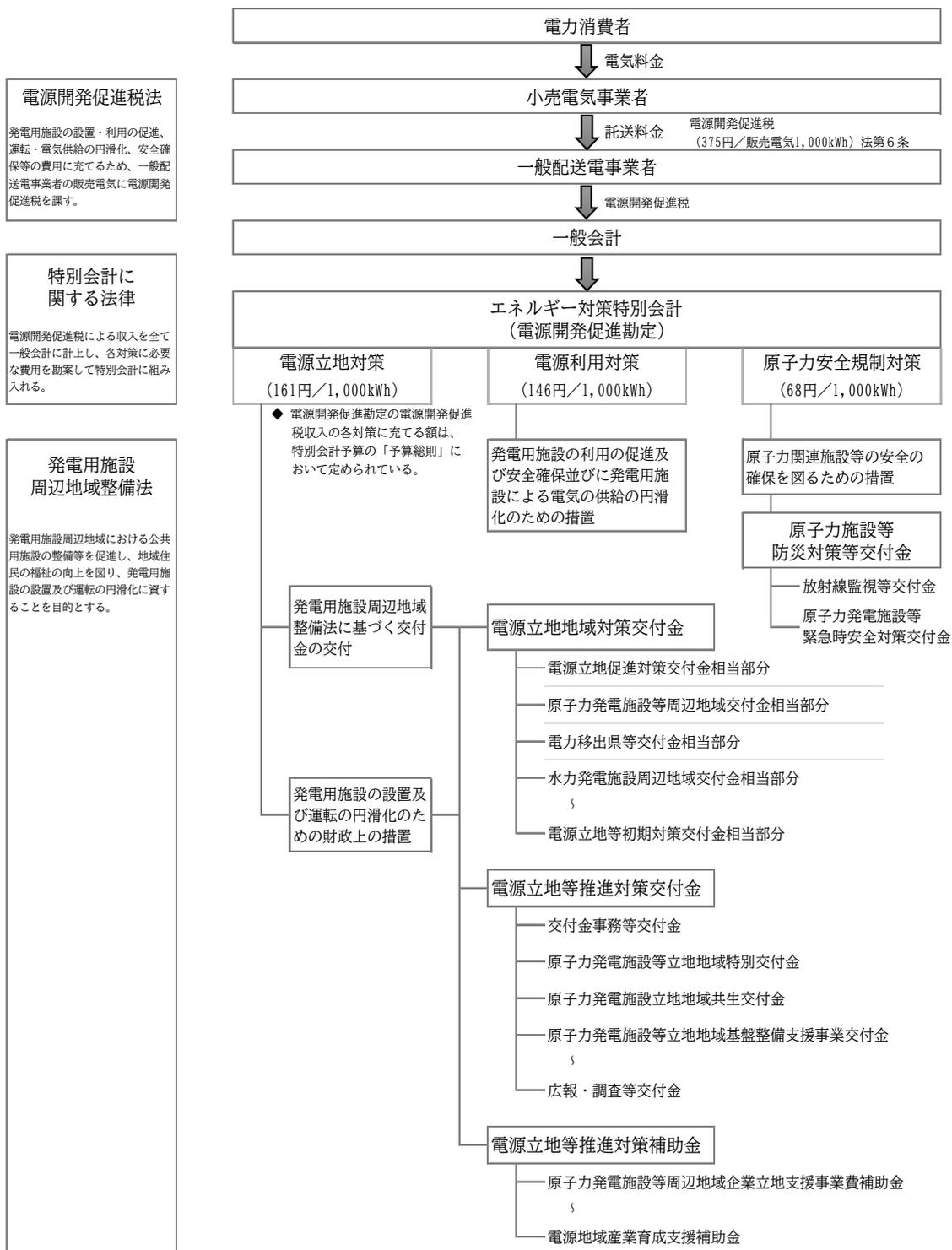
（2）特別会計に関する法律

電源開発促進税法による収入を発電所の周辺地域の整備や安全対策をはじめ、発電用施設の設置及び運転の円滑化のため交付することができる旨、規定されている。

（3）発電用施設周辺地域整備法

発電用施設の周辺地域において、公共用施設の整備その他の住民生活の利便性向上及び産業振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉向上を図るとともに、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とし、公共用施設整備事業に係る交付金を交付する旨、規定されている。

第7章 その他



※) 表中の交付金等は、宮城県が交付を受けているものを中心に記載している。

(令和7年4月1日現在)

2. 原子力安全対策課所管交付金

(1) 放射線監視等交付金

原子力発電施設等の周辺地域において、放射線監視施設を設置し、または環境中の放射能の調査を行う場合、これに要する費用に充てるため交付される交付金である。

(2) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

昭和54年、米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機として、原子力発電所等に係る防災体制の整備の強化を図る必要性から、昭和55年度に整備された交付金である。

(3) 広報・調査等交付金

原子力発電に関する正しい知識の普及・啓発及び住民の生活に及ぼす影響に関する調査事業に要する費用に充てるための交付金である。

(4) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（うち安全確保交付金）

原子力発電所立地地域の災害対応能力の向上に向けた取組に要する費用に充てるための交付金である。

第2節 核燃料税

1. 概要

県では、昭和58年に総務省の許可（現在は同意）を得て、条例に基づき核燃料税（法定外普通税）を課税している。課税期間は5年ごとに更新しており、現在は第9期目（令和5年6月21日～令和10年6月20日）である。

納税義務者を発電用原子炉の設置者として、以下のとおり課税しており、その税収は、原子力発電所の立地地域及び周辺地域における安全対策、環境保全対策、民生安定対策及び生業対策等の財政需要に充てられている。

区 分	課税標準	税 率
価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	8.5%
出力割	発電用原子炉（運転及び廃止に係るもの）の熱出力	22,300円/千kW/3か月 （ただし、廃止措置中は11,150円/千kW/3か月）

2. 核燃料税交付金

(1) 女川町・石巻市

平成 21 年度から女川原子力発電所の所在・隣接自治体である女川町・石巻市に対し、原子力発電施設周辺地域の振興と地域住民の福祉向上を図るため、市町が行う事業に要する経費に対して交付金を交付する。

(交付額は前年度の核燃料税の収入額の 20%に相当する額の範囲内)

(2) UPZ 5 市町

令和 6 年度から女川原子力発電所のUPZ圏内のうち、5 市町（登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町）に対し、原子力災害に対する防災力強化を図るため、市町が行う事業に要する経費について交付金を交付する。

(令和 7 年度については、5 市町で 2,300 万円)

<資料目次>

(女川原子力発電所関係)

1. 女川原子力発電所運転状況
2. 女川原子力発電所の発電実績
3. 女川原子力発電所トラブル発生状況
4. 国際原子力事象評価尺度 (I N E S)
5. 女川原子力発電所定期検査実績及び検査時の被ばく実績
6. 女川原子力発電所放射性廃棄物管理状況
7. 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書
8. 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱
9. 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書
10. 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書
11. 女川原子力発電所環境保全監視協議会規程
12. 女川原子力発電所環境保全監視協議会委員名簿
13. 女川原子力発電所環境調査測定技術会規程
14. 女川原子力発電所環境調査測定技術会委員名簿
15. 環境放射能監視検討会規程
16. 女川原子力発電所周辺対策連絡会議設置要綱
17. 女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画
18. 原子力防災訓練実施状況
19. 原子力災害時の相互応援に関する協定
20. 核燃料税条文

(東京電力福島第一原子力発電所事故関係)

21. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部設置要綱
22. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則
23. 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱
24. 宮城県放射線・放射能測定実施計画 (概要)
25. 原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書
26. 宮城県内の空間放射線量率測定結果
27. 農林水産物等・水道水の放射性物質測定結果の概要
28. 住民持込み食品等の放射性物質測定結果の概要
29. 出荷制限指示及び出荷自粛要請の状況
30. 環境試料の放射性物質測定結果の概要
31. 放射線・放射能に関する各種基準等
32. 宮城県内の除染の実施状況
33. 民間団体等の損害賠償請求支援 説明会・相談会等開催実績
34. 放射線・放射能の電話相談窓口の状況
35. 放射線・放射能に関する講話の講師派遣実績
36. 放射線・放射能・原子力に関するセミナー開催実績

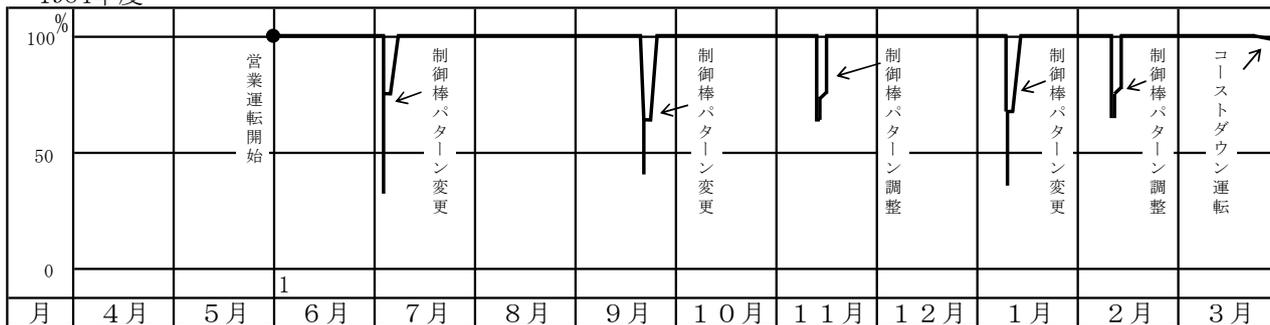
(その他)

37. 原子力年表

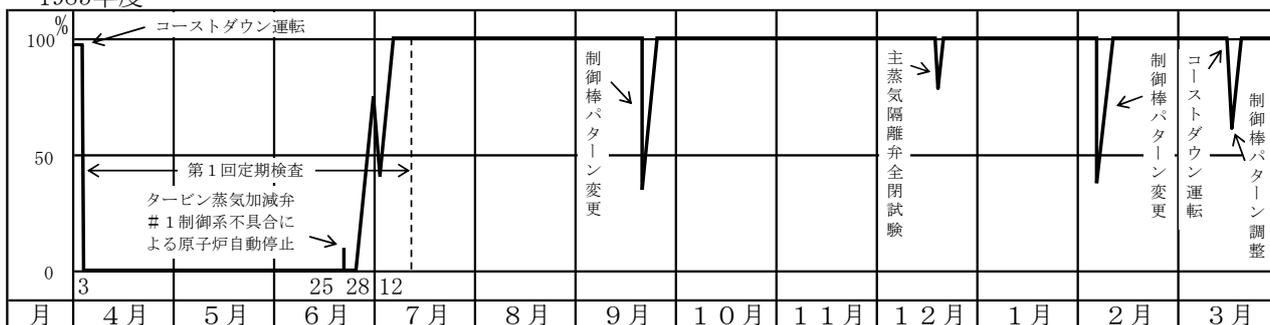
1. 女川原子力発電所運転状況

女川原子力発電所 1号機

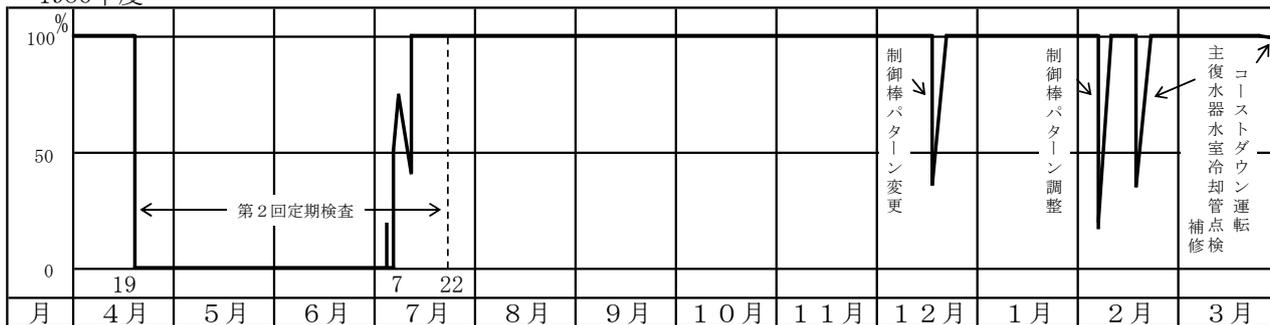
1984年度



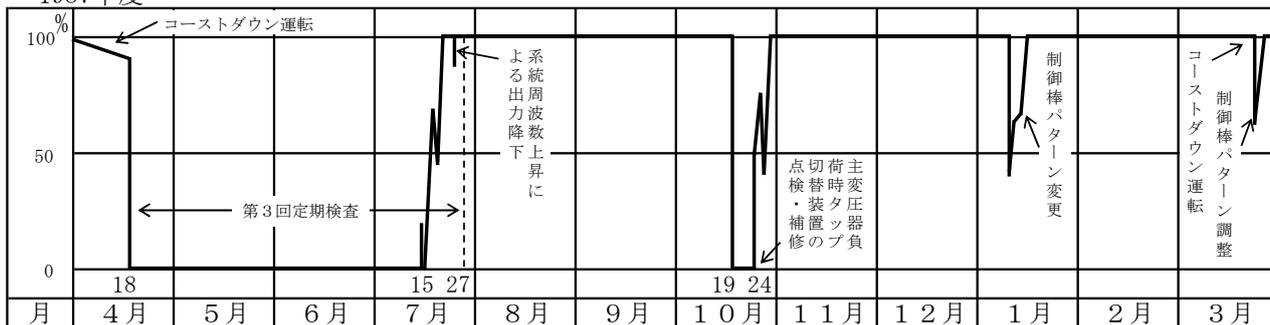
1985年度



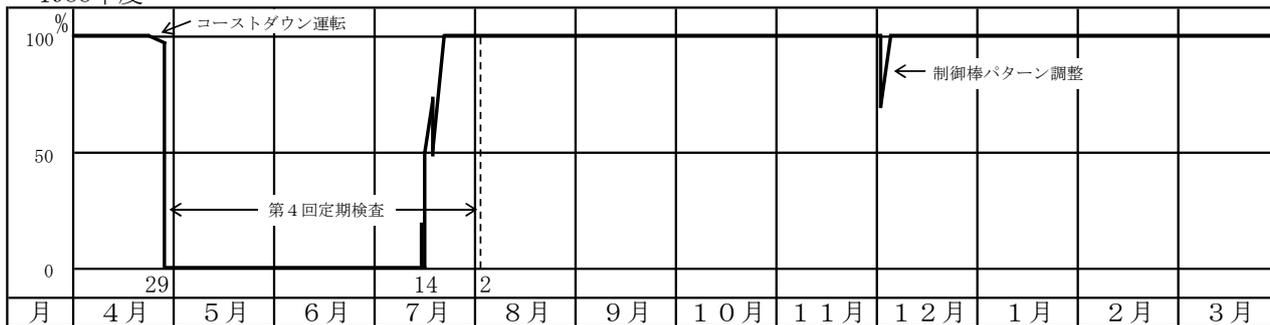
1986年度



1987年度

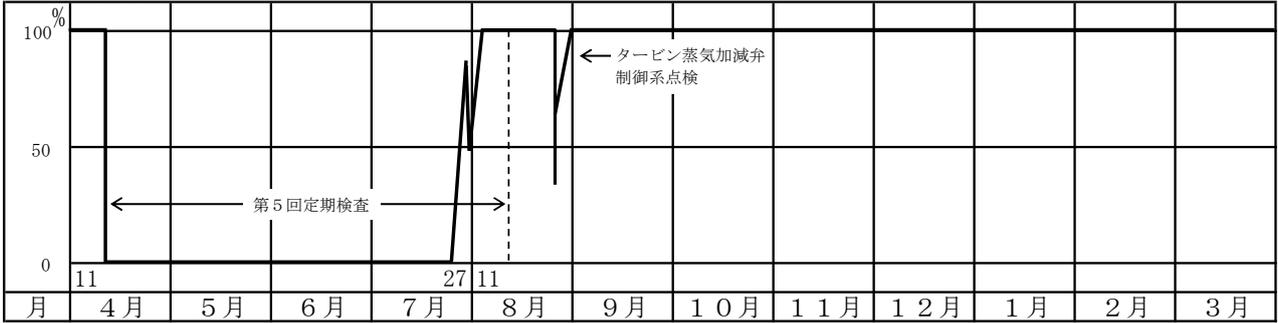


1988年度

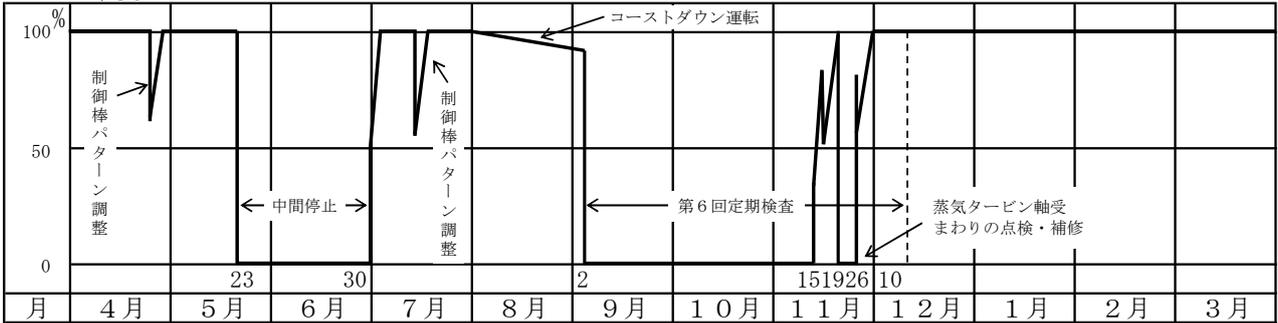


女川原子力発電所 1号機

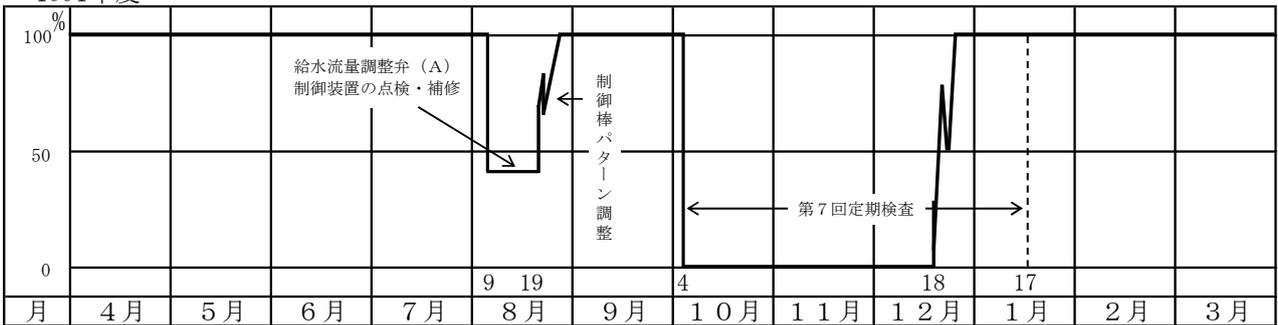
1989年度



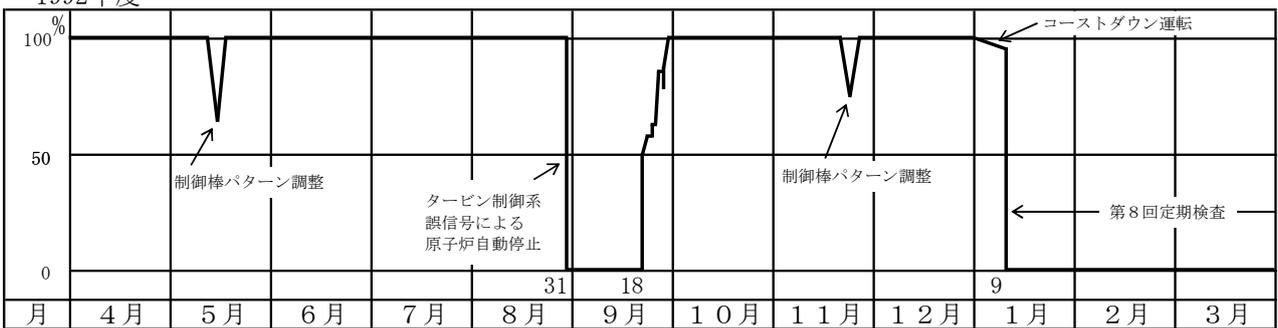
1990年度



1991年度



1992年度

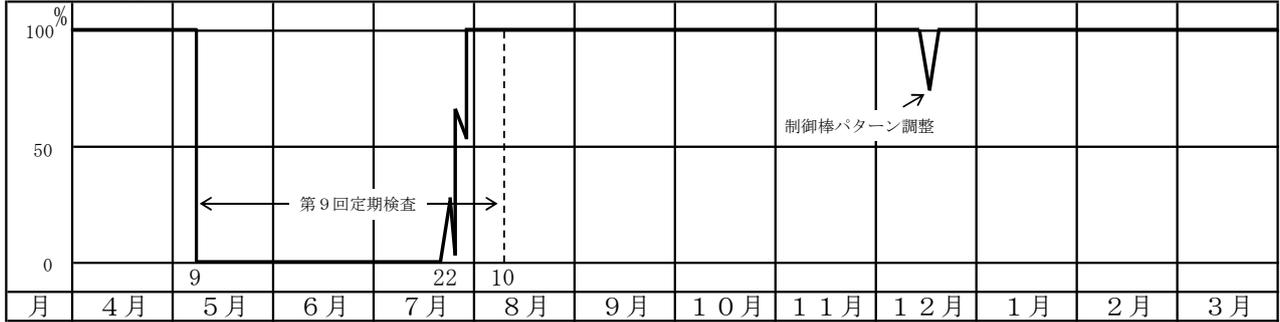


1993年度

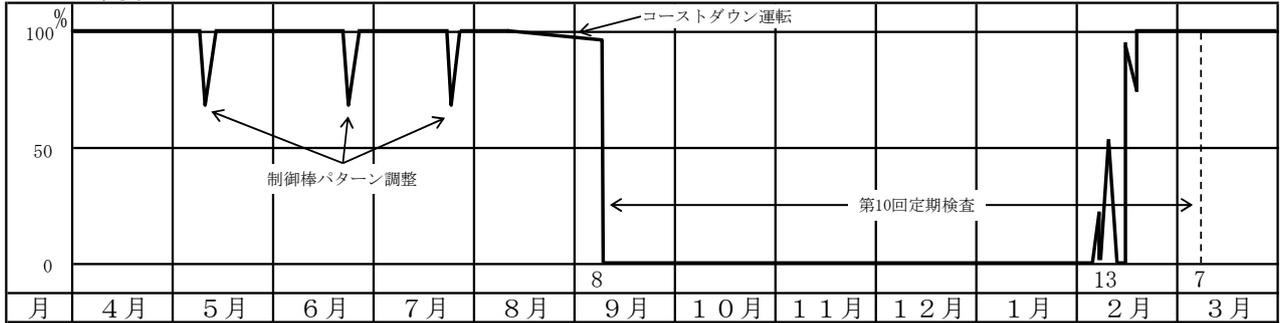


女川原子力発電所 1号機

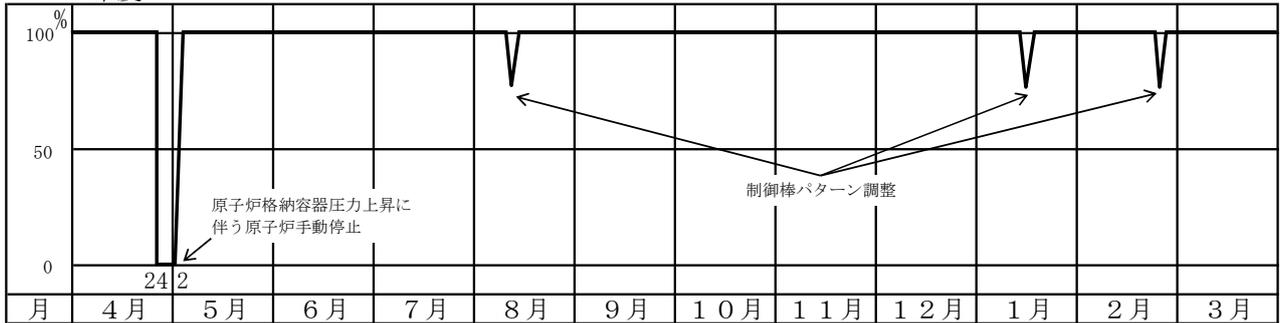
1994年度



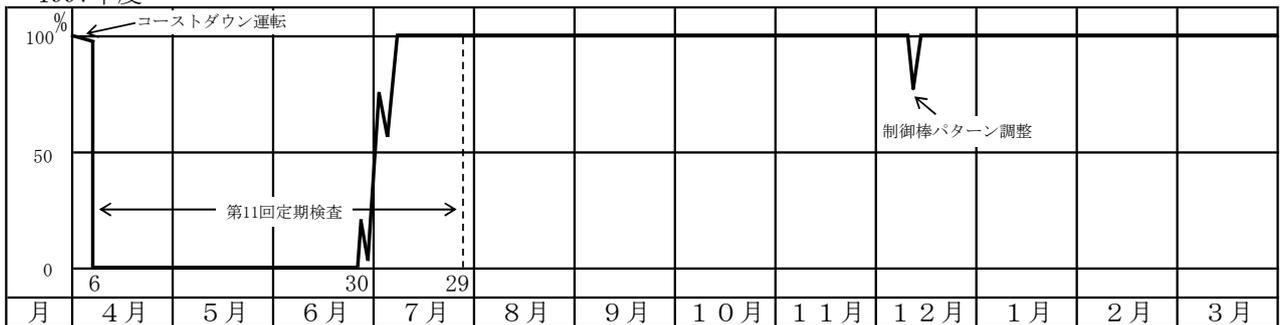
1995年度



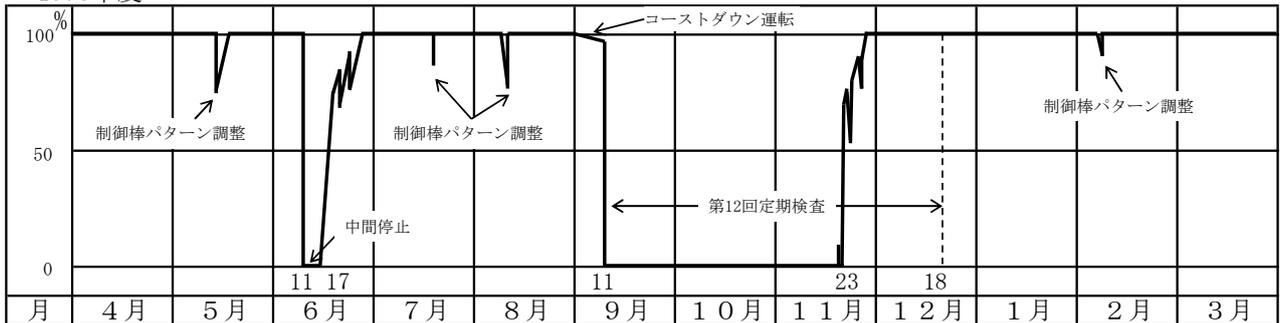
1996年度



1997年度

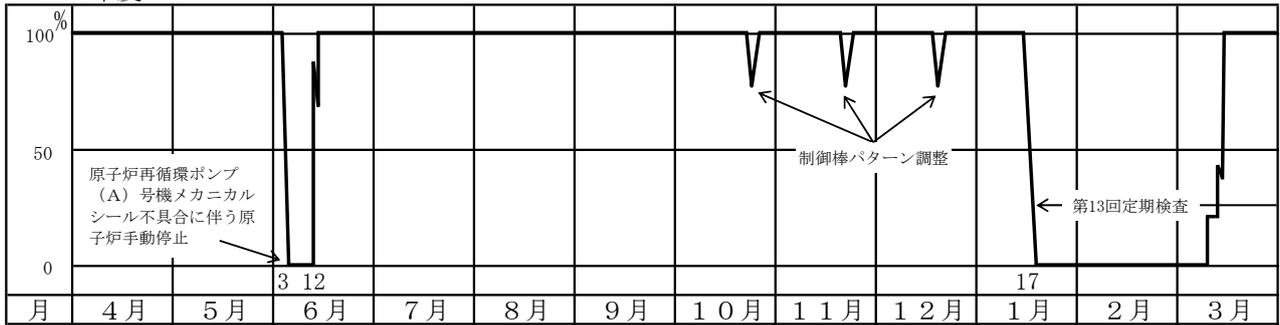


1998年度

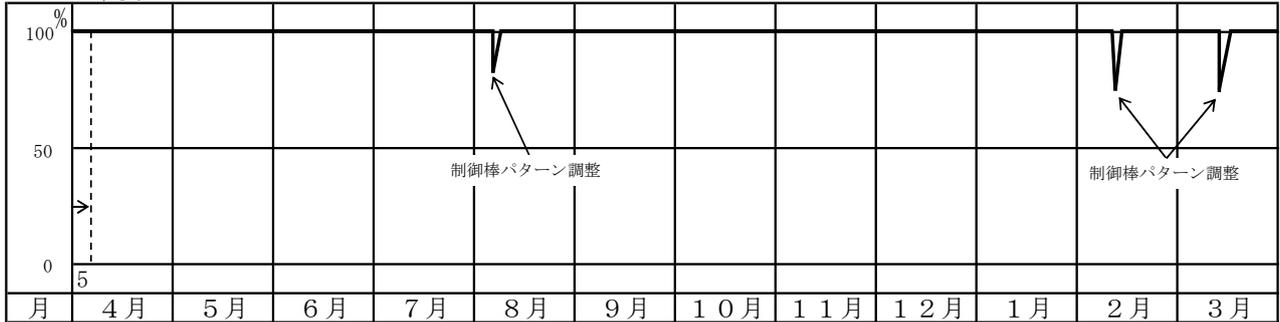


女川原子力発電所 1号機

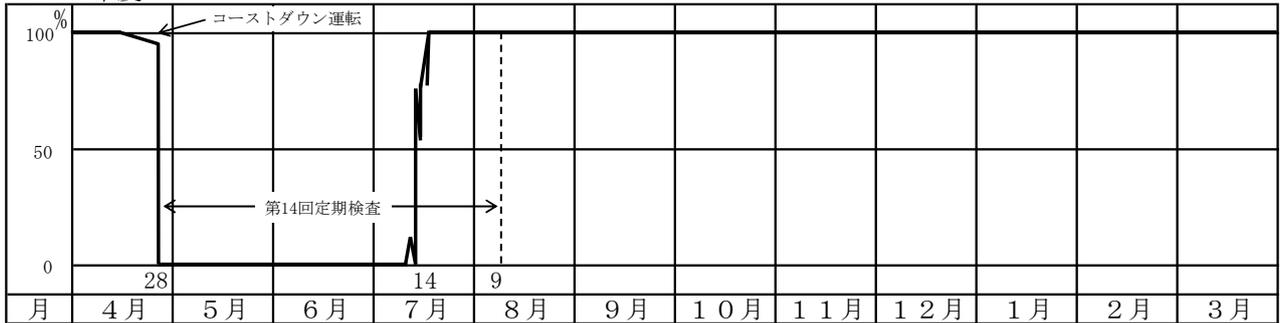
1999年度



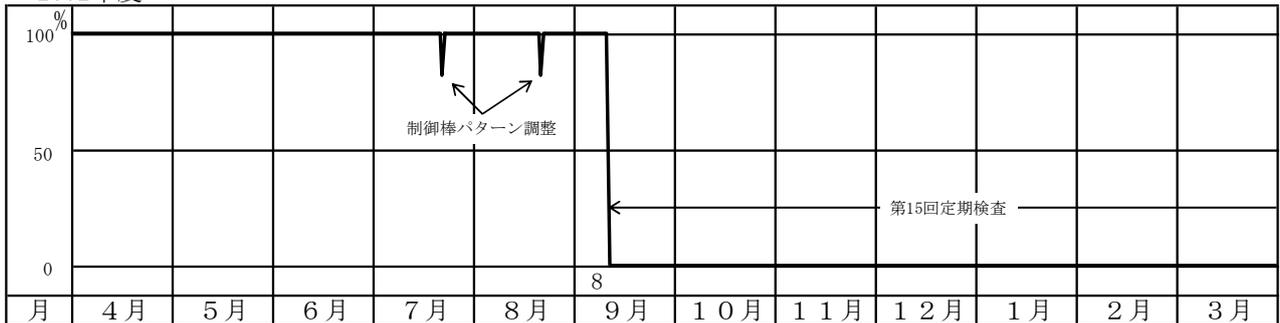
2000年度



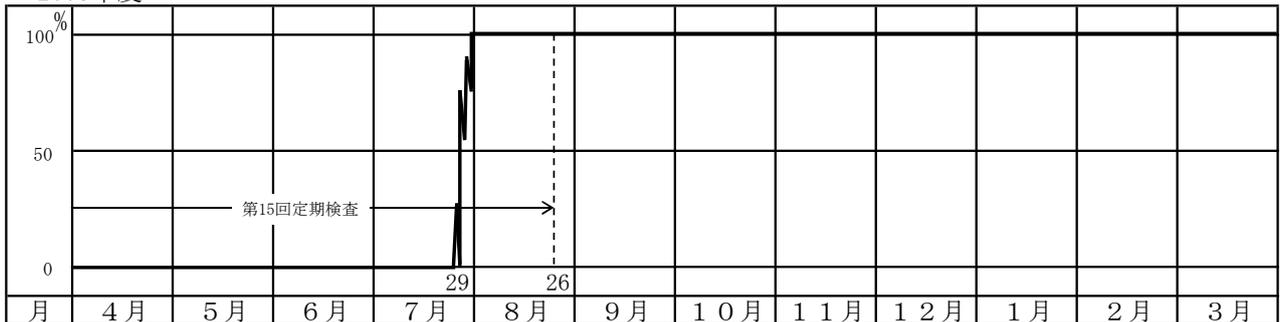
2001年度



2002年度

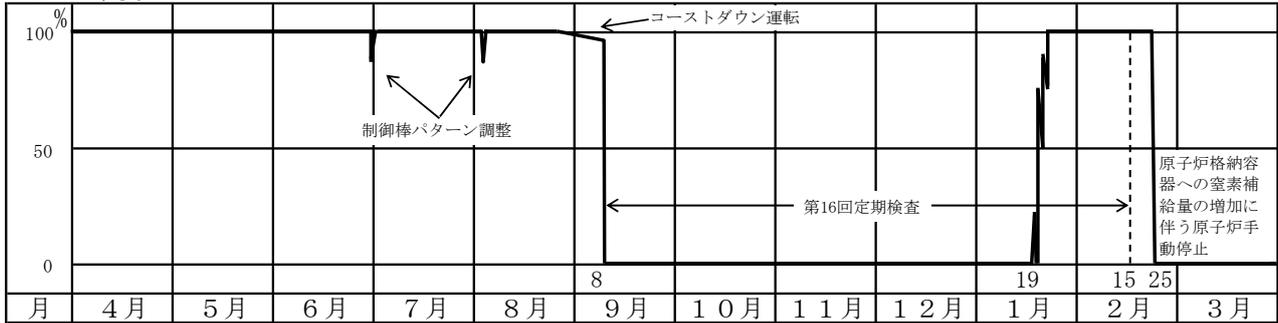


2003年度

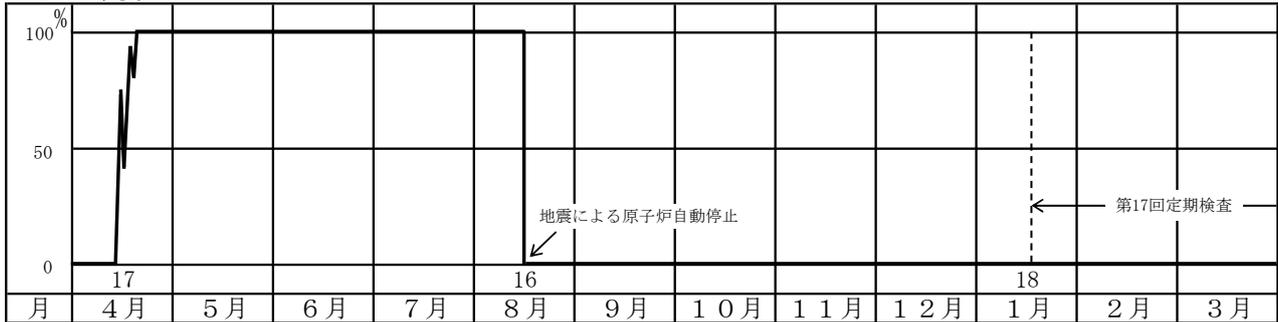


女川原子力発電所 1号機

2004年度



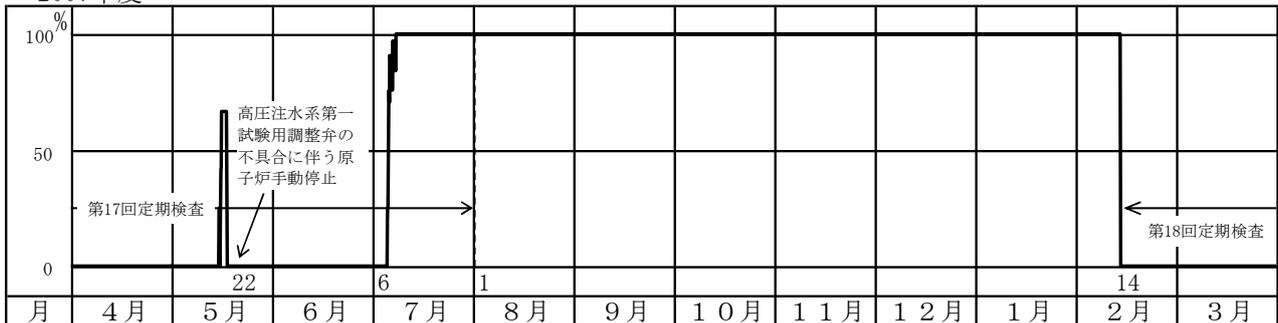
2005年度



2006年度



2007年度



2008年度



女川原子力発電所 1号機

2014年度



2015年度



2016年度



2017年度

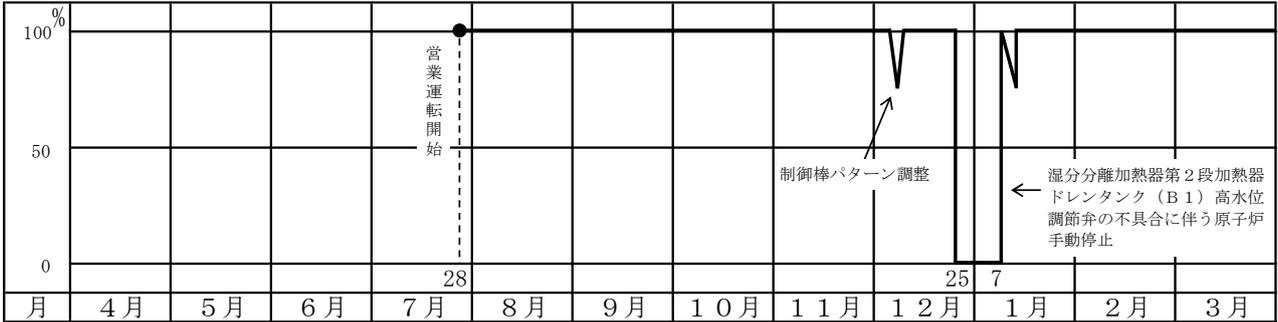


2018年度

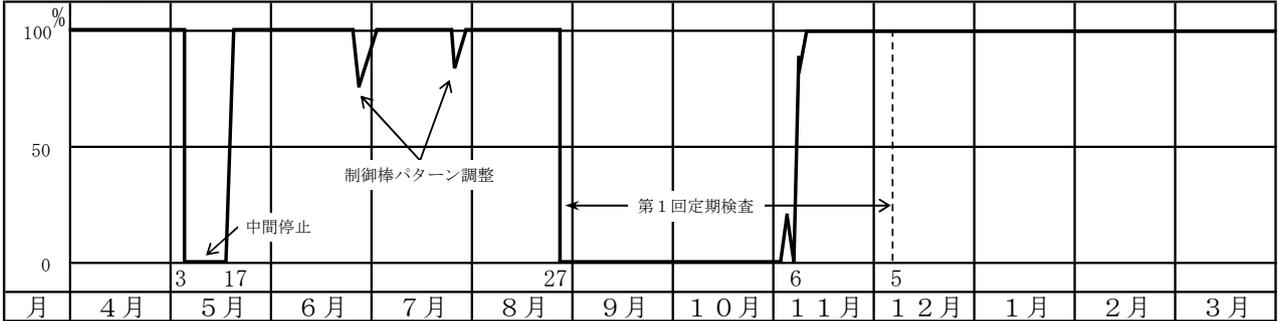


女川原子力発電所 2号機

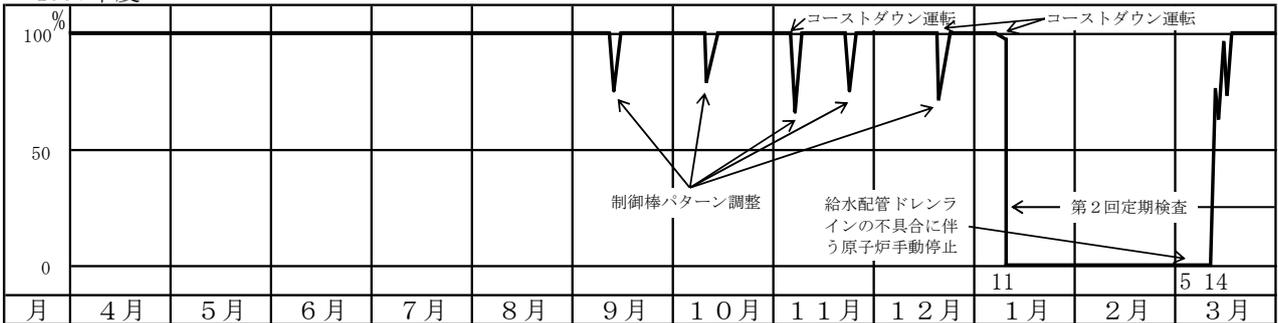
1995年度



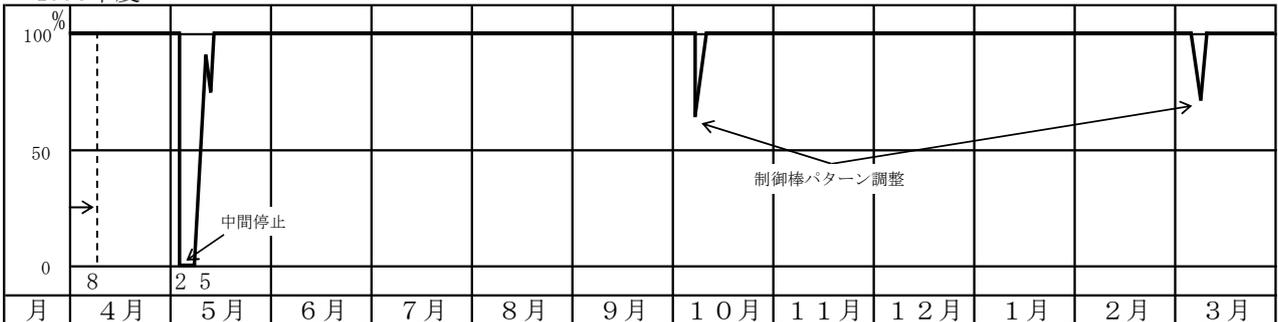
1996年度



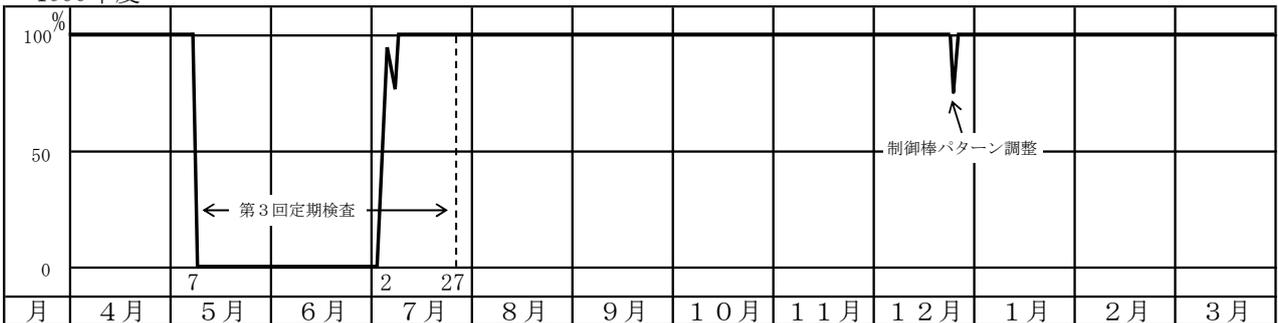
1997年度



1998年度

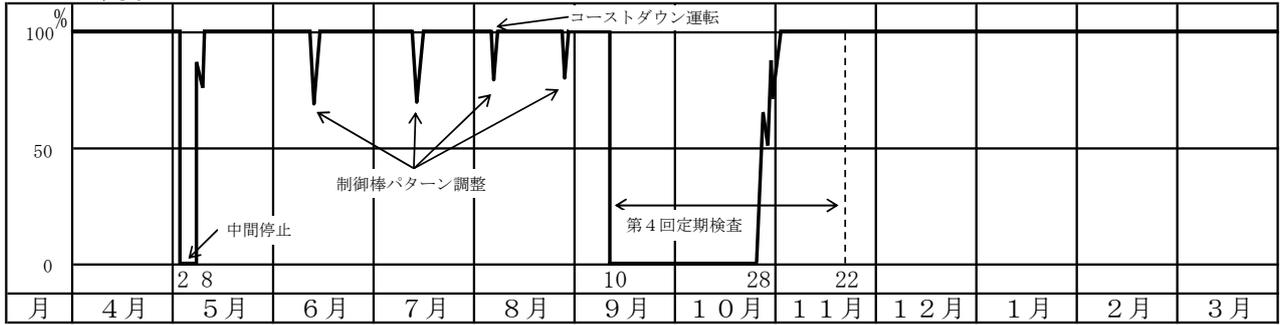


1999年度

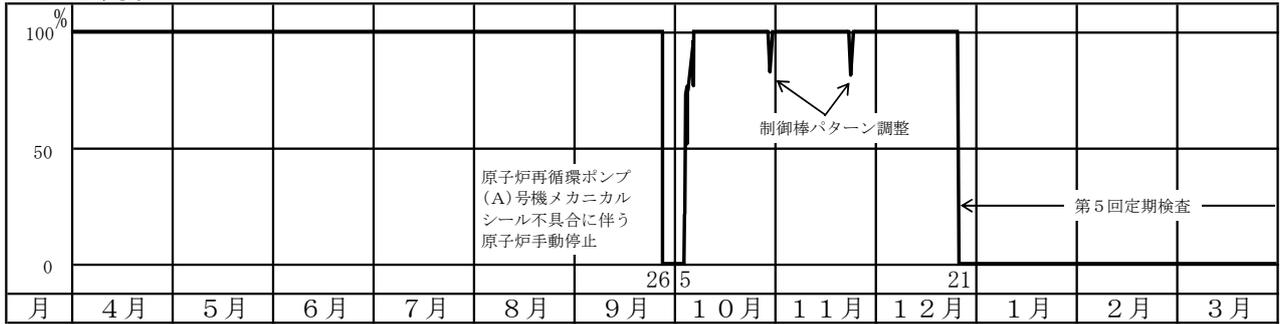


女川原子力発電所 2号機

2000年度



2001年度



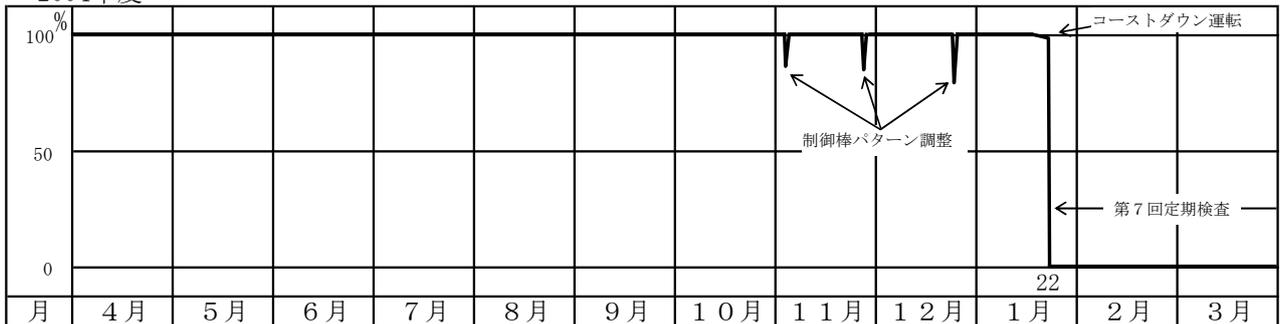
2002年度



2003年度

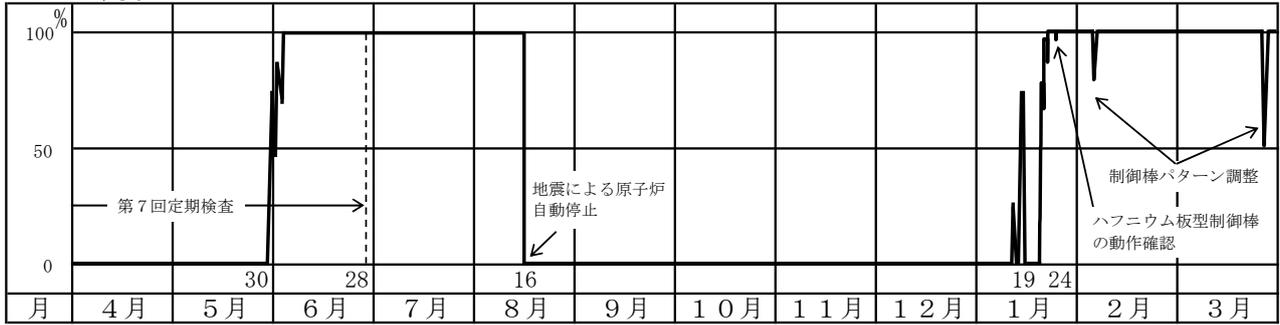


2004年度

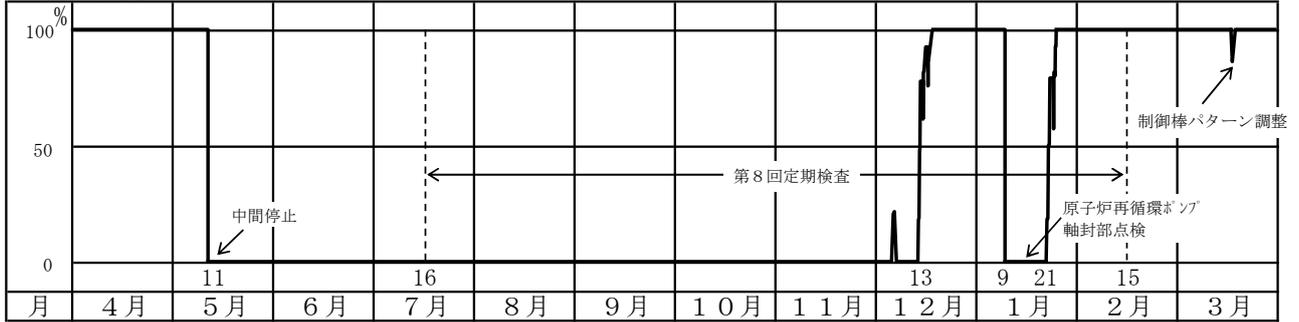


女川原子力発電所 2号機

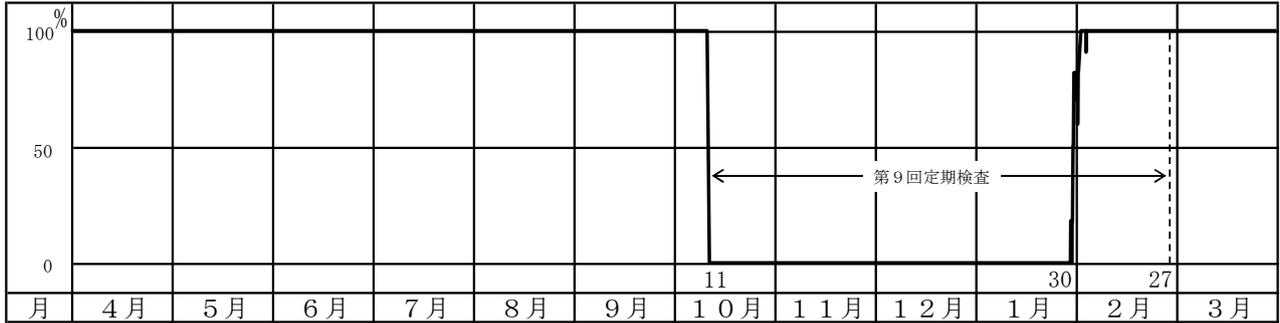
2005年度



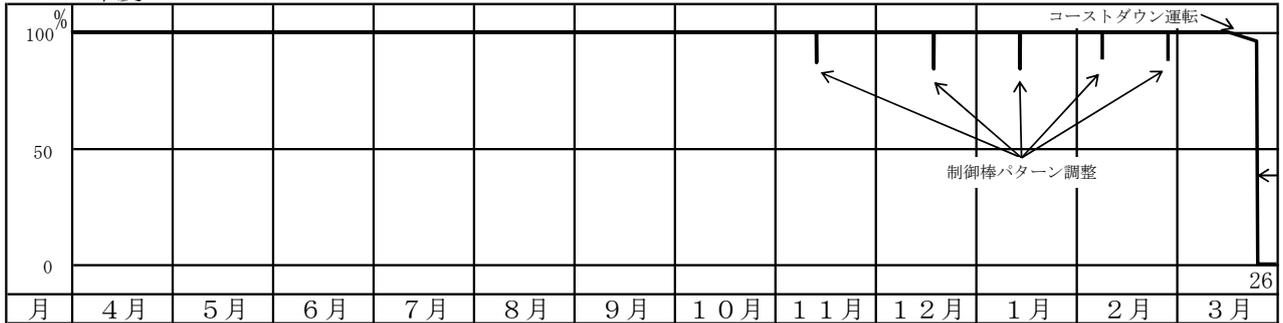
2006年度



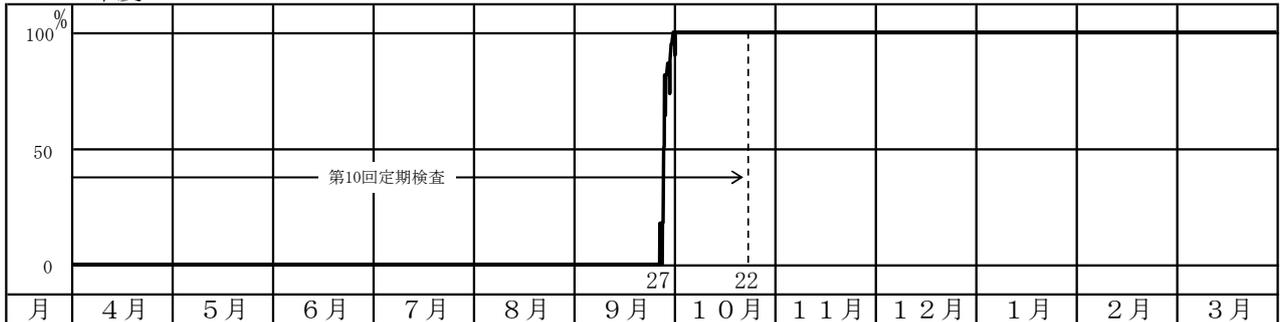
2007年度



2008年度

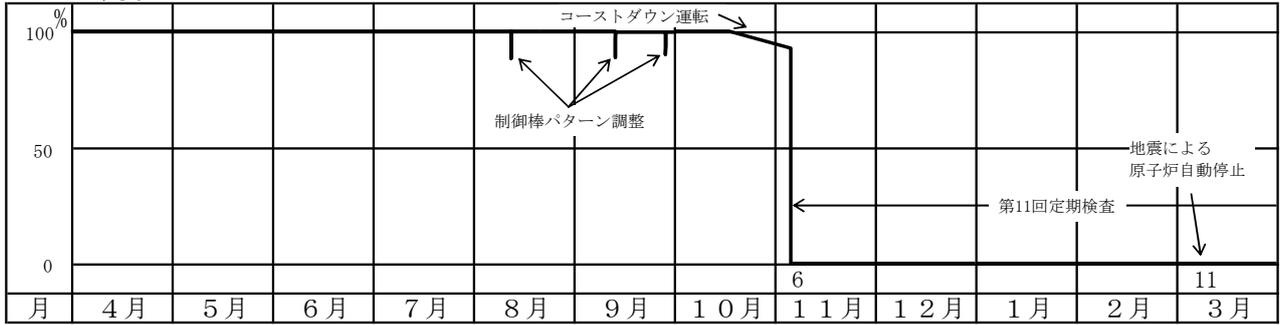


2009年度

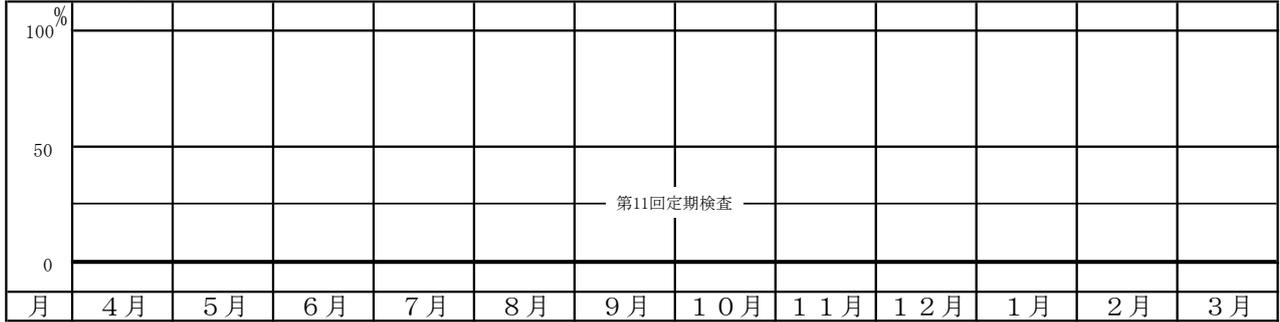


女川原子力発電所 2号機

2010年度



2011年度



2012年度



2013年度



2014年度



女川原子力発電所2号機

2015年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2016年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2017年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2018年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2019年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

女川原子力発電所 2号機

2020年度



2021年度



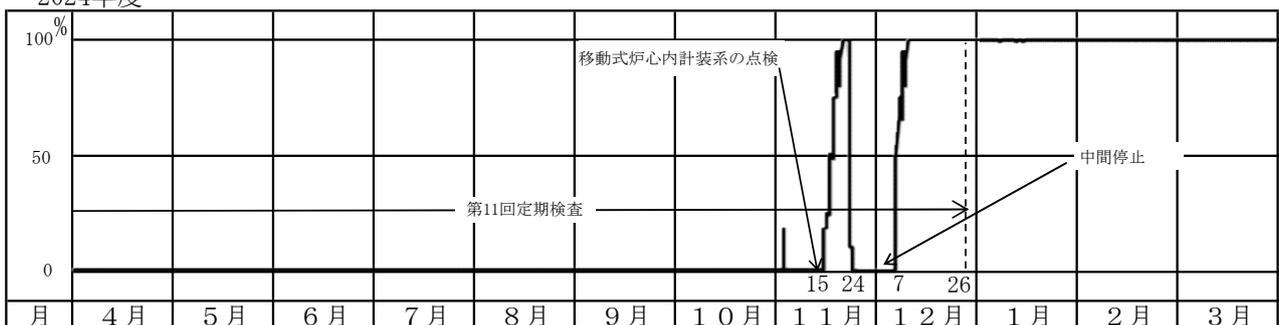
2022年度



2023年度

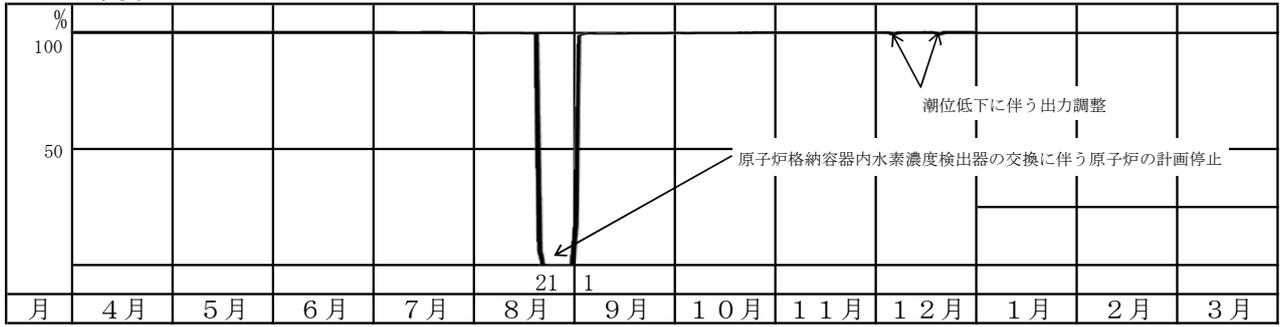


2024年度



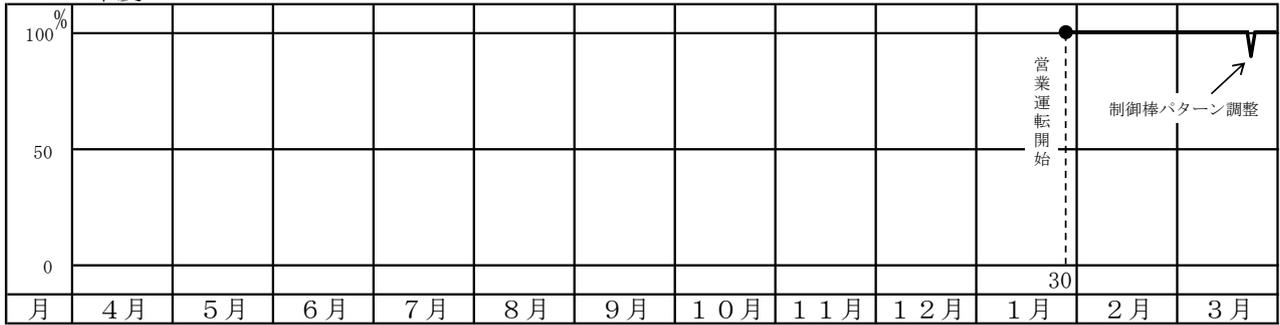
女川原子力発電所 2号機

2025年度

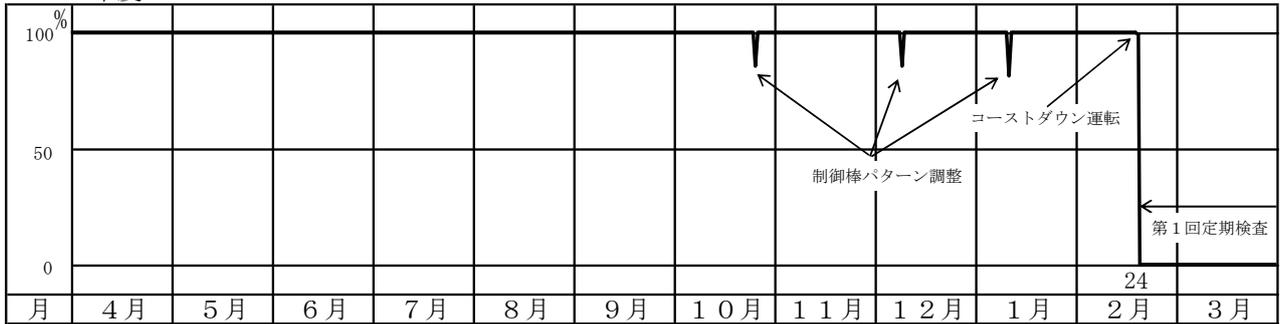


女川原子力発電所 3号機

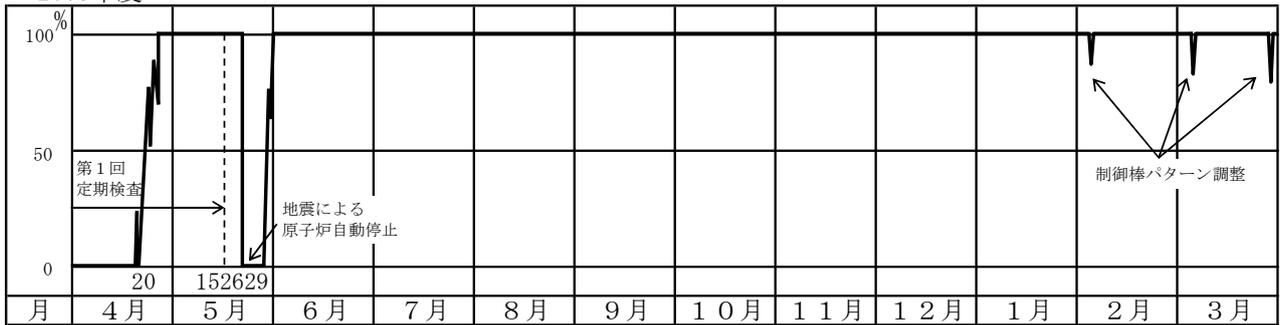
2001年度



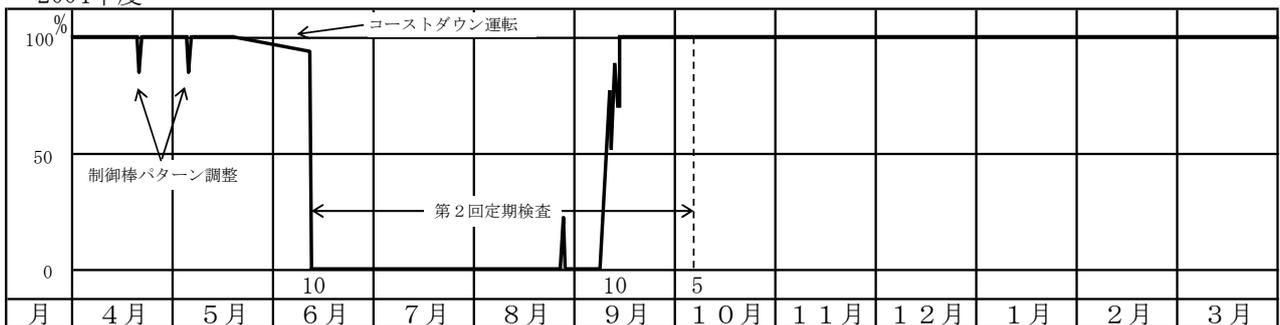
2002年度



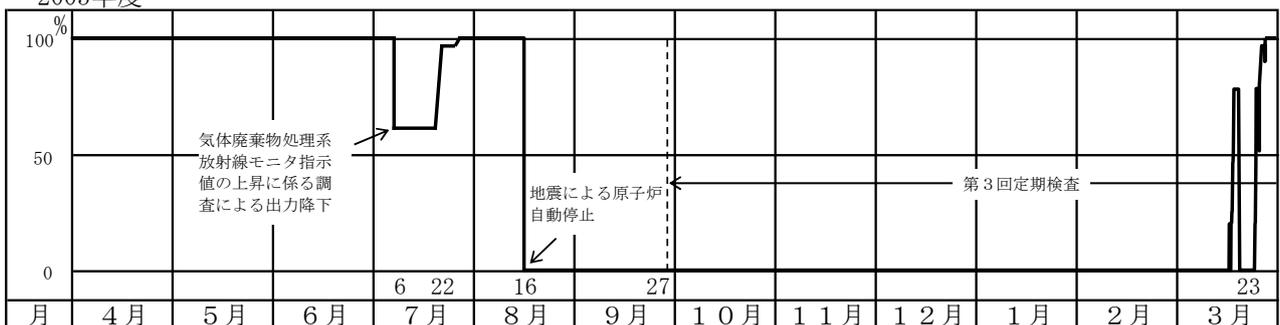
2003年度



2004年度

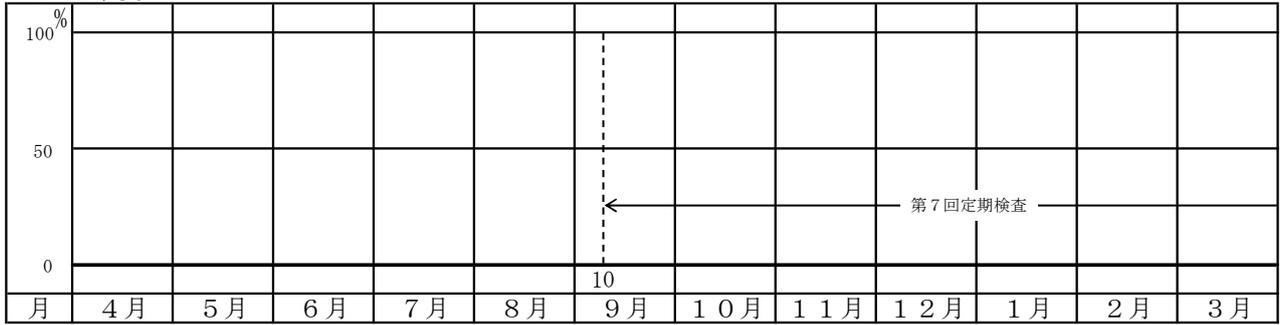


2005年度

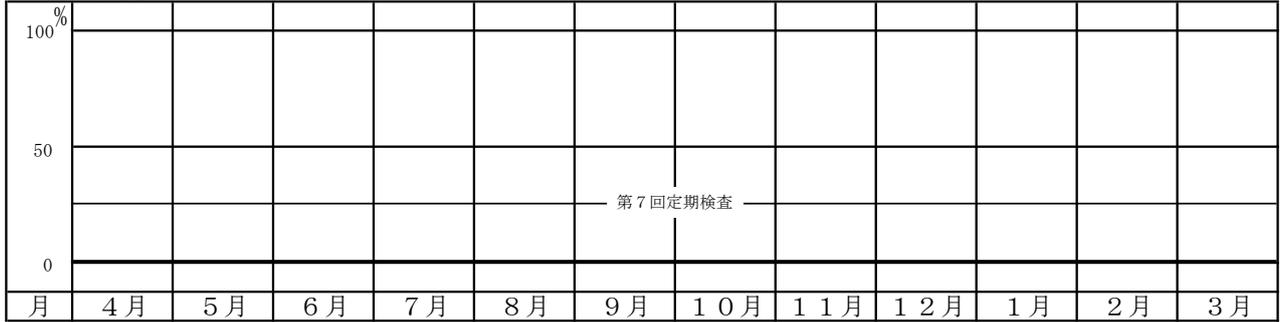


女川原子力発電所3号機

2011年度



2012年度



2013年度



2014年度



2015年度



女川原子力発電所 3号機

2016年度

%	100											
	50											
	0											
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

2017年度

%	100											
	50											
	0											
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

2018年度

%	100											
	50											
	0											
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

2019年度

%	100											
	50											
	0											
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

2020年度

%	100											
	50											
	0											
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

女川原子力発電所3号機

2021年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2022年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2023年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2024年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2025年度

100%												
50												
0												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2. 女川原子力発電所の発電実績

	女川1号機 (電気出力:524MW)		女川2号機 (電気出力:825MW)		女川3号機 (電気出力:825MW)		女川原子力発電所		備考
	発電電力量 (GWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (GWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (GWh)	設備利用率 (%)	発電電力量 (GWh)	設備利用率 (%)	
昭和59年度	3,779	98.9					3,779	98.9	S61.10.20 100億kWh 到達
昭和60年度	3,453	75.2					3,453	75.2	
昭和61年度	3,545	77.2					3,545	77.2	
昭和62年度	3,370	73.2					3,370	73.2	
昭和63年度	3,603	78.5					3,603	78.5	
平成元年度	3,197	69.7					3,197	69.7	
平成2年度	3,017	65.7					3,017	65.7	
平成3年度	3,552	77.2					3,552	77.2	
平成4年度	3,311	72.1					3,311	72.1	
平成5年度	3,473	75.7					3,473	75.7	
平成6年度	3,643	79.4					3,643	79.4	
平成7年度	2,574	55.9	4,621	94.1			7,195	75.6	
平成8年度	4,477	97.5	5,525	76.5			10,003	84.6	
平成9年度	3,501	76.3	5,968	82.6			9,469	80.1	
平成10年度	3,561	77.6	7,140	98.8			10,702	90.6	
平成11年度	3,769	81.9	6,110	84.3			9,880	83.4	
平成12年度	4,586	99.9	6,087	84.2			10,673	90.3	
平成13年度	3,598	78.4	5,018	69.4	1,208	100.0	9,823	75.4	
平成14年度	2,011	43.8	7,025	97.2	6,511	90.1	15,547	81.6	
平成15年度	3,116	67.7	3,456	47.7	7,006	96.7	13,578	71.1	
平成16年度	2,490	54.2	5,924	82.0	5,539	76.6	13,953	73.3	
平成17年度	1,544	33.6	2,989	41.4	2,899	40.1	7,432	39.0	
平成18年度	0	0.0	2,686	37.2	4,171	57.7	6,857	36.0	
平成19年度	2,852	62.0	5,083	70.1	2,770	38.2	10,705	56.1	
平成20年度	21	0.5	7,181	99.4	4,891	67.7	12,092	63.5	
平成21年度	3,959	86.2	3,713	51.4	5,383	74.5	13,055	68.6	
平成22年度	3,044	66.3	4,360	60.3	5,083	70.3	12,486	65.6	
平成23年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成24年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成25年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成26年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成27年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成28年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成29年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成30年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
令和元年度			0	0.0	0	0.0	0	0.0	
令和2年度			0	0.0	0	0.0	0	0.0	
令和3年度			0	0.0	0	0.0	0	0.0	
令和4年度			0	0.0	0	0.0	0	0.0	
令和5年度			0	0.0	0	0.0	0	0.0	
令和6年度			2,402	33.2	0	0.0	2,402	16.6	
累計	83,047	52.3	85,288	39.7	45,460	27.1	213,794	39.1	

注1 本データは、女川1号機、2号機及び3号機とも営業運転開始以降のものを示す。ただし、備考欄の累積発電電力量は試運転開始からの累積となる。

注2 出典:東北電力株式会社

注3 MW:メガワット(1,000,000ワット)

注4 GWh:ギガワット時(1,000,000,000ワット時)

注5 女川1号機は平成30年12月21日に運転終了

3. 女川原子力発電所トラブル発生状況

[1]1号機

(令和6年12月31日現在)

No	発生年月日	状 況	評価尺度 (※1)	対象 (※2)
1	S58.12.23	試運転中、原子炉再循環ポンプ(B)速度が低下したため、出力低下。	-	通達
2	S59.1.30	試運転中、原子炉再循環ポンプ(B)が原子炉再循環ポンプM-Gセット発電機ロックアウト動作によりトリップしたため、出力低下。	-	通達
3	S60.6.25	調整運転中、蒸気加減弁開度位置検出器の不調により原子炉圧力が低下したため、「原子炉水位高」により蒸気タービンが自動停止し、引き続き原子炉が自動停止。	-	法律
4	S62.2.11	定格出力運転中、復水器水室(A-1)の出口伝導度が上昇。点検補修のため出力制御。	-	通達
5	S62.2.26	定格出力運転中、復水器水室(B-2)の出口伝導度が上昇。点検補修のため出力制御。	-	通達
6	S62.8.22	定格出力運転中、主変圧器のタップ切換装置に操作支障が発生したが、運転に支障がないため、電力需給の緩和を待って10月に点検・補修のため原子炉手動停止。タップ切換装置の操作支障の原因は、接触摺動面の面荒れのため。	-	法律
7	H1.8.27	定格出力運転中、タービン蒸気加減弁の開度指示信号の微小変動が認められ、開度位置検出器等を取り替えるため、出力降下。原因は、開度位置検出器のコネクタピンが接触不良を起こしたため。	-	通達
8	H2.11.19	調整運転中、タービン発電機のタービン軸受メタル温度に上昇傾向が認められたため、原子炉手動停止。原因は、軸受に潤滑油を供給する系統のオリフィスストレーナの取付け不良により、潤滑油が不足したため。	-	法律
9	H3.8.9	定格出力運転中、2個あるうちの1つの給水流量調整弁の追従性が悪いことが判明したため、調査のため出力降下。原因は、当該弁の駆動用空気を制御するプースタリレーに不具合が発生したため。	-	通達
10	H4.8.31	定格出力運転中、「主蒸気隔離弁閉」の信号により原子炉自動停止。原因は、主蒸気圧力検出器のブルドン管に疲労による亀裂が生じ、実際の圧力より高い誤信号が発生し、タービンバイパス弁等が開いたため。	0+	法律
11	H5.11.27	定格出力運転中、「中性子束高高」の発信により原子炉自動停止。原因は、制御棒側と反制御棒側の燃料集合体間隔に差のある1号機において、地震の揺れによって燃料集合体間隔が変化(拡大)したことにより、水による中性子の減速効果が高まり、一時的に中性子束が上昇したことによる。(※3)	0+	通達
12	H5.12.2	起動中、原子炉給水ポンプ(C)を起動したところ、停止中の原子炉給水ポンプ(B)の逆回転が認められたため、原子炉手動停止。原因は、原子炉給水ポンプ(B)吐出逆止弁の弁体のロックナットの締付けが不十分であったことから給水の脈動の影響により当該締付け部が磨耗し、弁体の着座がずれたため。	0-	法律
13	H8.4.24	定格出力運転中、原子炉格納容器内の圧力が上昇していることが確認されたため、原子炉を手動停止。原因は、主蒸気隔離弁パイロット弁のボベットシールが、製造段階での融合不足による欠陥が存在した状態で装着していたことで制御用窒素の圧力により欠損し、窒素が漏えいしたため。	0-	法律
14	H10.6.11	中間停止を行うため、原子炉停止操作を実施していたところ、発電機解列後の原子炉減圧過程において、核分裂の状態を監視するため中性子の量を計測している中間領域モニタの値が原子炉スクラム設定値を上回り、原子炉が自動停止した。	1	法律
15	H11.6.3	定格出力運転中、2台ある原子炉冷却材再循環ポンプのうち1台でシール水のドレン流量の増加が認められたため、原子炉手動停止。原因は、前回点検時のシール水系統の工事において発生した微細な異物が除去しきれず、当該ポンプのメカニカルシール部に混入、同部の面荒れを生じさせたため。	0-	法律
16	H17.2.25	定格熱出力一定で運転中、原子炉格納容器への窒素補給回数が通常よりも増加していることから、原子炉を手動停止。原因は、高圧注水系タービン排気ライン逆止弁のアームと弁体ロッドの接合部の隙間にスケールが付着したことに加え、弁の動作に伴う弁体ロッドのわずかな変形が相まって、弁体の動きが悪くなり、格納容器運転圧力において弁体の着座不良が発生し、窒素が漏えいしたため。	0-	法律
17	H19.5.22	起動中、高圧注水系の定期試験において高圧注水系ポンプの出口流量が定格流量に到達しなかったため、原子炉手動停止。原因は、高圧注水系第一試験用調整弁に弁体で絞られた流れによる振動が発生し、大きな力が繰り返し加わることで弁棒が折損していたため。	0-	法律
18	H21.3.23	発電機出力上昇過程(電気出力10万5千キロワットで保持中)において、89本ある制御棒のうち1本の制御棒が操作していないにもかかわらず、全引抜位置から全挿入する事象が発生し、電気出力が10万5千キロワットから10万キロワットに低下。原因は、当該制御棒駆動水圧計の空気抜き作業を原子炉運転中に実施したため。	1	法律
19	H23.3.11	定格熱出力運転中、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した津波の影響により、屋外に設置していた1号機補助ボイラー用の重油貯蔵タンクが倒壊していることを確認するとともに、重油貯蔵タンクから1号機取水口(海洋)側へ重油が流出していることを確認。	評価対象外	法律

[1]1号機

(令和6年12月31日現在)

No	発生年月日	状 況	評価尺度	対象
20	H23. 4. 1	東北地方太平洋沖地震に伴う原子炉停止中（冷温停止中）、非常用ディーゼル発電機（A）の定期検査を実施したところ、所内電源系へ接続するための同期検定器が動作せず、手動での所内電源系への接続ができなかった。その後、同期検定器の点検実施中に、ディーゼル発電機が起動していない状態でディーゼル発電機と所内電源系が接続される事象が発生し、非常用ディーゼル発電機の電圧調整などに使用している回路が損傷した。同期検定器の動作不良の原因は、東北地方太平洋沖地震により発生した高圧電源盤火災の影響によるケーブルの地絡によるものと推定。	0+	法律
21	H24. 4. 4	定期検査のため停止中、非常用補機冷却海水ポンプ（A）が自動停止し、非常用補機冷却海水ポンプ（C）が自動起動した。現場において停止したポンプの電動機を調査したところ、絶縁抵抗が著しく低下していることを確認した。点検調査の結果、非常用補機冷却海水ポンプ用の電動機の潤滑油給油口から雨水等が浸入し、電動機内に錆が発生、固定子コイル内で地絡が生じ、ポンプが自動停止したものと推定。	0-	法律
22	H24. 6. 7	定期検査のため停止中、原子炉建屋天井クレーンの点検を実施したところ、当該クレーン走行部1か所で車輪の軸受に損傷が確認され、当該クレーンが必要な機能を有していないと判断した。	評価対象外	法律

[2]2号機

(令和6年12月31日現在)

No	発生年月日	状 況	評価尺度	対象
1	H6. 12. 11	臨界後の試験運転中、原子炉核計装系の定期試験を行ったところ、安全保護系が動作して原子炉自動停止。原因は、当該試験の手順書の一部に不備があったことから、原子炉自動停止に至る信号を発生させたため。	1	法律
2	H7. 12. 24	定格出力運転中、湿分離加熱器ドレンタンク（B1）高水位調節弁付近より水の滴下が認められたため、原子炉を手動停止。原因は、当該弁の製作過程におけるボンネットフランジ部のボルトの締付け力の不足があったこと等により漏えいが発生したため。	0-	法律
3	H10. 3. 5	定期検査中、原子炉を起動し臨界状態のところ、給水配管のドレン配管を通じて給水の一部が復水器に流れていることが認められたため、原子炉を手動停止。原因は、当該ドレン配管に設置されているドレン弁及びび水抜き弁のシート部に微小な異物がかみ込まれ、浸食が発生、進展したため。	0-	法律
4	H13. 9. 25	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部（メカニカルシール）のシール機能が低下する兆しが認められたため、念のため軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止。原因は、微細な異物が軸封部に侵入したためと推定。	0-	法律
5	H14. 3. 7	定期検査中、パトロール中に復水流量計配管付け根部からの水漏れを発見。原因は、当該配管付け根部の溶接施工時に溶接溶け込み不足が生じ、当該溶接部の疲労損傷が発生しやすいた状態であったこと、及び給復水系の運転に伴って発生する配管振動により当該溶接部に繰り返し応力が加わり割れが生じたもの。	0-	法律
6	H14. 6. 20	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部（メカニカルシール）のシール室圧力に低下傾向が認められたため、軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止。原因は、微細な異物が軸封部に侵入したためと推定。	0-	法律
7	H18. 8. 3	定期検査中、原子炉建屋地下3階トラス室の床面に水たまりを発見。調査の結果、動作試験のために弁を全開にした際、その弁の上流側に溜まっていた水が下流に流れ、点検のため分解中であつた下流側の弁から漏えいし、床面に滴下したもの。原因は、各作業を行う担当課の間の連携不足により重要な情報が共有されていなかったことと、系統隔離する弁に関する管理方法等が不明確であつたため。	0-	法律
8	H23. 3. 11	原子炉起動中、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した津波の影響により、原子炉補機冷却水ポンプ（B）、（D）および高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプが自動停止したことかから、非常用ディーゼル発電機（B）および高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は冷却水の供給がなくなり、自動停止した。海水が浸水した原因は、津波による水位上昇の影響で海水ポンプ室に設置している水位計設置箱の上蓋が押し上げられ、そこから流入した海水がケーブルトレイおよび配管の貫通部を通じて配管等の地下通路に流入した後、配管の貫通部を通して、原子炉補機冷却系熱交換器室等に浸水したためと推定。	2	法律

[3]3号機

(令和6年12月31日現在)

No	発生年月日	状 況	評価尺度	対象
1	H19. 11. 10	出力上昇過程において、気体廃棄物処理系の水素濃度及び流量が上昇したことから、原子炉を手動で緊急停止。原子炉内で発生した水素と酸素が同系統の排ガス再結合器において化学反応により水になるべきところ、反応に必要な酸素量が十分に供給されずに、水にならなかった水素と酸素がそのまま下流側へ流出したためと推定。実機を模擬した試験から、「酸素/水素濃度比」には、出力に応じて、ある値を下回ると急激に化学反応が起こりにくくなる「しきい値」付近で運転していたためと推定。	0-	法律
2	H21. 5. 28	定期検査中、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの隔離解除作業を実施していたところ、137本ある制御棒のうち、1本の制御棒が、全挿入位置からさらに挿入側に動作（過挿入）し、直後に全挿入位置に戻った。原因は、方向制御弁（123弁）のシート面に異物をかみ込んだことによりシートリークが発生して過挿入に至ったが、異物がシート面から排出されたことで制御棒を挿入側に動作させる力がなくなったことから、自重で全挿入位置に戻ったもの。	0+	法律

トラブル以外の事象

(令和6年12月31日現在)

No	発生年月日	状 況	評価尺度	対象
1	H14. 9. 23	原子炉施設の点検指示等により発見された1号機炉心シュラウドのひび割れ	0-	-
2	H14. 11. 28	過去に発見されていた原子炉再循環系配管のひび割れ	1	-
3	H15. 5. 26	「三陸南地震」により3号機原子炉自動停止	-	-
4	H17. 8. 16	「8・16宮城地震」により全3基原子炉自動停止	-	-
5	H23. 3. 11	「東北地方太平洋沖地震」により全3基原子炉自動停止	-	-

(※1) 評価尺度（国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale : [INES]））

原子力発電所等で発生した事故・故障等の影響の度合いを簡明かつ客観的に判断出来るように示した評価尺度である。事故や事象を安全上重要ではない事象レベル0から、チェルノブイリ事故に相当する重大な事故レベル7までの8段階に分けている。なお、評価尺度は、平成4年8月1日から適用

(※2) 対象

法律対象：「電気事業法」「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規定に基づくもの

通達対象：「法律対象」に該当しない軽微なトラブルで「大臣通達」に基づくもの

原子炉等規制法の規則改正（平成15年10月1日）に伴い、通達は廃止され「法律対象」に一本化

(※3) 当初、事故原因は「定格出力運転中、「中性子束高」の発信により原子炉自動停止。原因は、地震に伴い炉心内のボイド（蒸気泡）の状態が変化し、中性子束が増加したため。」とされていたが、その後、詳細な原因調査が行われた結果、H9. 5. 12に開催された原子力安全委員会で、表記の内容に原因の訂正がなされたもの。

4.国際原子力事象評価尺度(INES)

	レベル	基準			参考事例				
		基準1 人と環境	基準2 施設における放射線バリアと管理	基準3 深層防護					
事故	7 深刻な事故	・広範囲の健康及び環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出			・チェルノブイリ発電所事故(1986年) ・<暫定>東京電力福島第一発電所事故(2011年)				
	6 大事故	・放射性物質の相当量の放出							
	5 広範囲な影響を伴う事故	・放射性物質の限定的な放出 ・放射線による数名の死亡	・炉心の重大な損傷 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性の高い施設内の放射性物質の大量放出		・スリーマイルアイランド発電所事故(1979年)				
	4 局所的な影響を伴う事故	・軽微な放射性物質の放出 ・放射線による少なくとも1名の死亡	・炉心インベントリーの0.1%を超える放出につながる燃料の溶融又は燃料の損傷 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性の高い相当量の放射性物質の放出	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態 ・高放射能密封宣言の紛失又は盗難	・JCOウラン加工施設臨界事故(1999年)				
異常な事象	3 重大な異常事象	・法令による年間限度被ばくの10倍を超える作業員の被ばく ・放射線による非致命的な確定的な健康影響	・運転区域内での1Sv/hを超える被ばく線量率 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態 ・高放射能密封線源の紛失又は盗難					
	2 異常事象	・10mSvを超える公衆の被ばく ・法令による年間限度を超える作業員の被ばく	・50mSv/hを超える運転区域内の放射線レベル ・設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥	・美浜発電所2号機伝熱管損傷(1991年)				
	1 逸脱			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく ・十分な安全防護措置が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題	・もんじゅナトリウム漏えい事故(1995年) ・浜岡1号機余熱除去系配管破断事故(2001年) ・美浜3号機二次系配管破断事故(2004年)				
尺度未満	0 尺度未満	安全上重要ではない事象		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">0+</td> <td>安全に影響を与え得る事象</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">0-</td> <td>安全に影響を与えない事象</td> </tr> </table>	0+	安全に影響を与え得る事象	0-	安全に影響を与えない事象	
0+	安全に影響を与え得る事象								
0-	安全に影響を与えない事象								
評価対象外		安全に関係しない事象							

※シーベルト(Sv)は、放射線が人体に与える影響を表す単位。(ミリシーベルトは1,000分の1)

※ベクレル(Bq)は、放射性物質の量を表す単位。(テラは $10^{12}=1$ 兆) 3つの基準に於いて評価し、一番高いレベルとなったものをもって当該事象の評価結果とする。

※INESが正式に運用される以前に発生したトラブルについては、推定で公式に評価されたレベルを標記している。

5. 女川原子力発電所定期検査実績及び検査時の被ばく実績

号機	定期検査回数	実施期間	定検日数	放射線業務従事者数(人)	総線量(人・Sv)	平均線量(mSv)	最大線量(mSv)
1号機	1	昭和 60 年 4 月 3 日 ~ 昭和 60 年 7 月 12 日	101	1,861	0.70	0.40	10.20
	2	昭和 61 年 4 月 19 日 ~ 昭和 61 年 7 月 22 日	95	2,015	0.67	0.30	9.80
	3	昭和 62 年 4 月 18 日 ~ 昭和 62 年 7 月 27 日	101	1,743	0.48	0.30	9.60
	4	昭和 63 年 4 月 29 日 ~ 昭和 63 年 8 月 2 日	96	1,752	0.50	0.30	7.20
	5	平成 1 年 4 月 11 日 ~ 平成 1 年 8 月 11 日	123	1,857	1.08	0.60	10.60
	6	平成 2 年 9 月 2 日 ~ 平成 2 年 12 月 10 日	100	1,785	0.58	0.30	7.80
	7	平成 3 年 10 月 4 日 ~ 平成 4 年 1 月 17 日	106	1,775	0.52	0.30	8.50
	8	平成 5 年 1 月 9 日 ~ 平成 5 年 7 月 1 日	174	2,511	1.21	0.50	13.70
	9	平成 6 年 5 月 9 日 ~ 平成 6 年 8 月 10 日	94	2,296	0.60	0.30	7.90
	10	平成 7 年 9 月 8 日 ~ 平成 8 年 3 月 7 日	182	2,563	1.45	0.56	13.36
	11	平成 9 年 4 月 6 日 ~ 平成 9 年 7 月 29 日	115	1,970	1.42	0.70	14.30
	12	平成 10 年 9 月 11 日 ~ 平成 10 年 12 月 18 日	99	1,952	0.78	0.40	14.30
	13	平成 12 年 1 月 17 日 ~ 平成 12 年 4 月 5 日	80	1,764	0.73	0.42	12.21
	14	平成 13 年 4 月 28 日 ~ 平成 13 年 8 月 9 日	104	1,823	0.59	0.33	8.38
	15	平成 14 年 9 月 8 日 ~ 平成 15 年 8 月 26 日	353	2,895	4.13	1.43	29.26
	16	平成 16 年 9 月 8 日 ~ 平成 17 年 2 月 15 日	161	2,014	1.07	0.53	11.37
	17	平成 18 年 1 月 18 日 ~ 平成 19 年 8 月 1 日	561	2,871	0.63	0.22	11.13
	18	平成 20 年 2 月 14 日 ~ 平成 21 年 5 月 1 日	443	4,186	2.35	0.56	17.56
	19	平成 22 年 2 月 23 日 ~ 平成 22 年 8 月 11 日	170	2,946	1.05	0.36	12.91
	20	平成 23 年 9 月 10 日 ~ 令和 2 年 3 月 18 日	3,113	4,506	0.46	0.10	9.05
2号機	1	平成 8 年 8 月 27 日 ~ 平成 8 年 12 月 5 日	101	1,680	0.15	0.10	2.10
	2	平成 10 年 1 月 11 日 ~ 平成 10 年 4 月 8 日	88	1,761	0.27	0.20	4.70
	3	平成 11 年 5 月 7 日 ~ 平成 11 年 7 月 27 日	82	1,844	0.40	0.20	7.50
	4	平成 12 年 9 月 10 日 ~ 平成 12 年 11 月 22 日	74	1,823	0.54	0.30	8.42
	5	平成 13 年 12 月 21 日 ~ 平成 14 年 4 月 26 日	127	1,897	0.95	0.50	13.74
	6	平成 15 年 5 月 22 日 ~ 平成 15 年 12 月 25 日	218	2,202	1.42	0.65	15.63
	7	平成 17 年 1 月 22 日 ~ 平成 17 年 6 月 28 日	158	1,891	0.62	0.33	11.17
	8	平成 18 年 7 月 16 日 ~ 平成 19 年 2 月 15 日	215	2,097	0.61	0.29	8.38
	9	平成 19 年 10 月 11 日 ~ 平成 20 年 2 月 27 日	140	2,120	0.71	0.33	11.75
	10	平成 21 年 3 月 26 日 ~ 平成 21 年 10 月 22 日	211	3,260	2.22	0.68	15.23
	11	平成 22 年 11 月 6 日 ~ 令和 6 年 12 月 26 日	211	14,775	7.25	0.49	33.36
	12	令和 8 年 1 月 14 日 ~	継続中	-	-	-	-
3号機	1	平成 15 年 2 月 24 日 ~ 平成 15 年 5 月 15 日	81	1,600	0.19	0.12	4.80
	2	平成 16 年 6 月 10 日 ~ 平成 16 年 10 月 5 日	118	1,924	0.31	0.16	5.34
	3	平成 17 年 9 月 27 日 ~ 平成 18 年 4 月 18 日	204	2,114	0.32	0.15	5.87
	4	平成 19 年 5 月 10 日 ~ 平成 20 年 1 月 25 日	261	2,456	1.69	0.69	14.45
	5	平成 20 年 11 月 26 日 ~ 平成 21 年 8 月 18 日	266	3,231	0.68	0.21	7.84
	6	平成 22 年 7 月 29 日 ~ 平成 22 年 11 月 25 日	120	2,294	0.73	0.32	8.39
	7	平成 23 年 9 月 10 日 ~	継続中	-	-	-	-

注1 出典・東北電力株式会社資料

注2 わが国では放射線業務従事者が受ける線量限度について、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を取り入れ、5年100ミリシーベルトかつ年間50ミリシーベルトとしています。

6. 女川原子力発電所放射性廃棄物管理状況

年 度	放射性気体廃棄物		放射性液体廃棄物	
	希ガス放出量 (Bq)	放射性ヨウ素 放出量 (Bq)	トリチウムを除く (Bq)	トリチウム (Bq)
昭和58年度	N. D	N. D	N. D	6.3×10^8
昭和59年度	N. D	N. D	N. D	2.0×10^{10}
昭和60年度	N. D	N. D	N. D	2.4×10^{10}
昭和61年度	N. D	$1.5 \times 10^7 *1$	N. D	4.1×10^{10}
昭和62年度	N. D	N. D	N. D	6.3×10^{10}
昭和63年度	N. D	3.7×10^5	N. D	1.1×10^{11}
平成元年度	N. D	N. D	N. D	7.5×10^{10}
平成2年度	N. D	N. D	N. D	6.8×10^{10}
平成3年度	N. D	N. D	N. D	5.8×10^{10}
平成4年度	N. D	N. D	N. D	3.8×10^{10}
平成5年度	N. D	N. D	N. D	9.0×10^{10}
平成6年度	N. D	N. D	N. D	1.5×10^{10}
平成7年度	N. D	N. D	N. D	8.5×10^9
平成8年度	N. D	N. D	N. D	2.1×10^{10}
平成9年度	N. D	N. D	N. D	4.4×10^{10}
平成10年度	N. D	N. D	N. D	2.5×10^{10}
平成11年度	N. D	N. D	N. D	6.2×10^{10}
平成12年度	N. D	N. D	N. D	9.0×10^{10}
平成13年度	N. D	N. D	N. D	6.2×10^{10}
平成14年度	N. D	N. D	N. D	7.9×10^{10}
平成15年度	N. D	N. D	N. D	5.6×10^9
平成16年度	N. D	N. D	N. D	8.0×10^8
平成17年度	N. D	N. D	N. D	2.1×10^9
平成18年度	N. D	N. D	N. D	5.4×10^9
平成19年度	N. D	N. D	N. D	5.1×10^9
平成20年度	N. D	N. D	N. D	6.7×10^9
平成21年度	N. D	N. D	N. D	6.6×10^{10}
平成22年度	$5.4 \times 10^{12} *2$	$2.7 \times 10^{10} *2$	N. D	2.2×10^{10}
平成23年度	$4.2 \times 10^{11} *2$	$1.0 \times 10^9 *2$	N. D	8.4×10^9
平成24年度	N. D	N. D	N. D	1.7×10^{10}
平成25年度	N. D	N. D	N. D	1.3×10^{10}
平成26年度	N. D	N. D	N. D	1.4×10^{10}
平成27年度	N. D	N. D	N. D	2.9×10^9
平成28年度	N. D	N. D	N. D	3.0×10^9
平成29年度	N. D	N. D	N. D	4.0×10^8
平成30年度	N. D	N. D	N. D	1.3×10^9
令和元年度	N. D	N. D	N. D	1.9×10^8
令和2年度	N. D	N. D	-	-
令和3年度	N. D	N. D	-	-
令和4年度	N. D	N. D	N. D	2.9×10^9
令和5年度	N. D	N. D	N. D	6.1×10^9
令和6年度	N. D	N. D	N. D	3.6×10^9
H5年度までの管理目標値(Bq)	1.4×10^{15}	8.5×10^{10}	3.7×10^9	3.7×10^{12}
H6～H13年度までの管理目標値(Bq)	2.6×10^{15}	1.1×10^{11}	7.4×10^9	7.4×10^{12}
H14～R1年度までの管理目標値(Bq)	3.8×10^{15}	1.3×10^{11}	1.1×10^{10}	1.11×10^{13}
R2年度以降の管理目標値(Bq)	2.3×10^{15}	4.1×10^{10}	7.4×10^9	7.4×10^{12}
検出限界(Bq/cm ³)	2×10^{-2}	7×10^{-9}	2×10^{-2}	2×10^{-1}

*1 昭和61年度の「気体廃棄物のうち放射性ヨウ素放出量」で検出された値は、旧ソ連邦のチョルノービリ原子力発電所の事故による影響を受けたものです。

*2 平成22、23年度の「気体廃棄物のうち希ガス放出量及び放射性ヨウ素放出量」で検出された値は、福島第一原子力発電所の影響を受けたものです。

7. 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書

宮城県及び〔女川町・石巻市〕*¹（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、地域住民の健康を守り生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（安全性の確保）

第1条 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、関係法令の規定及び法令の規定に基づく保安規定のほか、この協定を厳守して安全性の確保に努めるものとする。

2 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、新技術の開発、安全管理体制の強化、施設の改善等を積極的に行い、放射線業務従事者の被ばく低減及び放出する放射性廃棄物の低減を図るものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、発電所の保守運営の状況について、積極的に情報公開を行い、地域住民との間で情報の共有に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定）

第3条 甲及び乙は、環境放射能及び温排水測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画は、次条に規定する女川原子力発電所環境保全監視協議会において測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定による測定のほか甲又は乙が特に必要と認めたときは、環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

（環境保全監視協議会の設置）

第4条 甲は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水の状況を常時把握し、生活環境の安全を確保し、その他地域住民の生活について必要な事項を協議するため、「女川原子力発電所環境保全監視協議会」（以下「監視協議会」という。）を設置するものとする。

2 監視協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（環境調査測定技術会の設置）

第5条 甲は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水について、甲及び乙が実施するモニタリングを技術的に検討して常時その状況を把握するため、「女川原子力発電所環境調査測定技術会」（以下「技術会」という。）を設置するものとする。

する。

2 技術会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(測定結果の公表)

第6条 甲は、第3条の規定に基づき実施した測定結果を技術会が評価し、監視協議会が確認した後に公表するものとする。

2 甲は、第3条の規定に基づき実施した測定結果を、前項の規定によることができない緊急な事情があると認めるときは、乙と相互に連絡の上、速やかに公表するものとする。

3 甲は、前項の規定により公表したときは、技術会及び監視協議会に報告するものとする。

(通報連絡)

第7条 乙は、甲に対し、発電所及び核燃料の輸送に係る安全確保対策について、次の各号に掲げる区分に従い、その都度通報連絡するものとする。

(1) 直ちに連絡する事項

(2) 随時連絡する事項

(3) 定期的に連絡する事項

2 前項に定める連絡する事項の内容及び通報の方法等については別に定める。

3 甲は、乙に対し、特に必要と認めた場合は、第1項に定める事項に関し、環境放射能及び温排水の測定結果等必要な資料の提出を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(測定の立会い)

第9条 甲は、必要が生じた場合は、甲の職員又は監視協議会の長がその委員の中から指名した者若しくは技術会の長がその委員の中から指名した者を乙が行う環境放射能及び温排水の測定に立ち合わせることができるものとする。

この場合において、甲は乙に対し、その旨を通知するものとする。

(立入調査等)

第10条 甲は、発電所の周辺環境の安全を確保するため必要と認めたときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、又は甲の職員に発電所の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により甲の職員が立入調査をするときは、あらかじめ登録された身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、関係法令等に従うものとする。

(適切な措置の要求)

第11条 甲は、立入調査の結果、地域住民の安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認めた場合は、国を通じ若しくは直接乙に対し、発電の制限等適切な措置を講ずることを求めるものとし、乙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

(計画等に対する事前了解)

第12条 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

(違背時の措置)

第13条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違背した場合には、必要な措置をとるものとし、乙はこれに従うものとする。

(損害の賠償)

第14条 乙は、発電所の建設又は保守運営に起因して地域住民に損害を与えたときは、監視協議会に諮り過失の有無にかかわらず、誠意をもって賠償するものとする。

(請負企業等の指導)

第15条 乙は、請負企業等に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに指導監督を十分に行い、これらの企業の事業活動に起因して安全が損なわれることのないよう措置するものとする。

(諸調査の協力)

第16条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第17条 乙は、乙の防災体制の充実強化を図るとともに、甲の防災対策に対して積極的に協力するものとする。

(広報)

第18条 乙は、発電所に関し、公衆に特別の広報を行う場合、又は報道機関に発表する場合は、甲に対し事前に連絡するものとする。

(農林水産物等の価格低下に係る措置)

第19条 乙は、発電所の建設又は保守運営に起因して、風評等によって農林水産物等の価格が低下し、生産者に損失が発生した場合は、その損失に対し、誠意をもって最善の措置をするものとする。

2 乙は、前項の措置の内容について監視協議会に諮り、その決定に基づき実施するものとする。

(協定の改訂)

第20条 この協定に定める各事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改訂を申し出ることができるものとする。

この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(運用要綱)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲乙協議の上、別に運用要綱で定めるものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

昭和53年10月18日*2

昭和54年 3月17日*3

昭和57年 2月26日 一部改定

平成 3年10月18日 改定

平成14年12月27日 一部改定

平成17年 4月 1日 一部改定*3

甲 宮城県知事

甲 [女川町長・石巻市長]*1

乙 東北電力株式会社取締役社長

*1：県、女川町及び東北電力が締結した協定書と

県、石巻市及び東北電力が締結した協定書が存在する

*2：県、女川町及び東北電力が締結した協定書のみ関係する

*3：県、石巻市及び東北電力が締結した協定書のみ関係する

8. 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱

宮城県及び女川町・石巻市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用に関し、協定書第21条の規定に基づき、次のとおり運用要綱を定める。

（「甲」の解釈と運用）

- 1 協定書における甲とは、宮城県及び女川町・石巻市をいい、それぞれの代表者である宮城県知事及び女川町長・石巻市長が協議の上、一体となって協定書の運用に当たるものとする。

（環境放射能）

- 2 協定書における環境放射能とは、環境放射線を含むものとする。

（安全性の確保）

- 3 協定書第1条第1項に定める「関係法令の規定及び法令の規定に基づく保安規定」には「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」を含むものとする。

（情報公開）

- 4 協定書第2条に定める「情報公開」については、地域住民との間で原子炉施設の事故及び故障等に関する情報や、定期検査を含めた発電所の運転状況に関する情報を共有するため、積極的に報道機関やインターネット等を通じて公表するとともに、必要に応じて地域住民に対する説明やわかりやすい資料の配布等、きめ細かい情報の公開に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定）

- 5 乙は、協定書第3条第3項の規定に基づき環境放射能及び温排水の測定を実施したときは、その測定結果をその都度、甲に報告するものとする。

（通報連絡）

- 6-1 協定書第7条に定める連絡事項の内容は、次のとおりとする。

（1）直ちに連絡する事項

- イ 非常事態が発生したとき。
- ロ 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- ハ 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が計画外に作動したとき。
- ニ 放射性物質又は放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れたとき。

- ホ 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- ヘ 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ト 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- チ 放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えたとき。
- リ 前号に定める基準以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- ヌ 管理区域内で人に傷害が発生したとき。
- ル 発電所敷地外において放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故が発生したとき。
- ヲ 他の同型原子炉に事故又は故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるとき。
- ワ 前各項目のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき。
- カ 放射性物質の漏洩を伴う事象等、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象に該当するおそれがある事象が発生したとき。

(2) 随時連絡する事項

- イ 定期検査等計画停止作業（事前及び事後の連絡）
- ロ 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送に係る計画及び安全対策（事前連絡）
- ハ 原子炉施設の安全確保に関する基本規程の変更
- ニ その他安全対策上必要な事項

(3) 定期的に連絡する事項

- イ 建設工事進ちょく状況（毎月）
- ロ 運転状況（毎月）
- ハ 環境放射能の測定結果（四半期ごと）
 - (イ) 「環境放射能及び温排水測定基本計画」に基づく測定結果
 - (ロ) モニタリングポスト測定結果
 - (ハ) モニタリングポイント測定結果
- ニ 排水中の放射能測定結果
- ニ 温排水の測定結果（四半期ごと）
 - 「環境放射能及び温排水測定基本計画」に基づく測定結果
- ホ 放射線業務従事者の放射線被ばく管理状況（四半期ごと）
- ヘ 放射性廃棄物の放出及び管理状況（四半期ごと）
- ト 運転計画（年度当初）

(連絡の方法)

6-2 協定書第7条に定める連絡の方法は、以下のとおりとする。

「直ちに連絡する事項」については、発電所から直接、電話及びファクシミリ等で迅速かつ的確に通報連絡するものとする。

6-3 協定書第7条に定める連絡の方法のうち文書による連絡は、以下のとおりとする。

- (1) 6-1 (1) 「直ちに連絡する事項」のうち、国に報告したもの、及び甲が求めたものについては、当該事象が終息した時点で速やかに文書で連絡するものとする。
- (2) 6-1 (2) 「随時連絡する事項」のイ、ロ、ハに該当するものについては、その都度文書で連絡するものとする。
- (3) 6-1 (2) 「随時連絡する事項」のニに該当するもののうち、国に報告したもの、及び甲が求めたものについては、その都度文書で連絡するものとする。
- (4) 6-1 (3) 「定期的に連絡する事項」に該当するものについては、その都度文書で連絡するものとする。

(協定書で使用する用語の意義)

7-1 協定書で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 協定書第10条第3項において立入調査する者が従うものとされる「関係法令等」とは、法律、政令、省令、規則、告示、指針、めやす等国の制定したもので原子力発電所の保守運営に関し、一般的な効力を持つもの及び乙の安全確保に関する基本規程を含むものとする。
- (2) 協定書第18条に定める「発電所に関し」とは、建設中及び運転開始後の発電所の安全確保（温排水を含む。）に係る事項をいう。

(運用要綱で使用する用語の意義)

7-2 運用要綱で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「非常事態」とは、地震、火災、その他の原因によって放射性物質の大量の放出による放射能事故が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、通常組織ではその事故の原因の除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態をいう。
- (2) 「原子炉施設」とは、原子炉及びその付属設備で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号）第3条で記載することとされている設備をいう。
- (3) 「異常」とは、周辺監視区域外の空气中又は水中の放射性物質の濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規

定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年原子力規制委員会告示第8号)第8条に規定する濃度限度を超えた状態をいう。

- (4) 「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者が放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときをいう。
- (5) 「傷害」とは、「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)第97条の規定により報告することとされているものをいう。ただし、同条第2項に該当するものを除く。
- (6) 運用要綱6-1(1)ワの「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき国に報告することとされている事象とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第134条に規定されている事象をいう。
- (7) 運用要綱6-1(1)ワの「電気事業法」に基づき国に報告することとされている事象とは、「原子力発電工作物に係る電気関係報告規則」(平成24年経済産業省令第71号)第3条第1項及び「電気関係報告規則」(昭和40年通商産業省令第54号)第3条第1項に規定されている事象をいう。
- (8) 運用要綱4の「運転状況」には、廃止措置の状況を含むものとする。
- (9) 運用要綱6-1(3)ロの「運転状況」には、廃止措置の状況を含むものとする。

(連絡責任者)

- 8 協定書第8条に定める「連絡責任者」とは、次の各号に定める者とし、甲、乙はそれぞれこれらの者を選任し、相互に通知しておくものとする。
 - (1) 第1送受信者
 - (2) 第2送受信者
 - (3) 第3送受信者
 - (4) 総括責任者

(立入調査等)

- 9-1 甲は、協定書第10条第1項に規定する発電所への立入調査(以下「立入調査」という。)を実施する際に、必要に応じて女川原子力発電所環境保全監視協議会の長がその委員の中から指名した者及び女川原子力発電所環境調査測定技術会の長がその委員の中から指名した者を同行させることができるものとする。
- 9-2 甲は、協定書第10条第2項に規定する「あらかじめ登録された身分を示す証明書」(別添様式)を発行するとき、又は取り消したときは、その者の職名、氏名、性別、住所等を速やかに乙に通知するものとする。

9-3 甲は、立入調査に関係者を同行させる場合は、その都度、調査の目的、同行する者の所属、職名、氏名、性別、住所等を乙に通知するものとする。

(損害の補償)

10 協定書第14条の事態が生じたときは、甲乙は速やかに対応するものとする。

(協議)

11 この運用要綱に定められた事項について、解釈上疑義を生じたとき、若しくは変更の必要が生じたとき、又はあらたに定めるべき事項が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この運用要綱は、昭和57年 4月 1日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成 3年10月18日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成14年 4月 1日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成14年12月27日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成17年12月27日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成20年 2月 1日から実施する。

附 則

この運用要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

この運用要綱は、令和 2年 5月13日から実施する。

(別添様式)

表 面

写 真	身 分 証 明 書
	(職名) (氏名)
	年 月 日生
割 印	上記の者は、女川原子力発電所周辺の 安全確保に関する協定書第10条第2項の 職員であることを証明する。
	年 月 日 印

裏 面

(注 意)

- 1 この身分証明書の記載事項を訂正したものは、無効とする。
- 2 この身分証明書を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 身分証明書を取り消されたときは、必ず返還すること。

9. 女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書

登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲の区域の住民の安全確保を図るため、宮城県立会いのもと、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定における「立地自治体との安全協定書」とは、平成17年4月1日付けで宮城県、女川町及び石巻市と乙が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」（改定が行われたときは、当該改定後のもの）を指す。

（関係法令等の遵守）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及び本協定を遵守して、地域住民の安全確保に努めるものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、発電所の保守運営の状況について、積極的に情報公開を行い、地域住民との間で情報の共有に努めるものとする。

（異常時の通報連絡）

第3条 乙は、発電所及び核燃料の輸送等に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、直ちにその状況を通報連絡するものとする。

- (1) 「原子力災害対策指針」で示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき。
- (2) 「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (3) 「原災法」第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (5) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が計画外に作動したとき。
- (6) 放射性物質又は放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れたとき。
- (7) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (8) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (9) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (10) 放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えたとき。

- (11) 前号に定める基準以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- (12) 管理区域内で人に傷害が発生したとき。
- (13) 発電所敷地外において放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故が発生したとき。
- (14) 他の同型原子炉に事故又は故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるとき。
- (15) 前各号に掲げる事象等のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号）及び「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき報告することとされている事象が発生したとき。
- (16) 放射性物質の漏洩を伴う事象等、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象に該当するおそれがある事象が発生したとき。

（平常時における連絡）

第 4 条 乙は、発電所に係る次の各号に掲げる事項について、甲に対し、その内容を定期的に連絡するものとする。

- (1) 運転状況
- (2) 放射線業務従事者の放射線被ばく管理状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 運転計画

2 乙は、発電所に係る前項各号に掲げるもの以外の安全対策上必要な事項について、甲に対し、その内容を随時連絡するものとする。

（連絡の方法等）

第 5 条 乙は、甲に対する第 3 条の規定による異常時の通報連絡については、電話及びファクシミリ等で行うものとする。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（立入調査）

第 6 条 甲は、宮城県が「立地自治体との安全協定書」第 10 条の規定による立入調査を実施するときは、事前に宮城県の了解を得た上で、甲の職員を同行させることができる。

2 甲は、前項の規定による立入調査の同行において確認した事項に関し、宮城県を通じて、乙に対し意見を述べることができる。

3 第 1 項の規定による立入調査の同行にあたって、甲は、その都度、同行する者の所属、職名、氏名、性別、住所等を乙に通知するものとする。

4 第1項の規定により甲の職員が立入調査に同行するときは、身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない。

5 第1項の規定により立入調査に同行する者は、関係法令等に従うものとする。

(適切な措置の報告)

第7条 乙は、「立地自治体との安全協定書」第11条の規定による適切な措置の要求を受けた場合は、その内容について、甲に報告するものとする。

(計画等に関する報告)

第8条 乙は、「立地自治体との安全協定書」第12条の規定に基づき、宮城県、女川町及び石巻市へ事前協議したときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の事前協議に対する回答を受け取ったときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする。

(損害の賠償)

第9条 乙は、発電所の運転等により地域住民に風評被害を含む損害を与えたときは、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年法律第147号)に基づき、誠意をもって賠償するものとする。

(防災対策)

第10条 乙は、乙の防災体制の充実強化を図るとともに、甲の防災対策に対して積極的に協力するものとする。

(広報)

第11条 乙は、発電所に関し、公衆に特別の広報を行う場合又は報道機関に発表する場合は、甲に対し事前に連絡するものとする。

(協定の改訂)

第12条 本協定に定める各事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改訂を申し出ることができるものとする。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

2 甲は、それぞれの自治体が一体となって本協定の運用に当たるものとする。

3 本協定で使用する用語の解釈は、特に断りが無い限り、「立地自治体との安全協定書」第21条の規定に基づく運用要綱によるものとする。

本協定締結の証として、本書7通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成27年4月20日

甲 登米市長

東松島市長

涌谷町長

美里町長

南三陸町長

乙 東北電力株式会社

取締役社長

立会人 宮城県知事

10. 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書

宮城県（以下「甲」という。）並びに登米市，東松島市，涌谷町，美里町及び南三陸町（以下「乙」と総称する。）は，甲が，甲，女川町，石巻市及び東北電力株式会社が締結する女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づき，東北電力株式会社に対して同条に規定する施設の新増設等（以下「計画等」という。）に係る事前協議の回答をするに当たり，次の手続を経ることを確認する。

- 1 甲は，協定第12条に基づき東北電力株式会社に対して計画等に係る事前協議の回答をするに当たり，あらかじめその内容を乙に説明するものとする。
- 2 前項の説明に際して，乙から甲に対し意見等の提出があった場合には，甲は，東北電力株式会社に対し，当該意見を付して回答するものとする。

この覚書を証するため，本書6通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その1通を所持する。

平成27年4月20日

甲 宮城県知事

乙 登米市長

東松島市長

涌谷町長

美里町長

南三陸町長

11. 女川原子力発電所環境保全監視協議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和53年10月18日及び昭和54年3月17日に締結された女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条第2項の規定に基づき、女川原子力発電所環境保全監視協議会（以下「監視協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 監視協議会は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水のモニタリングその他協定書に定められた事項を所掌する。

(組織等)

第3条 監視協議会は、次の各号に掲げる者の区分に応ずる委員若干名をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県の職員であつて別表に掲げる者
- (3) 県議会の議員
- (4) 関係市町の長及び関係市町議会の議長
- (5) 関係市町に立地する漁業協同組合支所運営委員会の長
- (6) 関係市町の長が推せんする者

2 委員は、知事が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 監視協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、監視協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 監視協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は3か月ごとに1回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。

3 監視協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第6条 監視協議会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、第2条の所掌事項のうち、協定書第14条及び第19条第2項の事項並びにその他必要な事項を審議し、その審議決定した結果を監視協議会に報告するものとする。

3 専門部会は、会長が指名する委員及び会長が推せんした者について知事が任命又は委嘱する臨時委員若干名をもって構成する。

4 専門部会に、部会長および副部会長を置き、委員たる構成員のうちから会長がこれを指名する。

5 第4条第2項及び第3項並びに前条第1項及び第3項の規定は、専門部会につ

いて準用する。

6 第3項の臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会の会議に諮って定める。

(事務局)

第7条 監視協議会の事務局を宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課内に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、監視協議会の運営に関し必要な事項は、会長が監視協議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和54年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の日から女川原子力発電所が最初に運転（試運転を含む。）を開始するまでの間は、第5条第2項の規定中「3か月ごとに1回」とあるのは、「会長が必要と認めたとき」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 宮城県副知事、復興・危機管理部長、企画部長、環境生活部長、保健福祉部長、水産林政部長

12.女川原子力発電所環境保全監視協議会委員名簿

	職名	氏名	備考
学識経験者	公益財団法人宮城県公害衛生検査センター専務理事	赤坂博幸	
	東北大学大学院農学研究科教授	池田実	
	東北大学大学院理学研究科教授	須賀利雄	
	東北大学名誉教授	関根勉	
	宮城県漁業協同組合代表理事組合長	寺沢春彦	
	東北大学名誉教授	長谷川雅幸	副会長
	東北大学大学院理学研究科 教授	山崎剛	
県職員	一般財団法人杜の都産業保健会理事長・東北大学名誉教授	山田章吾	
	宮城県副知事	伊藤哲也	会長
	宮城県復興・危機管理部長	高橋義広	
	宮城県企画部長	梶村和秀	
	宮城県環境生活部長	末永仁一	
	宮城県保健福祉部長	志賀慎治	
宮城県水産林政部長	中村彰宏		
県議員	宮城県議会議員	高橋宗也	
	宮城県議会議員	菊地忠久	
市町長	女川町長	須田善明	
	石巻市長	齋藤正美	
市町議会議長	女川町議会議長	佐藤良一	
	石巻市議会議長	遠藤宏昭	
漁協支所運営委員会の長	宮城県漁業協同組合女川町支所運営委員会委員長	阿部敏雄	
	宮城県漁業協同組合寄磯前網支所運営委員会委員長	渡邊喜廣	
	宮城県漁業協同組合谷川支所運営委員会委員長	渥美克之	
市町長の推薦する者	女川町商工会会長	木村昇	
	女川町消防団団長	佐藤孝義	
	女川町区長会会長	阿部求	
	女川町観光協会会長	高橋正樹	
	女川水産加工業協同組合理事副組合長	阿部淳	
	女川魚市場買受人協同組合理事長	石森洋悦	
	宮城県漁業協同組合女川町支所寺間支部長	川崎清昭	
	宮城県漁業協同組合女川町支所江島支部長	橋野欽	
	石巻市消防団団長	後藤嘉則	
	石巻市議会総合防災対策特別委員会委員長	丹野清	
	石巻市牡鹿稲井商工会会長	齋藤富嗣	
	石巻市牡鹿地区区長会連絡協議会会長	鈴木まさ利	

(学識経験者については五十音順)

13. 女川原子力発電所環境調査測定技術会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和53年10月18日及び昭和54年3月17日に締結された女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、女川原子力発電所環境調査測定技術会（以下「技術会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 技術会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境放射能及び温排水のモニタリング方法の検討及び調整に関する事項
- (2) 環境放射能及び温排水のモニタリング結果の取りまとめ及び評価に関する事項
- (3) その他環境放射能及び温排水のモニタリングに関する技術的事項

2 前項第2号の結果の取りまとめ及び評価は、3か月ごとに1回行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

(組織等)

第3条 技術会は、次の各号に掲げる者の区分に応ずる委員若干名をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県の職員であつて別表に掲げる者
- (3) 関係市町の職員
- (4) 関係市町に立地する漁業協同組合支所又は出張所の運営委員会委員又は職員
- (5) 東北電力株式会社の職員

2 委員は、知事が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 技術会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、技術会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 技術会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 技術会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、参考人として委員以外の者に対し、技術会の会議に出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 技術会の事務局は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課内に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、技術会の運営に関し必要な事項は、会長が

技術会の会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和57年9月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に在任している女川原子力発電所環境調査測定技術会委員の任期は、改正後の女川原子力発電所環境調査測定技術会規程第3条第3項にかかわらず、昭和59年11月8日までとする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 復興・危機管理部長、復興・危機管理部危機管理監、原子力安全対策課長、医療政策課長、水産業基盤整備課長、環境放射線監視センター所長、水産技術総合センター所長

14.女川原子力発電所環境調査測定技術会委員名簿

	職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	東北大学大学院工学研究科 助教	相 澤 直 人 <small>あいざわ なおと</small>	
	東北大学大学院理学研究科 准教授	伊 藤 純 至 <small>いと じゆん し</small>	
	東北大学名誉教授	岩 崎 智 彦 <small>いわさき ともひこ</small>	
	東北大学大学院工学研究科 教授	有 働 恵 子 <small>うどう けいこ</small>	
	東北大学先端量子ビーム科学研究センター 准教授	菊 永 英 寿 <small>きくなが ひでとし</small>	
	東北大学大学院医学系研究科 講師	橋 本 拓 磨 <small>はしもと たくま</small>	
	東北大学大学院農学研究科 准教授	藤 井 豊 展 <small>ふじい とよのぶ</small>	
県 職 員	宮城県復興・危機管理部長	高 橋 義 広 <small>たかはし よしひろ</small>	会長
	宮城県復興・危機管理部危機管理監	豊 嶋 潤 <small>とよしま じゆん</small>	副会長
	宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課長	千 葉 宏 樹 <small>ちば ひろき</small>	
	宮城県保健福祉部医療政策課長	小 林 歩 <small>こばやし あゆむ</small>	
	宮城県水産林政部水産業基盤整備課長	日 下 啓 作 <small>くさ けいさく</small>	副会長
	宮城県環境放射線監視センター所長	中 村 朋 之 <small>なかむら ともゆき</small>	
	宮城県水産技術総合センター所長	和 泉 祐 司 <small>いずみ ゆうじ</small>	
市 町 職 員	女川町企画課長	木 村 稔 <small>きむら みのる</small>	
	石巻市危機管理部危機対策課長補佐兼原子力対策係長	五 島 祐 悦 <small>ごしま ゆうえつ</small>	
漁 会 支 所 の 運 営 委 員 又 は 職 員	宮城県漁業協同組合女川町支所長	杉 山 孝 <small>すぎやま たかし</small>	
	宮城県漁業協同組合寄磯前網支所長	鈴 木 宏 明 <small>すずき ひろあき</small>	
	宮城県漁業協同組合谷川支所長	今 野 昭 彦 <small>こんの あきひこ</small>	
東 北 電 力 の 職 員	東北電力(株)原子力部放射線管理課長	高 橋 誠 <small>たかはし まこと</small>	
	東北電力(株)土木建築部火力原子力土木課長	大 高 昌 彦 <small>おおたか まさひこ</small>	
	東北電力(株)女川原子力発電所技術統括部技術課長	古 川 和 宜 <small>こがわ かずのり</small>	
	東北電力(株)女川原子力発電所環境・燃料部放射線管理G 副調査役	小 西 康 夫 <small>こにし やすお</small>	
	東北電力(株)女川原子力発電所土木建築部土木課長	永 井 志 功 <small>ながい しこう</small>	

(学識経験者については五十音順)

15. 環境放射能監視検討会規程

(設 置)

第1条 女川原子力発電所環境保全監視協議会（以下「協議会」という。）及び同環境調査測定技術会（以下「技術会」という。）における議題等に関連して特に高度な技術的検討を要する事項について、意見を求めるため環境放射能監視検討会を（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境放射能測定基本計画に関すること
- (2) 環境放射能等の測定方法に関すること
- (3) 環境放射能測定結果の評価方法に関すること
- (4) その他復興・危機管理部長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 構成員は、協議会及び技術会の学識経験者の中から検討する議題によってその都度復興・危機管理部長が選任するものとする。

(会議の開催)

第4条 検討会の開催は原則として年1回とし、復興・危機管理部長が招集する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局を原子力安全対策課に置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、検討会の運営に関し必要に事項は、復興・危機管理部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 元年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 1 6 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 2 3 年 9 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

16. 女川原子力発電所周辺対策連絡会議設置要綱

(設 置)

第1条 女川原子力発電所設置に対応し、周辺地域の環境保全及び周辺地域の整備等の適正かつ円滑な運営を図るため、女川原子力発電所周辺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項の協議及び連絡調整を行う。

- (1) 周辺地域の環境保全対策に関すること。
- (2) 周辺地域の安全協定の運用に関すること。
- (3) 周辺地域の公共施設整備事業に関すること。
- (4) その他連絡会議が必要と認める事項。

(構 成)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 連絡会議に付議すべき事項の整理及び軽易な事項について協議させるため、幹事会議を置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第4条 議長、副議長は、副知事をもって充てる。

2 議長は連絡会議を代表し、事務を総理する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 連絡会議の会議は、議長が必要に応じ招集し、会議を主宰する。

2 幹事会議の会議は、復興・危機管理部長が必要に応じ招集し、会議を主宰する。

(会議構成の特例)

第6条 議長は、必要に応じ、会議事項に関係ある委員及び幹事の構成による合同会議を開催することができる。

2 幹事会議は、会議事項に関係ある幹事並びに関係課（所）長によって開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 連絡会議並びに幹事会議に必要な応じ会議事項に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 連絡会議の庶務は、復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

議 長 副知事

副議長 副知事

委 員 会計管理者、公営企業管理者、総務部長、復興・危機管理部長、企画部長、環境生活部長、保健福祉部長、経済商工観光部長、農政部長、水産林政部長、土木部長、教育長、警察本部長

別表 2

幹 事 総務部副部長、復興・危機管理部副部長、企画部副部長、環境生活部副部長、保健福祉部副部長、経済商工観光部副部長、農政部副部長、水産林政部副部長、土木部副部長、教育庁副教育長、警察本部警務部長、原子力安全対策課長、企画総務課長、環境対策課長、水産業基盤整備課長

17. 女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画

I 環境放射能測定基本計画

1 基本方針

(1) 目的

女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、異常時を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能(環境放射線を含む。)を測定し、その評価を実施するために、この計画を定める。

なお、異常時の測定は、8のとおり宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。

(2) 調査及び測定項目並びにその分担

(1)の目的を達成するために次の項目を実施する。

イ 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価

ロ 環境における放射性核種濃度の推移の把握

ハ 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断

これらの項目は、宮城県、女川町、石巻市(以下「地方自治体」という。)及び東北電力株式会社(以下「施設者」という。)が一元化して測定を実施していくものであり、周辺地域全体として調和のとれたものとする。

地方自治体が実施する調査及び測定は、周辺住民の健康と安全を直接守る立場から、周辺住民の放射線被ばくに直接結びつく対象、例えば食品や飲料水などに重点を置くものとし、施設者が実施する調査及び測定は、施設から周辺地域への放射性物質の放出が適正に管理されていることを確認するための対象、例えば海水や陸土などに重点を置くものとする。

測定項目及び採取計画等に関する詳細を「環境放射能測定実施計画」として、また、測定結果の評価方法に関する詳細を「環境放射能評価方法」として別に定める。

(3) 測定開始時期

環境放射能の調査及び測定は、施設の初臨界の少なくとも2年前から実施する。

その目的は、環境放射能の現状及び特性を把握し、施設の操業後における放射線被ばく線量の推定などの基礎資料とするためである。

2 空間放射線量の測定

(1) 目的

空間放射線量を測定する目的は次のとおりとする。

イ 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。評価対象はガンマ線とする。

ロ 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てる。

(2) モニタリングステーションにおける測定

イ 設置地点の選定

連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。

(イ) 人の居住状況

(ロ) 施設からの距離

(ハ) 卓越風向の状況

(ニ) 全体的なつり合い

ロ 測定項目

MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。

(イ) 空間ガンマ線量率

- (ロ) 空間ガンマ線スペクトル
- (ハ) 空間ガンマ線積算線量
- (ニ) 気象要素
- ハ 測定頻度
 - (イ) 空間ガンマ線量率、空間ガンマ線スペクトル、気象要素については連続測定する。
 - (ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。
- ニ 測定装置及び測定方法
 - (イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。
 - (ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。
 - (ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、蛍光ガラス線量計(RPLD^(注))で行う。
 - (ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。
 - (ホ) 空間ガンマ線量率及び気象観測の結果は、テレメータ装置により、地方自治体及び施設者各々の中央監視局で収集及び処理する。
 なお、地方自治体及び施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。
(注) Radiophotoluminescence glass dosimeter の略称。
- (3) モニタリングポイントにおける測定
 - イ 設置地点の選定
 - 積算線量を測定するモニタリングポイント(以下「MP」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表2のとおりとする。
 - (イ) 人の居住状況
 - (ロ) 施設からの距離
 - ロ 測定項目
 - 空間ガンマ線積算線量
 - ハ 測定頻度
 - 3か月間の積算値を年4回測定する。
 - ニ 測定装置及び測定方法
 - 蛍光ガラス線量計(RPLD)で行う。

3 環境試料中の放射能の測定

- (1) 目的
 - 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。
 - イ 試料中の放射能レベルを測定することにより、施設周辺住民の内部被ばく線量を評価する。
 - ロ 環境における放射性核種濃度の推移を把握する。
- (2) 試料の採取
 - イ 試料の選定
 - 放射能を測定する試料は、次の事項を考慮して選定するものとする。
 - (イ) 施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料
 - (ロ) 施設周辺地域の土地利用状況、農水産物生産状況及び食生活の習慣等を考慮した周辺地域を代表すると考えられる試料
 - (ハ) 被ばくに直接結びつかないが、放射性核種濃度の状況の把握に役立つと考えられる試料
 - ロ 試料の採取場所の区分
 - 試料の採取場所は施設から見た位置関係等により次の区分に分類するとともに図1に示す。
 - (イ) 陸地
 - ・ 周辺地域(施設から約10km以内で施設の敷地内を含む。)
 - ・ 対照地域(施設から約10km以遠)
 - (ロ) 海域
 - ・ 放水口付近(東防波堤とシウリ崎の先端を結ぶ直線の内側及びそれに近接した海域)
 - ・ 前面海域(大貝崎と早崎の先端を結ぶ直線の内側で放水口付近を除く。)

- ・ 周辺海域（施設から約10km以内で放水口付近、前面海域及び対照海域を除く。）
 - ・ 対照海域（施設から約10km以遠の海域）
- ハ 採取頻度
- (イ) 施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料は、原則として四半期毎とするが、季節的なものについては収穫期毎、漁期毎とする。
- (ロ) 放射性核種濃度の推移を把握するための試料は、その種別により四半期毎又は1年毎とする。
- (ハ) 降下物の調査は、毎月又は四半期毎とする。
- (3) 試料の種類と採取場所
原則として表3のとおりとし、詳細は環境放射能測定実施計画に定める。
- (4) 測定項目
- イ ガンマ線放出核種
- ロ Sr（ストロンチウム）-90
- ハ H-3（トリチウム）
- (5) 分析方法
ガンマ線放出核種の核種分析並びにSr-90及びH-3の分析は、原則として文部科学省等で定めている方法によるものとする。
- (6) 試料の保存
地方自治体及び施設者は、試料の形態及び性状等に応じた適切な保存方法を検討するとともに、必要な試料を定め保管するものとする。

4 海水（放水）中の放射線の測定

- (1) 目的
海水（放水）中の放射線測定は、海水（放水）中の比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てることを目的とする。
- (2) 設置地点
放水口モニターを施設1～3号機の各放水口付近に設置する。設置地点は図1のとおりとする。
- (3) 測定項目
海水（放水）中の全ガンマ線計数率とする。
- (4) 測定頻度
連続測定とする。
- (5) 測定方法
- イ 海水（放水）中の全ガンマ線計数率の測定は、NaI（Tl）検出器で行う。
- ロ 測定結果は、テレメータ装置により施設者の中央監視局で収集及び処理するとともに、地方自治体の中央監視局に送るものとする。

5 大気中の放射性物質の濃度の測定

- (1) 目的
施設周辺の大気中の放射性物質の濃度の測定は、施設起因の人工放射性物質を対象に、ダストモニタにより大気浮遊じんの連続採取及び連続測定することにより、施設から敷地外への予期しない放射性物質の放出の早期発見と原因の調査に役立てることを目的とする。
- (2) 設置地点
施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は環境放射能測定実施計画で定める。
- イ 人の居住状況
- ロ 施設からの距離
- ハ 卓越風向の状況
- ニ 全体的なつり合い
- (3) 測定項目
大気浮遊じん中の全アルファ放射能濃度及び全ベータ放射能濃度

- (4) 測定頻度
連続採取及び連続測定とする。
- (5) 測定方法
大気浮遊じん中の全アルファ放射能濃度及び全ベータ放射能濃度の測定はZnS (Ag) シンチレーション検出器+プラスチックシンチレーション検出器で行う。

6 移動観測車による測定

- (1) 目的
移動観測車による測定は、平常値を測定することにより、異常時に備えることを目的とする。
- (2) 台数
 - イ 地方自治体 1台
 - ロ 施設者 1台
- (3) 測定地点
 - イ MS及びMPを設置していない集落
 - ロ 移動観測車が移動する経路
 - ハ その他必要な地点
- (4) 測定項目
空間ガンマ線量率
- (5) 測定方法
空間ガンマ線量率の測定は、NaI (Tl) 検出器で行う。
- (6) 測定頻度
四半期毎に行う。

7 測定方法の変更

地方自治体及び施設者は、測定方法の改善に努め、積極的に新しい測定方法等を取り入れるとともに、測定方法を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。

8 測定地点等の変更

地方自治体及び施設者は、測定地点等を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。

9 異常時の測定

異常な放射線被ばくをもたらす事態が発生、又はそのおそれがあるときの測定は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。

表1 モニタリングステーションの設置場所

設置者	名称	設置場所
地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原
	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子
	小屋取MS	女川町塚浜字竹ノ尻
	寄磯MS	石巻市寄磯浜五梅沢
	鮫浦MS	石巻市鮫浦存入田
	谷川MS	石巻市谷川浜川原
	荻浜MS	石巻市荻浜字家ノ入
施設者 (4か所)	塚浜MS	女川町塚浜字塚浜
	寺間MS	女川町出島字別当浜
	江島MS	女川町江島字江島
	前網MS	石巻市寄磯浜字前網

表2 モニタリングポイントの設置場所 (MS以外)

設置者	名称	設置場所
地方自治体 (12か所)	出島MP	女川町出島字高森山
	尾浦MP	女川町尾浦字尾浦
	桐ヶ崎MP	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎
	高白MP	女川町高白浜字崎山
	大石原MP	女川町大石原浜字大石原
	野々浜MP	女川町野々浜字野々浜
	大谷川MP	石巻市大谷川浜小浜山
	十八成浜MP	石巻市十八成浜十八成
	泊浜MP	石巻市泊浜台
	桃浦MP	石巻市桃浦字井戸入
	小網倉MP	石巻市小網倉浜安藤沢
	大原浜MP	石巻市大原浜字町
施設者 (9か所)	小屋取MP	女川町塚浜字竹ノ尻
	牧浜MP	石巻市牧浜字竹浜道
	横浦MP	女川町横浦字横浦
	女川MP	女川町鷺神浜字堀切
	竹浦MP	女川町竹浦字月浜
	寄磯MP	石巻市寄磯浜大松
	鮫浦MP	石巻市鮫浦細田
	谷川MP	石巻市谷川浜光ヶ丘
荻浜MP	石巻市荻浜字横浜山	

図1 前面海域、周辺地域（海域）及び対照地域（海域）の区分図

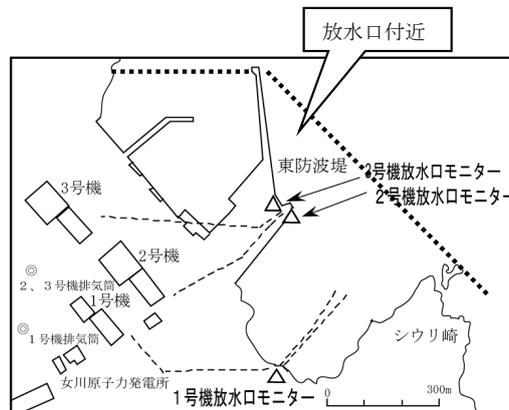
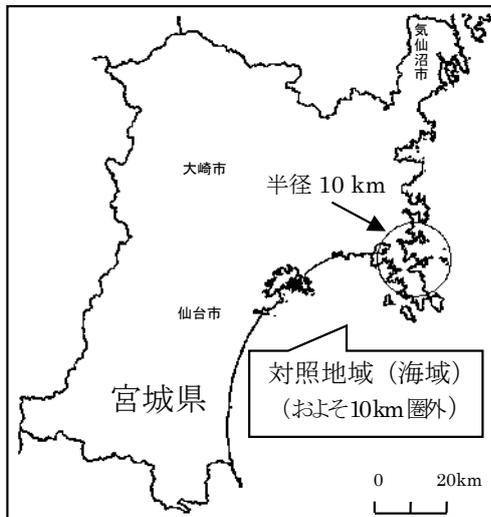
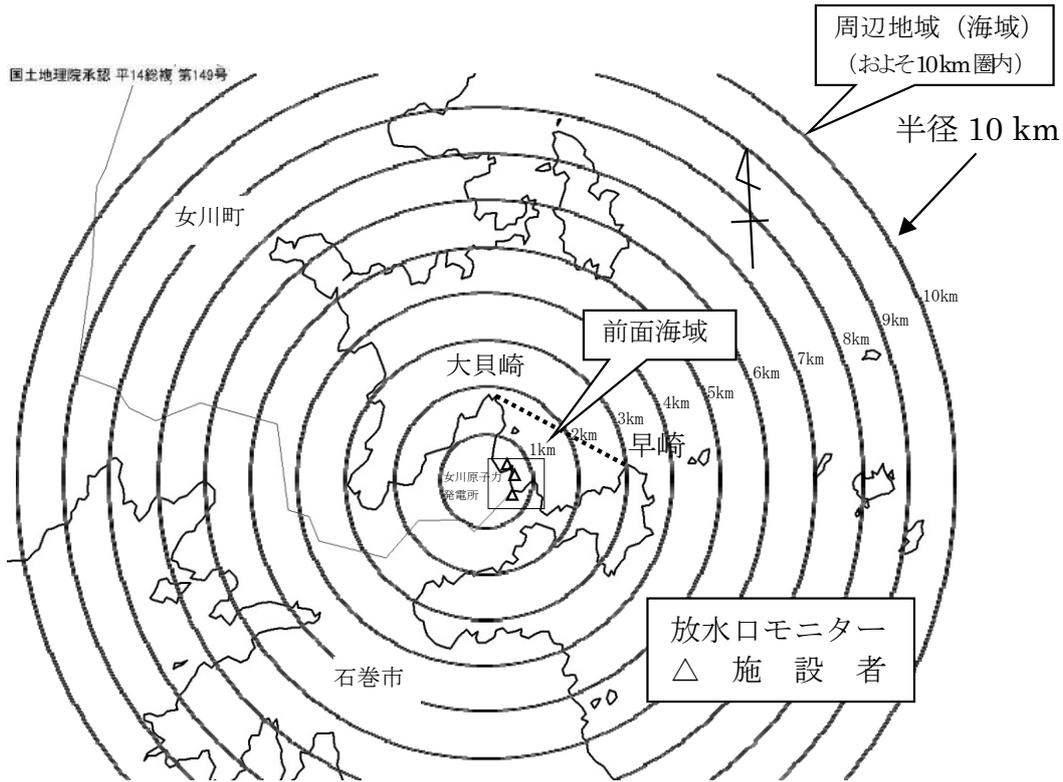


表3 環境試料採取計画の概要

区分	対象物	試料名	採取場所の区分	地方自治体	施設者
陸上試料	農産物	精米	周辺地域	○	○
		大根	周辺地域	○	○
	陸水	水道原水	周辺地域	○	○
	陸土	未耕土	周辺地域	○	○
			対照地域	○	
	浮遊じん	浮遊じん	周辺地域	○	○
	降下物	雨水、ちり	周辺地域	○	○
			対照地域	○	
指標植物	ヨモギ	周辺地域	○	○	
		対照地域	○		
	松葉	周辺地域 (敷地境界付近)		○	
海洋試料	魚介類	アイナメ	前面海域	○	○
		マガキ	周辺海域	○	○
			対照海域	○	
		エゾアワビ	放水口付近	○	
		キタムラサキウニ	周辺海域		○
	マボヤ	前面海域	○	○	
		周辺海域	○		
	海藻	ワカメ	放水口付近	○	○
			前面海域	○	
	海水	表層水	放水口(取水口)付近	○	○
			周辺海域	○	
			対照海域	○	
	海底土	表層土 (砂)	放水口(取水口)付近	○	○
			周辺海域	○	
			対照海域	○	
	指標海産物	アラメ	放水口付近	○	
			前面海域		○
			周辺海域		○
対照海域(北側)			○		
対照海域(南側)			○	○	
エゾノネジモク		放水口付近	○		
		前面海域		○	
		周辺海域		○	
		対照海域(北側)	○		
		対照海域(南側)	○	○	
ムラサキイガイ	前面海域	○	○		

該当項目を○印で示す。

II 温排水測定基本計画

1 基本方針

(1) 目的

施設の取水及び温排水が、前面海域及び周辺海域へ与える影響を把握するため、この調査測定を実施するものとする。

(2) 調査及び測定項目とその分担

調査測定は、地方自治体が行う調査測定と、施設者が行う調査測定(漁業補償協定に基づく共同調査を含む。)に区分して、各々実施することとし、(1)の目的を達成するために実施する調査及び測定項目は、物理調査と生物調査とする。

イ 調査測定の区分

地方自治体が行う調査は物理調査を主とし、一部生物調査を行い、施設者が行う調査は、物理調査及び生物調査とする。

水温連続モニタリングは、地方自治体は女川湾、施設者は施設前面海域についてそれぞれ行うものとする。

ロ 調査測定の範囲

調査測定の範囲は、施設周辺及び前面海域とする。

ハ 調査測定の方法

(イ)予備調査を含む施設操業(試運転を含む。以下同じ。)前調査及び施設操業後の調査位置は、原則として同一位置とし、定期的に調査測定するものとする。

なお、施設操業前の調査結果により調査測定実施計画の見直しを行うことができるものとする。

(ロ)調査項目毎の調査測定頻度は、表4のとおりとする。

(ハ)地方自治体及び施設者が行う調査測定の方法は、同一とする。

(3) 測定開始時期

この調査測定は、施設操業の少なくとも2年前から実施する。

ただし、増設号機の場合の調査測定は、施設操業の1年前から実施するものとする。

なお、測定点の妥当性について、必要に応じ予備調査を行うことができるものとする。

2 調査測定

(1) 調査項目及び内容

イ 地方自治体は、次の調査を行うものとする。

(イ)物理調査

i 水温塩分調査

水温、塩分(図2)

ii 流動調査

流向、流速(図3)

iii 海象調査

波向、波高、潮位等

iv 水質調査

水温、塩分、水質一般項目、栄養塩類等(図4)

v 底質調査

底質一般項目等(図5)

vi 水温連続モニタリング

水温の連続測定記録(図6)

(ロ)生物調査

i 養殖生物調査

養殖生物の種類、量、生育状況等

ロ 施設者は、次の調査を行うものとする。

(イ)物理調査

i 水温塩分調査

水温、塩分(図2)

- ii 流動調査
流向、流速(図 3)
 - iii 海象調査
波向、波高、潮位等
 - iv 水質調査
水温、塩分、水質一般項目、栄養塩類等(図 4)
 - v 底質調査
底質一般項目等(図 5)
 - vi 水温連続モニタリング
水温の常時連続測定記録
なお、測定値は、テレメータ装置により地方自治体の中央監視局に
送るものとする。(図 6)
 - vii 気象調査
風向、風速、気温、湿度等
- (ロ)生物調査
- i プランクトン調査
動植物プランクトンの種類、量等(図 4)
 - ii 卵稚仔調査
卵稚仔の種類、分布等(図 4)
 - iii 底生生物調査
底生生物の種類、個体数等(図 5)
 - iv 潮間帯生物調査
潮間帯生物の種類、量等(図 4)
 - v 漁業漁獲調査
定置網、刺網等による漁期別、魚種別の漁獲量等(図 4)

(2) 調査測定方法

調査測定の方法は、原則として温排水環境影響調査暫定指針(昭和 62 年 3 月、資源エネルギー庁)、JIS、海洋観測指針、その他で定められている測定方法によるものとする。

表 4 温排水影響調査計画表

調査事項	調査項目	調査内容	調査頻度		備考
			自治体	施設者	
物理調査 (非生物学的 環境調査)	1 水温、塩分調査 (温排水拡散分布 調査を含む)注	水温、塩分	年 4 回	年 4 回	図 2 参照
	2 流動調査	流向、流速	年 2 回	年 4 回	図 3 参照
	3 海象調査	波向、波高、潮位等	年 4 回	年 4 回	水温、塩分調査 と同時調査
	4 水質調査	水温、塩分、COD、DO 等	年 4 回	年 4 回	図 4 参照
	5 底質調査	泥温、COD、Eh 等	年 2 回	年 2 回	図 5 参照
	6 気象調査	風向、風速、気温、湿度 等		発電所敷地内で周 年	
	7 水温調査	水温のモニタリング		周年	周年
生物調査 (生物学的 環境調査)	1 プランクトン調査	動植物プランクトンの種 類、量等		年 4 回(但し一部 の測点は年 12 回)	図 4 参照
	2 卵稚仔調査	卵稚仔の種、分布等		年 4 回(但し一部 の測点は年 12 回)	図 4 参照
	3 底生生物調査	底生生物の種類別個体数 等		年 2 回	図 5 参照
	4 潮間帯生物調査	動植物相の種類、量等		年 4 回	図 4 参照
	5 漁業漁獲調査	漁獲種類、量等		漁獲期	図 4 参照 調査地点周辺を含む
	6 養殖生物調査	養殖生物の種類、量、生 育状況等	年 2 回		図 4 参照 調査地点周辺を含む

注：温排水拡散分布調査は、施設者が必要に応じて赤外線スキャナー等で実施する。

図2 調査計画位置図

凡例

○ 水温、塩分調査 (1~37, 取水口, 1号機浮上点

及び2, 3号機浮上点)

◎ 水温、塩分調査 [38~40, 施設 (3号機) 稼働前後調査]

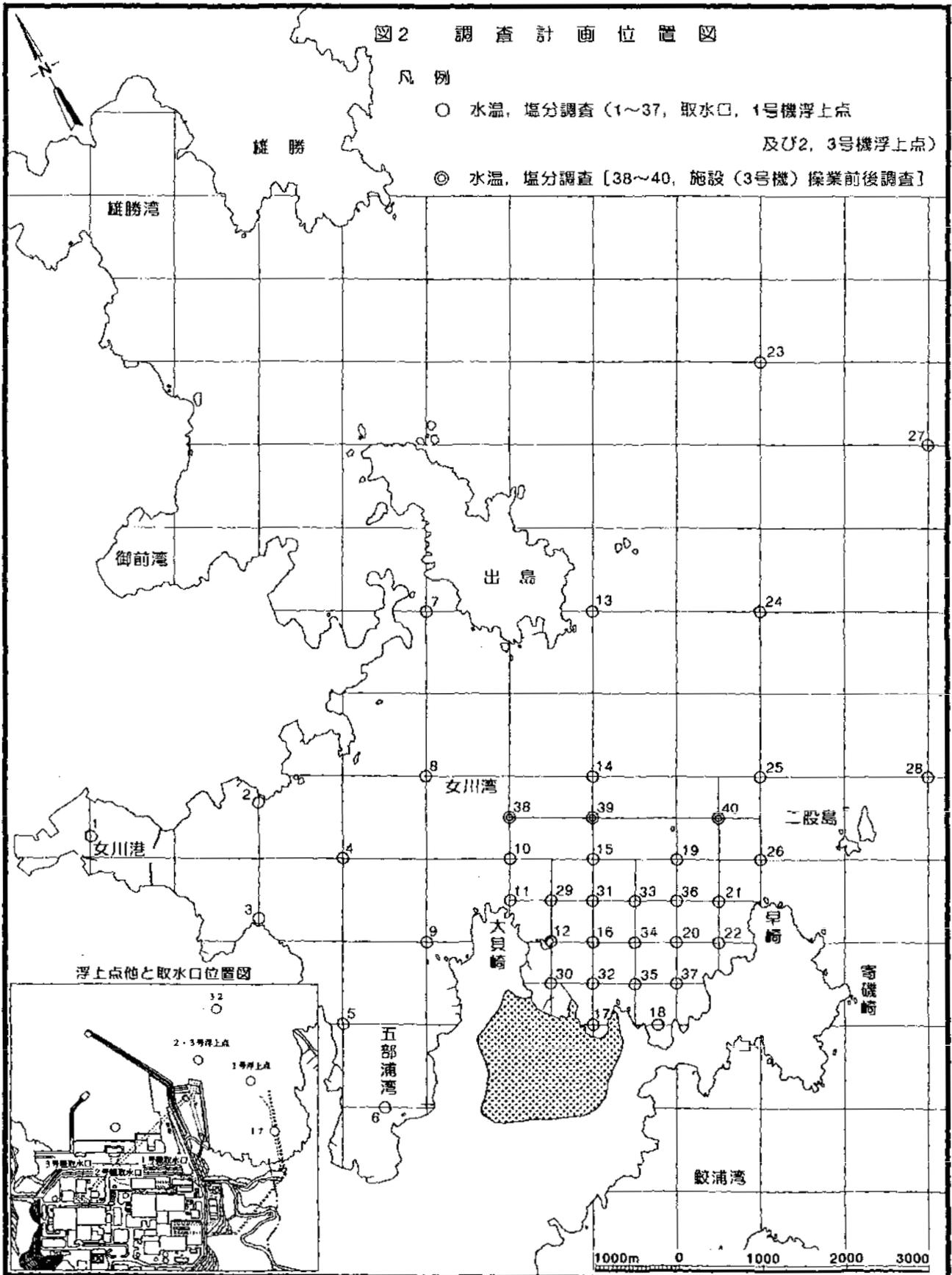


図3 調査計画位置図

凡例 △ 流動調査(1~6)

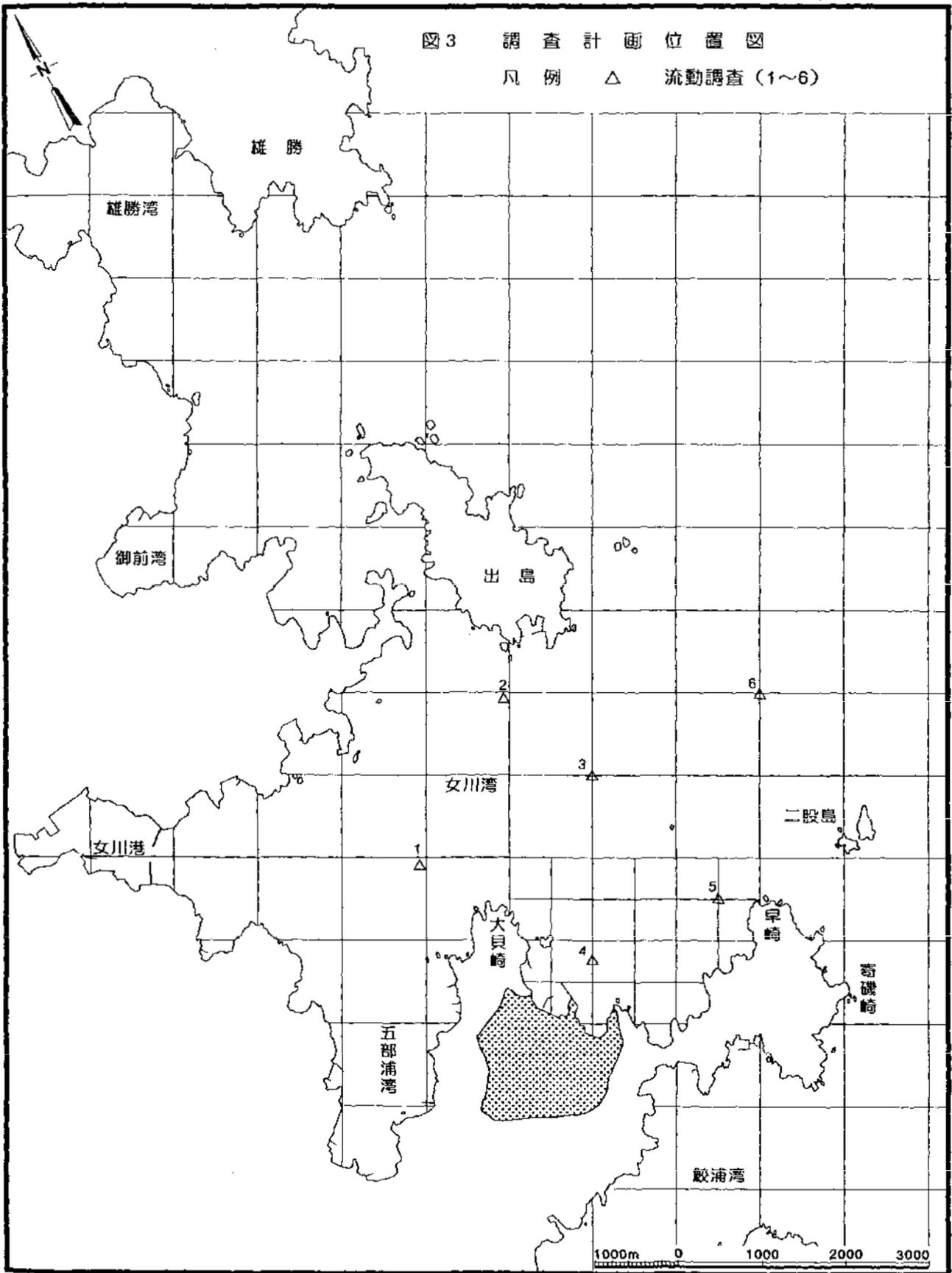


図4 調査計画位置図

- (注) (注)
- プラankトン, 卵稚仔, 水質調査 (1~15, 42)
 - ◎ 養殖生物調査 (16~21)
 - 漁業漁獲調査 (22~26)
 - ◇ 潮間帯生物調査 (27~34)
 - プラankトン, 卵稚仔 (水平曳) 調査 (35~39)
 - 取放水ロプラankトン, 卵稚仔, 水質調査 (40, 41)
 - (注) ◎ プラankトン, 卵稚仔を年12回調査 (2, 4, 7, 9)

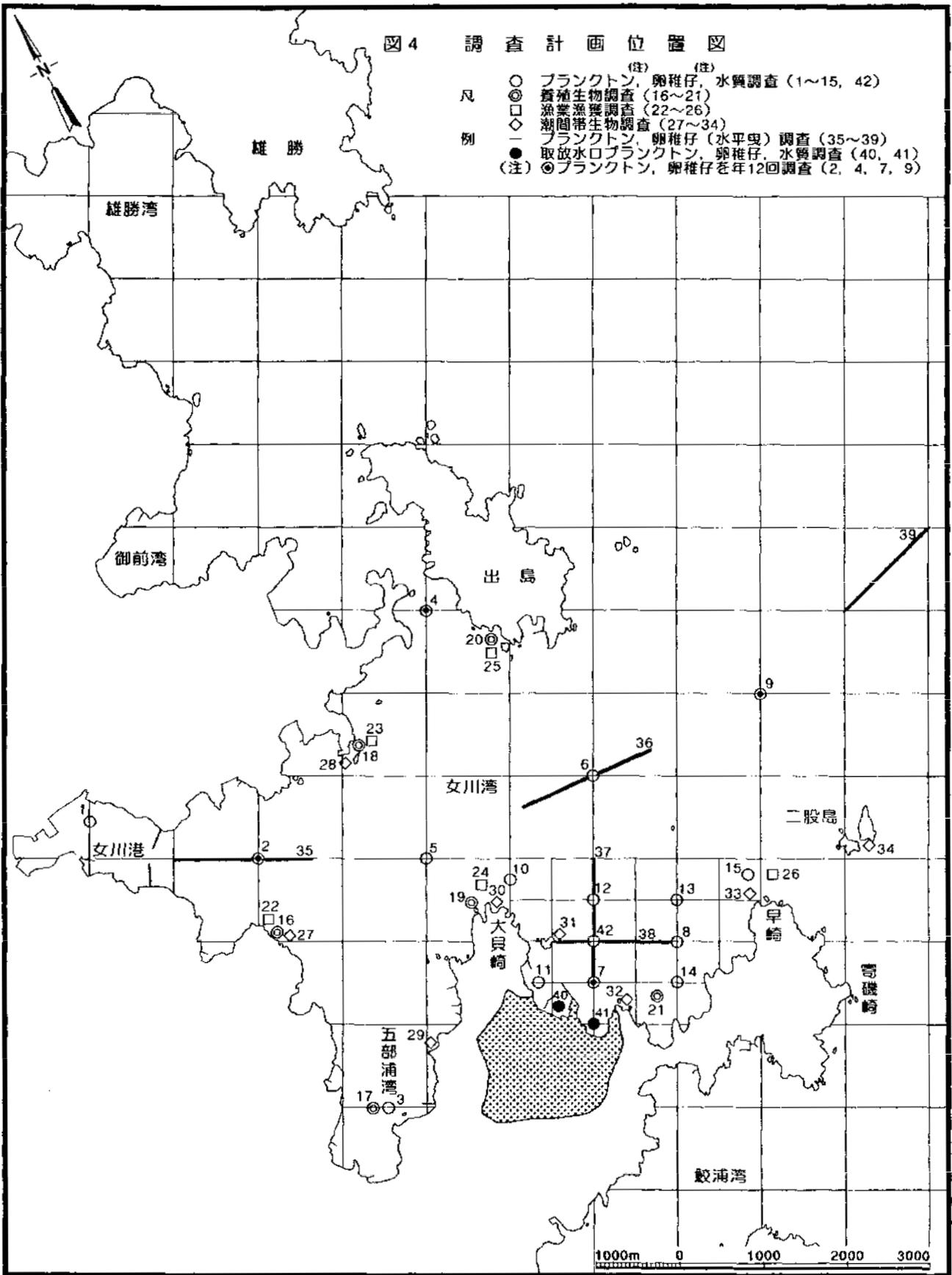


図5 調査計画位置図

凡例 ○ 底質, 底生生物調査 (1~18)

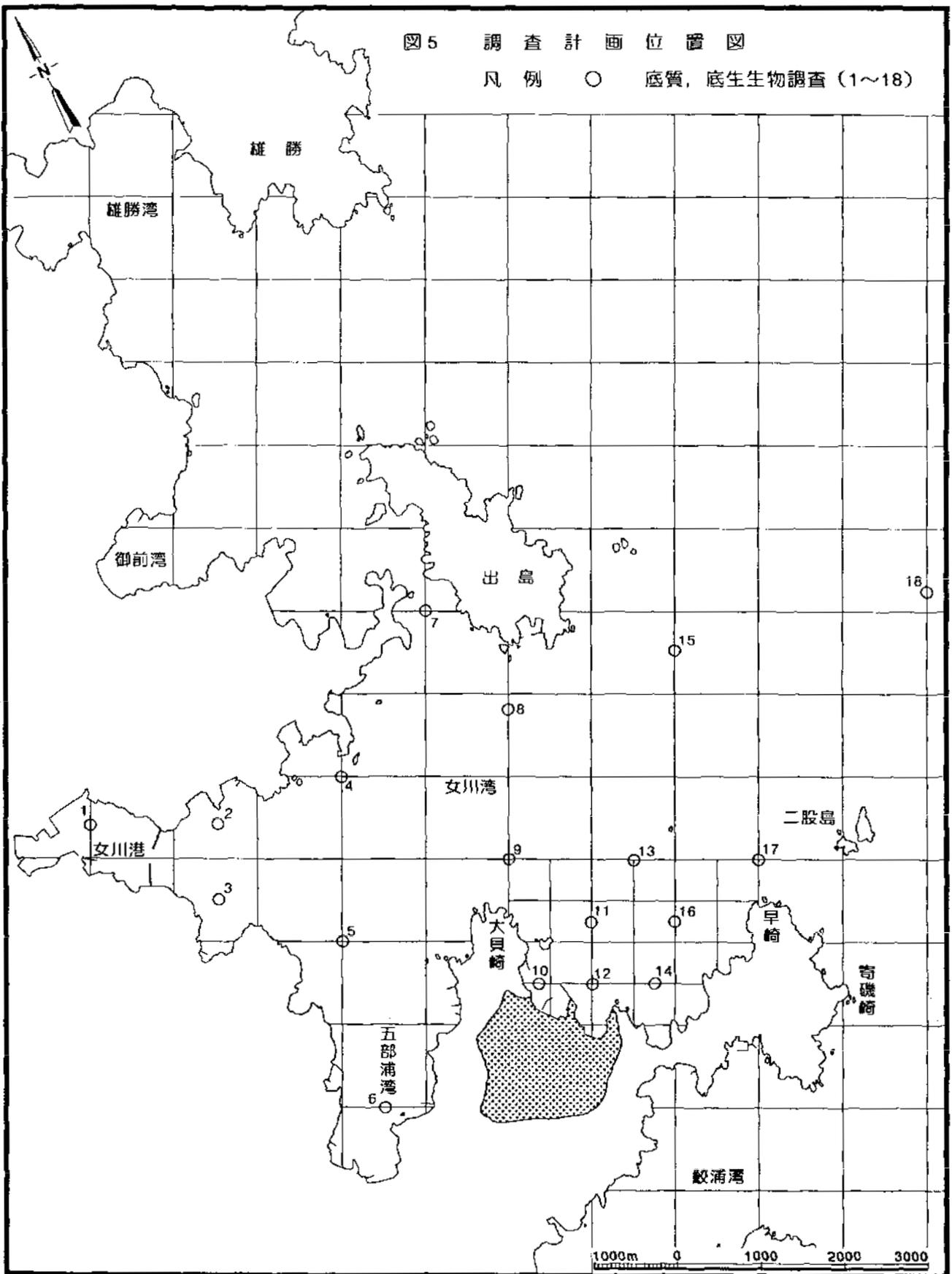


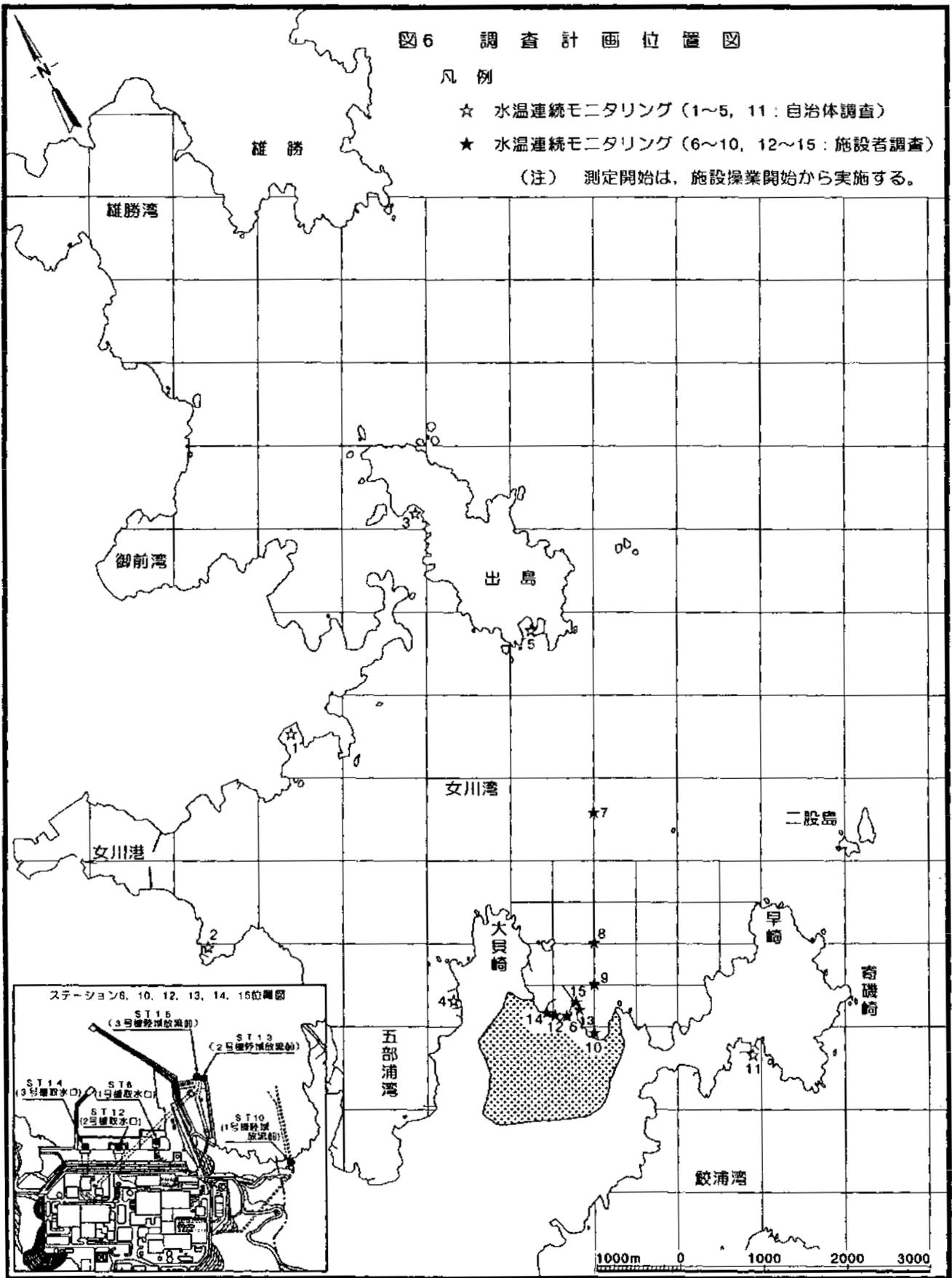
図6 調査計画位置図

凡例

☆ 水温連続モニタリング (1~5, 11: 自治体調査)

★ 水温連続モニタリング (6~10, 12~15: 施設者調査)

(注) 測定開始は、施設操業開始から実施する。



Ⅲ 測定結果の記録、速報値の公開及び公表

1 記録

地方自治体及び施設者は、この計画に基づく調査により得られた測定結果を、長期的観点から評価できるよう記録し管理するものとする。

2 速報値の公開

地方自治体及び施設者は、各々が測定した空間ガンマ線量率、気象要素及び海水（放水）中の全ガンマ線計数率の測定結果に関し、公表に先立っての速報値を公開することができるものとする。

3 公表

地方自治体及び施設者が実施した測定結果は、次の手順に従い評価及び確認を受けた後に地方自治体が公表するものとする。この場合、当該測定結果は、原則として四半期毎に公表するものとするが、1年間にわたる放射線被ばく線量及び温排水の影響等については、年間の測定結果を解析し、推定評価したのち、同様の手順に従って公表するものとする。

- (1) 女川原子力発電所環境調査測定技術会（以下「技術会」という。）事務局へ提出
- (2) 技術会による評価
- (3) 女川原子力発電所環境保全監視協議会（以下「監視協議会」という。）事務局へ提出
- (4) 監視協議会による確認

Ⅳ 附則

この計画は、令和7年4月1日から施行する。

18. 原子力防災訓練実施状況

年度	訓練項目	実施年月日	参加機関	参加人員
昭和58年	緊急時通信連絡訓練	昭和58年10月17日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、東北電力(株)	約90人
昭和59年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練	昭和59年10月23日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約350人
昭和60年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練	昭和60年10月29日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約340人
昭和61年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 図上訓練	昭和61年10月17日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約360人
昭和62年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 図上訓練	昭和62年10月28日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約380人
昭和63年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 図上訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練	昭和63年10月13日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約400人
平成元年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地会議設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 広報準備訓練	平成元年11月14日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約400人
平成2年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地会議設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 広報準備訓練	平成2年10月17日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約440人
平成3年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地会議設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 広報訓練	平成3年11月12日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約450人
平成4年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地会議設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 広報訓練	平成4年10月23日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約480人
平成5年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地会議設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練	平成5年10月22日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約540人
平成6年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練	平成6年10月28日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約680人
平成7年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避訓練	平成7年10月27日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約720人
平成8年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避訓練	平成8年10月30日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約700人
平成9年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避訓練	平成9年11月14日	国、県、関係市町、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約700人

年度	訓練項目	実施年月日	参加機関	参加人員
平成10年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避及び避難訓練	平成10年10月23日	国、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、日本電信電話(株)、東北電力(株)	約800人
平成11年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 緊急時資機材準備訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練	平成11年9月3日	国、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約1,100人
平成12年	地域防災計画〔原子力災害対策編〕の大幅見直しに伴い中止			
平成13年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 緊急時医療活動訓練 ⑦ 広報訓練 ⑧ 避難所設営訓練 ⑨ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練	平成13年7月11日	国、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約3,600人
平成14年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成14年9月3日	国、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約4,300人
平成15年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成15年10月29日	国、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約4,200人
平成16年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成16年10月19日	国、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象台、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約4,300人
平成17年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成17年10月28日	国、原子力委員会、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象庁、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約3,700人
平成18年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成18年 10月23日～24日	国、原子力委員会、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象庁、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)	約1,570人

年度	訓練項目	実施年月日	参加機関	参加人員
平成19年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成20年 1月23日～24日	国、原子力委員会、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象庁、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、被ばく医療機関	約3,100人
平成20年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成21年 1月22日～23日	国、原子力委員会、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象庁、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、被ばく医療機関	約4,700人
平成21年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成21年 11月17日～18日	国、原子力委員会、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象庁、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、被ばく医療機関、(社)宮城県放射線技師会	約3,900人
平成22年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避・コンクリート屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成22年 11月4日～5日	国、原子力委員会、県、関係市町、教育委員会、警察、消防本部、海上保安庁、気象庁、自衛隊、日本赤十字社、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、被ばく医療機関、(社)宮城県放射線技師会	約2,300人
平成23年	東日本大震災の影響により不実施	—	—	—
平成24年	緊急時通信連絡訓練	平成25年3月22日	国、県、関係市町、東北電力(株)	約40人
平成25年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時環境モニタリング訓練 ③ 緊急時資機材準備訓練 ④ 広報訓練 ⑤ 緊急時医療活動訓練 (被ばく医療資機材搬送)	平成26年1月29日	国、県、関係市町、教育委員会、自衛隊、警察、消防本部、海上保安庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、東北電力(株)、被ばく医療機関	約850人
平成26年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 緊急時モニタリング訓練 ③ 県現地本部設営訓練 ④ 原子力災害合同対策協議会設置運営訓練 ⑤ 緊急時資機材準備訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 避難所設営訓練 ⑧ 屋内退避及び避難訓練 ⑨ 緊急時医療活動訓練	平成27年1月27日	国(指定行政機関、指定地方行政機関)、県、教育委員会、警察、関係市町、消防本部、自衛隊、指定公共機関等(NEXCO東日本、NTT、JAEA、放医研等)、指定地方公共機関等(宮城県道路公社、(公社)宮城県放射線技師会等)、被ばく医療機関、東北電力(株)	約28,100人
平成27年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部訓練 ⑤ 原子力災害合同対策協議会等活動訓練 緊急時モニタリング訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 原子力災害医療活動訓練 ⑧ 住民避難訓練 ⑨ 交通対策等措置訓練 ⑩	平成27年10月30日	国(指定行政機関、指定地方行政機関)、県、教育委員会、警察、関係市町、消防本部、自衛隊、指定公共機関等(NEXCO東日本、NTT、JAEA、放医研等)、指定地方公共機関等(宮城県道路公社、(公社)宮城県放射線技師会等)、被ばく医療機関、東北電力(株)	約28,100人
平成28年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部訓練 ⑤ 原子力災害合同対策協議会等活動訓練 緊急時モニタリング訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 原子力災害医療活動訓練 ⑧ 住民避難訓練 ⑨ 交通対策等措置訓練 ⑩	(1) 初動対応訓練 平成28年11月11日 (2) 避難等措置訓練 平成28年11月23日 (前日の津波警報発令により中止)	国(指定行政機関、指定地方行政機関)、県、教育委員会、警察、関係市町、消防本部、自衛隊、指定公共機関等(NEXCO東日本、NTT、JAEA、放医研等)、指定地方公共機関等(宮城県道路公社、(公社)宮城県放射線技師会等)、被ばく医療機関、東北電力(株)	約11,900人

年度	訓練項目	実施年月日	参加機関	参加人員
平成29年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部訓練 ⑤ 原子力災害合同対策協議会等活動訓練 緊急時モニタリング訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 原子力災害医療活動訓練 ⑧ 住民避難訓練 ⑨ 交通対策等措置訓練 ⑩	(1) 初動対応訓練 平成29年11月14日 (2) 避難等措置訓練 平成29年11月23日	国（指定行政機関、指定地方行政機関）、県、教育委員会、警察、関係市町、消防本部、自衛隊、指定公共機関等（NEXCO東日本、NTT、JAEA、放医研等）、指定地方公共機関等（宮城県道路公社、（公社）宮城県放射線技師会等）、医療関係機関、東北電力（株）	約22,400人
平成30年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部訓練 ⑤ 原子力災害合同対策協議会等活動訓練 緊急時モニタリング訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 原子力災害医療活動訓練 ⑧ 住民避難訓練 ⑨ 交通対策等措置訓練 ⑩	平成31年1月24日	国（指定行政機関、指定地方行政機関）、県、教育委員会、警察、県内全市町村、消防本部、自衛隊、指定公共機関等（NEXCO東日本、NTT、JAEA、放医研等）、指定地方公共機関等（宮城県道路公社、（公社）宮城県放射線技師会等）、医療関係機関、東北電力（株）	約23,000人
令和元年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部訓練 ⑤ 原子力災害合同対策協議会等活動訓練 緊急時モニタリング訓練 ⑥ 広報訓練 ⑦ 原子力災害医療活動訓練 ⑧ 住民避難訓練 ⑨ 交通対策等措置訓練 ⑩ ※台風19号の影響により一部の訓練項目を縮小して実施	令和元年11月12日 令和元年11月13日	国（指定行政機関、指定地方行政機関）、県、教育委員会、警察、県内全市町村、消防本部、自衛隊、指定公共機関等（NEXCO東日本、NTT、JAEA、放医研等）、指定地方公共機関等（宮城県道路公社、（公社）宮城県放射線技師会等）、医療関係機関、東北電力（株）	約6,000人
令和2年	① 避難域検査等訓練 ② 緊急時通信連絡訓練 ③ 避難所受付ステーション拠点運営訓練 ※国の原子力総合防災訓練と一体で、2月上旬に実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ延期となったことから、県単独で実施予定であった訓練のみ実施。	① 令和3年1月15日 ② 令和3年3月15日 ③ 令和3年3月16日	国（指定行政機関、指定地方行政機関）、県、教育委員会、警察、県内市町村、消防本部、自衛隊、指定公共機関等（NEXCO東日本、NTT、JAEA等）、指定地方公共機関等（宮城県道路公社等）、医療関係機関、東北電力（株）	約300人
令和3年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部運営訓練 ⑤ オフサイトセンター運営訓練 ⑥ 緊急時モニタリング訓練 ⑦ 広報訓練 ⑧ 原子力災害医療活動訓練 ⑨ 住民避難等訓練 ⑩ 交通対策・警戒警備等訓練 ⑪ 新型コロナウイルス感染症対策訓練	令和4年2月10日 令和4年2月11日 令和4年2月12日	国（指定行政機関、指定地方行政機関）、県、教育委員会、警察、県内市町村、消防本部、自衛隊、指定公共機関等（NEXCO東日本、NTT、JAEA等）、指定地方公共機関等（宮城県道路公社等）、医療関係機関、東北電力（株）	約2,270人
令和4年	① 緊急時通信連絡訓練 ② 県災害対策本部運営訓練 ③ 市町災害対策本部運営訓練 ④ 県現地災害対策本部運営訓練 ⑤ オフサイトセンター運営訓練 ⑥ 緊急時モニタリング訓練 ⑦ 広報訓練 ⑧ 原子力災害医療活動訓練 ⑨ 住民避難等訓練 ⑩ 交通対策・警戒警備等訓練 ⑪ 新型コロナウイルス感染症対策訓練 ⑫ 避難支援アプリ実証訓練	令和4年10月29日 令和4年12月21日 令和5年1月30日	国（指定行政機関、指定地方行政機関）、県、教育委員会、警察、県内市町村、消防本部、自衛隊、指定公共機関等（NEXCO東日本、NTT、JAEA等）、指定地方公共機関等（宮城県道路公社等）、医療関係機関、東北電力（株）	約1,000人
令和5年	① 広報訓練 ② 原子力災害医療活動訓練 ③ 住民避難等訓練 ④ 交通対策等訓練 ⑤ 感染症対策訓練 ⑥ 避難支援アプリ運用訓練 ※令和6年能登半島地震の影響により訓練項目を縮小して実施	令和6年1月20日	国（指定地方行政機関）、県、警察、県内市町、消防本部、自衛隊、医療関係機関、東北電力（株）	約4,500人

年度	訓練項目	実施年月日	参加機関	参加人員
令和6年	①緊急時通信連絡訓練 ②県災害対策本部運営訓練 ③市町災害対策本部運営訓練 ④県現地災害対策本部運営訓練 ⑤オフサイトセンター運営訓練 ⑥緊急時モニタリング訓練 ⑦広報訓練 ⑧原子力災害医療活動訓練 ⑨住民避難等訓練 ⑩交通対策等措置訓練 ⑪原子力災害避難支援アプリ運用訓練 ※①～⑥は、「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練と同時開催	令和6年6月12日 令和7年2月8日	国（指定地方行政機関）、県、警察、県内市町、消防本部、自衛隊、医療関係機関、東北電力（株）	約800人
令和7年	①緊急時通信連絡訓練 ②県災害対策本部運営訓練 ③市町災害対策本部運営訓練 ④県現地災害対策本部運営訓練 ⑤オフサイトセンター運営訓練 ⑥緊急時モニタリング訓練 ⑦広報訓練 ⑧原子力災害医療活動訓練 ⑨住民避難等訓練 ⑩交通対策等措置訓練 ⑪原子力災害避難支援アプリ運用訓練	令和7年11月11日 令和7年11月15日 令和8年1月24日	国、県、警察、県内市町、消防本部、自衛隊、医療関係機関、東北電力（株）	約950人

19. 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

- 2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。
- 3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。
- 4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。
 - (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
 - (2) 応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
 - (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- (2) 職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
- (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
- (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等
- (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量

- (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
 - (6) 応援の期間
 - (7) 要請担当者及び連絡先
- 2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。
 - 3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。
 - (2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。
 - (3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。
- 2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。
 - 3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。
 - 4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

- 第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。
- 2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

- (1) 地域防災計画

- (2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
- (3) 防災関係機関の名称
- (4) 原子力防災資機材の保有状況
- (5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日(締結日)から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事	堀 達也
青森県知事	木村守男
宮城県知事	浅野史郎
福島県知事	佐藤栄佐久
茨城県知事	橋本 昌
新潟県知事	平山征夫
石川県知事	谷本正憲
福井県知事	栗田幸雄
静岡県知事	石川嘉延
京都府知事	荒卷禎一
島根県知事	澄田信義
愛媛県知事	加戸守行
佐賀県知事	井本 勇
鹿児島県知事	須賀龍郎

20. 核燃料税条例

○核燃料税条例

令和四年十二月二十一日
宮城県条例第七十四号

核燃料税条例をここに公布する。

核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)

第四条第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- 二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(価額割の納税義務者等)

第三条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の十一第三項の規定による確認(次条第三項において「使用前事業者検査の確認」という。)を受けた日
- 二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第一項の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

第四条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間(以下「課税期間」という。)は、次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで
- 二 七月一日から九月三十日まで

三 十月一日から十二月三十一日まで

四 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間の中途において、発電用原子炉の設置後最初に使用前事業者検査の確認を受けた場合、当該発電用原子炉に係る課税期間は、当該使用前事業者検査の確認を受けた日から当該使用前事業者検査の確認を受けた日の属する同項各号に掲げる期間の末日までとする。

4 第二項の規定にかかわらず、原子炉等規制法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を受けた日(以下「認可日」という。)(第二項各号に掲げる期間の末日を除く。)の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、次に掲げる期間とする。

一 当該認可日の属する第二項各号に掲げる期間の初日から当該認可日の属する月の末日まで

二 当該認可日の属する月の翌月の初日から同日の属する第二項各号に掲げる期間の末日まで

5 第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間の中途において、原子炉等規制法第四十三条の三の三十四第三項において準用する原子炉等規制法第十二条の六第八項の規定による確認を受けた場合、当該確認を受けた発電用原子炉に係る課税期間は、当該確認を受けた日(以下「廃止措置確認日」という。)の属する第二項各号に掲げる期間の初日から当該廃止措置確認日までとする。

(課税標準)

第五条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料につき既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日(廃止措置確認日の属する課税期間にあつては、当該廃止措置確認日の前日)現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

3 第一項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号に規定する熱出力(原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を受けた発電用原子炉の熱出力)とする。

4 課税期間が三月に満たない場合における第一項の発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(税率)

第六条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、二万二千三百円とする。

3 前項の規定にかかわらず、認可日の属する月の翌月以降における出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、一万千五百円とする。

(徴収の方法)

第七条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第八条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課される価額割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 納税義務者の名称、所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次項において同じ。)

二 課税標準たる核燃料の価額及び税額

三 核燃料の挿入のあった発電用原子炉の名称及び設置場所

四 核燃料の発電用原子炉への挿入年月日

五 その他知事が必要と認める事項

2 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して二月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 納税義務者の名称、所在地及び法人番号

二 課税標準たる熱出力及び税額

三 発電用原子炉の名称及び設置場所

四 課税期間

五 その他知事が必要と認める事項

3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後において当該申告に係る課税標準たる核燃料の価額若しくは熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

(賦課徴収)

第九条 核燃料税の賦課徴収については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四条、第四条の二、第七条第二項、第十三条、第十六条の四、第十七条第三項及び第百六十九条の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「核燃料税」と、同条第二項中「徴収金を納付し、又は納入する義務」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を納付する義務」と、同条例第七条第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費」と、「県税事務所長」とあるのは「知事」と、同条例第十三条第一項中「この条例」とあるのは「核燃料税条例(令和四年宮城県条例第七十四号)」

と、同条例第十六条の四中「第十六条及び第十六条の二」とあるのは「法第二百八十条」と、同条例第十七条第三項中「第一項本文」とあるのは「法第二百八十三条第一項本文」と、同条例第百六十九条中「この条例」とあるのは「核燃料税条例」と読み替えるものとする。

- 2 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収については、法、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の定めるところによる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和五年規則第五四号で令和五年六月二日から施行)

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、この限りでない。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

- 3 施行日の属する課税期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

- 5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日(以下「失効日」という。)の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

- 6 失効日前の最後の課税期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

21. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部設置要綱

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」という。）に伴う放射性物質の影響が本県にも及んでいることから、その対応施策を総合的かつ計画的に検討し、その実施を推進するため、庁内の連絡調整等を行う組織として東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事故に係る放射性物質の影響に対する県民生活の安全安心の維持確保に関すること
- (2) 事故に係る放射性物質の影響による風評被害防止対策に関すること
- (3) 事故に係る放射性物質の影響に関する情報収集並びに広報に関すること
- (4) その他、事故に係る放射性物質の影響に関して本部が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総理し、会議を主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じ、議題に関係のある本部員のみを招集し、会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、本部会議に付すべき事項について調整・検討するとともに、本部長の指示する事項を処理する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

役職名	職名
本部長	知事
副本部長	第一順位の副知事 第二順位の副知事
本部員	公営企業管理者 教育長 総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 会計管理者 警察本部長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長

別表 2 (第 5 条関係)

役職名	部 局 名	職 名
幹事長	復興・危機管理部	復興・危機管理部長
副幹事長	復興・危機管理部	復興・危機管理部危機管理監 復興・危機管理部副部長
幹 事	総務部	人事課長
	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課長、原子力安全対策課長
	企画部	企画総務課長
	環境生活部	環境生活総務課長、環境対策課長、自然保護課長、食と暮らしの安全推進課長、放射性物質汚染廃棄物対策室長、消費生活・文化課長
	保健福祉部	保健福祉総務課長、健康推進課長
	経済商工観光部	経済商工観光総務課長、新産業振興課長、商工金融課長、観光戦略課長、国際ビジネス推進室長
	農政部	農業政策室長、農山漁村なりわい課長、食産業振興課長、園芸推進課長、畜産課長
	水産林政部	水産林業政策室長、水産業振興課長、水産業基盤整備課長、林業振興課長
	土木部	土木総務課長、港湾課長
	出納局	出納総務課長
	企業局	水道経営課長
	教育庁	教育庁総務課長、義務教育課長、高校教育課長
	警察本部総務部	総務課長
	人事委員会事務局	総務課長
監査委員事務局	総務課長	
労働委員会事務局	審査調整課長	

22. 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「事故」という。）は、県内各方面に深刻な影響を与えつつあり、県内の各団体等の一致団結した対応が求められていることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 事故による被害に係る総合的な対策に関すること。
- (2) 国等への要望等に関すること。
- (3) 事故による損害賠償請求に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、別表1に掲げる団体の長、有識者、自治体の長等をもって構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 県民会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成員間の情報交換を行うとともに、県民会議の所掌事務のうち軽易な事項等について協議する。
- 3 幹事会の幹事は、別表2に掲げる団体から、それぞれ1名以上を選任する。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者の互選により選出する。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長又は幹事長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 会長又は幹事長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 県民会議の庶務は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

団体名等	団体名等
<p>《農林水産業関係団体》 5 団体 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合代表理事組合長 宮城県森林組合連合会代表理事会長 一般社団法人宮城県畜産協会会長 宮城県土地改良事業団体連合会会長</p> <p>《商工業関係団体》 5 団体 宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 一般社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人日本旅行業協会東北支部支部長</p> <p>《保健医療福祉関係団体》 5 団体 公益社団法人宮城県医師会会長 一般社団法人宮城県歯科医師会会長 公益社団法人宮城県放射線技師会会長 一般社団法人宮城県薬剤師会会長 公益社団法人宮城県看護協会会長</p> <p>《交通運輸関係団体》 3 団体 公益社団法人宮城県トラック協会会長 公益社団法人宮城県バス協会会長 東北港運協会会長</p> <p>《消費者団体》 1 団体 宮城県生活協同組合連合会会長理事</p> <p>《教育・文化団体》 5 団体 宮城県私立中学高等学校連合会会長 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会理事長 一般社団法人宮城県保育協議会会長 宮城県PTA連合会会長 仙台市PTA協議会会長</p> <p>《法曹関係団体》 2 団体 仙台弁護士会会長 東北税理士会宮城県支部連合会会長</p>	<p>《有識者》 2 名 宮城県環境審議会会長 宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議委員長</p> <p>《市町村等》 36 団体 仙台市長 石巻市長 塩竈市長 気仙沼市長 白石市長 名取市長 角田市長 多賀城市長 岩沼市長 登米市長 栗原市長 東松島市長 大崎市長 富谷市長 蔵王町長 七ヶ宿町長 大河原町長 村田町長 柴田町長 川崎町長 丸森町長 亘理町長 山元町長 松島町長 七ヶ浜町長 利府町長 大和町長 大郷町長 大衡村長 色麻町長 加美町長 涌谷町長 美里町長 女川町長 南三陸町長 宮城県知事</p>

別表2 (第4条関係)

団体名等	団体名等
<p>《農林水産業関係団体》 5 団体 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県森林組合連合会 一般社団法人宮城県畜産協会 宮城県土地改良事業団体連合会</p> <p>《商工業関係団体》 5 団体 宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 一般社団法人みやぎ工業会 一般社団法人日本旅行業協会東北支部</p> <p>《保健医療福祉関係団体》 5 団体 公益社団法人宮城県医師会 一般社団法人宮城県歯科医師会 公益社団法人宮城県放射線技師会 一般社団法人宮城県薬剤師会 公益社団法人宮城県看護協会</p> <p>《交通運輸関係団体》 3 団体 公益社団法人宮城県トラック協会 公益社団法人宮城県バス協会 東北港運協会</p> <p>《消費者団体》 1 団体 宮城県生活協同組合連合会</p> <p>《教育・文化団体》 5 団体 宮城県私立中学高等学校連合会 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会 一般社団法人宮城県保育協議会 宮城県PTA連合会 仙台市PTA協議会</p> <p>《法曹関係団体》 2 団体 仙台弁護士会 東北税理士会宮城県支部連合会</p>	<p>《市町村等》 36 団体 仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町 宮城県</p>

23. 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の取扱いに関して懸念される影響について、県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する申し入れ内容をとりまとめるため、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 処理水の取扱いに関して懸念される影響に係る意見集約に関すること。
- (2) 国及び東京電力への申し入れ内容のとりまとめに関すること。
- (3) 処理水に係る情報共有に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる各団体の長等をもって構成する。

- 2 連携会議に座長及び副座長を置き、座長は宮城県知事、副座長は宮城県副知事（復興・危機管理部の所掌事務を担当する副知事）とする。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 連携会議に必要な応じて業界団体ごとに部会を置く。

- 2 部会は、構成団体間の情報交換を行うとともに、連携会議の所掌事務のうち当該業界に関する事項等について協議する。
- 3 部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、座長がこれを招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名等
《水産業関係団体》 7 団体
宮城県漁業協同組合
宮城県沖合底びき網漁業協同組合
宮城県近海底曳網漁業協同組合
宮城県産地魚市場協会
宮城県水産物流通対策協議会
宮城県消費地魚市場協会
宮城県食品輸出促進協議会
《農業関係団体》 2 団体
宮城県農業協同組合中央会
宮城県農業会議
《観光業関係団体》 1 団体
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
宮城県議会
宮城県市長会
宮城県町村会
宮城県

24. 宮城県放射線・放射能測定実施計画（概要）

1 背景

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（平成 24 年 3 月策定）に基づき、宮城県が実施する放射線・放射能に関する測定について実施計画として取りまとめたもの。なお、今後、状況の変化など必要に応じて更新していくものとする。（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）

2 目的

県内を対象として宮城県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に示しながら、計画的に実施し、その結果を速やかに県民に対して公表していくことを目的とする。

3 対象

県が実施する放射線・放射能の測定を対象とするものとし、併せて国の取組についても体系的に整理するもの。

4 基本的事項

(1) 測定対象

空間放射線量率の監視をきめ細かく実施するとともに、食品についても、生産段階と流通・消費段階において放射性物質濃度の測定を実施するほか、多面的に飲食物以外も対象として必要な測定を実施する。

(2) 測定エリア

県、市町村及び国等が役割分担し、測定する体制を整備するものとする。

(3) 測定体制

県自ら測定する体制を整備するものとする。

(4) 住民ニーズに対応できる測定

自分の目で測定結果を確認することによって不安を払拭したいという県民のニーズに対応するため、住民の求めに応じて放射線・放射能を測定する体制の整備に努める。

(5) 除染のための空間放射線量測定

県有施設の除染に必要な測定の実施に取り組むとともに、市町村が実施する空間放射線量率測定に対して支援を行う。

(6) 情報の発信

県民の不安解消や風評被害の防止のため、県の放射線・放射能のポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」への掲載をはじめ、報道機関への情報提供などを通じ、迅速で分かりやすい情報の発信に努める。

放射線量の測定	一般環境	モニタリングポストによる常時監視			
		航空機モニタリング			
		自動車による走行サーベイ			
	県民が利用する施設等	海水浴場			
		放射性物質がたまりやすい側溝等			
	産業活動に伴う環境や物	工業製品			
		港湾区域			
		コンテナ			
		浄水場			
	放射性物質濃度の測定	食べ物・飲み物	水道水		
			食品	生産段階	農産物
					林産物
流通段階				水産物	
				畜産物	
消費段階			一般食品		
			乳児用食品		
			牛乳		
清涼飲料水					
住民対応の測定					
自然環境で採取・捕獲する食べ物					
食べ物を育む環境		堆肥等			
		きのこ原木, ほだ木			
		海域試料			
		家畜等の飼料等			
空気・土壌などの一般環境		降下物・大気浮遊じん			
		土壌			
	公共用水域				
	地下水				
	森林				
県民が利用する施設等	海水浴場の海水				
産業活動に伴う環境や物	港湾区域内海水				
	下水汚泥等(下水汚泥, 下水汚泥焼却灰, 汚泥燃料化物)				
	工業用水				
	浄水発生土				

25. 原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書

宮城県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、宮城県民の安全・安心を確保することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（連絡事項）

第1条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (4) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (6) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき、又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (7) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (8) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (9) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (10) 宮城県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、連絡方法、それぞれの連絡先及び実務担当者を定め、相互に通知し、連携の強化を図るものとする。

2 前項に定める連絡先又は実務担当者に変更があったときは、相互に通知するものとする。

(協議)

第3条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき、若しくはこの覚書に関し疑義が生じたとき、又は県民の安全の確保に関してこの覚書に定めのない事項及びこの覚書の施行に必要な細目については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年 5月17日 (当初)

平成26年10月28日 (一部改正)

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

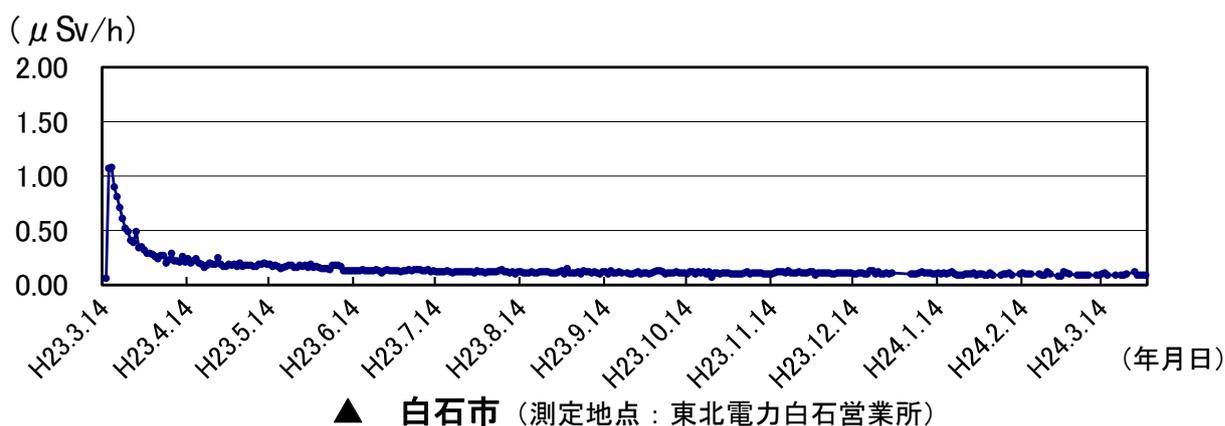
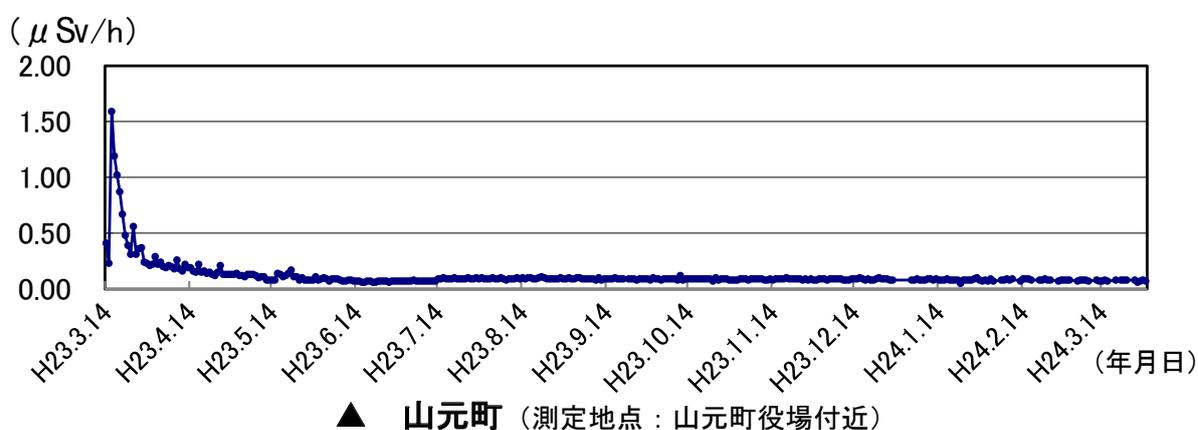
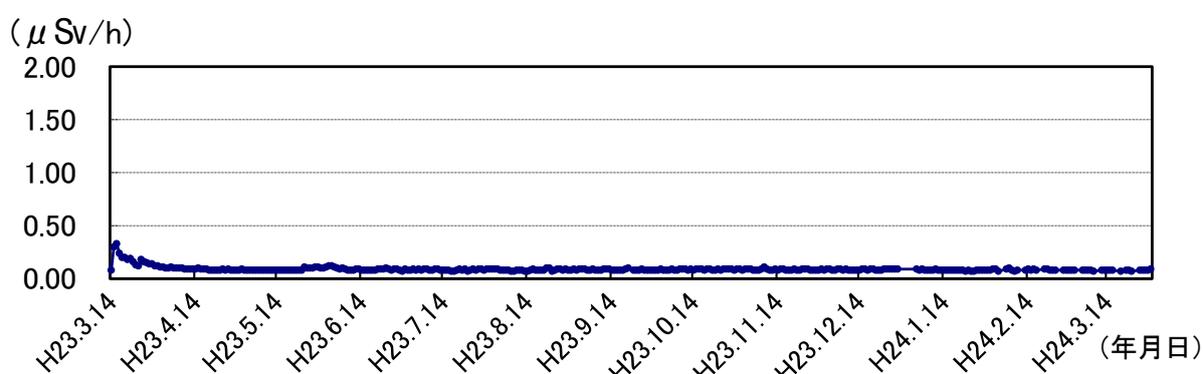
東京電力株式会社

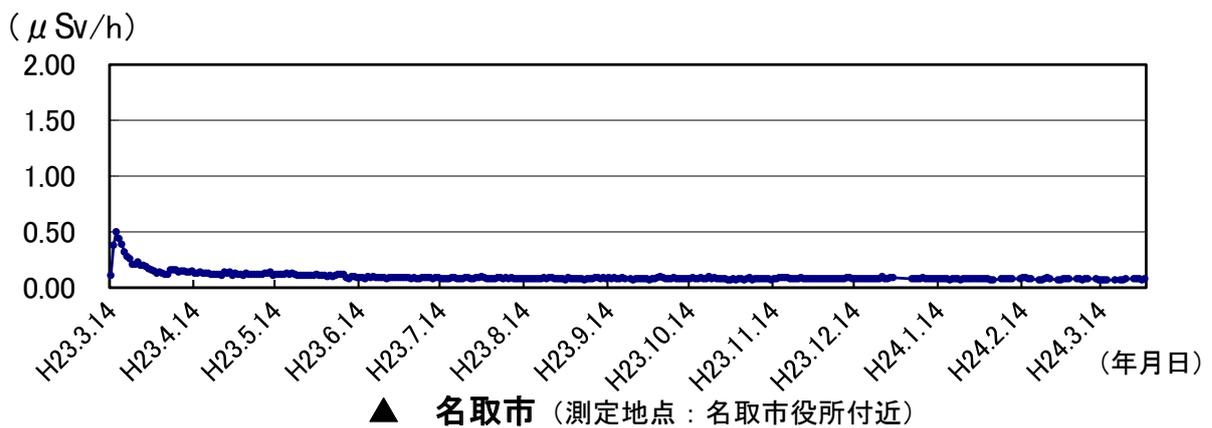
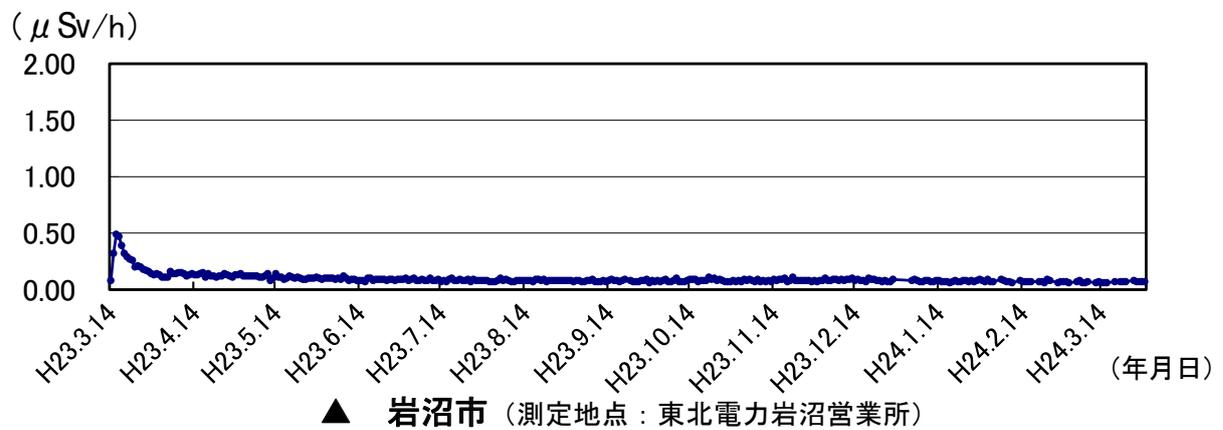
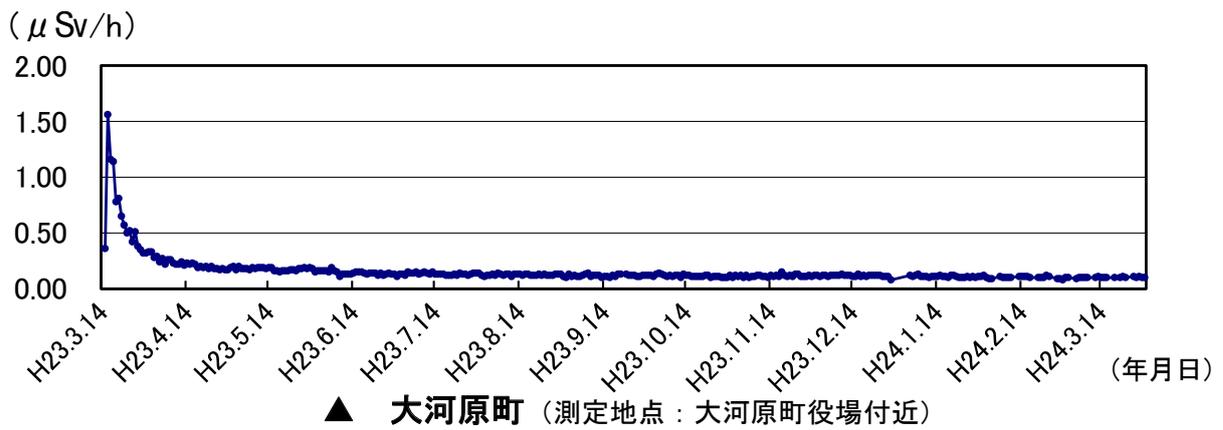
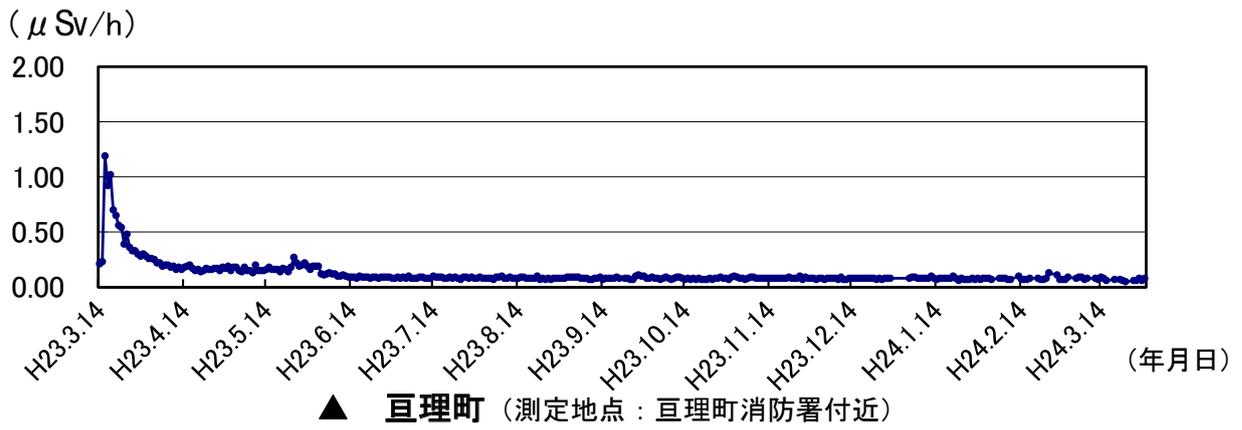
代表執行役社長 廣瀬 直己

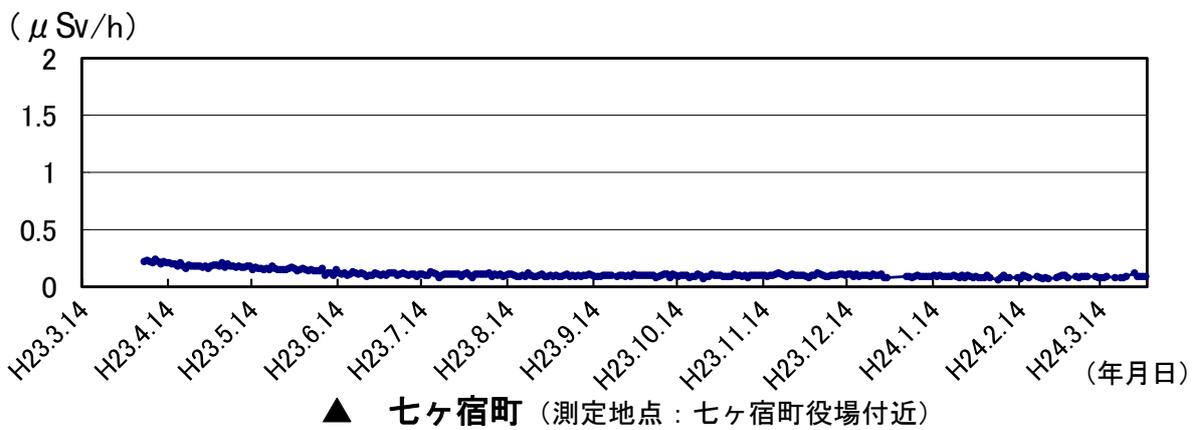
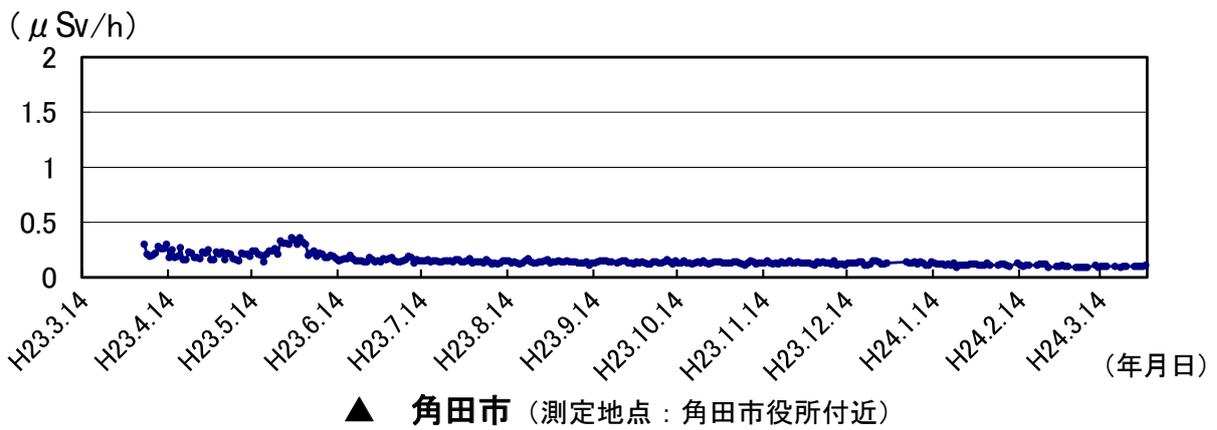
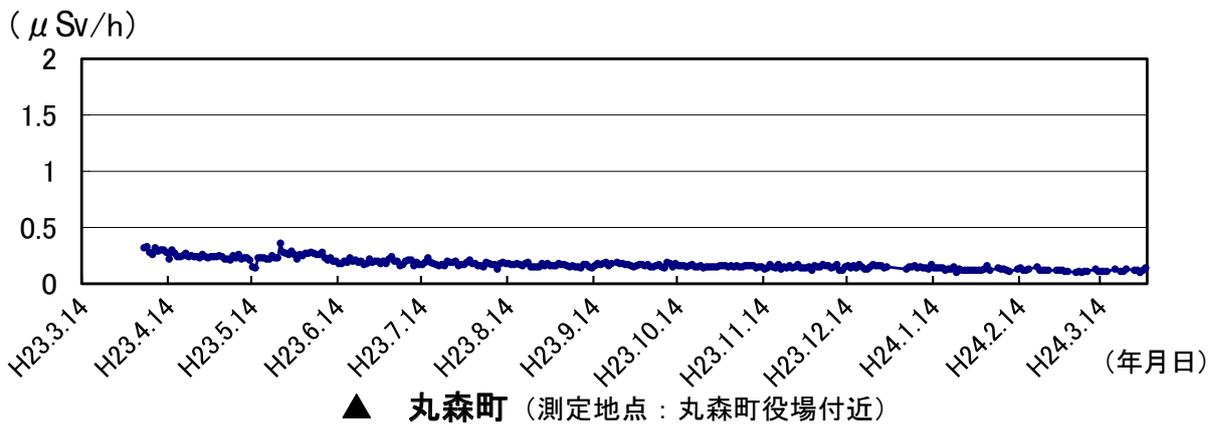
26. 宮城県内の空間放射線量率測定結果

1 平成23年3月14日から平成24年3月30日までの県内10地点での空間放射線量率測定結果

- 当初7地点で開始
- 平成23年4月5日から10地点に拡充
- 平成23年5月23日まではモニタリングカーNaI検出器による地上高2.5mでの測定
- 平成23年5月24日からNaIシンチレーションサーベイメータ(TCS-171)による地上高1mでの測定

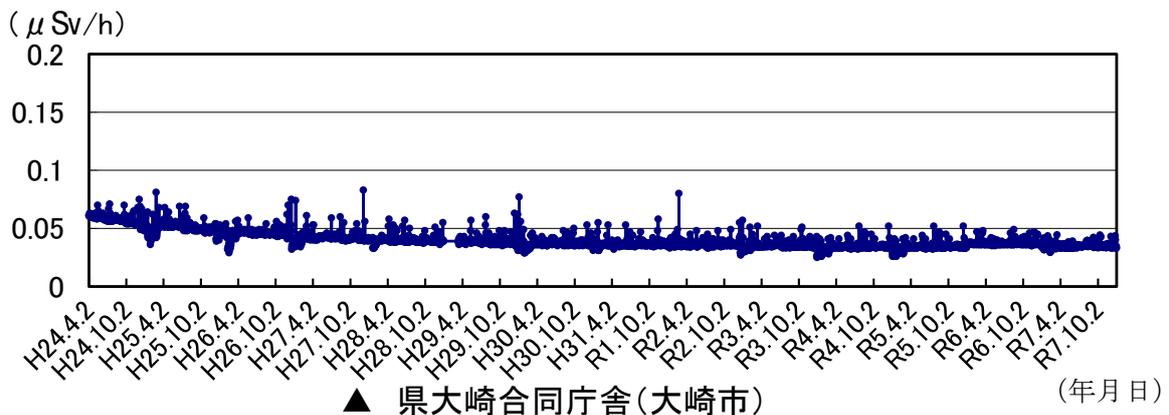
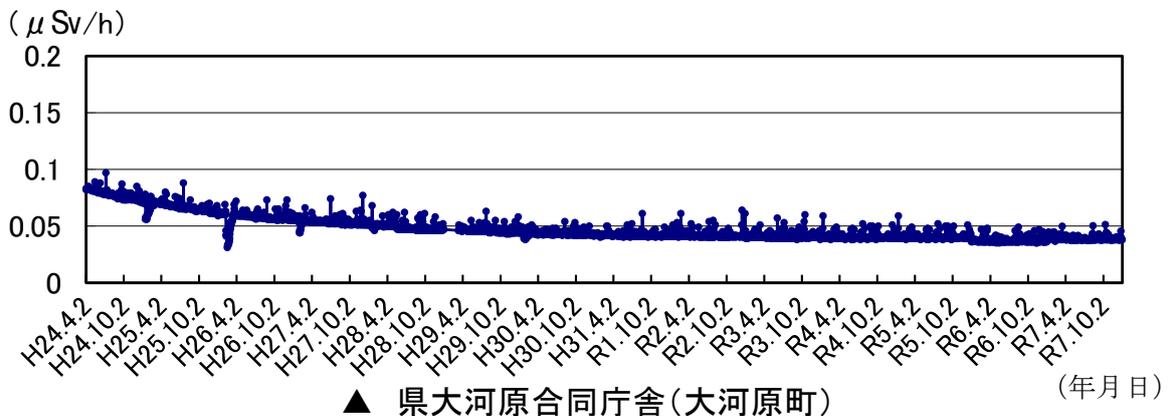
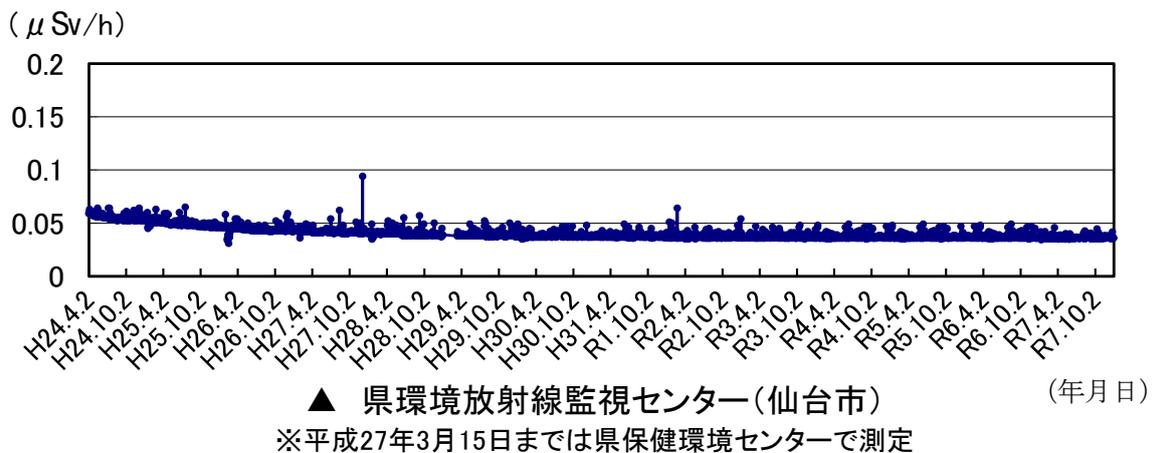


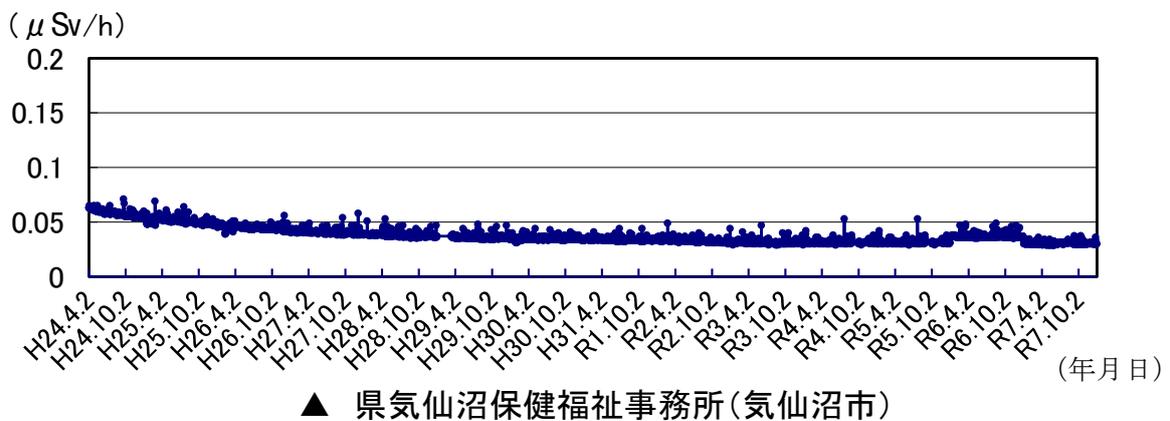
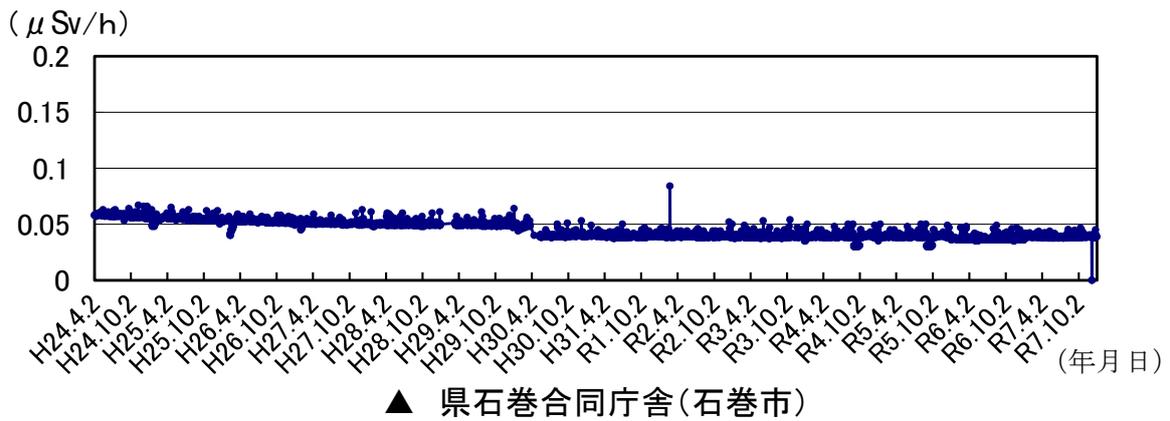
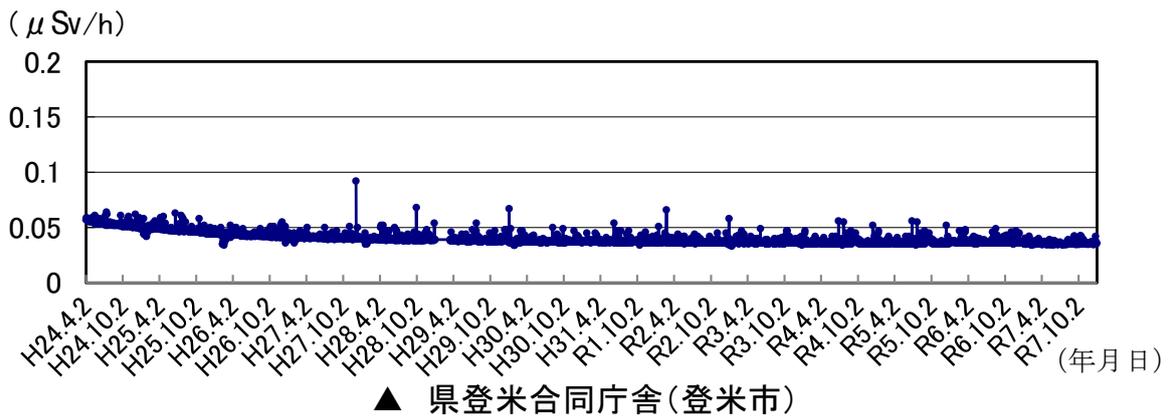
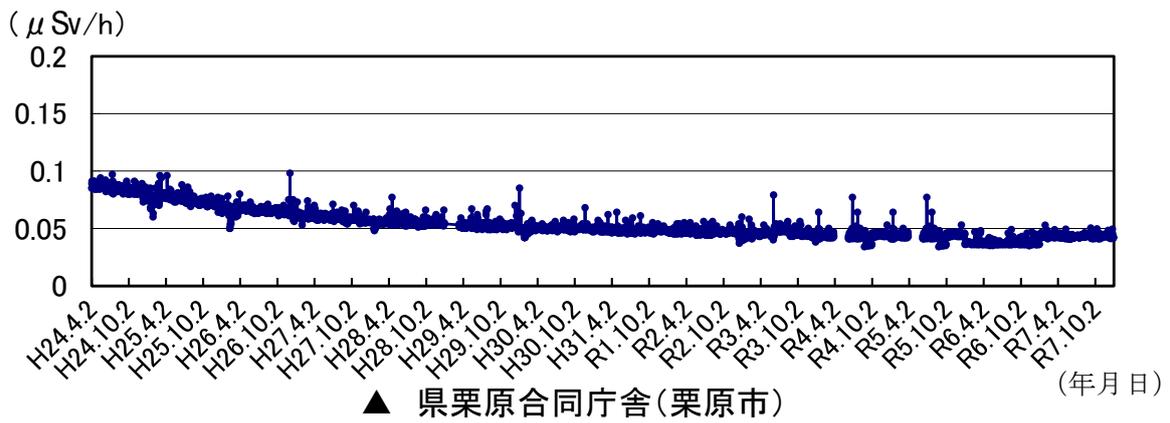




2 平成24年4月2日から令和7年12月31日までの県内7地点での空間放射線量率測定結果

- モニタリングポストによる地上高1mでの測定（県保健環境センターは平成27年3月15日まで9.5mで測定。その後モニタリングポストを県環境放射線監視センターに移設し、平成27年3月25日から地上高1mで測定。）
- 10分間隔で測定されるモニタリングポストのうち午後0時の測定値で図表を作成
- 詳細な測定結果は原子力規制委員会（<https://www.arms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>）に掲載



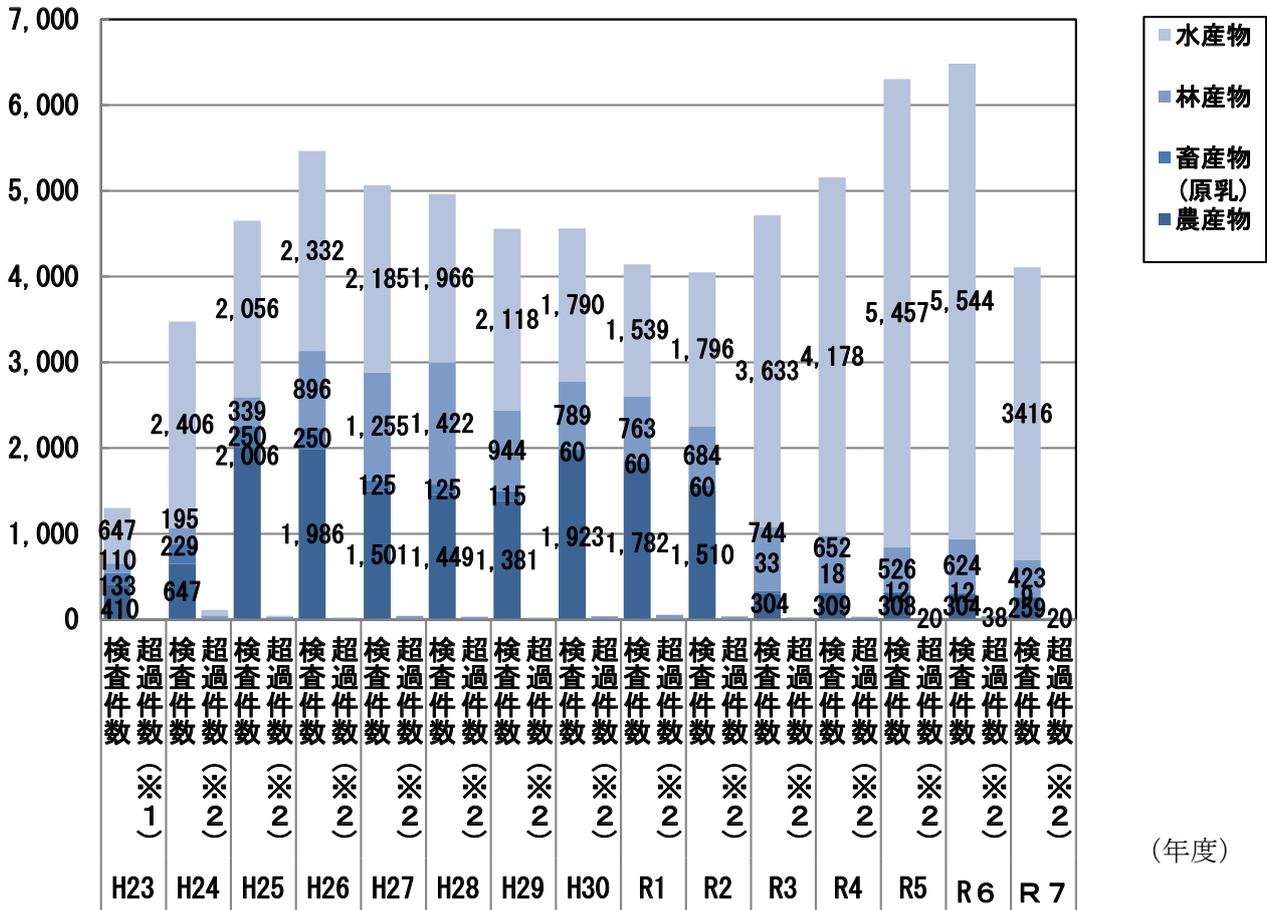


27. 農林水産物等・水道水の放射性物質測定結果の概要

1 食品

(1) 生産段階での検査

(ア) 農林水産物（穀物以外）



▲ 農林水産物の精密検査実施状況

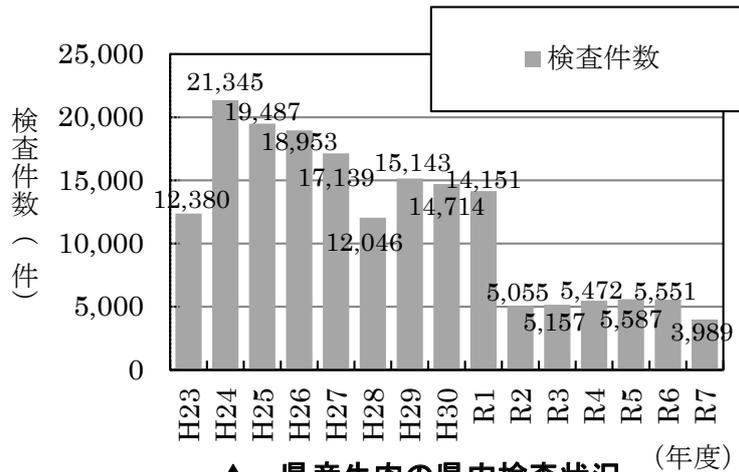
(令和7年12月末現在)

※1 平成23年3月まで適用の暫定規制値。飲料水：200Bq/kg 牛乳・乳製品：200Bq/kg 野菜類・穀類・肉・卵・魚等：500Bq/kg

※2 平成24年4月から適用の基準値。飲料水：10Bq/kg 牛乳50Bq/kg 一般食品：100Bq/kg 乳児用食品：50Bq/kg

※3 超過件数は品目全体の合計

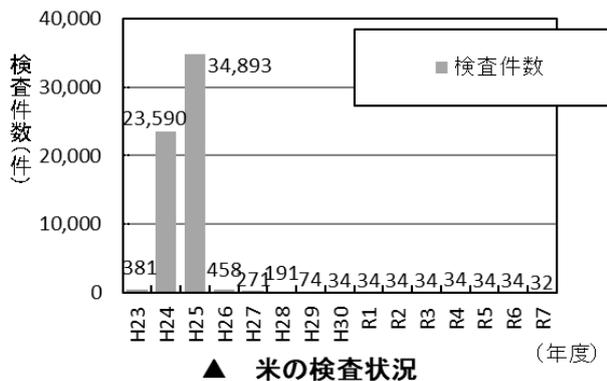
(イ) 県産牛肉（出荷制限指示後の全頭検査数）



▲ 県産牛肉の県内検査状況

(令和7年12月末現在)

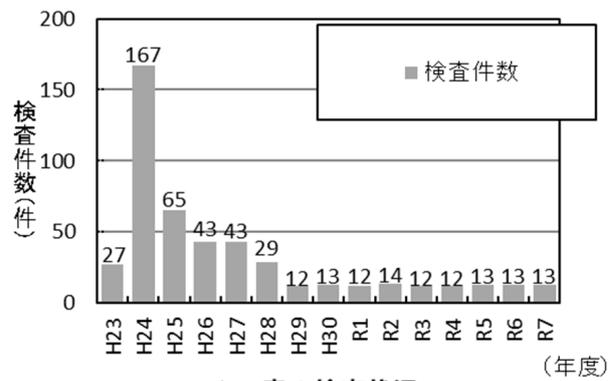
(ウ) 穀物



▲ 米の検査状況

(令和7年12月末現在)

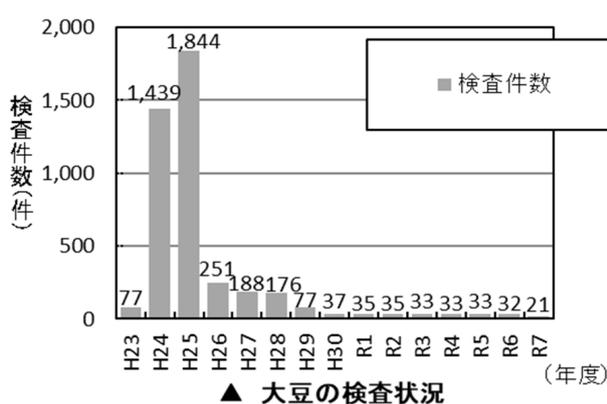
※平成24年9月30日までは暫定規制値適用



▲ 麦の検査状況

(令和7年12月末現在)

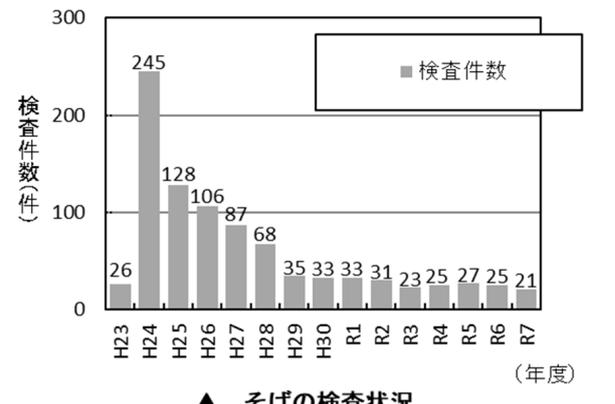
※平成24年4月1日までは暫定規制値適用



▲ 大豆の検査状況

(令和7年12月末現在)

※平成24年12月31日までは暫定規制値適用



▲ そばの検査状況

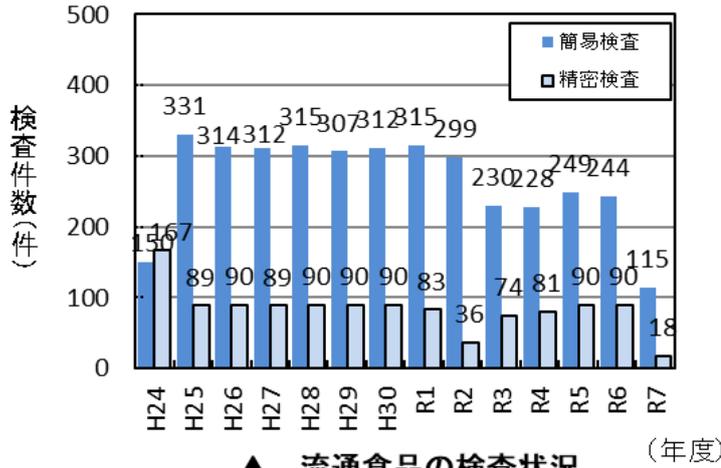
(令和7年12月末現在)

※平成24年4月1日までは暫定規制値適用

(注1) 米の検査のうち、平成24年度及び平成25年度については簡易検査実施分も含む。

(注2) 麦はすべて基準値内となっている。

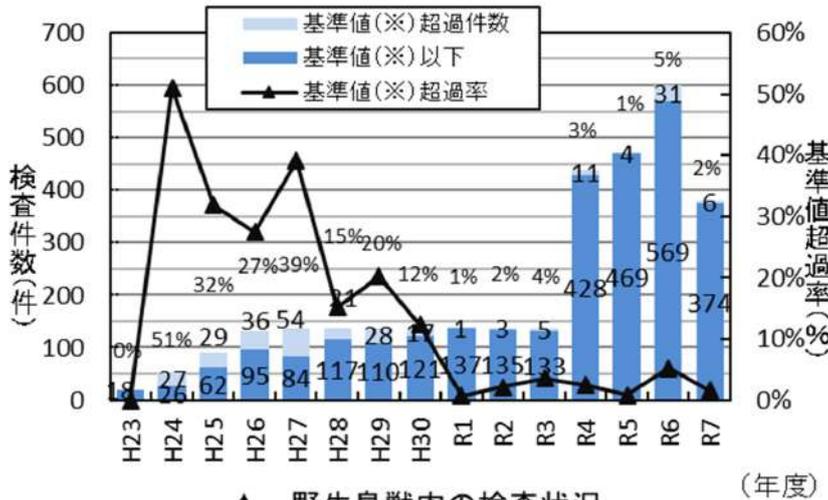
(2) 流通段階での検査



※ 検査開始以降精密検査及び簡易検査ともに基準値超過なし

▲ 流通食品の検査状況
(令和7年12月末現在)

(3) その他



※ 平成24年4月1日までは
暫定規制値適用

▲ 野生鳥獣肉の検査状況
(令和7年12月末現在)

2 水道水

年度	検査数(令和7年12月末現在)		管理目標値 ^{※1} 超過件数
	県企業局分	市町村実施分 ^{※3}	
令和5年度まで ^{※2}	1059	16,887	検査開始以降すべて0
令和6年度	12	529	
令和7年度	9	420	

※1 平成24年3月31日までは指標値

※2 平成23年3月分からの検査実績を含む

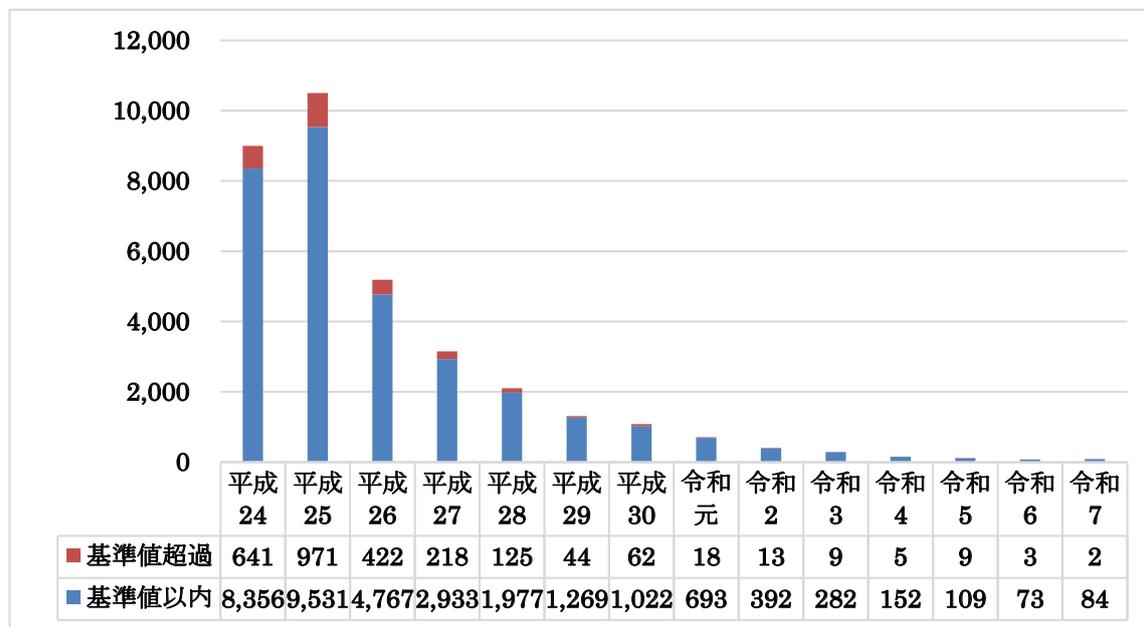
※3 厚生労働省への報告件数を記載

28. 住民持込み食品等の放射性物質測定結果の概要

1 測定状況

平成 23 年 9 月から一部市町村で受付を開始し、平成 24 年 10 月には全市町村で測定体制が整備された。

令和 7 年 12 月末現在で市町村から累計 34,182 件の報告があった。

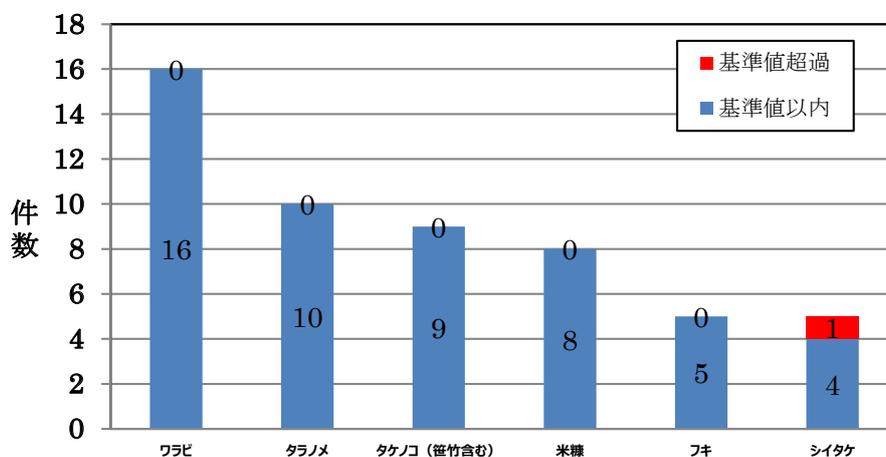


2 令和 7 年度の測定実施状況

令和 7 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの測定実施件数は 86 件であった。

測定上位品目は、ワラビ(16 点)、タラノメ (10 点)、タケノコ (9 点)、米糠 (8 点)、フキ (5 点)、シイタケ (5 点) の 5 品目であった。

また、基準値を超過した品目は、きのこ (シイタケ、ヌメリイグチ) 2 点であった。



▲ 測定実施上位 6 品目
(令和 7 年 12 月末現在)

3 分類別集計表

測定の内訳は下表のとおりである。基準値超過及び基準値以内であってもスクリーニングの目安とされている基準値の2分の1を超過した件数が2件あった。

▼ 分類別集計表(令和7年4月～令和7年12月)

	測定件数 (a)	基準値 [※] 以内 () : うち基準値の1/2超過件数	基準値 [※] 超過 件数(b)	基準値 [※] 超過割合 (b/a × 100)
農産物(穀物除く)	4	4 (0)	0	0.0 %
穀物	3	3 (0)	0	0.0 %
林産物	68	66 (1)	2	2.9 %
水産物	0	0 (0)	0	0.0 %
肉(イノシン肉等)	0	0 (0)	0	0.0 %
加工品	11	11 (0)	0	0.0 %
合計	86	84 (1)	2	2.3 %

- ・ 一般食品については食品衛生法上で定める基準値(100 Bq/kg)を参考として運用している。
- ・ 100 Bq/kg は、放射性物質セシウム 134 とセシウム 137 の分析数値合計で判断している。
- ・ 測定件数(a)は、各市町村で測定された件数。
- ・ 基準値以内は、セシウムの測定値が 100 Bq/kg 以下の件数。また、() 内の数値はセシウムの測定値が 50 Bq/kg 以上～100 Bq/kg 未満の件数。
- ・ 基準値超過件数(b)は、セシウムの測定値が 100 Bq/kg を超えた件数。

29. 出荷制限指示及び出荷自粛要請の状況（令和7年12月末現在）

項目	品名	対象市町村等	出荷制限指示（国）	出荷自粛要請（県）	出荷制限解除（国） 出荷自粛解除（県）		解除事由
林産物	原木ムキタケ	栗原市	—	平成23年11月16日	平成28年2月2日	一部解除（県）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木ムキタケは出荷制限から除かれました。
	原木シイタケ（露地栽培）	白石市	平成24年1月16日	—	—		
		角田市	平成24年1月16日	—	平成30年4月24日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		丸森町	平成24年3月8日	—	平成31年2月14日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		蔵王町	平成24年3月15日	—	令和5年8月18日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		村田町	平成24年4月5日	—	平成30年4月24日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		気仙沼市	平成24年4月11日	—	平成27年8月25日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		南三陸町	平成24年4月11日	—	平成27年7月17日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		栗原市	平成24年4月12日	—	平成28年1月25日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		石巻市	平成24年4月19日	—	令和2年7月13日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		大崎市	平成24年4月20日	—	平成27年4月10日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		登米市	平成24年4月25日	—	平成26年8月26日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		東松島市	平成24年4月25日	—	—		
		名取市	平成24年4月27日	—	平成30年1月18日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		加美町	平成24年4月27日	—	平成27年9月11日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		仙台市	平成24年4月27日	—	平成27年2月18日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		川崎町	平成24年5月7日	—	平成28年12月22日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		富谷市	平成24年5月7日	—	—		
		大和町	平成24年5月7日	—	平成27年2月18日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		色麻町	平成24年5月9日	—	平成29年10月11日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
		七ヶ宿町	平成24年5月10日	—	平成29年7月11日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
	大衡村	平成24年5月18日	—	平成29年3月31日	一部解除（国）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。	
	原木シイタケ（施設栽培）	大衡村	—	平成25年12月18日	平成27年12月25日	一部解除（県）	※県が定める管理計画に基づき管理される原木シイタケは出荷制限から除かれました。
	たけのこ	丸森町	平成24年5月1日	—	令和4年3月30日	一部解除（国）	旧金山町、旧館矢間村及び旧大張村の区域に限る。※ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるたけのこは出荷制限から除かれました。
		栗原市	平成24年6月29日	—	令和5年3月8日	一部解除（国）	県が定める管理計画に基づき管理される以下の旧町村の区域のたけのこは出荷制限から除かれました。 旧栗駒町：栗駒松倉山田地区、栗駒文字山口地区 旧鷺沢町：鷺沢北郷菅原地区 旧金成町：金成末野妻菅原地区 旧花山村：花山本沢切留地区、花山本沢小川原地区、花山本沢猪ノ沢地区、花山本沢大田地区、花山草木沢繞石地区、花山草木沢権堂地区、花山草木沢箕ノ口地区、花山草木沢打越地区 なお、旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町及び旧志波姫町については出荷制限解除済み
	こしあぶら	登米市、栗原市	平成24年5月7日	—	令和7年4月25日	一部解除（国）	非破壊式放射能測定装置により基準値以下であることが確認されたこしあぶらは出荷制限から除かれました。
		大崎市	平成24年5月9日	—	令和7年4月25日	一部解除（国）	非破壊式放射能測定装置により基準値以下であることが確認されたこしあぶらは出荷制限から除かれました。
		南三陸町	平成24年5月9日	—	—		
		気仙沼市、七ヶ宿町	平成24年5月11日	—	—		
		大和町	平成25年5月7日	—	—		
	たらのめ（野生）	栗原市	平成26年4月25日	—	令和5年2月17日	一部解除（国）	旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域のたらのめ（野生）は出荷制限から除かれました。
	たらのめ（野生）	大崎市	平成26年4月25日	—	令和4年2月9日	解除（国）	
ぜんまい	気仙沼市	平成24年5月11日	—	—			
	丸森町	平成24年5月11日	—	令和2年4月15日	一部解除（国）	※栽培されるぜんまいは出荷制限から除かれました。	
	大崎市	平成24年5月17日	—	—			
野生きのこ	栗原市、大崎市	平成24年10月18日	—	令和6年12月25日	一部解除	※県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるなめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけは出荷制限から除かれました。	
	仙台市	平成26年9月24日	—	—			
	村田町	平成28年9月12日	—	—			
	気仙沼市	令和2年12月25日	—	令和3年9月10日	一部解除（国）	※県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけは出荷制限から除かれました。	
	南三陸町	令和2年12月25日	—	—			
	登米市	令和4年2月9日	—	—	（国）		
	川崎町	—	令和6年10月30日	—			

項目	品名	対象市町村等	出荷制限指示（国）	出荷自粛要請（県）	出荷制限解除（国） 出荷自粛解除（県）	解除事由
林産物	原木なめこ	気仙沼市	—	平成24年11月2日	平成29年2月10日	一部解除 （県）※県が定める管理計画に基づき管理される原木なめこは出荷自粛から除かれました。
	わらび（野生）	大崎市、加美町	平成30年5月28日	—	—	

項目	品名	出荷制限指示（国）	出荷自粛要請（県）	出荷制限解除（国） 出荷自粛解除（県）	対象市町村等
水産物	ヤマメ（天然）	平成24年4月20日	—	—	県内の白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。） （養殖により生産されたものを除く。）
	ウグイ	—	—	令和6年2月15日	県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
		平成24年5月28日	—	—	宮城県内の北上川（支流を含む）
	イワナ（天然）	—	平成24年5月10日	令和6年2月15日	名取川、宍戸川、本砂金川 （養殖により生産されたものを除く。）
		平成24年5月14日	—	令和6年2月15日	仙台市青葉区大倉川の大倉ダムの上流（支流を含む）及び仙台市太白区名取川の秋保大滝の上流（支流を含む） （養殖により生産されたものを除く。）
		平成24年5月24日	—	—	三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む）及び松川（支流を含む。ただし、澄川4号堰堤の上流の澄川及びその支流、濁川及びその支流を除く。） （養殖により生産されたものを除く。）
		平成24年5月28日	—	—	江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む） （養殖により生産されたものを除く。）
		平成24年5月28日	—	令和6年2月15日	二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む） （養殖により生産されたものを除く。）
		平成24年6月22日	—	—	栗原市花山一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む） （養殖により生産されたものを除く。）
		平成24年6月22日	—	令和6年2月15日	柴田郡川崎町碓石川の釜房ダムの上流（支流を含む） （養殖により生産されたものを除く。）
平成24年12月6日	—	令和6年2月15日	広瀬川（支流を含む）		
野生鳥獣	ツキノワグマ	平成24年6月25日	—	—	宮城県全域
	イノシシ	平成24年6月25日	—	令和5年10月16日 （一部解除）	宮城県全域 ※令和5年10月16日に出荷制限一部解除が認められました。これを受けて、指定された食肉処理加工施設が受け入れた肉の全頭検査を実施した上で出荷します。
	ニホンジカ	平成29年12月13日	—	令和2年7月27日 （一部解除）	宮城県全域 ※平成29年12月27日に出荷制限一部解除が認められました。これを受けて、指定された食肉処理加工施設が受け入れた肉の全頭検査を実施した上で出荷します。

<参考：出荷制限・出荷自粛解除の状況>

項目	品名	出荷制限指示（国）	出荷自粛要請（県）	出荷制限又は 出荷自粛の解除	対象市町村等
穀物	米	—	平成25年1月10日	平成25年2月17日	栗原市旧沢辺村
	平成25年産米	平成25年3月19日	—	平成28年3月18日	栗原市（旧沢辺村）
	大豆	平成25年1月4日	—	平成26年5月19日	栗原市（旧金田村の区域に限る）
	そば	平成24年12月14日	—	平成26年2月26日	大崎市（旧一栗村の区域）
	そば	平成24年12月14日	—	平成26年4月11日	栗原市（旧金成村の区域）
果実	ブルーベリー	—	平成24年7月13日	平成25年7月2日	栗原市旧金成町
山菜	たけのこ	平成24年5月1日	—	平成26年4月17日	丸森町（旧耕野村の区域）
		平成24年5月1日	—	平成27年4月24日	白石市及び丸森町（旧丸森町、旧小斎村）
		平成24年5月1日	—	平成30年11月28日	丸森町（旧筆甫村、旧大内村）
		平成24年6月29日	—	平成27年7月17日	栗原市（旧築館町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧志波姫町）
		平成24年6月29日	—	平成29年10月11日	栗原市（旧若柳町）
		平成24年6月29日	—	平成31年2月14日	栗原市（旧一迫町）
		平成24年6月29日	—	令和5年3月8日	栗原市（県が定める管理計画に基づき管理される以下の旧町村の区域に限る） （旧栗駒町（栗駒松倉山田地区、栗駒文字山口地区）、旧鶯沢町（鶯沢北郷菅原地区）、旧金成町（金成末野要害前地区）、旧花山村（花山本沢切留地区、花山本沢小川原地区、花山本沢猪ノ沢地区、花山本沢大田地区、花山草木沢繞石地区、花山草木沢権現堂地区、花山草木沢箕ノ口地区、花山草木沢打越地区）
	平成28年6月7日	—	平成30年10月25日	大崎市（旧三本木町）	
	くさそてつ （ごみ）	平成24年5月2日	—	平成27年5月25日	加美町
		平成24年5月9日	—	平成29年7月24日	気仙沼市
		平成24年4月24日	—	平成30年11月13日	栗原市
	くさそてつ （ごみ） （栽培）	平成24年4月27日	—	平成27年6月23日	大崎市
		平成24年4月27日	—	平成29年5月23日	大崎市
	たらのめ （野生）	平成26年4月25日	—	平成30年8月6日	気仙沼市
		平成26年4月25日	—	令和4年2月9日	大崎市
平成26年4月25日		—	令和5年2月17日	栗原市（旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域に限る）	
ぜんまい （栽培）	平成24年5月11日	—	令和2年4月15日	丸森町	
畜産物	牛 （県内全域）	平成23年7月28日	—	平成31年3月28日	宮城県内全域
水産物	ウナギ （天然）	—	平成24年7月25日	平成27年7月9日	宮城県内の阿武隈川（丸森町内の支流を含む）
	イシガレイ	—	平成25年1月22日	平成25年5月17日	仙台湾南部海域
	ヒラメ	平成24年5月30日	—	平成25年4月1日	金華山以南の海域
		平成25年6月4日	—	平成25年8月30日	金華山以北の海域
	マダラ	平成24年5月2日	—	平成25年1月17日	宮城県沖全海域
	マダラ （1kg未満）	平成24年5月2日	—	平成24年8月30日	宮城県沖全海域
	スズキ	平成24年4月12日	—	平成27年11月20日	金華山以南の海域（宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域）
		平成24年10月25日	—	平成27年11月20日	金華山以北の海域（最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）
	ヒガンフグ	平成24年5月8日	—	平成26年2月18日	金華山以南の海域
	クロダイ	平成24年6月28日	—	平成31年3月14日	金華山以南の海域
		平成24年11月6日	—	平成31年3月14日	金華山以北の海域
	ウグイ （天然）	平成24年5月18日	—	平成26年8月25日	宮城県内の大川（支流を含む）
		平成24年4月20日	—	令和6年2月15日	県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、セケ宿ダムの上流を除く。）
	ヤマメ	平成24年4月20日	—	平成27年9月30日	宮城県内の阿武隈川（支流を含む）
	アユ（天然）	平成25年6月27日	—	平成25年12月25日	宮城県内の阿武隈川（支流を含む）のうち、白幡堰堤より上流の白石川（支流を含む。ただし、セケ宿ダムの上流を除く）
平成25年6月27日		—	平成29年4月27日	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流を除く）のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域	
平成25年12月25日		—	令和元年10月1日	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く）（養殖により生産されたものを除く）	

30. 環境試料の放射性物質測定結果の概要

1 食べ物を育む環境

(1) 農用地土壌等

ア 農地土壌

	放射性セシウム(Bq/kg)		備考
	平成 23 年度		
最小値	不検出(概ね 50 未満)		最大値は丸森町での採取分
最大値	3,600		
実施時期	平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月まで		
採取場所	県内 874 箇所		
測定機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県(農産園芸環境課) ● 外部機関(農林水産省等) 		
分析装置	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲルマニウム半導体検出器 ● NaI シンチレーションスペクトロメータ 		

イ 堆肥

	放射性セシウム(Bq/kg)		備考
	平成 23 年度		
最小値	概ね 50 未満		<ul style="list-style-type: none"> ● 牛ふん堆肥の出荷・施用が可能かどうかを確認したもの ● 最大値は登米市での採取分 ● 暫定許容値を超過したものは出荷自粛を要請
最大値	15,000		
実施時期	平成 23 年 9 月から平成 23 年 11 月まで		
採取場所	県内 663 箇所		
測定機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県(畜産課及び農産園芸環境課) ● 外部機関 		
分析装置	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲルマニウム半導体検出器 ● NaI シンチレーションスペクトロメータ 		

ウ 家畜等の飼料

	放射性セシウム(Bq/kg)		備考
	令和 7 年度 (R7.12.31 現在)	平成 26 年度 ～令和 6 年度	
最小値	不検出	不検出	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 23 年度(除染前) 最小値: 不検出 最大値: 1,770Bq/kg ● 平成 26 年度～(除染後) モニタリング調査開始 <令和 6 年度の最大値> <ul style="list-style-type: none"> ● 採取場所: 旧花山村
最大値	16.4	96.0	
測定点/頻度	牧草について随時測定。		
採取場所	県内各地		
測定機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県(家畜保健衛生所等) 		
分析装置	<ul style="list-style-type: none"> ● NaI シンチレーションスペクトロメータ 		

県ホームページより

(2) 海域試料

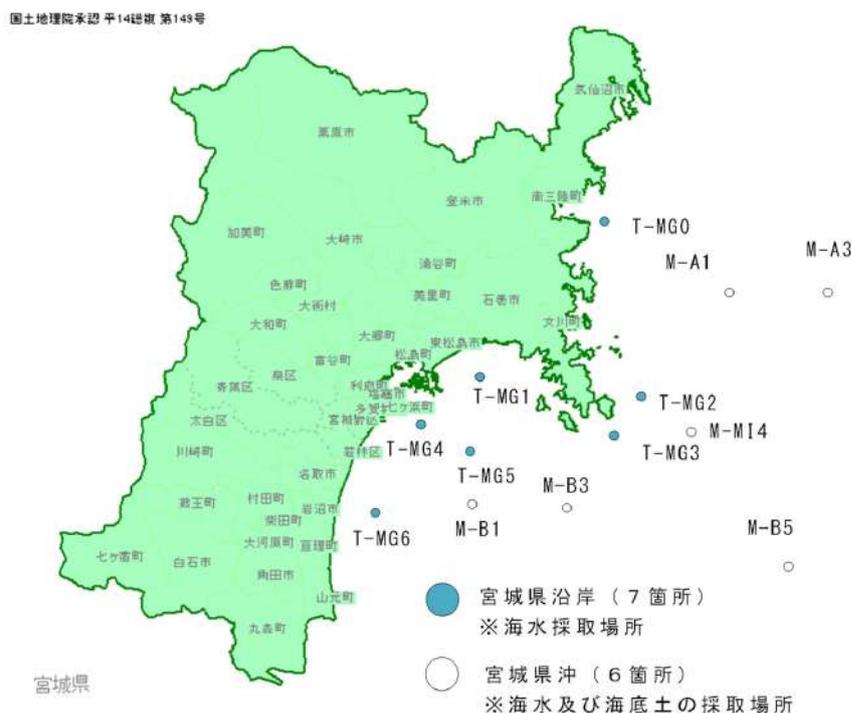
ア 海水

	放射性セシウム(Bq/L)		備考
	令和7年度 (R7.12.31 現在)	平成23年度 ～令和6年度	
最小値	0.00038 (R7.7.12 宮城県外洋 M-14)	不検出	平成23年度は検出下限値を2.1～15Bq/L程度(平成24年度以降は0.0040Bq/L程度)として測定している。
最大値	0.0036 (R7.10.15 阿武隈川沖 T-MG6)	0.21 (H24.5.9 阿武隈川沖 T-MG6)	
測定点/頻度	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県沿岸:7箇所/月2回程度 ● 宮城県沖:6箇所/年4回程度 ● 宮城県外洋:2箇所/年2回程度 		

イ 海底土

	放射性セシウム(Bq/kg・乾土)		備考
	令和7年度 (R7.12.31 現在)	平成23年度 ～令和6年度	
最小値	0.87 (R7.8.4 仙台湾 M-B1)	8.0 (H24.2.19 三陸沖 (M-A3))	平成20～平成22年度 Cs137濃度は0.36～4.2Bq/kg(乾土)であった。「海洋環境放射能評価事業」の調査結果によるもの)近年の測定結果の値の変動は小さく、安定している。
最大値	9.2 (R7.6.8 仙台湾沖 M-B3)	910 (H23.9.14 仙台湾沖(M-B3))	
測定点/頻度	宮城県沖:6箇所/年4回程度		

ア、イの表は原子力規制委員会のホームページ(<https://radioactivity.nra.go.jp/ja>)の令和7年12月末現在の掲載情報を参考にとりまとめたもの。



2 空気・土壌などの一般環境

(1) 降下物

	放射性セシウム(MBq/km ²)		備考
	令和7年度 (R7.12.31 現在)	平成25～令和6年度	
最小値	不検出	0.055 (R6.11.1～R6.12.2 採取分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 週間降下物の最大値は38 MBq/km²(平成24年3月29日～平成24年4月5日採取分)であった。 ● 平成23年8月9日から平成23年8月10日に宮城県庁屋上で採取した試料について、放射性セシウムは不検出であった。(検出下限値:約10MBq/km²)
最大値	0.61 (R7.5.1～R7.6.2 採取分)	17 (H25.4.1～H25.4.30 採取分)	
測定点/頻度	1箇所/月1回(平成25年度以降) ※平成24年3月1日～平成25年4月3日までは週間降下物の測定を実施		
採取場所	宮城県環境放射線監視センター (仙台市宮城野区)		
測定機関	宮城県環境放射線監視センター		
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器		

(2) 大気浮遊じん

	放射性セシウム(mBq/m ³)		備考
	令和7年度 (R7.12.31 現在)	平成25～令和6年度	
最小値	不検出	不検出	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故後は平成24年度から測定開始 ● 事故前は1990年から測定し、全て不検出であった。
最大値	0.0056 (R7.5.2～R7.6.10 採取分)	0.21 (H25.4.11～H25.6.18 採取分)	
測定点/頻度	1箇所/年4回		
採取場所	宮城県環境放射線監視センター(仙台市宮城野区)		
測定機関	宮城県環境放射線監視センター		
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器		

(3) 土壌

	放射性セシウム(Bq/m ²)		備考
	平成23～令和6年度 (R6.12.31 現在)		
最小値	不検出		<ul style="list-style-type: none"> ● これまで第一次調査から第三次調査及び平成25年度調査として合計5回実施 ● 第二次調査までは県内全域約100～300箇所を測定 ● 第三次調査以降は福島第一原子力発電所から80km圏内の約40～50箇所を中心に測定
最大値	470,000(H24.6.28 白石市採取分)		
測定点/頻度	40～300箇所程度について年1～2回測定		
採取場所	県内各地		
実施機関	原子力規制委員会		

上記の表は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の放射性物質モニタリングデータの情報公開サイト(<https://emdb.jaea.go.jp/emdb/top>)の令和7年1月末現在の掲載情報を参考にとりまとめたもの。

(4) 公共用水域

ア 水質（河川・湖沼・沿岸）

	放射性セシウム(Bq/L)		備考
	令和7年度 (R7.9.30 現在)	平成23～令和6年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出	7	<過去の最大値について> ● 採取場所:江尻橋(角田市) ● 採取日:平成24年5月4日
最大値			

イ 底質

○河川

	放射性セシウム(Bq/kg[乾土])		備考
	令和7年度 (R7.9.30 現在)	平成23～令和6年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出		<過去の最大値について> ● 採取場所:七北田川高砂橋 (仙台市) ● 採取日:平成23年10月14日
最大値	680 (4.25 阿武隈川河口)	11,100	

○湖沼

	放射性セシウム(Bq/kg[乾土])		備考
	令和7年度 (R7.9.30 現在)	平成23～令和6年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出		<過去の最大値について> ● 採取場所:天沼(仙台市) ● 採取日:平成24年11月28日
最大値	1,615 (8.5 セケ宿ダム)	9,700	

○沿岸

	放射性セシウム(Bq/kg[乾土])		備考
	令和7年度 (R7.9.30 現在)	平成23～令和6年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出		<過去の最大値について> ● 採取場所:仙台港地先内港 ● 採取日:平成25年8月21日
最大値	170 (5.21 仙台港地先海域)	2,040	

ウ 周辺環境（土壌）

○河川

	放射性セシウム(Bq/kg)		備考
	令和6年度 (R6.12.31 現在)	平成23～令和4年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出		<過去の最大値について> ● 採取場所:北上川水系金流 川(栗原市) ● 採取日:平成23年10月5日
最大値	1,115 (4.22 白石川砂押橋)	5,900	

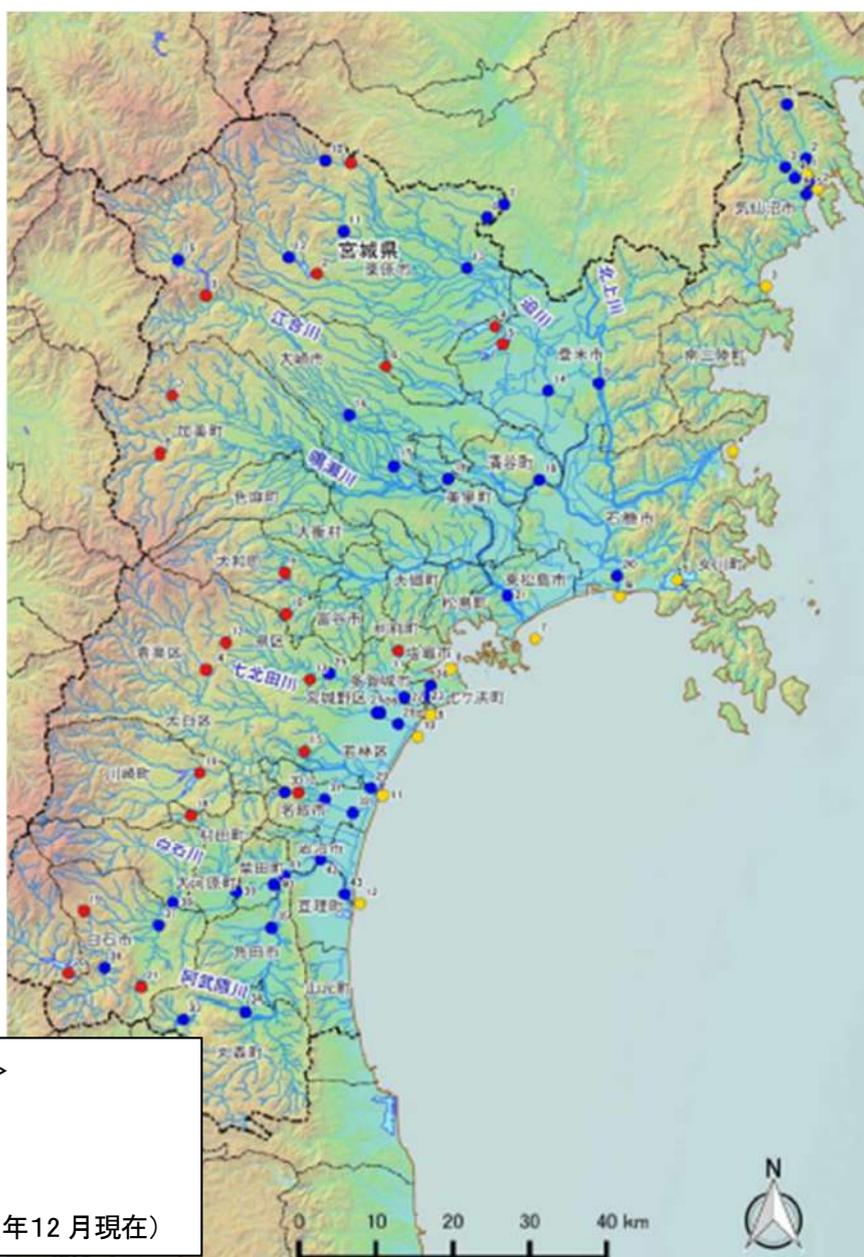
※令和6年度第3四半期より検査廃止

○湖沼

	放射性セシウム (Bq/kg)		備考
	令和 6 年度 (R6.12.31 現在)	平成 23~令和 4 年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出		<過去の最大値について> ● 採取場所: 栗駒ダム ● 採取日: 平成 24 年 9 月 24 日
最大値	1,519 (5.21 馬牛沼)	5,000	

※令和 6 年度第 3 四半期より検査廃止

※ア～イの各表は環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html) のうち、令和 7 年 1 月末現在の掲載情報を参考に取まとめたもの。



<調査地点>
 ● 河川(43箇所)
 ● 湖沼・水源地(21箇所)
 ● 沿岸(12箇所)
 ※実施機関: 環境省(令和 6 年 12 月現在)

▲ 河川・湖沼・沿岸における環境試料採取地点

エ 水生生物

	放射性セシウム (Bq/kg)	備考
	平成 23～令和 6 年度 (R7.3.31 現在)	
最小値	不検出	検出限界値は測定ごとに異なり、概ね 1.5～1.8Bq/kg 程度。
最大値	42 (H24.6.28 調査 スズキ(成魚))	
測定点/頻度	1 箇所(阿武隈川河口沖)/年 3 回程度	

※上記の表は環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html)のうち、令和 7 年 12 月末現在の掲載情報を参考に取りまとめたもの。



▲ 採取場所

(5) 地下水

	放射性セシウム (Bq/L)	備考
	平成 23～令和 6 年度 (R7.3.31 現在)	
最小値	不検出	測定は平成 23 年度から実施しており、結果は全て不検出であった。
最大値		
測定点/頻度	22 箇所/年 1 回	

※上記の表は環境省ホームページ(https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html)のうち、令和 7 年 12 月末現在の掲載情報を参考に取りまとめたもの。

3 県民が利用する施設等

(1) 海水浴場の海水

	放射性セシウム (Bq/L)	備考
	令和 7 年度 (R7.12.31 現在)	
最小値	不検出	平成 24 年度から毎年度概ね 5 月から 6 月に測定しており、結果は全て不検出であった。
最大値		
測定点/頻度	26 箇所/年 1 回	
採取場所	小田の浜(気仙沼市)、大谷(気仙沼市)、小泉(気仙沼市)、サンオーレそではま(南三陸町)他	
測定機関	宮城県保健環境センター	
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器	

4 産業活動に伴う環境や物

(1) 港湾区域内海水

	放射性セシウム (Bq/L)		備考
	令和 7 年度 (R7.12.31 現在)		
最小値	不検出		平成 23 年度から測定しており、結果は全て不検出。
最大値			
測定点/頻度	3 箇所/月 1 回		
採取場所	仙台塩釜港仙台港区、同塩釜港区及び同石巻港区		
測定機関	宮城県保健環境センター		
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器		

(2) 下水汚泥

	放射性セシウム (Bq/kg)		備考
	令和 7 年度 (R7.12.31 現在)	平成 23~令和 6 年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出	725	過去の最大値は仙塩浄化センターで採取したもの(平成 23 年 12 月 20 日採取)
最大値	不検出		
測定点/頻度	7 箇所/年 2 回 (平成 23~26 年度: 7 箇所/月 1 回) (平成 27 年度: 7 箇所/年 4 回)		
採取場所	県内各浄化センター(多賀城市、岩沼市、大崎市、大和町、石巻市(2 箇所)、登米市)		
測定機関	外部機関		
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器		

(3) 工業用水

	放射性セシウム (Bq/L)		備考
	令和 7 年度 (R7.12.31 現在)		
最小値	不検出		平成 23 年度から測定しており、結果は全て不検出。
最大値			
測定点/頻度	3 箇所/年 4 回		
採取場所	県内工業用水道配水池(仙台市、名取市及び加美町)		
測定機関	宮城県保健環境センター		
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器		

(4) 浄水発生土*

	放射性セシウム(Bq/kg)		備考
	令和7年度 (R7.12.31 現在)	平成23～令和6年度 (過去の最大値)	
最小値	不検出		過去の最大値は平成 23年5月30日に南部 山浄水場(白石市)で 採取したもの。
最大値	24	31,976	
測定点/頻度	4箇所/月1～2回(県測定分のみ頻度)		令和6年度の最大値 は10月18日に南部 山浄水場(白石市)で 採取したもの。
採取場所	県内各浄水場		
測定機関	宮城県保健環境センター		
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器		

※県測定分を参考として掲載

31. 放射線・放射能に関する各種基準等

令和7年10月末現在

○食品中の放射性物質に関する基準値(食品衛生法)平成24年4月1日から施行

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
	放射性セシウム (セシウム 134 及び 137)	飲料水
牛乳		50
乳児用食品		50
一般食品		100

※放射性ストロンチウム及びプルトニウム等を含めて基準値を設定

※経過措置により米及び牛肉は平成24年9月30日まで、大豆は平成24年12月31日まで暫定規制値を適用。

※経過措置により暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限まで流通が認められる。

○(参考)食品中の放射性物質に関する暫定規制値(食品衛生法)平成24年3月31日まで

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	飲料水*
牛乳*・乳製品		
野菜類(根菜・芋類を除く)		2,000
魚介類		
放射性セシウム (セシウム 134 及び 137)	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚その他	

* 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値は 100Bq/kg

○肥料及び飼料中の放射性物質に関する暫定許容値

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
	放射性セシウム (セシウム 134 及び 137)	肥料・土壌改良資材・培土・家畜用敷料*1
牛・馬用飼料*2		100
豚用飼料*3		80
家さん用飼料*3		160
養殖魚用飼料*4		40

*1 製品重量で 400Bq/kg を超える敷料であっても以下の場合には使用可能

・1000Bq/kg(製品重量)*を越える敷料であって、当該敷料を用いて生産される堆肥の放射性セシウム含有量が 400Bq/kg(製品重量)を超えない場合(稲わらや乾牧草等の粗飼料を牛や馬の敷料として使用する場合を除く)。

※考え方については農林水産省ホームページを参照する

・牛の敷料として、牛用敷料の暫定許容量である 100Bq/kg(水分含有量 8 割ベース)を超えない粗飼料を使用する場合。

・馬の敷料として、馬用敷料の暫定許容量である 100Bq/kg(水分含有量 8 割ベース)を超えない粗飼料を使用する場合。

*2 粗飼料は水分含有量 8 割ベース、その他飼料は製品重量。

*3 製品重量。ただし粗飼料は水分含有量 8 割ベース。

*4 製品重量

(参考)米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合の取扱い

副産物対象地域	対象地域	管理に用いるデータ
米ぬか	玄米の検査対象17都県	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値(精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査対象17都県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値
ふすま、麦ぬか	玄麦の検査対象17都県	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値(製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値

(参考)稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱い

副産物	対象地域	利用の判断に用いるデータ
稲わら	調査対象17都県	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度の(水分含有量を製品重量ベースに換算)
麦わら	夏作飼料作物の調査対象8県	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度(水分含有量を製品重量ベースに換算)
もみがら	玄米の検査対象17都県	①みがらの放射性セシウム濃度推計値(玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) ②もみがらの放射性セシウム濃度実測値
もみがらくん炭	玄米の検査対象17都県	①もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値(くん炭(玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10)) ②もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値

○汚泥肥料中の放射性物質に関する暫定許容値(汚泥肥料は農家向け)

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)	汚泥肥料	200
原則:原料汚泥中の放射性Cs濃度が200Bq/kg以下の場合は汚泥肥料の原料として使用できる。 特例:原料汚泥の放射性Cs濃度が施用する農地土壌以下であり、かつ1000Bq/kg以下であれば汚泥肥料の原料として使用できる。		

○環境省が定める一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)に埋立処分できる基準値

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム (セシウム134及びセシウム137)	埋立処分	8,000
	方針中の処分方法に従った埋立処分	100,000

○水浴場の放射性物質に関する目安値

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)	水浴場の水	10

○調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム (セシウム134及びセシウム137)	薪(乾重量)	40
	木炭(乾重量)	280

○きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値

放射性物質	濃度(Bq/kg)	
放射性セシウム (セシウム134及びセシウム137)	きのこ原木及びほだ木(乾重量)	50
	菌床用培地及び菌床(乾重量)	200

経過措置対象:きのこ原木及びほだ木の前指標値(50Bq/kgを超え、150Bq/kg以下のもの。)
経過措置の対象きのこ原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの放射性物質検査を行い、当該きのこが食品の基準値を超えないことを出荷前に確認することを条件として、自県内での使用に限り可能とする。

32. 宮城県内の除染の実施状況（令和7年12月末現在※）

		除染対象（単位）													
		学校・保育園（施設）		公園・スポーツ施設（施設）		その他公共・民有施設（施設）		住宅（戸）		道路（m）		森林（㎡）		農地・牧草地（㎡）	
		施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
白石市	予定数	19		38		3		1,942		16,990		0		0	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	-	0	-
	除染終了	19	(100%)	38	(100%)	3	(100%)	1,942	(100%)	16,990	(100%)	0	-	0	-
角田市	予定数	26		59		150		732		26,120		0		313,386	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	-	0	(0%)
	除染終了	26	(100%)	59	(100%)	150	(100%)	732	(100%)	26,120	(100%)	0	-	313,386	(100%)
栗原市	予定数	16		20		114		1,535		204,800		0		0	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	-	0	-
	除染終了	16	(100%)	20	(100%)	114	(100%)	1,535	(100%)	204,800	(100%)	0	-	0	-
七ヶ宿町	予定数	4		0		0		0		0		0		0	
	うち 発注済	0	(0%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	除染終了	4	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
大河原町	予定数	1		10		除染実施計画に位置付けた全施設の除染が終了。 今後は、学校・公園等、子どもの生活環境を中心に、町内のモニタリングを継続して実施する。									
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)										
	除染終了	1	(100%)	10	(100%)										
丸森町	予定数	17		12		156		4,536		30,000		2,104,107		494,800	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	除染終了	17	(100%)	12	(100%)	156	(100%)	4,536	(100%)	30,000	(100%)	2,104,107	(100%)	494,800	(100%)
互理町	予定数	令和3年3月に除染重点地域の指定が解除された。													
	うち 発注済														
	除染終了														
山元町	予定数	5		9		9		1,493		172,121		0		0	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	-	0	-
	除染終了	5	(100%)	9	(100%)	9	(100%)	1,493	(100%)	172,121	(100%)	0	-	0	-
宮城県	予定数	7		1		2		0		4,890		0		0	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	-	0	(0%)	0	-	0	-
	除染終了	7	(100%)	1	(100%)	2	(100%)	0	-	4,890	(100%)	0	-	0	-
その他	予定数	0		1		0		2		10,380		0		0	
	うち 発注済	0	-	0	(0%)	0	-	0	(0%)	0	(0%)	0	-	0	-
	除染終了	0	-	1	(100%)	0	-	2	(100%)	10,380	(100%)	0	-	0	-
合計	予定数	95		153		434		10,240		465,301		2,104,107		808,186	
	うち 発注済	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	除染終了	95	(100%)	153	(100%)	434	(100%)	10,240	(100%)	465,301	(100%)	2,104,107	(100%)	808,186	(100%)

※県内の除染は平成28年度末(平成29年3月)で完了した。

33. 民間団体等の損害賠償請求支援 説明会・相談会等開催実績

年度	日程等	対象者	内容	参加者
H23	東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議損害賠償請求ワーキンググループ研修会			
	H24.2.20(木) パレス宮城野 大会議室 「はぎの間」	<ul style="list-style-type: none"> ● みやぎ県民会議構成団体及びその傘下会員等 ● 庁内関係各課 	① 民間団体における被害状況調査の取りまとめ結果について (原子力安全対策課) ② 原発事故損害賠償について (仙台弁護士会) ③ JAグループにおける損害賠償請求の取り組みについて (宮城県農業協同組合中央会)	団体等:80人 庁内:15人
H24	東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議損害賠償請求ワーキンググループ「中小乳業原発事故損害対策協議会」研修会			
	H24.9.27(木) 県行政庁舎 1101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県中小乳業原発事故損害対策協議会会員等 ● 庁内関係各課 	損害賠償請求に関する様々な方法について (仙台弁護士会)	団体等:5人 庁内:4人
H25	農林水産物の加工業、食品製造業及び流通業等の風評被害に関する損害賠償説明会			
	H25.5.9(木) 県大河原合同庁舎 大会議室	宮城県内の農林水産物の加工業者、食品製造業者及び流通業者等	<説明会> ① 中間指針第三次追補と損害賠償請求に関する総括説明 (原子力安全対策課) ② 東京電力による損害賠償基準、請求手続き等の説明 (東京電力東北補償相談センター) <個別相談会> 説明会終了後に、東京電力東北補償相談センターによる個別相談会を実施。	説明会 17人 相談会 5人
	H25.5.13(月) 県大崎合同庁舎大会議室(午前・午後開催)			説明会 21人 相談会 12人
	H25.5.15(水) 県栗原合同庁舎第一会議室			説明会 11人 相談会 5人

年度	日程等	対象者	内容	参加者
H25	H25.5.16(木) 県石巻合同庁舎大会議室(午前・午後開催)	宮城県内の農林水産物の加工業者、食品製造業者及び流通業者等	<説明会> ① 中間指針第三次追補と損害賠償請求に関する総括説明 (原子力安全対策課) ② 東京電力による損害賠償基準、請求手続き等の説明 (東京電力東北補償相談センター) <個別相談会>	説明会 24人 相談会 10人
	H25.5.21(火) 県仙台合同庁舎 1001会議室(午前・午後開催)			説明会 37人 相談会 17人

	H25.5.22(水) 県登米合同庁舎 501 会議室(午前・ 午後開催)		説明会終了後に、東京電力 東北補償相談センターによる個別相談会を実施。	説明会 11 人 相談会 5 人
	H25.5.23(木) 県気仙沼合同庁舎 大会議室(午前・午 後開催)			説明会 34 人 相談会 14 人
参加者合計 研修会 155 人 相談会 68 人				
福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会・セミナー及び個別相談会				
	H25.11.6(水) 県大崎合同庁舎大 会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者、自治体担当者等	<研修会> ① 東京電力に対する損害賠償請求について(仙台弁護士会)	研修会 22 人 相談会 16 人
	H25.11.14(木) 県仙台合同庁舎 1001 会議室		② 和解の仲介の申立て等について(原子力損害賠償紛争解決センター)	研修会 23 人 相談会 14 人
	H25.11.18(月) 県大河原合同庁舎 大会議室		<個別相談会> 研修会終了後に、仙台弁護士会、原子力損害賠償紛争解決センターによる個別相談会を実施。	研修会 18 人 相談会 14 人
	H25.12.13(金) 県登米合同庁舎 501 会議室		<セミナー> 東京電力に対する損害賠償請求について(仙台弁護士会)	セミナー21 人 相談会 9 人
	H25.12.16(月) 県気仙沼合同庁舎 大会議室		<個別相談会> セミナー終了後に、仙台弁護士会による個別相談会を実施。	セミナー10 人 相談会 6 人
年度	日程等	対象者	内容	参加者
H25	H25.12.17(火) 県石巻合同庁舎大 会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者、自治体担当者等	<セミナー> 東京電力に対する損害賠償請求について(仙台弁護士会)	セミナー20 人 相談会 9 人
	H25.12.20(金) 県栗原合同庁舎第 一会議室		<個別相談会> セミナー終了後に、仙台弁護士会による個別相談会を実施。	セミナー11 人 相談会 8 人
参加者合計 研修会 125 人 相談会 76 人				
H26	福島第一原子力発電所事故に伴う被害を受けた県民の方々を対象とする損害賠償説明会			
	H26.7.14(月) 県石巻合同庁舎 5 階大会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<説明会> 東京電力による損害賠償請求手続き等についての説明(東京電力東北補償相談センター)	説明会 6 人 相談会 2 人
	H26.7.16(水) 県栗原合同庁舎 3 階大会議室		<個別相談会> 説明会終了後に、東京電力東北補償相談センターによる個別相談会を実施。	説明会 2 人 相談会 2 人
	H26.7.22(火) 県大河原合同庁舎			説明会 13 人 相談会 12 人

	4 階大会議室			
	H26.7.24(水) 県登米合同庁舎 501 会議室			説明会 3 人 相談会 2 人
	H26.7.30(水) 県仙台合同庁舎 1001 会議室			説明会 2 人 相談会 2 人
	H26.8.1(金) 県気仙沼合同庁舎 2 階大会議室			説明会 4 人 相談会 3 人
	H26.8.5(火) 県大崎合同庁舎 1 階大会議室			説明会 2 人 相談会 2 人
参加者合計 研修会 32 人 相談会 25 人				
年度	日程等	対象者	内容	参加者
H26	福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会及び個別相談会			
	H26.9.17(水) 県大河原合同庁舎 4 階大会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<研修会> ① 東京電力に対する損害賠償請求について(仙台弁護士会)	研修会 28 人 相談会 16 人
	H26.9.19(金) 県大崎合同庁舎 1 階大会議室		②和解の仲介の申立て等について(原子力損害賠償紛争解決センター・仙台弁護士会)	研修会 15 人 相談会 13 人
	H26.11.27(木) 県仙台合同庁舎 1001 会議室		<個別相談会> 研修会終了後に、仙台弁護士会、原子力損害賠償紛争解決センターによる個別相談会を実施	研修会 8 人 相談会 8 人
	H26.10.23(木) 県石巻合同庁舎 5 階大会議室		<研修会> 東京電力に対する損害賠償請求及び和解仲介について(仙台弁護士会)	研修会 10 人 相談会 5 人
	H26.10.29(水) 県栗原合同庁舎 3 階第一会議室		<個別相談会> 研修会終了後に、仙台弁護士会による個別相談会を実施。	研修会 6 人 相談会 3 人
	H26.11.5(水) 県気仙沼合同庁舎 2 階大会議室			研修会 4 人 相談会 2 人
	H26.11.11(火) 県登米合同庁舎 501 会議室			研修会 3 人 相談会 2 人
参加者合計 研修会 74 人 相談会 49 人				

年度	日程等	対象者	内容	参加者
H27	福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会及び個別相談会			
	H27.8.5(水) 県仙台合同庁舎 1101 会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<p><研修会></p> <p>① 原発事故による損害賠償請求について(仙台弁護士会)</p> <p>② 和解の仲介の申し立て等について(原子力損害賠償紛争解決センター)</p> <p><個別相談会></p> <p>研修会終了後に、仙台弁護士会による個別相談会を実施。</p>	研修会 3 人 相談会 2 人
H27	H27.11.19(木) 白石市中央公民館 第 2 研修室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<p><研修会></p> <p>① 原発事故による損害賠償請求について (仙台弁護士会)</p> <p>② 和解の仲介の申し立て等について (県原子力安全対策課)</p> <p><個別相談会></p> <p>研修会終了後に、仙台弁護士会による個別相談会を実施。</p>	研修会 1 人 相談会 1 人
	H27.7.14(火) 県大河原合同庁舎 付属棟 3 階入札室			研修会 1 人 相談会 0 人
	H27.7.22(水) 県大崎合同庁舎 501 会議室			研修会 8 人 相談会 5 人
	H27.7.23(木) 県石巻合同庁舎仮 設会議室 003			研修会 4 人 相談会 3 人
	H27.7.29(水) 県気仙沼合同庁舎 2 階大会議室			研修会 2 人 相談会 0 人
	H27.10.14(水) 県大河原合同庁舎 付属棟 3 階入札室			研修会 1 人 相談会 1 人
	H27.10.22(木) 県仙台合同庁舎 1101 会議室			研修会 3 人 相談会 2 人
	H27.11.26(木) 丸森まちづくりセン ター 大集会室			研修会 1 人 相談会 1 人
	H27.11.25(水) 築館農村環境改善 センター1 階多目的 ホール			研修会 3 人 相談会 3 人
参加者合計 研修会 27 人 相談会 18 人				

年度	日程等	対象者	内容	参加者	
H28	福島原発事故による損害賠償についての説明会及び個別無料相談会				
	H28.7.13(水) 県石巻合同庁舎仮設会議室 003	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<説明会> 原発事故による損害賠償の概要及び和解仲介の申し立て等について (県原子力安全対策課) <個別無料相談会> 説明会終了後に、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。	説明会 1人 相談会 0人	
	H28.7.20(水) 県大崎合同庁舎 5階 502 会議室			説明会 5人 相談会 4人	
	H28.7.23(土) 県大河原合同庁舎 2階 201 会議室			説明会 7人 相談会 7人	
	H28.7.26(火) 県気仙沼合同庁舎 2階 大会議室			説明会 1人 相談会 0人	
	H28.7.28(木) 県仙台合同庁舎 10階 1001 会議室			説明会 8人 相談会 4人	
	H28.10.20(木) 登米市迫町公民館 2階 軽運動場			説明会 0人 相談会 0人	
	H28.10.21(金) 女川町まちなか交流館 1階ホール			説明会 0人 相談会 0人	
	H28.10.22(土) 角田市市民センター 第 203 会議室			説明会 4人 相談会 3人	
	参加者合計 説明会 26人 相談会 18人				

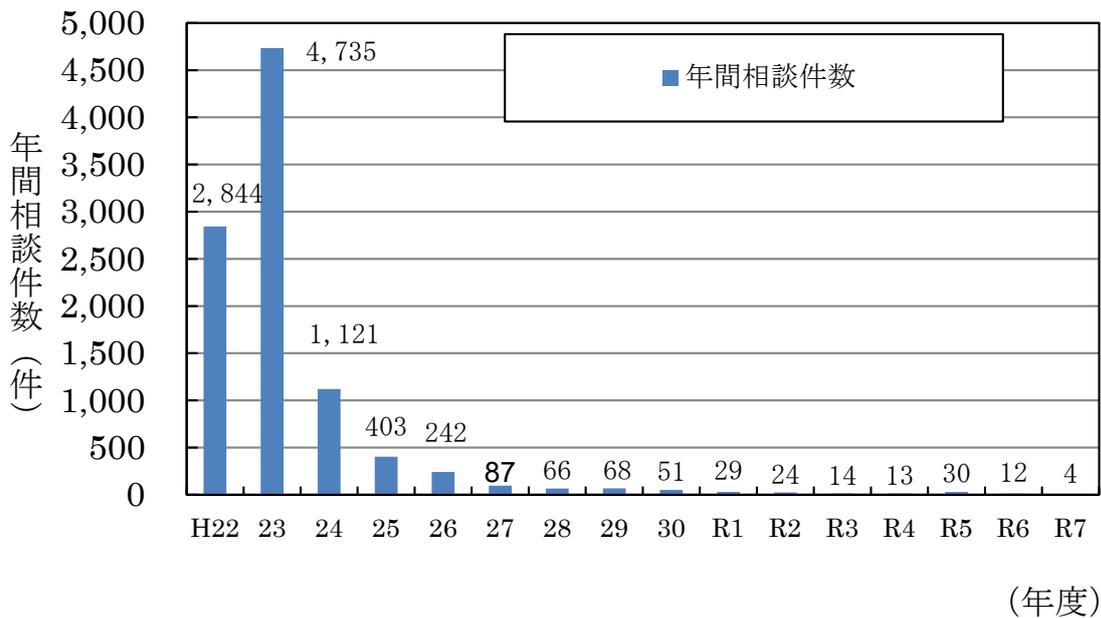
年度	日程等	対象者	内容	参加者
H29	福島原発事故による損害賠償についての説明会及び個別無料相談会			
	H29.9.24(日) 山元町坂元地域交流センター会議室2	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<説明会> 原発事故による損害賠償の概要及び和解仲介の申し立て等について (県原子力安全対策課) <個別無料相談会> 説明会終了後に、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。	説明会 1人 相談会 1人
	H29.9.30(土) 東松島市コミュニティセンター2階会議室			説明会 1人 相談会 0人
	H29.10.7(土) 県石巻合同庁舎会議室			説明会 2人 相談会 2人
	H29.10.8(日) 県大崎合同庁舎会議室			説明会 1人 相談会 0人
	H29.10.14(土) 県大河原合同庁舎別館 1階第一会議室			説明会 0人 相談会 1人
参加者合計 説明会 5人 相談会 4人				

H30	福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会			
	H30.10.3(水) 県気仙沼合同庁舎5階 503会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<個別無料相談会> 事前予約制とし、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。 (※)10月9日の石巻、10月11、18日の県庁、10月17、25日の大河原会場は、事前申し込みがなかったため、開催を中止した。	相談会1人
	H30.10.9(火) 県石巻合同庁舎2階 202会議室			相談会1人
	H30.10.16(火) 県大崎合同庁舎1階 大会議室			相談会3人
	H30.10.24(水) 県大崎合同庁舎5階 504会議室			相談会2人
参加者合計 相談会7人				
R元	福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会			
	R元.10.9(水) 県大河原合同庁舎別館 1階第一会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<個別無料相談会> 事前予約制とし、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。 (※)10月3日の気仙沼、10月7日の県庁、10月15、17日の石巻会場は、事前申し込みがなかったため、開催を中止した。	相談会3人
	R元.10.10(木) 県大河原合同庁舎別館 1階第一会議室			相談会1人
	R元.10.11(金) 県庁 10階 1002会議室			相談会1人
	R元.10.23(水) 県大崎合同庁舎5階501 会議室			相談会3人
	R元.10.24(木) 県大崎合同庁舎1階大 会議室			相談会3人
参加者合計 相談会11人				
R2	福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会			
	R2.10.14(水) 県大河原合同庁舎別館 1階第一会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<個別無料相談会> 事前予約制とし、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。 (※)大河原以外の仙台、大崎、石巻、気仙沼の4会場は、事前申し込みがなかったため、開催を中止した。	相談会2人
	R2.10.21(水) 県大河原合同庁舎別館 1階第一会議室			相談会1人
参加者合計 相談会3人				

R3	福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会			
	R3.11.25(水) 県仙台合同庁舎6階 601 会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<個別無料相談会> 事前予約制とし、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。 (※)仙台以外の大河原、石巻、気仙沼の3会場は、事前申し込みがなかったため、開催を中止した。	相談会1人
参加者合計 相談会1人				
R4	福島原発事故による損害賠償についての個別無料相談会			
	R4.12.6(火) 県仙台合同庁舎6階 601 会議室	宮城県内の個人、法人・個人事業者等	<個別無料相談会> 事前予約制とし、仙台弁護士会による個別無料相談会を実施。 (※)仙台以外の大河原、大崎、石巻、気仙沼の3会場は、事前申し込みがなかったため、開催を中止した。	相談会2人
参加者合計 相談会2人				
R5	処理水の海洋放出に関する損害賠償請求説明会・個別相談会			
	R5.10.27(金) 県仙台合同庁舎10階 1001・1002 会議室	宮城県内の法人・個人事業者、市町村、関係団体担当者等	<説明会> 原発事故による損害賠償請求について	説明会 22人 相談会3人
	R5.10.31(火) 県石巻合同庁舎1階 大会議室		(東京電力 HD) <個別無料相談会>	説明会 18人 相談会4人
	R5.11.9(木) R5.10.31(火) 県気仙沼合同庁舎1階 大会議室		事前予約制とし、仙台弁護士会、東京電力 HD による個別相談会を実施。	説明会 25人 相談会5人
	R5.11.15(水) 県大河原合同庁舎別館 2階第二会議室			説明会4人 相談会0人
	R5.11.22(水) 県大崎合同庁舎5階 501 会議室			説明会4人 相談会1人
	参加者合計 説明会73人 相談会13人			
R6	処理水の海洋放出に関する損害賠償請求説明会・個別相談会			
	R6.7.23(火) 県石巻合同庁舎1階 大会議室	宮城県内の法人・個人事業者、市町村、関係団体担当者等	<説明会> 原発事故による損害賠償請求について	説明会8人 相談会3人
	R6.8.8(木) 県気仙沼合同庁舎1階 大会議室		(東京電力 HD) <個別無料相談会>	説明会5人 相談会3人
	R6.8.23(金)		事前予約制とし、仙台弁護士会、東京電力 HD による個別相	説明会2人

	県仙台合同庁舎10階 1001・1002 会議室		談会を実施。	相談会1人
参加者合計 説明会 15人 相談会7人				
R7	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に関する個別相談会			
	R7.7.25(金) 県仙台合同庁舎2階 201・202 会議室	宮城県内の法人・個人事業者、市町村、関係団体担当者等	＜個別無料相談会＞ 事前予約制とし、仙台弁護士会、東京電力 HD による個別相談会を実施。	相談会 1人 (1件)
	R7.7.29(火) 県大崎合同庁舎5階 503・505 会議室			相談会0人 当日キャンセル
	R7.8.19(火) 県石巻合同庁舎2階 201・202 会議室			相談会1人 (1件)
	R7.8.22(金) 県大河原合同庁舎3階 入札室・301 会議			相談会2人 (1件)
	R7.8.26(火) 県気仙沼合同庁舎5階 503・504 会議室			相談会1人 (1件)
参加者合計 相談会5人(4件)				

34. 放射線・放射能の電話相談窓口の状況



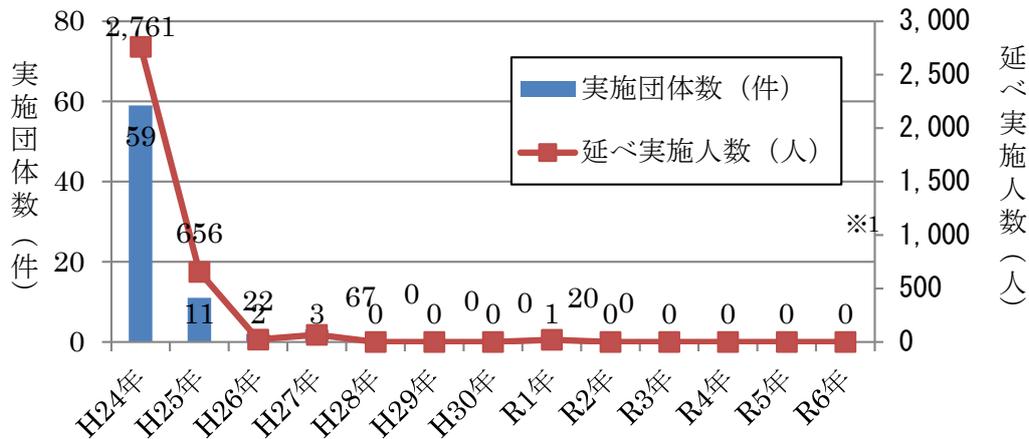
▲ 電話相談窓口の受理件数の推移 (平成 23 年 3 月 16 日～令和 7 年 12 月 31 日)

▼ 電話相談窓口のこれまでの経緯

日時	内容
H23. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> 「福島第一原発事故に関する相談窓口」を開設 (受付時間: 午前 9 時～午後 5 時 電話番号: 022-211-3323) 県庁 1 階「県民相談室」隣において 3 回線の電話回線に対応 (土日祝日を含む) 原子力安全対策課職員 2～3 名、東北大学病院医師 1 名及び放射線技師会 1 名で対応。
H23. 4. 27	東北大学病院の医師派遣 (ボランティア) が終了
H23. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 放射線技師会からの相談対応者派遣 (ボランティア) が終了 名称を「放射線・放射能の電話相談」に変更 相談対応職員を 2 名に減らし、電話回線も 2 回線に減少。
H23. 8. 8	環境政策課、環境対策課及び薬務課に相談対応職員のローテーションで応援
H23. 9. 1	委託により大学病院から職員 1 名を派遣
H23. 9. 12	相談対応職員を食と暮らしの安全推進課及び原子力安全対策課で対応
H23. 9. 30	土日祝日の電話相談窓口を廃止
H23. 12. 1	委託先の東北大学病院からの職員派遣を終了
H24. 1. 4	相談窓口を原子力安全対策課の執務室内に移動し、同課職員が対応。
H26. 4. 1	専用電話の他、問合せ先として原子力安全対策課放射性物質汚染対策班の番号「022-211-2341」を使用。
H27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 専用電話番号廃止 電話番号を原子力安全対策課事故被害対策班の番号「022-211-2340」に変更し、通常業務として対応。

35. 放射線・放射能に関する講話の講師派遣実績

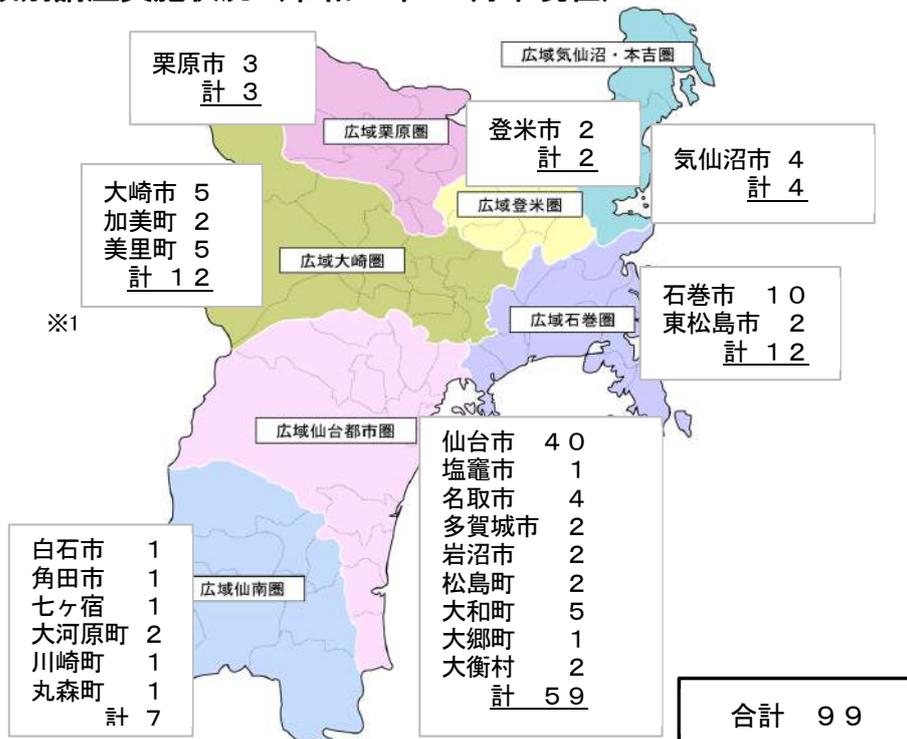
1 出前講座実施状況



※1 平成 23 年 10 月 1 日から集計

※2 令和 6 年 12 月末までの集計

2 地域別講座実施状況 (令和 7 年 12 月末現在)



3 申込者別実施状況 (令和 7 年 12 月末現在)

業界 (企業・業界団体等)	行政 (市町村等)	地域 (町内会等)	合計
33	23	44	99

4 講座人数規模別実施状況 (令和 6 年 12 月末現在)

0~30 人	31~100 人	101 人~	合計
48	38	13	99

36. 放射線・放射能・原子力に関するセミナー開催実績

年度	場所	日程	内容	参加者
H23	仙台市戦災復興記念館 記念ホール	H24.3.28 (水)	1 セミナー 放射性物質が及ぼす影響とその対応(90分) <講師> 東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻 教授 石井 慶造 氏	セミナー:61名 相談会:5名
	栗原市若柳総合文化センター 大ホール	H24.3.29 (木)		セミナー:122名 相談会:9名
	白石市文化体育活動センター(ホワイトキューブ)コンサートホール	H24.3.30 (金)	2 相談会 セミナー終了後、宮城県放射線技師会で相談会を開催。	セミナー:125名 相談会:12名
セミナー参加者合計:308名 相談会参加者合計:26名				
H24	気仙沼市民会館 中ホール	H25.1.10 (木)	1 セミナー ①線量被ばくの身体的影響について(60分) <講師> 東北放射線科学センター理事長 坂本 澄彦 氏 (※大崎・登米・多賀城会場)	セミナー:31名 相談会:4名
	大崎生涯学習センター(パレットおおさき) 多目的ホール	H25.1.17 (木)	一般財団法人杜の都産業保健会 理事長 山田 章吾 氏 (※気仙沼・石巻・栗原・白石会場)	セミナー:45名 相談会:4名
	石巻市河北総合センター(ビックバン)文化交流ホール	H25.1.24 (木)	②食品と放射能 Q&A(40分) <講師> 消費者庁消費者安全課 企画官 金田 直樹 氏	セミナー:45名 相談会:5名
	エポカ 21 清流の間	H25.1.31 (木)		セミナー:92名 相談会:5名
	登米祝祭劇場(水の里ホール)大ホール	H25.2.5 (火)	2 相談会 セミナー終了後、宮城県放射線技師会で相談会を開催。	セミナー:43名 相談会:6名
	白石市文化体育活動センター(ホワイトキューブ)コンサートホール	H25.2.7 (木)		セミナー:56名 相談会:5名
	多賀城市民会館 小ホール	H25.2.14 (木)	3 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器による食品放射能測定結果の解説	セミナー:41名 相談会:3名
セミナー参加者合計:353名 相談会参加者合計:32名				

年度	場所	日程	内容	参加者
H25	栗原市エポカ 21 清流の間	H26.2.13 (木)	1 セミナー 内部被ばくの現状と今後注意すべきこと(60分) <講師>	セミナー: 52名 相談会: 3名
	大河原町えぞこホール 平土間ホール	H26.3.20 (木)	東京大学医科学研究所 研究員 南相馬市立総合病院 非常勤医 相馬中央病院 非常勤医 坪倉 正治 氏	セミナー: 50名 相談会: 2名
	仙台国際センター レセプションホール桜2	H26.3.27 (木)	2 相談会 セミナー終了後、宮城県放射線技師会で相談会を開催。 3 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器による食品放射能測定結果の解説	セミナー: 55名 相談会: 7名
	セミナー参加者合計: 157名 相談会参加者合計: 12名			
H26	仙台国際センター レセプションホール桜2	H26.11.8 (土)	1 セミナー 内部被ばくの現状と今後注意すべきこと～南相馬・相馬の検査結果から～(60分) <講師> 東京大学医科学研究所 研究員 南相馬市立総合病院 非常勤医 相馬中央病院 非常勤医 ひらた中央病院 非常勤医 坪倉 正治 氏 2 相談会 セミナー終了後、宮城県放射線技師会で相談会を開催。 3 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器による食品放射能測定結果の解説	セミナー: 41名 相談会: 1名
セミナー参加者合計: 41名 相談会参加者合計: 1名				

年度	場所	日程	内容	参加者
H27	県大河原合同庁舎 201 会議室	H27.12.5 (土)	1 講演 放射線の影響と健康に生きていくために(60分) <講師> ルイ・パストゥール医学研究センター	セミナー:15名
	県大崎合同庁舎 501 会議室	H28.1.22 (金)	— 宇野 賀津子 氏	セミナー:31名
	県庁みやぎ広報室	H28.1.23 (土)	2 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器の展示・解説	セミナー:45名
	セミナー参加者合計:91名			
H28	県石巻合同庁舎 5 階大会議室	H28.10.28 (金)	1 講演 放射線の影響と健康に生きていくために(60分) <講師> ルイ・パストゥール医学研究センター	セミナー:47名
	県庁みやぎ広報室	H28.10.29 (土)	— 宇野 賀津子 氏	セミナー:23名
	県大河原合同庁舎 4 階大会議室	H28.11.12 (土)	2 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器の展示・解説	セミナー:13名
	セミナー参加者合計:83名			
H29	県大崎合同庁舎 1 階大会議室	H30.1.14 (日)	1 講演 福島を事故を教訓に、放射線やエネルギー教育の充実を ～安全性と情報リテラシー～(90分)	セミナー:20名
	県大河原合同庁舎 別館1階第一会議室	H30.1.27 (土)	<講師> 国立大学法人 弘前大学 日景 弥生 氏	セミナー:20名
	県庁みやぎ広報室	H30.1.28 (日)	2 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器の展示・解説	セミナー:32名
	セミナー参加者合計:72名			

年度	場所	日程	内容	参加者
H30	県庁みやぎ広報室	H30.11.18 (日)	1 講演 放射線・放射能を正しく知ろう！ ～基礎知識と被ばく防護について～(90分) <講師> 国立大学法人 東北大学 千田 浩一 氏 2 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器の展示・解説	セミナー:42名
	県大河原合同庁舎 別館2階第二会議室	H30.12.1 (土)		セミナー:18名
	県石巻合同庁舎 2階201・202会議室	H31.1.29 (火)		セミナー:56名
	県大崎合同庁舎 1階大会議室	H31.2.5 (火)		セミナー:29名
	セミナー参加者合計:145名			
年度	場所	日程	内容	参加者
R1	県大河原合同庁舎 別館1階第一会議室	R1.12.13 (金)	1 講演 放射線のなぜなに -現状を知り、考えてみよう- (90分) <講師> 公益財団法人 原子力安全研究協会理事長 杉浦 紳之 氏 2 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器の展示・解説	セミナー:21名
	TKP 仙台 カンファレンスセンター 3階ホール3A	R1.12.14 (土)		セミナー:28名
	県大崎合同庁舎 別館1階大会議室	R2.1.16 (木)		セミナー:49名
	県石巻合同庁舎 2階201・202会議室	R2.1.17 (金)		セミナー:38名
	セミナー参加者合計:136名			

年度	場所	日程	内容	参加者
R2	TKP 仙台 カンファレンスセンター	R3.2.15 (月)	1 講演 ウィズコロナから学ぶ放射線－ 放射線・放射能とその共通点－ (90分) <講師> 公益財団法人 原子力安全研究協会理事長 杉浦 紳之 氏	セミナー:35名
	ホテルグランドプラザ 浦島	R2.1.16 (火)	2 測定実演 ①霧箱による放射線の観察 ②放射能測定器の展示・解説	セミナー:11名
	セミナー参加者合計:46名			
R5	東京エレクトロンホール 宮城 602 中会議室	R5.10.23 (月)	1 講演 放射線の基礎知識 (90分) <講師> 環境省 大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室 西館 広樹 担当官	セミナー:36名
	石巻かわまち交流 センター(かわべい) 市民交流ホール	R5.10.24 (火)		セミナー:45名
	セミナー参加者合計:81名			

原子力発電に関するセミナー開催実績

年度	場所	日程	内容	参加者
R6	石巻市 かわまち交流センター(かわべい)市民交流ホー	R6.12.13 (金)	1 講演 「原子力に関する世界の潮流と安全対策」 (90分)	29名
	仙台市 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口	R6.12.14 (土)	<講師> 東京科学大学ゼロカーボンエネルギー研究所特任教授 奈良林 直 氏	25名
	セミナー参加者合計: 54名			
R7	①東北大学 SRIS 研究棟1階 アントレプレナーホール ②3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu(ナノテラス)	R8.2.5 (木)	1 講演 「原子力発電の仕組み、安全対策、核燃料サイクル」 (90分) <講師> 東北大学金属材料研究所 附属量子エネルギー材料科学国際 研究センター研究部特任教授 出光 一哉 氏 2 3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (ナノテラス)見学	28名

37. 原子力年表

年	月日	主な出来事
昭和26年 (1954)	5.1 12.29	東北配電株式会社、日本送電株式会社管轄の東北地方6県、新潟県が統合し、東北電力株式会社設立 アメリカの高速増殖炉で世界初の原子力発電成功
昭和30年 (1955)	12.19	原子力基本法公布
昭和31年 (1956)	1.1 10.26	原子力委員会発足 国際原子力機関(IAEA)憲章に調印(原子力の日)
昭和32年 (1957)	6.10 8.27	原子炉等規制法公布 原子力研究所JRR-1臨界(日本最初の原子の火)
昭和33年 (1958)	6.16	日米原子力協力協定調印
昭和36年 (1961)	6.17	原子力損害賠償法公布
昭和38年 (1963)	10.26	国内初の原子力発電(原研動力試験炉JPDR)
昭和39年 (1964)	7.11 7.31	電気事業法公布 原子力の日(10.26)制定
昭和41年 (1966)	7.25	国内初の商業原子力発電所営業運転(東海発電所)
昭和42年 (1967)	4.17 9.28 9.30 10.5 12.10 12.23	県が「原子力発電所建設は女川が適地」と発表 牡鹿町議会原子力発電所誘致決議 女川町議会原子力発電所誘致決議 女川・牡鹿両町、県及び東北電力へ誘致陳情 石巻地区市町長(1市9町)、県議会へ原子力発電所誘致を請願 県議会、誘致請願採択
昭和43年 (1968)	1.5 2.22 2.29 3.26 6.5	東北電力、原子力発電所建設地に女川を決定 女川町地権者、立入調査承諾 東北電力、現地調査開始 県開発公社と女川側地権者で土地買収基本協定に調印 雄勝町議会、県、東北電力に原子力発電所反対申し入れ
昭和44年 (1969)	1.16 3.26 5.6 6.14 8.20 9.22 11.25	女川原発設置反対三町期成同盟会発足 土地買収交渉基本協定調印 東北電力女川原子力調査所開設、調査工事着手 女川町漁協、原発反対決議 出島漁協、原発反対決議 反対三町期成同盟会、知事に反対陳情 女川町、女川町漁協関係者対象講演会を開催
昭和45年 (1970)	3.25 5.20 5.29 10.7 10.23 12.10	東北電力と女川町が上水道共同取水協定を締結 北上川水利使用許可(女川町との上水道共同取水) 国、第52回電源開発調整審議会へ女川原子力発電所計画を付議(45年度電源開発基本計画に組入れ公表) 江島漁協、総会で原発建設条件付賛成を決議 女川原発反対三町期成同盟会デモ(第1回) 国、女川町原子力発電所原子炉設置許可
昭和46年 (1971)	1.27 2.5 2.18 2.27 3.28 6.24 8.29 12.2 12.27	女川原発反対三町期成同盟会デモ(第2回) 牡鹿町寄磯漁協、原子力発電所建設計画了承覚書調印 牡鹿町鮫浦漁協、原子力発電所建設計画了承覚書調印 東北電力、建設準備事務所開設 女川原発反対三町期成同盟会デモ(第3回) 女川町議会原発反対2件、賛成1件の請願を受理、請願審査特別委員会で継続審議を決定 女川原発反対三町期成同盟会デモ(第4回) 水道工事竣工 牡鹿町前網漁協、原子力発電所建設に条件付賛成
昭和47年 (1972)	4.16 7.11	女川原発反対三町期成同盟会デモ(第5回) 県、原子力発電所建設説明会を女川町で開催
昭和48年 (1973)	7.25 9.29 10.3 10.6 10.14 10.29 12.10 12.21	通産省資源エネルギー庁設置 女川町議会請願審査特別委員会、反対請願を否決 女川町議会請願継続審査決定 第4次中東戦争勃発(第1次石油ショック) 女川原発反対三町期成同盟会デモ(第6回) 女川原発反対三町期成同盟会、県・東北電力に対し反対申し入れ 女川町五部浦地域開発協議会、県議会に原子力発電所推進を陳情 県議会、原子力発電所建設促進意見書を採択
昭和49年 (1974)	1.9 2.20 3.7 4.27 5.15	県議会、原子力発電所建設促進意見書を内閣総理大臣等に提出 牡鹿町東北電力、原子力発電所周辺地域住民の安全確保に関する覚書を締結 牡鹿町鮫浦漁協と東北電力、漁業補償金仮払い協定調印 女川町漁協塚浜支部組合員全員(71名)と東北電力、原子力発電所埋立工事に関する同意書に調印 女川町漁協横浦支部組合員全員(31名)と東北電力、原子力発電所埋立工事に関する同意書に調印
昭和49年 (1974)	5.29 5.3 6.6 6.8 11.7	女川町漁協大石原支部組合員全員(8名)と東北電力、原子力発電所埋立工事に関する同意書に調印 牡鹿町漁協脇野々支部組合員全員(26名)と東北電力、原子力発電所埋立工事に関する同意書に調印 電源三法(発電用周辺地域整備法・電源開発促進税法・電源開発促進対策特別会計法)公布 牡鹿町寄磯漁協と東北電力、漁業保証金仮払い協定調印 牡鹿町前網漁協と東北電力、漁業保証金仮払い協定調印

年	月日	主な出来事	
昭和50年 (1975)	1.31	県水産林業部及び女川町漁協原子力発電所問題研究会を発足	
	6.25	女川町議会「原発誘致の白紙撤回と建設中止の決議を求める請願」を不採択決議	
昭和51年 (1976)	1.23	女川町臨時議会、「原子力発電所建設促進を盛り込んだ町勢発展基本構想」を可決	
	3.7	女川原発反対町民会議結成	
	3.29	女川町江島漁協、東北電力と建設工事同意の覚書を調印	
昭和52年 (1977)	5.22	三町反対期成同盟会・原水禁県民会議、共催による「女川町原発絶対阻止県民1万人集会」を開催	
	11.25	女川町漁協、臨時総会で建設同意、漁業権一部喪失は否決	
	12.27	東北電力、女川原子力発電所建設準備本部設置	
昭和53年 (1978)	1.13	石巻市商工会、原子力発電所促進を決議	
	3.18	女川町議会、「女川原子力発電所建設促進に関する決議」を議決	
	5.6	女川町商工会、原子力発電所促進を決議	
	5.10	牡鹿町商工会、原子力発電所促進を決議	
	5.26	女川町江島漁協、原子力発電所建設促進を決議	
	7.18	出島漁協、総会で原子力発電所建設に条件付賛成を決議	
	8.6	三町反対期成同盟会原発計画白紙撤回集会	
	8.11～ 12	牡鹿町前網・鮫浦・寄磯漁協組合員及び同町住民に原発問題説明会を開催	
	8.24～ 25	女川町出島・江島漁協、組合員に対する原発問題説明会を開催	
	8.28	女川町漁協、臨時総会で漁業権一部喪失を決議	
	10.4	原子力安全委員会発足	
	10.18	県・女川町、東北電力と「女川原子力発電所の安全確保に関する協定書」を締結 女川町漁協、東北電力と漁業補償協定を締結	
	昭和54年 (1979)	1.20	牡鹿町前浜漁協、漁業権の一部喪失を決議
		2.3	牡鹿町鮫浦漁協、漁業権の一部喪失を決議
3.10		牡鹿町寄磯漁協、漁業権の一部喪失を決議	
3.17		県・牡鹿町、東北電力と「女川原子力発電所の安全確保に関する協定書」締結	
3.17		牡鹿町寄磯・前網・鮫浦の各漁協、東北電力と漁業補償協定締結	
3.28		米スリーマイル・アイランド(TMI)2号機で冷却水喪失事故	
3.31		出島・江島の各漁協と東北電力、漁業補償協定締結	
4.1		県生活環境公害調整課に原子力係設置	
4.3		県、TMI事故に伴い国に対して安全確保措置を要請	
4.4		三町反対期成同盟会、新しい町政を作る町民連合、女川町・東北電力に女川原発白紙撤回要望	
4.12		女川町漁協、県に対し「TMI事故に伴う女川原子力発電所の安全性等の要望書」を提出	
4.18		県、国に対し慎重に対処するよう申し入れ、県への許認可申請受付を保留	
4.24		女川町長、東北電力に対し、建設には慎重に対処するよう要望書を提出	
6.25		通商産業大臣、県要請に対し、「安全性の確保に万全を期する」旨の回答	
6.26		県、許認可事務の再開を決定	
9.3		東北電力、建設準備工事に着手	
10.25		県、東北電力と「女川原子力発電所建設に伴う自然環境保全協定」を締結	
11.22	県、「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」を策定		
12.8	女川町、東北電力と「行財政に対する協力措置に関する覚書」を交換		
12.25	東北電力、女川原子力発電所原子炉建屋基礎掘削工事開始(本格工事着工)		
昭和55年 (1980)	2.15	女川原子力発電所建設所設置	
	3.6	女川原子力発電所に仮PR館を開設	
	3.31	女川原子力発電所に環境放射能測定センター竣工	
昭和56年 (1981)	4.1	県原子力センター開所	
	4.18	日本原電敦賀発電所で放射能漏洩事故判明	
	6.16	県、敦賀の事故を受け、女川原子力発電所の安全を図るための措置を講じる要請	
	8.1	県保健環境部原子力安全対策室発足	
	9.22	「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」を一部修正	
	10.1	「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」に基づく測定開始	
	10.30	県防災会議、県地域防災計画原子力防災編原案議決	
12.26	女川原発差し止め訴訟団が女川原発の建設差し止めを求める民事訴訟を仙台地裁に提訴		
昭和57年 (1982)	2.26	県・女川町・牡鹿町と東北電力が、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書を一部改正 国、県原子力防災計画を承認	
	3.	「原子力だよりみやぎ」創刊号発行	
	3.15	宮城県地域防災計画原子力防災編作成	
	4.1	「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱」施行	
	5.	女川・牡鹿両町の各種8団体、創設促進を決議	
	9.21	女川町議会が増設促進決議	
9.25	牡鹿町議会が増設促進決議		
昭和57年 (1982)	11.15	女川・牡鹿両町及び両町議会、県及び東北電力、仙台通産局に対し原子力発電所建設促進を請願	
	12.8	女川・牡鹿両町及び両町議会、県議会に対し増設促進を請願	
	12.9	東北電力、女川・牡鹿両町に対し女川2、3号機の増設を申し入れ	
	12.21	県議会、原子力発電所増設促進を求める請願を採択	

年	月日	主な出来事
昭和58年 (1983)	1.17	東北電力と雄勝町が、県立合で女川原子力発電所設置に伴う雄勝町区域内の安全確保に関する覚書を締結
	2.15	東北電力、県及び女川・牡鹿両町に対し安全協定による増設の事前協議申し入れ
	2.25	女川原子力発電所増設準備本部設置
	4.18	東北電力女川原子力PRセンターオープン
	5.24	核燃料輸送開始
	7.18	東北電力、女川町で増設計画説明を開催
	7.19	東北電力、牡鹿町で増設計画説明を開催
	8.23	「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」の一部修正
	9.1	科学技術庁宮城県原子力連絡調整官事務所、資源エネルギー庁女川運転管理専門官事務所が設置
	9.22	女川1号機の燃料装荷開始
	10.17	第1回原子力防災訓練実施
	10.18	女川1号機、初臨界
	11.18	女川1号機、発電開始
昭和59年 (1984)	2.17	女川1号機、出力100%達成
	2.4	原子力だよりみやぎ増刊号発行
	6.1	女川1号機、営業運転開始、女川原子力発電所発足
	10.12	女川町漁協、臨時総会で漁業補償額の県のおっせんを受け入れ原子力発電所増設を決議
	10.23	東北電力、女川町漁協と増設に係る漁業補償協定を締結 第2回原子力防災訓練実施
昭和60年 (1985)	4.3	女川1号機、第1回定期検査
	6.25	女川1号機、タービン蒸気加減弁制御系不具合による原子炉自動停止
	6.29	県、女川町、東北電力に対し安全確保を要請
	6.30	牡鹿町、東北電力に対し安全確保を要請
	7.3	東北電力、県及び女川町、牡鹿町に対し安全確保を回答
	10.29	第3回原子力防災訓練実施
	12.6	東北電力、寄磯及び前綱、鮫浦の各漁協と増設に係る漁業補償協定を締結(県・牡鹿町立合)
昭和61年 (1986)	4.26	ソ連チェルノブイリ4号機において原子炉損傷事故発生
	4.30	女川町、東北電力に対し安全対策を申し入れ
	4.3 ～6.6	県、チェルノブイリ事故に対応して環境放射能緊急調査を実施
	5.4	県、チェルノブイリ事故に対応して東北電力に対し安全対策を申し入れ
	5.15	女川原発差止訴訟団、東北電力に対し定期検査中の女川1号機運転再開無期限中止と2、3号機増設の白紙撤回を申し入れ
	8.23	東北電力、江島漁協と増設に係る漁業補償協定を締結(県・女川町立合)
	9.17	東北電力、自治体に対し女川2号機増設に伴う環境影響調査書を提出
	9.27	東北電力、女川町で女川2号機増設に係る環境影響調査結果説明会を開催
	10.17	第4回原子力防災訓練実施
	12.2	国、女川町で女川2号機増設に係る第一次公開ヒアリングを開催
昭和62年 (1987)	3.14	女川町、東北電力に対し安全協定に基づく女川2号機増設協議を了承
	4.13	国、昭和63年度電源開発基本法に女川2号機の組入れを決定
	4.18	原子炉設置変更許可申請(女川2号機)
	10.28	第5回原子力防災訓練実施
昭和63年 (1988)	5.10	国、女川2号機増設について第一次安全審査を終了し、原子力委員会、原子力安全委員会に諮問
	8.25	女川2号機に係る第二次公開ヒアリングを開催
	10.13	第6回原子力防災訓練実施
平成元年 (1989)	2.28	通商産業大臣、女川2号機原子炉設置許可変更を許可
	4.11	女川1号機第5回定期検査
	4.26	女川原発差止訴訟原告団、女川2号機原子炉設置変更取消を求め行政不服審査法の異議申立てを仙台通産局に提出
	7.27	東北電力が女川原子力発電所建設所設置
	8.2	県と東北電力、女川2号機増設に伴い自然環境保全協定を改定
	8.3	女川2号機本格着工
平成2年 (1990)	11.14	第7回防災訓練実施
	7.3	東北電力が女川1、2号機の原子炉設置変更許可申請書提出
平成3年 (1991)	10.	政府が「温暖化防止行動計画」を決定
	10.17	第8回原子力防災訓練実施
	2.9	関西電力美浜2号機で蒸気発生器伝熱管損傷事故発生
	2.22	女川1号機原子炉冷却材浄化系より蒸気漏洩
	2.25	女川町が東北電力に安全確保要請
	3.1	県、牡鹿町が東北電力に対し安全確保要請
	7.24	国が女川1、2号機の原子炉設置変更許可
10.18	県、女川町、牡鹿町及び東北電力が安全協定を改正(自治体への通報連絡を迅速、明確化)	
11.12	第9回原子力防災訓練実施	
平成4年 (1992)	3.27	日本原燃、六ヶ所ウラン濃縮工場操業開始
	4.	女川町内9団体、早期着工促進決議、町・町議会へ陳情
	9.28	女川・牡鹿両町議会が女川3号機早期着工促進決議決
	10.23	第10回原子力防災訓練実施
	11.5	女川町長、町議会が女川3号機早期着工促進を県、東北電力に陳情、要請
	12.8	日本原燃、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター操業

年	月日	主な出来事
平成5年 (1993)	6.	女川町が女川3号機増設説明会を開催
	10.2	第11回原子力防災訓練実施
	11.2	国が女川町で女川3号機に係る第一次公開ヒアリング開催
	11.27	女川1号機が、地震に伴い原子炉自動停止
平成6年 (1994)	1.	仙台地裁が女川原子力発電所運転差止め請求を棄却
	2.	女川原子力発電所運転差止め訴訟団原告が仙台高裁に控訴
	3.2	県、女川町及び牡鹿町が女川3号機増設同意を回答
	3.17	第126回電原開発調整審議会に女川3号機増設計画を付議(5年度電原開発基本計画に組入公表)
	5.24	東北電力が国に原子炉設置変更許可申請書を提出
	10.28	第12回原子力防災訓練実施
	11.2	女川2号機初臨界
	12.23	女川2号機初併入
平成7年 (1995)	3.8	東北電力が低レベル放射性廃棄物を初めて六ヶ所に搬出
	4.26	日本原燃、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター操業
	7.28	女川2号機営業運転開始
	8.24	国が女川3号機に係る第二次公開ヒアリング開催
	9.8	女川1号機、第10回定期検査
	10.2	第13回原子力防災訓練
	12.8	高速増殖原型炉「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故
	平成8年 (1996)	4.12
8.27		女川2号機第1回定期検査
9.11		東北電力が女川3号機着工
10.3		第14回原子力防災訓練
平成9年 (1997)	2.4	国が当面の核燃料サイクルの推進に関する閣議了解
	3.11	動燃東海再処理施設アスファルト固化施設で火災・爆発事故発生
	4.6	女川1号機、第11回定期検査
	6.	国の総合エネルギー調査会、原子力の拡大を基本とする長期エネルギー需要見通しを策定
平成10年 (1998)	11.14	第15回原子力防災訓練
	10.7	使用済核燃料輸送器検査データの改ざん判明
	10.23	第16回原子力防災訓練
平成11年 (1999)	12.2	県のモニタリングステーション(女川局)で校正用線源により中学生・教諭の被ばく事故発生
	3.31	女川1、2号機運転差止め訴訟控訴審で仙台高裁が住民請求を棄却
	4.1	東北電力が排気筒モニター及びモニタリングポストのデータ公開開始
	4.8	地球温暖化対策法施行
	4.12	日本原子力産業会議の年次総会が仙台で開催(初の立地県開催)
	4.14	女川原子力発電所運転差止め訴訟団が最高裁に上告
	4.14	国が高燃焼度燃料「9×9」燃料への変更許可
	5.13	県及び女川・牡鹿両町が高燃焼度燃料「9×9」燃料変更についての事前協議を了承
	6.3	東北電力が女川1号機の定期安全レビューを国・自治体等に報告
	6.9	改正原子炉等規制法が成立
	8.6	女川原子力発電所構内で使用済燃料の号機間移送開始
	9.3	第17回原子力防災訓練
	9.3	茨城県東海村の燃料加工施設JCOで臨界事故
10.2 ～6	県は、事故時にJCO工場付近を通過した県民を対象として、仙南・釜蓋・大崎・石巻の各保健所で汚染検査及び健康相談を実施	
10.5	女川町が東北電力へ女川原子力発電所の安全対策徹底申し入れ	
12.13	原子力災害対策特別措置法及び改正原子炉等規制法が成立	
平成12年 (2000)	1.1	2000年問題で県原子力センターの環境放射能モニタリングシステムにトラブル発生
	2.5 ～6	女川町がJCOの事故町民説明会を開催
	2.8	女川原子力発電所で石巻地区広域消防団本部と合同の消防訓練実施
	2.15	仙台高裁が、県情報公開条例に基づく使用済核燃料情報公開請求の控訴棄却
	2.17	石巻市が県に対し、原子力防災対策の強化を要望
	2.24	女川原子力発電所制御建屋内でボヤ発生
	3.22	航空自衛隊松島基地のT2ジェット練習機1機が墜落事故(女川町指ヶ浜)
	3.24	県及び女川・牡鹿両町が航空自衛隊松島基地に女川原子力発電所上空の航空機安全運行徹底を申し入れ
	4.1	原子力安全委員会が科学技術庁より総理府に移管
	4.15	東北電力が県・女川牡鹿両町に「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画案」を協議申し入れ
	5.22	県が石巻市からの原子力防護対策強化要望に回答(副監視局、モニタリングステーション増設等)
	6.12	県及び牡鹿町が東北電力の「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画案」に対し同意
	6.13	女川町が東北電力の「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画案」に対し同意
平成12年 (2000)	6.16	原子力災害対策特別措置法が施行、県原子力センターを緊急事態応急対策拠点施設(暫定)指定
	6.23	東北電力の「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を国が受理
	7.4	航空自衛隊松島基地のブルーインパルス2機が墜落事故(牡鹿町)
	7.6	航空自衛隊松島基地に対し、県及び女川・牡鹿両町が訓練飛行区域の見直しを申し入れ
	7.11	防衛庁長官に、知事及び女川・牡鹿両町長が航空自衛隊松島基地の訓練空域の見直しを要請
	8.21	県が松島基地の救難機の飛行再開を了承
	8.28	県、女川町及び牡鹿町が松島基地のT2機の訓練再開を了承
	10.4	県、女川町及び牡鹿町がブルーインパルス機を除くT4機の飛行再開を了承
	10.28	原子力災害対策特別法に基づき、国主導の原子力防災訓練を島根県で実施
	12.8	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が施行
12.19	最高裁、女川1、2号機の運転差止め請求訴訟を棄却	

年	月日	主な出来事
平成13年 (2001)	1.6	経済産業省に原子力安全保安院が発足、原子力安全規制が一元化
	1.23	女川原子力発電所使用済み燃料の青森県六ヶ所村再処理工場へ初の搬出
	1.31	本県を含む原子力発電所立地道府県が原子力災害時の相互応援協定を締結
	2.2	県、女川町及び牡鹿町が航空自衛隊松島基地のブルーインパルス機の飛行再開を容認
	2.19	県防災会議が県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正案を承認
	3.14 ～15	県が安定ヨウ素剤を女川町江島及び出島、牡鹿町寄磯地区に新たに配備
	3.30	県石巻合同庁舎内の原子力緊急時除染施設の改修工事が終了
	3.31	県が石巻市小積地区に環境放射線監視モニタリングステーションを設置 県が石巻市役所内に環境放射線監視データ表示板を設置
	4.1	県地域防災計画(原子力災害対策編)の改訂
	4.26	女川3号機が初臨界
	5.30	女川3号機が初併入(試運転段階の発電開始)
	6.1	東北電力が排気筒モニターデータをホームページで公開
	7.9	東北電力が原子力災害対策特別措置法の「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正
7.11	第18回原子力防災訓練	
平成14年 (2002)	1.30	女川3号機が営業運転開始
	2.9	女川2号機原子炉建屋内でシート火災発生
	3.12	女川原子力発電所使用済核燃料輸送計画文書の一部非開示処分取消訴訟で最高裁が住民上告棄却 国が「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の立地地域に石巻市、女川町を指定
	4.1	県の緊急事態応急対策拠点「宮城県原子力防災対策センター」が運用開始 県原子力センターの環境放射線監視システムが更新、運用開始
	5.29	東北電力が女川原子力発電所のアクシデントマネジメント整備報告書を国に報告
	9.3	第19回原子力防災訓練
	9.20	東北電力が女川1号機再循環系配管のひび割れ兆候の未報告を公表
	9.23	東北電力が女川1号機シュラウドのひび割れを公表
	10.11	桃生牡鹿地方町村会・桃生牡鹿地方町村議会議長会は東北電力に対し安全対策要望書を提出
	11.18	東北電力が女川原子力発電所の定期検査結果及び自主点検結果の公表を運用開始
	11.28	東北電力が女川1号機の定期検査及び自主検査の実施状況を公表
	12.11	改正電気事業法及び原子炉等規制法が成立(定期事業者検査の位置づけ、検査結果保存の義務化)
	12.25	東北電力と石巻赤十字病院との間で放射性物質による汚染に伴う傷病者の診断に関する覚書締結
12.27	女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の変更(情報公開の追加)	
平成15年 (2003)	2.4	東北電力が女川1号機再循環系配管のひび割れについて、健全評価を報告
	3.10	国が原子力発電施設の健全評価中間取りまとめ
	3.14	東北電力が自主点検に関する総点検調査の最終報告書を提出
	3.27	東北電力が女川1号機再循環系配管のひび割れ部分の交換を発表
	4.1	県と東北電力が環境放射線監視システムに総合評価システムを採用、運用を開始
	5.9	東北電力が女川1号機の再稼働に向けシュラウドひび割れ対策について全戸訪問により説明開始
	5.13	総務省が県の核燃料税率の変更に同意(10%)
	5.26	三陸南地震により、稼働中の女川3号機原子炉が自動停止
	7.18	県、女川町及び牡鹿町が女川1号機シュラウドのひび割れに関し立入調査を実施
	7.26	宮城県北部連続地震発生
	9.8	女川1号機第15回定期検査完了に伴う自治体の確認調査
	9.13	原子力安全・保安院「原子力安全規制の新制度と安全確認についての説明会」を女川町で開催
	10.29	第20回原子力防災訓練
11.25	女川2号機第6回定期検査完了に伴う自治体確認調査	
平成16年 (2004)	1.15	女川2号機第6回定期検査完了に伴う自治体確認調査
	1.16	5市町(女川・牡鹿・雄勝・河北町・石巻市)が知事に対して核燃料税の配分を要望
	4.5	東北電力と女川町立病院が放射性物質による汚染に伴う傷病者の診断に関する覚書締結
	8.9	美浜3号機二次系配管破損事故発生
	8.10	県が美浜3号機の事故を受け、東北電力に対して配管類の検査結果の報告を要請
	8.12	女川町・牡鹿町が美浜3号機の事故を受け、東北電力に対し安全確保を要請
	8.24	東北電力が県に対し、配管類の前倒し点検等の安全確保対策を報告
	9.17	国民保護法が施行
	10.19	第21回原子力防災訓練
	10.22	県、女川町、牡鹿町及び石巻市が女川3号機の定期検査終了に伴い、確認調査を実施
平成16年 (2004)	10.27 ～29	国及び(財)電源立地振興センターが女川町で「エネルギープラザ2004宮城・女川町」開催
	11.24	東北電力・県・消防・医療機関が緊急被ばく医療訓練を実施
平成17年 (2005)	2.16	京都議定書の発効
	2.22	県・女川町・牡鹿町・石巻市・雄勝町・河北町が女川1号機の定期検査終了に伴う確認調査を実施
	3.1	県が東北電力に対し、女川1号機の格納容器窒素漏れに関する情報連絡体制の検討を申入れ
	4.1	石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町が合併
	4.5	東北電力が県に、女川1号機の格納容器窒素ガス漏洩に関し再発防止策を報告
	4.13	県・女川町・石巻市が女川1号機窒素ガス漏洩及び建屋内水漏れに関し確認調査を実施
	5.18	原子力安全・保安院は女川1号機の格納容器窒素ガス漏れを保安規定違反で改善指示
	7.12	県、女川町及び石巻市が女川2号機の定期検査終了に伴う確認調査を実施
	8.16	「8.16宮城地震」により女川1、2、3号機が自動停止
	9.2	東北電力は「8.16宮城地震」で一部周期で設計用限界時震動を上回る揺れを観測したことを公表
	9.9	県は東北電力に、近い将来発生が予測される「宮城県沖地震」に対し、耐震安全性の確保を要請
	10.28	第22回原子力防災訓練
	11.30	東北電力・県・東北大病院・仙台医療センター・石巻地区消防本部・石巻赤十字病院・女川町立病院が緊急被ばく医療訓練を実施
12.26	女川2号機の耐震安全性報告について、原子力安全・保安院が県、女川町及び石巻市に説明 県、女川町及び石巻市が女川2号機の耐震安全性に関し確認調査を実施	
12.28	女川2号機の運転再開について、県、女川町及び石巻市が合意	

年	月日	主な出来事	
平成18年 (2006)	1.10	東北電力が女川2号機の運転再開	
	1.16	東北電力が女川2号機の耐震安全性についての住民説明会を開催	
	2.14	県、女川町及び石巻市が女川3号機の耐震安全性について確認調査を実施	
	3.1	女川3号機の耐震安全性報告について、原子力安全・保安院が県・女川町に妥当との説明	
	3.2	女川3号機の耐震安全性報告について、原子力安全・保安院が石巻市に妥当との説明	
	3.14	県、女川町及び石巻市が女川3号機の運転再開を容認 東北電力が女川3号機の運転再開	
	3.16	県が原子力防災緊急被ばく医療活動マニュアルを改訂	
	4.26	県、女川町及び石巻市が女川3号機の定期検査終了に伴い確認調査を実施	
	5.19	東北電力が女川1号機の耐震安全性について県、女川町及び石巻市に報告	
	5.23	東北電力が女川2号機の配管減肉を公表	
	7.7	東北電力が配管の減肉のため女川3号機を臨時停止(全号機の停止) 原子力安全・保安院が東北電力に品質保証体制の改善指示、女川3号機定期安全管理審査C評定 女川町及び石巻市が東北電力に対し、運転管理に関する安全対策の徹底を要請	
	7.11	東北電力が原子力品質保証体制総点検委員会を発足、女川原子力発電所の品質管理の総点検開始	
	8.4	県・東北電力が、女川原子力発電所周辺の海藻アラムに放射性ヨウ素を微量検出したことを公表	
	8.19	石巻市が、東北電力に女川原子力発電所の安全確保及び放射性ヨウ素検出の原因究明を申入れ	
	8.23	東北電力が女川原子力発電所の品質保証体制の総点検報告書を、国、県、女川町及び石巻市に提出	
	8.25	原子力安全・保安院が女川原子力発電所の品質保証体制総点検結果で立入(県・自治体立会)	
	8.30	原子力安全・保安院が女川原子力発電所の品質保証体制総点検結果の妥当性を県、女川町及び石巻市に説明 ～31 独立行政法人原子力緊急時支援・研究センターが県原子力防災センターで機能班訓練を開催	
	9.19	原子力安全委員会が「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針」を改訂 原子力安全・保安院が女川1号機の耐震安全性の評価結果について女川町及び石巻市に説明	
	10.6	県、女川町及び石巻市が女川原子力発電所の品質保証体制総点検、女川1号機の耐震安全性で確認調査	
	10.9	北朝鮮が核実験実施を発表	
	10.9	文部科学省が各都道府県に、北朝鮮の核実験に関し環境放射能の監視強化を通達	
	10.18	東北電力が女川原子力発電所の耐震安全性評価実施計画書を原子力安全・保安院に提出	
	10.23 ～24	第23回原子力防災訓練	
	10.28 ～29	原子力安全・保安院が女川町・石巻市で女川原子力発電所耐震安全性について住民説明会を開催	
	10.30	女川町道横浦大石原線の五部浦トンネルが開通 県知事・女川町長・石巻市長が女川原子力発電所の耐震安全性及び品質保証体制を視察	
	11.13	東北電力が女川3号機の運転再開	
	11.17	県、女川町及び石巻市が女川原子力発電所の運転再開を容認	
	11.20	石巻市が東北電力に対し女川原子力発電所の耐震安全性及び品質保証体制について申入れ	
	12.7	東北電力が女川1号機の海水温度データの改ざんを発表	
	平成19年 (2007)	1.19	女川2号機の運転を再開
		2.7	東北電力が低レベル放射性廃棄物の放射能測定値の誤りを公表、六ヶ所への搬出を延期
		2.16	東北電力が使用済核燃料の放射能測定値の誤りを公表
		2.19	県、女川町及び石巻市が女川2号機の定期検査終了を受け確認調査を実施
2.20		県が使用済核燃料の放射能過小評価に関して、再発防止策の徹底を東北電力に要請	
2.23		東北電力がプルトニウム利用計画を公表	
3.12		東北電力が平成10年に発生した女川1号機原子炉緊急停止の隠蔽を公表	
3.19		石巻市が女川1号機の緊急停止隠蔽に関し、東北電力に問題の検証と責任の明確化を要望 東北電力が昭和63年7月に発生した女川1号機の操作ミスによる制御棒の誤作動を公表	
3.28	石巻市立病院と東北電力女川原子力発電所が、初期被ばく診療に関し覚書を締結		
平成19年 (2007)	3.30	東北電力は、国の指示による電力不正総点検指示結果で、過去の不適切処理事案を公表	
	4.1	県内沿岸31漁協が合併、県漁業共同組合が発足(牡鹿、雄勝湾漁協等4漁協は不参加)	
	4.5	電力各社の不正報告に関し、原子力発電関係団体協議会(会長:宮城県知事)が原子力安全・保安院に国の責任の明確化、検査体制の厳格化を要望	
	4.6	東北電力が、女川原子力発電所での不正報告に関し、再発防止策を県、女川町及び石巻市に報告	
	4.25	原子力安全・保安院が電力各社の総点検結果について、評価結果と今後の対応を自治体に説明 石巻地区消防本部と石巻消防署の新庁舎が開庁	
	5.12	東北電力が、平成17年の「8.16宮城地震」以降停止していた女川1号機を1年9か月ぶりに起動	
	7.12	県、女川町及び石巻市が女川1号機の再稼働に関し、確認調査を実施	
	7.16	新潟中越地震(M6.8)が発生し、柏崎刈羽原子力発電所で稼働中だった原子炉4基の緊急停止、設計用限界地震を越す揺れの観測、変圧器の火災が発生	
	7.20	県は東北電力に対し、耐震設計審査指針に基づく耐震安全性評価の早期完了・火災対応の再点検・環境放射能の常時監視体制の点検を要請	
	7.26	県・東北電力は、女川原子力発電所周辺のヨモギに微量のコバルト60が検出されたことを公表 東北電力が、女川原子力発電所の自営消防体制等の強化策を原子力安全・保安院に報告	
	8.9	県・女川町・石巻市が、原子力災害対策特別措置法に基づき女川原子力発電所を立入調査	
	10.12	東北電力が、女川2号機高圧給水加熱器配管で減肉による貫通孔確認を発表(H18.5と同一箇所)	
	11.10	女川3号機にて、気体廃棄物処理系における水素濃度の上昇に伴い、原子炉手動停止	
	11.20	東北電力が、女川原子力発電所で非常災害対策訓練を実施	
	12.17	県、女川町及び石巻市が女川2号機の減肉、3号機の気体廃棄物処理系水素濃度上昇で確認調査実施	
12.25	石巻地区広域行政事務組合女川消防署の新庁舎が開庁		

年	月日	主な出来事
平成20年 (2008)	1.23 ～24	第24回原子力防災訓練
	2.4	県防災会議が県地域防災計画(原子力災害対策編)を修正
	2.8	県、女川町及び石巻市が女川3号機の定期検査終了を受け確認調査を実施
	3.17	県、女川町及び石巻市が女川2号機の定期検査終了を受け確認調査を実施
	3.28	東北電力は、女川1号機の耐震設計審査指針改訂を踏まえた耐震安全性評価の中間報告を提出
	6.4	東北電力は、平成20年2～3月に、女川1号機で18歳未満就労があったことを公表
	7.23	東北電力は、女川1号機原子炉再循環系配管の溶接継ぎ手部に、新たなひびを発見したことを公表
	10.3	女川原子力発電所屋外電動機等点検建屋(管理区域外)にて火災
	10.6	東北電力は、女川原子力発電所屋外電動機等点検建屋における火災について、県に報告書を提出
	11.5	東北電力は、県、女川町及び石巻市に対して、安全協定に基づき、女川3号機のブルサーマル計画について事前了解の協議を申入れ
	11.6	東北電力は、国に対し、女川3号機のブルサーマル計画に関する原子炉設置変更許可を申請
	11.13	県は、女川3号機のブルサーマル計画に関して、原子力委員会、原子力安全・保安院及び経済産業省に対して、安全審査を厳正に実施するよう、要請文を发出 女川1号機原子炉建屋地下1階(RHRポンプ(A)室非常用空調機エリア:管理区域外)にて火災
	11.21	東北電力は、女川1号機原子炉建屋地下1階における火災について、県、市町に対し、再発防止策を提出
	11.27	女川1号機原子炉格納容器内(管理区域内)にて火災
11.28	県、女川町及び石巻市は、女川1号機原子炉格納容器内にて発生した火災について、原子力発電所内での確認調査を実施	
12.6	女川3号機取水機で、作業員が乗ったまま移動させた作業台が転倒し、作業員が落下、2名軽傷	
12.19	東北電力は、女川1号機原子炉格納容器で発生した火災について、県、女川町及び石巻市に報告書を提出	
12.25	県、女川町及び石巻市は、安全協定に基づき、女川1号機原子炉格納容器内にて発生した火災について、調査結果及び再発防止策を確認するため、原子力発電所内への立入調査を実施	
平成21年 (2009)	1.22～23	第25回原子力防災訓練
	2.4	平成20年12月に女川原子力発電所から日本原低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出した、低レベル放射性廃棄物輸送容器上蓋固定ボルトに締め付け不足があったことが判明
	2.19	女川1号機にて、作業手順の誤りから原子炉水位発信機に誤信号を発生させ、非常用炉心冷却系が作動
	3.15	女川1号機にて、残留熱除去系(B)系統で圧力上昇により最高使用圧力を超えていたことが判明
	3.23	女川1号機にて、発電機出力上昇過程において、1本の制御棒が操作していないにもかかわらず、全引抜位置から全挿入する事象が発生
	3.31	東北電力は、国に対し、女川2号機及び3号機の耐震設計審査指針改訂を踏まえた耐震安全性評価の中間報告を提出
	4.3	県は東北電力に対し、女川1号機において2月及び3月に発生した非常用炉心冷却系の誤作動及び予定外の制御棒挿入事象等について、根本原因を分析のうえ、再発防止対策の確実な実施を文書にて要請
	5.8	県、女川町及び石巻市が女川1号機の定期検査終了及び誤信号による非常用炉心冷却系の作動等を受け立入調査を実施
	5.28	女川3号機にて、定期検査中に1本の制御棒が全挿入位置からさらに挿入側に動作し、直後に全挿入位置に戻る事象が発生
	5.29	東北電力は国に対し、女川3号機のブルサーマル計画に関する原子炉設置変更許可申請書の添付書類の一部補正を提出
	6.10	原子力安全・保安院は女川3号機のブルサーマル計画に関する一次審査を終了し、原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
	6.11	女川1号機にて、発電機と励磁機の接合部から油が飛散し、補修のために原子炉停止
6.12	東北電力は、女川3号機のブルサーマルの導入時期を2010年度から2015年度に見直ししたことを発表	
平成21年 (2009)	7.15	女川1号機にて、高圧注水系の定期試験時において動作可能であることが確認できない保安規定違反事象が発生
	7.23	女川3号機にて、低圧第2給水加熱器(A)水位調節弁の自動制御が正常に行われないことを確認。翌24日に当該弁点検のため、原子炉停止
		女川3号機にて、補助ボイラー(A)について定期事業者点検を開始しなければならない運転時間を超過していることが判明
	8.25	県、女川町及び石巻市が女川3号機の定期検査終了及び1号機高圧注水系に係る保安規定違反を受け立入調査を実施
	9.5	県、女川町及び石巻市は、基調講演会「ブルサーマルを考える」を開催(開催地:石巻市牡鹿体育館、女川町生涯教育センター)
	9.24	県、女川町及び石巻市は、「女川原子力発電所3号機におけるブルサーマルの安全性に係る検討会議」(以下、安全性検討会議)という。)を設置
	10.7	県、女川町及び石巻市は、第1回安全性検討会議を開催(計3回)
	10.31	県、女川町及び石巻市は、「ブルサーマルを考える対話フォーラム」を開催(計3回)
	11.17 ～18	第26回原子力防災訓練
	12.1	県、女川町及び石巻市は、第4回安全性検討会議を開催
	12.3	原子力安全・保安院は、女川1号機の耐震バックチェックの中間報告は妥当であると公表
	12.4	県、女川町及び石巻市は、女川3号機のブルサーマル計画全般について、意見募集を実施(意見募集期間:平成22年2月5日まで)
	12.8	安全性検討会議による女川原子力発電所の実地調査を実施
	12.10	県は、ブルサーマルに係る講師派遣事業を開始(期間:平成22年1月末申込みまで)
	12.18	安全性検討会議座長は、県、女川町及び石巻市に対して安全性検討会議委員の意見集約結果を報告
	12.22	原子力委員会は女川2号機のブルサーマル計画に関する二次審査を終了し、経済産業省に答申
12.24	県、女川町及び石巻市は、第5回安全性検討会議を開催し、「女川3号機におけるブルサーマルの安全性に係る自治体の見解(案)」を公表 原子力安全委員会は女川3号機のブルサーマル計画に関する二次審査を終了し、経済産業省に答申	
12.28	県、女川町及び石巻市は、「女川3号機におけるブルサーマルの安全性に係る自治体の見解(案)」に対するパブリックコメントを実施(実施期間:平成22年1月27日まで)	

年	月日	主な出来事
平成22年 (2010)	1.6	文部科学省は、女川3号機のプルサーマル計画に関する原子炉設置変更許可申請に対し同意
	1.8	経済産業省は、女川3号機のプルサーマル計画に関する原子炉設置変更を許可
	1.31	経済産業省は、「プルサーマルの必要性、安全性及び耐震バックチェックに関する住民説明会」を開催(開催地:女川町生涯教育センター)
	2.15	県、女川町及び石巻市は、第6回安全性検討会議を開催(本会議にて終了)
	2.16	県、女川町及び石巻市は、「女川3号機におけるプルサーマルの安全性に係る自治体の見解」を公表
	3.4	伊方3号機で、プルサーマルによる発電を開始
	3.7	女川3号機プルサーマル計画について、知事、女川町長及び石巻市長が県庁にて協議し、東北電力からの事前協議について了解することを決定
	3.23	県、女川町及び石巻市は経済産業省に対し、女川3号機でプルサーマルが実施されるに当たり、核燃料サイクルの着実な実施等について万全の措置を講ずるよう要請
	5.12	女川1号機の定期検査で、原子炉圧力容器再循環出入ロノズル配管の溶接継手部の1か所にひびの兆候を確認 ※その後、ひびと断定され、健全性評価制度に基づく評価を行い健全性が確保されることが確認され、継続使用することとした
	10.22	東北電力は、東通1号機にて定期検査間隔を従来の13か月以内から16か月以内に延長することを発表
	11.4～5	第27回原子力防災訓練
	11.10	県・女川町・石巻市が女川1号機の定期検査終了等を受け、立入調査を実施
	11.27	県、女川町及び石巻市は、～プルサーマルシンポジウム2010～を開催(開催地:女川生涯教育センター)
	12.27	女川3号機(定格熱出力一定運転中)にて、気体廃棄物処理系の気体中に含まれる放射性物質濃度の定例分析を実施したところ、燃料に微量な漏えいが生じたものと推定される放射性希ガス濃度の上昇を確認
平成23年 (2011)	1.17	県・女川町・石巻市が女川3号機の定期検査終了を受け、立入調査を実施
	1.25	東北電力は、県、女川町及び石巻市に対し、女川1号機及び2号機の高圧ガス施設にて、高圧ガス保安法に違反し、許可申請や届け出が行われていないまま配管等を交換したことを報告
	2.1	県は、女川原子力発電所に対し、高圧ガス保安法の遵守について注意を促し、再発防止を図るように文書指示
	2.28	東北電力は、県、女川町及び石巻市に対して、安全協定に基づき、女川原子力発電所の固体廃棄物貯蔵所の増設について事前了解を申入れ
	2.28	東北電力は、女川原子力発電所における固体廃棄物貯蔵所の増設に係る原子炉設置変更許可を宮城県、女川町、石巻市に事前協議申入れ
	3.1	東北電力は、国に対し、女川原子力発電所の固体廃棄物貯蔵所の増設に関する原子炉設置変更許可を申請
	3.11	14時46分、東北地方太平洋沖を震源域とするM9.0の巨大地震が発生し、女川1号機、2号機および3号機の自動停止(保安確認用地震計567.5ガル) この地震による津波により、福島第一原子力発電所が被災、当該発電所から半径3km圏内の住民に避難指示、3～10km圏内に屋内退避指示 女川原子力発電所にて、震災による付近住民の避難者を受入れ(6月6日まで最大受け入れ人数364人)
	3.12	15時36分、福島第一1号機が水素爆発し、20km圏内の住民に避難指示
	3.12	東日本大震災により原子力センターが滅失したことから、事務所を県庁内に移転
	3.13	女川原子力発電所のモニタリングポスト指示値上昇に伴う原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報実施
	3.14	11時01分、福島第一3号機が水素爆発 空間ガンマ線線量率の測定を開始(東北電力の協力、県内8箇所。翌日から県南7箇所を毎日継続して実施。4月5日から3箇所追加して県南10箇所を実施)
	3.15	福島第一2号機の圧力抑制室で破損事故、半径20km～30km圏内に屋内退避指示
	3.16	県南の各地の測点で空間ガンマ線線量率の測定結果がピーク(山元町1.59 μ Sv/h) 県庁に福島第一原子力発電所事故に関する電話相談窓口を開設
	3.25	政府は、福島第一原子力発電所から半径20～30km圏内の市町村住民の自主避難を要請
	4.7	東北電力は、女川原子力発電所における平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震時に取得された地震観測記録の分析及び津波の調査結果を報告(基準地震動Ssに対する最大応答加速度を一部超過)
	4.8	東北電力は、4月7日23時32分頃の地震の発生状況について、地震後も原子炉は冷温停止状態を保持(保安確認用地震計476.3ガル)と発表 東北地方太平洋沖地震による津波に起因する原子力発電所事故を踏まえた省令改正に伴う女川および東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請
	4.12	原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所事故の国際原子力事象評価尺度(INES)をこれまでの「レベル5」から「レベル7」に引き上げ
	4.26	知事、女川町長及び石巻市長は、東日本大震災の地震被害と現時点で実施している安全対策の状況を確認するため、女川原子力発電所立入調査を実施
	4.28	東北電力は平成22年度原子力施設の耐震安全性に係る新知見を報告
	5.9	中部電力は菅首相(当時)の要請に基づき、運転中を含めた浜岡原子力発電所全炉の運転停止を受け入れ
	5.18	東北電力は福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた女川原子力発電所における緊急安全対策の実施状況を経済産業省に報告
	5.19	女川原子力発電所の組織整備に係る原子炉施設保安規定変更認可申請
	6.6	独メルケル政権は2022年までに国内で稼働中の原子炉17基すべてを閉鎖することを閣議決定
	6.13	女川原子力発電所のモニタリングポスト指示値上昇に伴う原子力災害対策特別措置法第10条に基づく第1緊急体制の解除
	6.14	東北電力は福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施状況を経済産業省に報告
	6.15	女川原子力発電所の組織整備に係る原子炉施設保安規定変更認可
	7.8	東北電力は女川原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果を国に報告
	7.19	県が東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部を設置
	7.26	内閣府の食品安全委員会は、一般公衆への放射性物質の健康影響評価について、生涯累計線量として「おおよそ100ミリシーベルトまで」とする基準を示した
	8.3	福島第一原子力発電所事故の賠償を進めるための、原子力損害賠償支援機構法が参院本会議で可決・成立
	8.17	調整運転中の泊3号機が運転入り(東日本大震災後の原子力発電所の営業運転としては初めて)
	8.30	放射性物質汚染対処特措法の公布
	9.10	女川1号機の第20回定期検査および女川3号機の第7回定期検査の開始
	9.12	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の設立
9.22	女川1号機において、台風15号による雨水がタービン建屋へ流入	
9.28	県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」を開設	
10.25	「第1回宮城県健康影響に関する有識者会議」の開催	
10.27	女川原子力発電所および東通原子力発電所の安全性に関する総合的評価(ストレステスト)の二次評価開始	

年	月日	主な出来事	
平成23年 (2011)	10.28	県、女川町及び石巻市は、震災被害復旧作業及び緊急安全対策の実施状況の確認のため、女川原子力発電所立入調査を実施	
	12.1	東北電力は女川原子力発電所における防潮堤の工事を開始	
	12.6	原子力損害賠償審査会は自主的避難等に係る損害について第一次追補をまとめた	
	12.9	原子力安全・保安院は、女川原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震および4月7日宮城県沖の地震時に取得された地震観測記録のはざどり解析結果を公表	
	12.20	県は、宮城県環境審議会会長に対し、県内の放射線・放射能の測定及び線量低減対策のあり方について諮問 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」第2回会合	
	12.21	県は、放射性物質汚染に係る除染支援チームを発足	
	12.26	「第1回宮城県環境審議会放射能対策専門委員会議」の開催 県は「第1回除染対策連絡調整会議」を開催	
	12.27	県及び県内33市町の平成23年度分の一部の損害賠償請求書を東京電力に提出(第一次請求)	
	平成24年 (2012)	1.17	東北電力以外の電力会社の電力系統事故の影響により、東北電力管内の広い地域において瞬間的に電圧が低下する事象が発生、女川1号機の使用済燃料プールを冷却する燃料プール冷却浄化系ポンプが停止
		1.23	原子力センター検査室のゲルマニウム半導体検出器の運用開始
1.30		県は東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針を決定	
1.16		原子力安全委員会は福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策30項目を公表	
2.22		県は東北大学大学院石井教授に対する除染アドバイザー委嘱状を交付	
2.24		東北電力は女川3号機定期安全レビュー(第1回)の実施結果について公表	
2.28		放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の追加指定の告示(亶理町の追加)	
2.29		東北電力は、平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間とりまとめ)に基づき検討結果を報告	
3.13		女川原子力発電所で巨大地震と津波を想定した防災訓練を実施	
3.19		県が東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画を策定	
3.22		原子力安全委員会は防災指針に関する中間とりまとめ 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」第3回会合	
3.30		福島第一原子力発電所事故からの福島県の再生に向け、国が行う施策や自治体支援策などを定めた福島復興再生特別措置法が成立	
4.1		食品に含まれる放射性セシウムの新基準値が適用開始	
4.2		県及び文部科学省設置のモニタリングポストのデータを公開	
4.3		大型の低気圧の影響により、東北電力管内における送電線において瞬間的に電圧が低下する事象が発生。女川1号機の使用済燃料プールを冷却するポンプ(燃料プールポンプ)が停止	
4.4		女川1号機の非常用補機冷却海水ポンプ(A)が自動停止	
4.5		政府が原子力発電所の再稼働を判断する暫定基準を公表	
4.19		福島第一1～4号機が電気事業法に基づき廃止	
4.25		宮城県防災会議幹事会議開催	
4.26		女川原子力発電所における防潮堤の本体工事が完了	
5.5		泊3号機が定期検査入りし、42年ぶりに稼働原子力発電所がゼロに	
5.8		県、女川町及び石巻市は、女川原子力発電所の固体廃棄物貯蔵所の増設についての事前協議を了解	
5.17		県が放射線・放射能測定実施計画を策定	
5.24		東京電力は福島第一原子力発電所事故により1～3号機から放出された放射性物質の総量が90万テラベクレルとの試算結果を公表 白石市、七ヶ宿町、丸森町、亶理町及び山元町が除染実施計画を策定	
5.28		栗原市が除染実施計画を策定	
6.7		女川1号機において原子炉建屋天井クレーン走行部の損傷を確認	
6.11		県内のすべての指定市町が除染実施計画を策定	
6.15		東北電力は、女川3号機点検中に燃料集合体チャンネルボックス11本の上部(クリップ接合部)に欠損を発見	
6.16		政府は大飯原子力発電所の再稼働を決定	
6.25		東京電力は福島第一原子力発電所事故による観光業の風評被害について、福島県を除く東北5県に対する賠償基準案を提示	
6.27		原子力災害対策特別措置法が改正 原子力規制委員会設置法が公布	
7.1		大飯3号機が再稼働	
7.5		国会事故調査委員会が最終報告書を公表	
7.13		政府は福島第一原子力発電所事故を受けた福島復興再生基本方針を閣議決定	
7.17		大飯4号機が再稼働	
7.24		東北電力は、女川原子力発電所と東通原子力発電所で大津波を想定した非常災害対策訓練を実施 東京電力は、福島第一原子力発電所事故の避難区域再編に伴う宅地、建物や家財などの賠償の具体案を発表	
7.30		国際原子力機関(IAEA)の調査団は、女川原子力発電所で東日本大震災の津波の影響や耐震安全性に関する現地調査を開始	
8.10		東北電力は、女川3号機における燃料集合体チャンネルボックス上部(クリップ)の一部欠損について、中間報告を原子力安全・保安院に報告	
8.10		国際原子力機関(IAEA)は、女川原子力発電所で行った耐震安全性や津波影響に関する現地調査について、「安全システムが健全に機能し、主要設備に目立った損傷はなかった」との報告をまとめ、経済産業省に提出	
8.13		東京電力が、丸森町における精神的損害に係る損害賠償請求受付の開始を発表	
8.21		東京電力は、福島第一原子力発電所事故の損害賠償で、丸森町内の観光業風評被害も対象に加えると発表	
9.5		「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」第4回会合	
9.6		中央防災会議は防災基本計画を改定、原子力災害対策編を大幅に修正	
9.14		県は、岩手県及び両県市長会・町村会合同による、国に対する風評被害の指針への明示等要望及び東京電力に対する風評被害の完全賠償の要請活動を実施	
9.19		原子力規制委員会が発足	
10.1		県が学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定結果を公表 食品に含まれる放射性セシウムの基準値が、暫定規制値が適用されていたコメと牛肉にも適用開始	
10.3		原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故を踏まえた「原子力災害対策指針」の原案を公表。原子力災害対策の重点区域について、現行の8～10km圏から30km圏に拡大する方針	
10.15	県内のすべての市町村が住民持込の食材の放射能測定を開始		

年	月日	主な出来事
平成24年 (2012)	10.18	東京電力は、福島第一原子力発電所事故に伴う観光業の風評被害について、福島県以外の東北5県の観光業者を賠償対象に追加すると発表
	10.31	原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を決定
	11.20	宮城県防災会議原子力防災部会開催
	12.3	原子力災害対策指針告示
	12.25	原子力規制委員会は、原子力発電所事故時の甲状腺の被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤を事前に原子力発電所周辺各戸に配布する方針を決定
平成25年 (2013)	1.1	東京電力が福島第一原子力発電所事故の収束作業拠点「ヴィレッジ」(福島県楡葉町・広野町)内に「福島復興本社」を設立
	1.7	東北電力が県、女川町及び石巻市に「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画案」の協議申し入れ
	1.9	宮城県防災会議原子力防災部会開催
	1.18	宮城県防災会議幹事会議開催
	1.30	原子力損害賠償紛争審査会は、農林水産物の買い控えなど風評被害へも損害賠償の対象を広げる中間指針第三次追補をまとめ、宮城県も対象とされた
	2.1	県防災会議が県地域防災計画(原子力災害対策編)を修正
	2.12	北朝鮮が三度目の地下核実験を実施
	2.13	東京電力が、丸森町における自主避難等に係る追加賠償金の請求受付の開始を発表
	2.27	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正
	3.22	第28回宮城県原子力防災訓練(緊急時通信連絡訓練)を実施
	3.27	女川原子力発電所で、原災法第15条事象を想定した防災訓練を実施
	4.9	東北電力は、国際原子力機関(IAEA)が実施した女川原子力発電所の耐震性について「大規模地震にも関わらず、驚くほど損傷なし」とする最終報告書を公表 農協グループの宮城県協議会が、東京電力に滞っている損害賠償の早期実行を申し入れ
	4.16	県は、福島第一原子力発電所の地下貯水槽からの汚染水漏れなどトラブルが相次ぐ東京電力の幹部を呼び、対策の徹底と速やかな情報提供を要請
	4.22	県は、宮城県産の農産物が福島第一原子力発電所事故による風評被害の損害賠償対象になったことを受け、農業者や直売所を対象とした説明会を開始
	4.23	核実験全面禁止条約機関は、2月に北朝鮮の核実験で発生した可能性の高い放射性ガスを4月8、9日に日本の高崎観測所(群馬県)で検出したと発表
	4.24	東北電力は、福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償を東電に求める方針を明示
	5.2	環境省は、新たな除染技術やこれまでの除染作業からの知見等が蓄積されてきていることを踏まえ、除染関係ガイドラインを改訂
	5.9	県は、県産農林水産物を使用した加工品が風評被害の損害賠償対象となったことを受け、食品加工業者等を対象に県内7圏域で説明会・相談会を開始
	5.14	東北電力は、女川原子力発電所の防潮堤を海拔17mから29mへかさ上げすると発表し、5月29日から工事を開始
	5.16	丸森町は、福島第一原子力発電所事故で放射性物質に汚染された牧草の一時保管が議会で可決、処理費用は東京電力に損害賠償請求
	5.17	県は、福島第一原子力発電所で異常が発生した場合、東京電力が速やかに県に通報するなどの連絡体制を定めた覚書を東電と取り交わす
	5.29	福島第一原子力発電所事故の被災者が、民法上の時効(3年)を過ぎても損害賠償を求める訴えを起こせる原賠ADR時効中断特例法が成立
	6.5	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を再改正し、2月に原子力発電所から半径5km圏内の住民に甲状腺被ばくを防ぐための安定ヨウ素剤を事前配布すると決定
	6.6	仙台市は、女川原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定を東北電力と締結(原子力発電所から30km圏外の自治体による締結は、県内初)
	6.19	原子力規制委員会は、過酷事故対策や地震津波対策などを追加した原子力発電所の新規制基準を決定
	6.25	東北電力は、女川原子力発電所で放射性物質を取り除くフィルター付きベント設備の設置工事を開始、平成29年4月の完成を目指す 環境省は、石巻市の放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を解除
	6.27	県は、福島第一原子力発電所事故対策に要した平成23・24年度分の県の人件費について損害賠償請求書を東京電力に提出(第二次請求)
	7.1	福島第一原子力発電所事故の影響で放射線量が高い丸森町筆甫地区で、家屋と周辺の除染作業開始
	7.8	原子力発電所の新規制基準が施行され、北海道電力(泊)、関西電力(大飯・高浜)、四国電力(伊方)、九州電力(川内)の5原子力発電所10基について、各電力が新規制基準の適合性審査を申請、原子力規制委員会は安全審査に着手 女川原子力発電所から半径30km圏内にある登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の5市町長による「UPZ関係自治体首長会議」を設立、代表幹事に登米市長選出
	7.10	原子力規制委員会は、東日本大震災で被災した女川2号機のトラブルが国際的な事故評価尺度(INES)のレベル2「異常事象」との最終評価
	7.12	九州電力が、玄海原子力発電所3、4号機の新規制基準の適合性審査を申請
	7.17	女川原子力発電所で防災訓練(大地震による外部電源喪失の想定)を実施
	7.25	宮城県協議会は、福島第一原子力発電所の風評被害への迅速かつ十分な賠償の実施及び原子力発電所事故の早期収束を求める要望書を東京電力福島復興本社に提出
	8.2	県は、原子力規制庁及び資源エネルギー庁に対し、福島第一原子力発電所の汚染水海洋流出問題で東京電力への強い指導を求める要望を実施
	8.14	原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の廃炉作業実施計画を認可
	8.22	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」第5回会合
	8.23	県は、農林漁業の風評被害に関する損害賠償説明会を開催
	9.5	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正 県は、福島第一原子力発電所において対策の実施状況を実際に確認するとともに、所長に対し、国と協力し、これ以上の汚染水の海洋流出を防止し万全の対策を取るよう要請
	9.13	丸森町は、小学生から満18歳までの町民の内部被ばく検査を独自に実施する方針を示す
	10.2	県は、「子ども・被災者支援法」の基本方針の決定にあたり、客観的な基準に基づき支援対象地域を決定するよう要望
	10.11	政府は、川内原子力発電所で2日間にわたり、大規模な原子力総合防災訓練を実施
10.21	県が、学校の校庭等の空間放射線量率の測定結果を公表(0.23マイクロシーベルト以上の施設がゼロになった)	
11.4	栗原市内で、福島原子力発電所事故の放射性物質汚染被害に関する講演会を実施し「みやぎ原子力発電所損害賠償弁護団」が賠償請求について解説	

年	月日	主な出来事	
平成25年 (2013)	11.6	東北電力は、女川1号機の高経年化対策に関する原子炉施設保安規定の変更認可申請を原子力規制委員会に提出 県は、県内の損害賠償請求を支援するため、仙台弁護士会原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得て、県内7会場で研修会・相談会を開催	
	11.8	大崎広域消防本部が原子力防災訓練を実施	
	11.18	福島第一4号機の使用済み燃料プールより燃料集合体の取り出しを開始	
	11.22	「UPZ関係自治体首長会議」は、東北電力と締結する原子力安全協定について協議	
	11.27	東北電力は、女川原子力発電所に免震重要棟を建設し、基準地振動を現状の580ガルから約1,000ガルへ引き上げると発表	
	12.4	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求の時効を「10年」とする原賠時効特例法が成立	
	12.24	文部科学省は、原子力損害賠償法に基づく原子炉施設の変更通知義務を怠ったとし、東北電力を含む10社・団体を文書で厳重注意	
	12.25	中国電力は、島根2号機の新規制基準の適合性審査を申請 県防災会議原子力部会を開催し、女川原子力発電所の事故に備える県地域防災計画の修正案を大筋了承、甲状腺被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤の配布手順を新たに規定	
	12.26	女川原子力発電所再稼働へ向け、東北電力が県や女川町、石巻市に事前協議を申し入れ	
	12.27	東北電力は、女川2号機の新規制基準の適合性審査を申請(全国で16基目) 環境省は、環境回復検討会において、平成25年8月末時点の一般公衆及び子どもの年間追加被ばく線量が目標を達成したと評価	
	平成26年 (2014)	1.7	日本原燃は、原子力発電所の再処理工場(青森県六ヶ所村)の新規制基準の適合性審査を申請
		1.8	原子力規制委員会は、女川2号機の適合性審査準備手続きとなる初のヒアリングを実施
1.16		女川2号機が新規制基準への適合性審査入り	
1.29		第29回宮城県原子力防災訓練(女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など55機関、約850人が参加)	
1.31		福島第一5、6号機が電気事業法に基づき廃止	
2.5		県防災会議が県地域防災計画(原子力災害対策編)を修正	
2.13		知事・丸森町長らが、環境省・復興庁に対し、福島県と同等以上に高い地域については福島県と同様の手法で実施する除染の費用を補助の対象とするよう要望 県は、平成25年度の「放射線・放射能に関するセミナー・相談会」を登米市・大河原町(2/17)・仙台市(3/27)で全3回実施	
2.14		中部電力が、浜岡4号機の新規制基準の適合性審査を申請	
3.1		原子力規制委員会が所管し、原子力施設の検査や研究を担ってきた「独立行政法人原子力安全基盤機構」と原子力規制委員会が統合	
3.12		県及び市町村等の平成23年度分変更・追加損害賠償請求書を東京電力に提出(第三次請求)	
3.24		県が東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)を策定	
3.25		「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」第6回会合、東電は汚染水対策・損害賠償対応状況について説明	
3.27		東北電力は、東京電力に対し、1億7,000万円の損害賠償請求を行うと発表	
4.1		福島第一原子力発電所から20キロ圏内の田村市都路地区東部の避難指示解除(福島県11市町村の避難区域で初)	
4.11		政府は新エネルギー基本計画を閣議決定	
5.13		東北電力は、発電所で発生する放射性固体廃棄物を貯蔵保管する「サイトバンカ建屋」での貯蔵プールからの水漏れを発表	
5.20		日本原子力発電は、東海第二原子力発電所の新規制基準の適合性審査を申請	
5.21		福井地方裁判所は関西電力へ、大飯3、4号機の運転差し止め命令 福島第一原子力発電所廃炉対策の支援体制を強化するため、原子力損害賠償支援機構法を改正、同機構の従来の損害賠償支援業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加(8月18日に改正法が施行)	
5.22		関西電力は、大飯3、4号機の運転差し止めを命じた福井地裁判決を不服として控訴	
6.4		県は、福島第一原子力発電所において、対策の実施状況を実際に確認するとともに、東京電力に対し、国の指導の下、一日も早く汚染水問題の収束に向けて全力を尽くすよう要請	
6.10		東北電力が、東通1号機の新規制基準の適合性審査を申請	
6.11		県の女川原子力発電所環境保全監視協議会委員等が、モニタリング体制を現地視察	
6.17		福島第一原子力発電所事故をめぐる、東京電力は丸森町筆甫地区の住民694人へ福島県並みの賠償を認める和解案に応じた	
7.2		東北電力は、女川2号機の適合性審査申請のうち、制御建屋や排気筒、原子炉圧力容器の耐震評価に関する工事計画認可申請書を原子力規制委員会に提出	
7.11		東北電力は、女川1号機の原子炉格納容器内部の検査に震災後初めて着手	
7.16		原子力規制委員会は、川内1、2号機が「原子力発電所の新規制基準に適合している」とし、審査書案を了承	
7.20		原子力損害賠償支援機構は、福島第一原子力発電所事故の損害賠償説明会を仙台市内で開催	
7.27		鹿児島県と薩摩川内市は、全国で初めて、原子力発電所事故時に甲状腺被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤を川内原子力発電所から半径5キロ圏内の住民に配布開始	
8.1		東北電力は、女川原子力発電所の低レベル放射性廃棄物貯蔵所が原子力規制委員会と経済産業省の使用済み検査に合格し、運用開始	
8.12		北陸電力が志賀2号機の新規制基準の適合性審査を申請し、原子力発電所を運営する電力10社が出そろった	
8.27	県は東京電力本店を訪問し、風評被害拡大を防ぐために、確実な汚染水処理対策と地下水対策等の丁寧な説明をするよう申し入れ、迅速かつ十分な損害賠償を実施するよう社長に要請		
9.10	原子力規制委員会は、川内原子力発電所1、2号機の「審査書」を正式決定し、原子炉等の設置変更を許可(新規制基準への適合を認めるのは初めて)		
9.11	政府は、福島第一原子力発電所事故を巡る、事故調査・検証委員会調書を公表		
9.12	政府の原子力防災会議が、川内原子力発電所について、政府が鹿児島県や地元9市町と共同で策定した避難計画を了承		
9.18	原子力防災会議を開催し、川内原子力発電所の周辺自治体で作る避難計画の実行性を確認		
9.26	県及び市町村等の平成24年度分損害賠償請求書を東京電力に提出(第四次請求)		

年	月日	主な出来事
平成26年 (2014)	10.9	鹿児島県と薩摩川内市は、川内原子力発電所の新規制基準の審査結果について、初の住民説明会を開催
	10.14	内閣府に、原子力防災体制強化の専門部署新設、約50人の専従職員を配置
	10.17	経済産業省は、運転開始から40年前後が経過した老朽原子力発電所7基について、関係各社に廃炉としかどうかの判断を急ぐよう要請
	10.20	東北電力は、女川原子力発電所で事故が起きた際の情報共有や連絡方法について、山形県と協定締結(岩手県・仙台市に続いて3例目)
	10.28	薩摩川内市長は、臨時市議会で川内原子力発電所の再稼働同意を表明(原子力発電所の新規制基準施行後、地元自治体による同意は初めて)
	10.29	原子力規制庁は、女川2号機の保安検査の結果、設備健全性確認の点検記録の管理に不備があったと発表(違反レベルは、最も軽い「監視」措置だが県の環境生活部長から口頭で再発防止を要請)
	11.4	県、女川町及び石巻市は、女川原子力発電所2号機の保安規定違反に係る立入調査を実施
	11.7	鹿児島県知事は、川内1、2号機の再稼働について同意を表明
	11.8	県は、平成26年度の「放射線・放射能に関するセミナー・相談会」を仙台で開催
	11.11	県は、女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会の初会合を開催
	11.27	大津地方裁判所は、高浜3、4号機と大飯3、4号機の再稼働差し止めを求めた住民の申し立てを却下
	12.2	県は、女川原子力発電所から半径30キロ圏の7市町が策定する避難計画作りを支援するため、避難計画(原子力災害)作成ガイドラインを発表
	12.15	東京電力は、県に対し平成23年11月分までの損害賠償請求について、1億5千万円余の賠償金を支払
	12.16	Jパワー(電源開発)は、建設中の原子力発電所で初めて大間原子力発電所の安全審査を原子力規制委員会に申請
	12.18	東北電力は、女川原子力発電所の安全対策工事中、誤って埋蔵ケーブル1本を切断
12.19	旧消防学校の改修工事が終了し、産業技術総合研究所から暫定オフサイトセンターが移転	
12.22	原子力規制庁が、女川2号機の不適切な機器管理について指導	
平成27年 (2015)	1.16	「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」が初めて現地を視察
	1.23	原子力規制委員会が、新規制基準適合性審査の一環として女川2号機を現地調査
	1.27	第30回宮城県原子力防災訓練(女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約2万人が参加し、住民の避難訓練も実施)
	2.4	東北電力は、女川2号機の地震後設備健全性確認の点検記録について再確認したところ、4,188件の記録不備が見つかったと公表
	2.8	県は、PAZ住民を対象として、平成27年度に甲状腺被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤を事前配布する方針を公表
	2.10	石巻市は、女川原子力発電所の原子力災害を想定した広域避難計画策定に向け、避難先となる27市町村と初めての意見交換会を開催
	2.12	原子力規制委員会は、高浜3、4号機の「審査書」を決定し、原子炉等の設置変更を許可
	3.17	関西電力は、美浜1、2号機の廃炉を決定。日本原子力発電は、敦賀1号機の廃炉を決定
	3.18	原子力規制委員会は、川内1号機の工事計画を認可(2号機の工事計画は5月22日に認可)
	3.18	九州電力は、玄海1号機の廃炉を決定。中国電力は、島根1号機の廃炉を決定
	3.24	県は、東京電力に対し、放射性物質の海洋流出防止対策及び情報公開の徹底について要請
	3.24	「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議第1回幹事会」を開催
	3.30	原子力規制委員会は、川内1号機で使用済検査を開始(新規制基準施行後では全国の原子力発電所で初めての検査)
	3.31	宮城県環境審議会会長は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた宮城県内の放射線・放射能に関する測定及び線量低減対策のあり方について答申
	4.1	県環境放射線監視センター運用開始
	4.5	環境省は、仙台市内で住民向けに、放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場建設に係る説明会を開催
	4.14	福井地裁は、高浜3、4号機の再稼働を認めないとする仮処分を決定
	4.17	関西電力は、福井地裁の仮処分決定を不服とし、同地裁に異議と執行停止を申し立て
	4.20	女川原子力発電所から半径30km圏内にある登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の5市町は、宮城県の立会いのもと、東北電力と「女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書」を締結
	4.22	鹿児島地裁は、川内1、2号機の再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てを却下
	4.22	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正。原子力災害時にSPEEDIを活用しないこと等を決定
	4.30	関西電力は、運転開始から40年を越える高浜1、2号機について、20年の運転期間の延長を原子力規制委員会へ申請(老朽原子力発電所の延長申請は全国初)
	5.13	東北電力は、女川1、3号機の地震後設備健全性確認の点検記録について再確認したところ、計474件の記録不備が見つかったと公表
	5.22	政府は、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を閣議決定
	5.27	原子力規制委員会は、川内1、2号機の保安規定の変更を認可、新規制基準に基づく全ての許認可手続きを完了
	6.12	政府は、福島復興指針の改定を閣議決定し、福島県内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示を平成28年度末までに解除する方針を表明
6.16	中部電力が浜岡3号機の新規制基準の適合性審査を申請	
6.18	東北電力は、女川2、3号機に続き、女川1号機燃料集合体チャンネルボックス9本の上(クリップ接合部)に欠損を発見したと公表	
7.7	九州電力は、川内1号機原子炉へ核燃料を装填	
7.15	原子力規制委員会は、伊方3号機の「審査書」を決定し、原子炉等の設置変更を許可	
7.16	政府は、エネルギー基本計画に基づき、2030年度の電源構成として原子力発電所の比率を20～22%とすることを決定	

年	月日	主な出来事
平成27年 (2015)	7.28	政府は、東京電力の「新総合特別事業計画」改定案を認定
	8.4	原子力規制委員会は、高浜3号機の工事計画を認可(4号機の工事計画は10月9日に認可)
	8.7	南三陸町は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定
	8.11	川内1号機が再稼働(新規制基準に基づく審査に合格した原子力発電所の再稼働は全国初)
	8.26	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正。原子力災害医療体制等について決定
	8.31	国際原子力機関(IAEA)は、福島第一原子力発電所事故の最終報告書を公表
	9.5	政府は、福島第一原子力発電所事故により全域避難となった福島県楢葉町の避難指示を解除(全域避難自治体での避難指示の解除は初めて)
	9.18	東松島市は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定
	9.29	女川1号機において外部電源保護装置更新工事中に外部電源が喪失し非常用発電機が作動
	10.9	原子力規制委員会は、関西電力高浜3、4号機の保安規定を認可、新規制基準に基づく全ての許認可手続を完了
	10.15	川内2号機が同1号機に続き再稼働
	10.26	愛媛県知事が、伊方3号機の再稼働について同意を表明
	10.30	第31回宮城県原子力防災訓練(女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約2,8万人が参加し、住民の避難訓練も実施)
	11.5	日本原子力発電は、敦賀2号機の新規制基準の適合性審査を申請
	11.12	フィンランド政府は、使用済み核燃料の最終処分場建設を世界で初めて許可
	11.16	浦谷町は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定
	12.3	福島県、富岡町、楢葉町は、県内の指定廃棄物を最終処分場で処分する国の計画受入を正式に表明
	12.5	県は、平成27年度の「放射線・放射能に関するセミナー・相談会」を開催
	12.15	東北電力は、女川3号機中央制御室床下で、社内基準に違反して敷設されたケーブルが確認されたと公表
	12.16	電源開発(パワー)は、大間原子力発電所の新規制基準の適合性審査を申請(建設中の原子力発電所の審査申請は全国初)
	12.22	福井県知事が、高浜3、4号機の再稼働に同意を表明
	12.24	福井地裁は、高浜3、4号機の再稼働を差し止めた仮処分決定を取り消し
平成28年 (2016)	1.6	北朝鮮が水爆実験を行ったと公表
	1.29	高浜3号機が再稼働
	2.25	原子力規制委員会は、伊方3号機の「審査書」を決定し、原子炉等の設置変更を許可
	2.26	高浜4号機が再稼働
	3.9	大津地裁は、高浜3、4号機の運転を差し止める仮処分を決定
	3.11	政府は、原子力関係閣僚会議において、原子力災害時に自治体の判断に基づく住民避難へのSPEEDIの活用を容認
	3.19	県及び女川町は、周辺住民に対して安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明会を開催(県内立地自治体で初)
	3.23	原子力規制委員会は、伊方3号機の工事計画を認可
	3.24	東北電力は、平成17年に実施した女川2号機炉心シュラウドサポートの評価計算プログラムの誤りを公表
	3.31	美里町は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定
	4.6	福岡高裁宮城支部は、川内1、2号機運転差し止め仮処分申請を棄却
	4.19	原子力規制委員会は、関西電力伊方3号機の保安規定を認可、新規制基準に基づく全ての許認可手続を完了
	4.20	原子力規制委員会は、高浜原子力発電所1、2号機の「審査書」を決定し、原子炉等の設置変更を許可(運転開始から40年を超える原発では初)
	5.10	四国電力は、伊方1号機の廃炉を決定
	5.11	再処理等拠出金法が成立
	6.8	県、女川町及び石巻市は、女川1～3号機の設備点検記録不備に係る立入調査を実施(関係周辺市町同行)
	6.10	原子力規制委員会は、高浜1、2号機の工事計画を認可
	6.17	大津地裁は、高浜3、4号機の運転を差し止めに命じた仮処分決定に係る関西電力の執行停止申し立てを却下
	6.20	原子力規制委員会は、高浜1、2号機の20年間の運転延長を認可する「審査書」を決定(新規制基準策定後初の運転延長認可)
	6.22	登米市は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定
	6.29	女川原子力発電所におけるケーブルの不適切な敷設について、保安規定違反(違反2)の判定
	7.27	女川3号機中央制御室の火災用緊急連絡装置において、国及び関係自治体等の関係者に対し火災発生情報を誤発信
	8.12	伊方3号機が再稼働
	9.1	北朝鮮が五度目の地下核実験を実施
	9.5	原子力規制委員会は、美浜3号機の「審査書」を決定し、原子炉等の設置変更を許可
	10.26	原子力規制委員会は、美浜3号機の工事計画を認可
	11.11	第32回宮城県原子力防災訓練(各種会議体や通信連絡訓練等を行う初動対応訓練を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約1,2万人が参加)
	11.23	第32回宮城県原子力防災訓練(住民避難訓練等を行う避難等措置訓練の実施を予定していたが、前日に福島県沖で発生した地震及び津波の影響により中止)
	11.28	女川1号機原子炉建屋地下2階熱交換機室において海水が約12.5トン漏えい
	12.21	政府は原子力関係閣僚会議において、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を決定
12.26	四国電力は伊方1号機の廃炉費用や工程をまとめた「廃止措置計画」を原子力規制委員会へ申請	

年	月日	主な出来事
平成29年 (2017)	1.6	九州電力川内1号機は、3ヶ月に及んだ定期検査を終え、営業運転に移行(新規制基準下で、定期検査のため停止した原発が営業運転に戻るのは初めて)
	1.17	東北電力は、原子力規制委員会の審査会合で、東日本大震災で被災した女川原発2号機で、原子炉建屋の壁に1130箇所のひびが確認され、建屋上部は剛性が完成直後から7割下がったとの解析結果を示した。
	1.18	中国電力島根原発2号機の中央制御室の空調換気ダクトに腐食による穴が見つかった問題を受け、原子力規制委員会は、他の原発でも同様の腐食がないか調べるよう、電力各社に指示
	1.20	宮城県は、東京電力福島第一原発事故に伴う損害賠償請求の和解仲介手続き(ADR)で、原子力損害賠償紛争解決センターから県職員の人件費支払いなどを含む和解案が提示されたことを明らかにした。(事故対応に当たった専従職員の給料が賠償額に認定され)
	1.20	東北電力は、女川原発で平成27年から28年に多発したトラブルの分析と再発防止対策を取りまとめ、公表
	2.7	東北電力は、女川2号機について、平成29年4月の予定だった安全対策工事の完了時期を平成30年度後半に延期すると正式に発表(平成29年4月以降としていた再稼働時期は、「準備が整った段階で目指す」と明示しなかった)
	3.9	石巻市は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定
	3.21	県が東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第3期)を策定
	3.22	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正。核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲の設定
	3.27	東北電力は、停止中の女川原発2号機の原子炉建屋地下3階で、仮設排水ポンプの撤去作業中に、放射性物質を含む水約5リットルが漏れ、一部が協力会社の男性作業員3人の顔や服にかかったと発表(3人に被ばくはなく、外部への流出もない。)
	3.28	女川町は、原子力災害対策における広域避難等計画を策定。UPZを含む県内7市町全ての計画が策定された。
	3.28	関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めた昨年3月の大津地裁の仮処分について、大阪高裁は、関電の抗告を認めて取り消す決定
	3.29	仙台市は、東北電力女川原発の重大事故を想定した市地域防災計画の原子力災害対策編の修正案を公表(UPZ内の石巻、東松島両市から約6万4800人の避難者を受け入れる方針を盛り込んだ。)
	3.30	四国電力伊方原発3号機の運転を差し止めるよう広島県の住民らが申し立てた仮処分について、広島地裁は却下する決定をした。
	3.31	東京電力福島第一原発事故の被害で、福島県浪江町、川俣町山木屋地区、飯館村に出ている避難指示が31日午前0時に一部を除き解除
	4.1	東京電力福島第一原発事故の被害で、福島県富岡町に出ている避難指示が1日午前0時に一部を除き解除
	4.13	佐賀県議会が、九州電力玄海原発3、4号機の再稼働に同意する決議案を可決
	4.19	原子力規制委員会は、4つの原子力発電所計5基(日本原子力発電敦賀1号機、関西電力美浜1・2号機、中国電力島根1号機、九州電力玄海1号機)の廃炉計画を認可
	4.24	佐賀県の山口知事は、県庁で記者会見し、九州電力玄海原発3、4号機再稼働への同意を表明
	5.12	環境省は、東京電力福島第一原発事故に伴い、福島県以外の東北・関東地方の7県(岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県)で除染が終了したとする内容の結果を公表
	5.17	関西電力は、高浜原発4号機を再稼働させた。4号機は、昨年2月の再稼働直後に電気系統のトラブルで緊急停止し、その後、3月の大津地裁による運転差し止めの仮処分決定で、運転ができない状態が続いていたが、大阪高裁が今年3月に決定を取消し、法的に運転可能な状態になった。
	5.17	原子力規制委員会は、原発から5キロ圏内に住む寝たきりの高齢者に要援護者が事故時に即時避難するタイミングを、緊急炉心冷却装置(ECCS)の作動が失敗した時点とする原子力災害対策指針の改正案を了承
	5.24	原子力規制委員会は、関西電力大飯原発3、4号機の安全対策が、新規制基準に適合すると認める「審査書」を正式決定
	6.6	午前11時15分頃、茨城県大洗町の日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの分析室で、ウランとプルトニウムを含む核燃料物質が飛散し、男性作業員5人の手足に付着する汚染事故が発生(5人の体調に異変はなく、外部への放射性物質漏えいなど、環境への影響はない)
	6.7	日本原子力研究開発機構は、大洗研究開発センターで放射性物質が漏れた事故で、5人の作業員のうち4人の肺から放射性物質が検出され、内部被ばくしたと発表(50代男性職員からは、2万2千ベクレルの放射能が検出され、現時点での推計は、1年間で1.2ミリシーベルト、50年で12シーベルトをの内部被ばくをする値)
	6.9	日本原子力研究開発機構は、6日の検査で、肺から2万2千ベクレルのプルトニウムが検出された職員ら5人作業員全員について、7日の放射線医学総合研究所の検査では、肺からプルトニウムが検出されなかったと発表(結果が異なる理由としては、機構の除染が不十分で、検査の際に皮膚などに残っていた汚染が影響した可能性がある)
	6.13	九州電力玄海原発3、4号機を巡り、住民らが再稼働の差し止めを求めた仮処分申し立てに対し、佐賀地裁は「原発の安全性に欠けるとは認められない」として差し止めを認めず、申立の却下を決定
	6.19	日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの被ばく事故で、量子科学技術研究開発機構は、作業員5人の尿から放射性物質のプルトニウムとアメリシウムを検出したと発表
	6.28	原子力規制委員会は、運転開始から40年となる四国電力伊方原発1号機の廃止措置計画を認可
	7.5	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正。EALの見直し・策定
	7.10	茨城県大洗町の日本原子力研究開発機構の被ばく事故で、放射線医学総合研究所は、作業員5人のうち最も被ばく線量が高かった1人は、今後50年間で200から100ミリシーベルトと推定されると公表
	7.12	九州電力玄海1号機の廃炉までの工程を示した廃止措置計画に関し、立地自治体の佐賀県と玄海町は安全協定に基づき実施を了解
	7.21	四国電力伊方原発3号機の運転を禁止するよう愛媛県内の住民らが申し立てた仮処分について、松山地裁は却下する決定をした。
	7.28	経済産業省は、原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分ができる可能性のある地域を示した「科学的特性マップ」を提示
	8.2	原子力規制委員会は、6月に日本原子力研究開発機構「大洗研究開発センター」の作業員内部被ばく事故について、深刻度をレベル7から0の8段階で示す国際評価尺度(INES)で、上から6番目の「レベル2」(異常事象)に当たると暫定的に評価
	8.10	原子力規制委員会は、東北電力女川原発2号機の新規制基準に基づく適合性審査会合を開き、基準地震動を1000ガルとする東北電力の想定を了承
	9.3	北朝鮮は、国営メディアを通じ、大陸間弾道ミサイル搭載用の水爆実験に完全成功したと発表
	11.14	第33回宮城県原子力防災訓練(各種会議体や通信連絡訓練等を行う初動対応訓練を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約2.2万人が参加)
	11.23	第33回宮城県原子力防災訓練(住民避難訓練等を行う避難等措置訓練を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約700人が参加)
	11.24	日本原子力発電は、平成30年11月に40年の運転期限を迎える東海第二原発について、20年の期間延長を原子力規制委員会に申請
	11.27	福井県の西川知事は、関西電力大飯3、4号機の再稼働に同意を表明
	12.7	東北電力女川原発の重大事故を想定した広域避難で、女川町は、全町民の受け入れ先となる栗原市と避難に関する協定を締結
	12.12	東北電力は、平成26年4月に女川原発の放射性固体廃棄物の貯蔵プールで確認された水漏れは、東日本大震災などの揺れによってプールのろ過水路にほりなどが詰まり、水位が上昇したことが原因だったと発表

年	月日	主な出来事	
平成29年 (2017)	12.12	東松島市は、12日までに東北電力女川原発の重大事故を想定した広域避難に関する協定を締結し、避難先自治体との協定締結が完了	
	12.13	四国電力伊方原発3号機の運転差し止めを求め、広島市の住民らが申し立てた仮処分即時抗告審で、広島高裁は運転を差し止める決定をした。直ちに効力を持ち、対象期間は平成30年9月30日まで。	
	12.21	石巻市は、東北電力女川原発の重大事故を想定した広域避難に関する協定を気仙沼市と締結し、避難者の受け入れ先となる全27市町村との協定締結が完了	
	12.22	関西電力は、臨時取締役会を開き、大飯原発1、2号機の廃炉を正式に決定	
	12.27	原子力規制委員会は、東京電力が再稼働を目指す柏崎刈羽原発6、7号機の安全対策が新規規制基準に適合していると認める「審査書」を決定	
平成30年 (2018)	1.10	南三陸町は、東北電力女川原発の重大事故を想定した広域避難に関する協定を登米市と締結した。UPZを含む7市町のうち、他自治体への避難を計画する4市町と受入先の県内31市町村との協定が全て締結され、広域避難の枠組みが整った。	
	2.21	原子力規制委員会は、昨年6月に発生した日本原子力研究開発機構「大洗研究開発センター」の作業員内部被ばく事故について、深刻度をレベル7から0の8段階で示す国際評価尺度(INES)で、上から6番目の「レベル2」(異常事象)に当たるとの最終評価を決めた。	
	3.14	大飯3号機が再稼働	
	3.23	玄海3号機が再稼働	
	3.27	四国電力は、伊方2号機の廃炉を決定	
	3.28	原子力規制委員会は、もんじゅの廃止措置計画を認可	
	3.29	日本原子力発電が運営する東海第二原発の再稼働や延長運転に関し、東海村に加え、周辺5市の事前了解が必要とする安全協定を日本原子力発電と6市村が新たに締結	
	4.26	東北電力は、女川2号機について、平成30年後半の予定だった安全対策工事の完了時期を平成32年度に延期すると正式に発表	
	5.9	大飯4号機が再稼働	
	6.16	玄海4号機が再稼働	
	7.4	名古屋高等裁判所は大飯3、4号機の再稼働差し止めを認めた福井地方裁判所の判決を取り消し、住民側の請求を棄却	
	7.17	日米原子力協定自動延長	
	7.19	女川町内に再建するオフサイトセンター着工	
	7.25	原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正。原子力災害対策の目標に係る記述を国際的な考え方と整合を図る	
	8.10	中国電力は、島根3号機の新規制基準の適合性審査を申請	
	9.6	北海道で震度7。泊発電所は外部電源一時喪失	
	9.13	宮城県は公益社団法人宮城県バス協会と「原子力災害時における緊急輸送」に関する協定を締結	
	9.26	原子力規制委員会は、東海第二発電所の「審査書」を決定し、原子炉等の設置変更を許可	
	10.2	「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」制定に係る直接請求を行うための署名収集開始(丸森町以外は12月2日まで。丸森町は町長選挙による署名収集中断期間が有り、12月31日まで)	
	10.25	東北電力は、女川1号機の廃炉を決定	
	10.27	伊方3号機が再稼働	
	11.7	原子力規制委員会は、東海第二発電所の運転延長を認可	
	11.15	高松高等裁判所は、伊方3号機の運転差し止めを求めた仮処分即時抗告審で、申立を退けた松山地方裁判所の決定を支持し、運転を認める決定をした	
	12.4	女川1号機原子炉建屋において復水補給水が約900L水漏れ	
	12.21	東北電力は、女川1号機の廃止日を12月21日として発電事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣宛てに提出	
	平成31年 (2019)	1.24	第34回宮城県原子力防災訓練(住民避難訓練や災害対策本部運営訓練等を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約2.1万人が参加)
		2.7	「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」制定の有効署名数が111,743人であることを告示
2.8		請求代表者から「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」制定の本請求	
2.12		「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」制定の請求を受理	
2.13		九州電力は、玄海2号機の廃炉を決定	
2.21		県議会2月定例会に「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」制定の議案を提出	
3.14		「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」について、総務企画委員会環境生活農林水産委員会の連合審査会で審議が行われ、総務企画委員会で否決	
3.15		「東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例」について、県議会において否決	
3.15		伊方3号機について、山口地方裁判所岩国支部は、山口県の住民が求めた運転差し止めの仮処分申し立てを却下	
4.1		県のモニタリングステーション飯子浜局、鮫浦局、谷川局、荻浜局の運用開始	
4.10		福島県大熊町の一部地域で避難指示が解除された。福島第一原子力発電所の立地自治体としては初の解除	
4.10		高浜3、4号の原子炉設置変更許可の取り消しと無効確認を求めた訴訟で、福井地方裁判所は取り消しの訴えを却下し、無効確認については棄却	

年	月日	主な出来事
令和元年 (2019)	7.10	玄海3、4号の運転差止を住民らが求めた仮処分申し立ての即時抗告審で、福岡高等裁判所は、原子力発電所が安全性に欠けて重大な被害を受ける具体的な危険があると認められないとして、即時抗告を棄却
	7.26	東北電力は、女川1号機の廃止措置計画認可申請について、宮城県、女川町及び石巻市に原子炉施設の変更を事前協議
	7.29	東北電力は、女川1号機の廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出
	7.31	東京電力は、福島第二原子力発電所全1～4号機の廃止を決定
	8.21	女川3号機における放射線モニタの管理について、保安規定違反(監視)の判定
	8.28	女川2号機燃料プール冷却浄化系ポンプが停止し、設備に異常がないことを確認したうえで20分後に再起動し、復旧
	9.2	県、女川町及び石巻市は、女川3号機の保安規定違反等に係る立入調査を実施(関係周辺市町同行)
	9.19	東北電力は、国に対し、女川2号機における新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請の補正書を提出
	9.19	女川1号機の廃止措置計画認可申請書の審査会合開始
	9.25	玄海3、4号の周辺住民らが九州電力に運転差止を求めた仮処分の即時抗告審で、福岡高等裁判所が新規制基準や九州電力の対策を合理的と認め、即時抗告を棄却
	10.16	大飯3、4号機の地震対策は不十分だとして運転差止を求めた仮処分で、福井地方裁判所は申立てを却下
	11.6	東北電力は、国に対し、女川2号機における新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請の補正書を提出
	11.12	石巻市民が、同市と県を相手に、地元同意の差し止めを求める仮処分を、仙台地方裁判所に申し立て
	11.12	第35回宮城県原子力防災訓練(通信連絡訓練や汚染傷病者搬送訓練を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約1,200人が参加)
	11.13	第35回宮城県原子力防災訓練(住民避難訓練、広報訓練、原子力災害医療活動訓練を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約4,800人が参加)
	11.19	東北電力は、国に対し、女川2号機における新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請の補正書を提出
	11.27	原子力規制委員会は、女川2号機の原子炉設置変更許可に関する審査結果の案をとりまとめ、科学的・技術的意見を募集(11月28日から12月27日までの30日間)
	12.3	女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分の第1回審尋が行われ、県と石巻市は申し立ての却下を求めた
	12.11	原子力規制委員会は、大飯1、2号機の廃止措置計画を認可
	12.20	原子力委員会委員長は、原子力規制委員会が作成した女川2号機の審査書案を妥当とし、答申
	12.20	経済産業大臣は、女川2号機の設置変更許可について、許可することに異存はない旨、回答
	令和2年 (2020)	1.17
2.3		内閣府(原子力防災)は、安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について、UPZ内住民への事前配布が実施可能な旨、関係道府県に連絡
2.7		東北電力は、国に対し、女川2号機における新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請の補正書を提出
2.12		女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分の第2回審尋が行われ、県と石巻市は同意そのものが差し止めの対象にならないと反論
2.26		原子力規制委員会は、女川2号機が新規制基準に適合していると認める審査書を決定し、原子炉設置変更を許可
3.2		資源エネルギー庁長官が、女川2号機の再稼働を進める政府の方針が記載された経済産業大臣名の文書を知事に手交(理解確保の要請)
3.3		女川2号機の稼働の是非に係る県民投票条例案が議員提案として提出され、賛成少数で否決
3.16		九州電力川内原子力発電所1号機が、特定重大事故等対処施設の完成が期限に間に合わないことから停止
3.17		女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分の第3回審尋が行われ、住民側は避難計画の不備を指摘
3.18		原子力規制委員会は、女川1号機の廃止措置計画を認可
3.25		第1回女川地域原子力防災協議会が開催され、女川地域の緊急時対応を確認
3.27		女川原子力発電所2号機管理区域において作業員の内部被ばく発生(東北電力の原子力発電所で内部被ばくが発生したのは初)。内部被ばく量は0.05 mSv
4.1		宮城県女川オフサイトセンター運用開始
4.28		女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分の第4回審尋が行われ、住民側は避難計画の不備が住民の人格権侵害に当たると改めて主張
4.30		東北電力は、安全対策工事の完了時期を令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)に延期すると発表
5.21		県は、女川原子力発電所の事故を想定した住民の避難時間のシミュレーション結果を公表
5.22		県、女川町及び石巻市は、女川1号機の廃止措置計画についての事前協議を了解
5.27		女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分の第5回審尋が行われ、住民側は避難時間の試算結果に触れ、改めて避難計画の問題点を指摘
5.29		東北電力は、国に対し、女川2号機における新規制基準への適合性審査に係る工事計画認可申請の補正書を提出
6.16		女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分の第6回審尋が行われた。仙台地方裁判所は、状況を見て、できるだけ早く判断したいとの意向
6.17		第2回女川地域原子力防災協議会が開催され、女川地域の緊急時対応を改定
6.22		第10回原子力防災協議会が開催され、女川地域の緊急時対応を了承
7.6		女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分について、仙台地方裁判所は申立てを却下
7.10		石巻市民が、地元同意の差し止めを求める仮処分の申し立てを却下した決定を不服として、仙台高等裁判所に即時抗告
7.28		東北電力は、女川1号機の廃止措置作業に着手
7.29		第24回女川原子力発電所の安全性に関する検討会を開催(本会議にて終了)
8.1		女川原子力発電所に関する住民説明会を女川町にて開催(以降、8月19日までに全7回開催)
8.2		女川原子力発電所に関する住民説明会を石巻市にて開催(牡鹿会場)
8.6		女川原子力発電所2号機について、新規制基準への対応に伴う地震・津波対策や重大事故対策等の状況を現地を確認することを目的として、知事、女川町長及び石巻市長による女川原子力発電所の視察を実施
8.8		女川原子力発電所に関する住民説明会を石巻市にて開催(石巻会場)
8.9	女川原子力発電所に関する住民説明会を石巻市にて開催(河北会場)	
8.10	女川原子力発電所に関する住民説明会を石巻市にて開催(渡波会場)	
8.18	女川原子力発電所に関する住民説明会を東松島町にて開催(東松島会場)	
8.19	女川原子力発電所に関する住民説明会を南三陸町にて開催(南三陸会場)	
8.19	女川町議会原発対策特別委員会において再稼働に賛成する陳情4件を採択し、反対する請願2件を不採択	
9.7	女川町議会本会議において再稼働に賛成する陳情4件を採択し、反対する請願2件を不採択	
9.8	国は、令和2年度の原子力総合防災訓練を女川地域で実施すると表明	
9.17	石巻市議会総務企画委員会において再稼働に賛成する陳情1件を採択し、反対する請願1件を不採択	

年	月日	主な出来事
	9.24	石巻市議会本会議において再稼働に賛成する陳情1件を採択し、反対する請願1件を不採択
	9.25	女川町長が東北電力に対して、女川原子力発電所2号機の再稼働の判断にあたり、「安全文化・安全思想、コミュニケーション等」について確認を要請
	10.9	女川2号機の再稼働に関して、女川町長が経済産業大臣に対して、国が主体的に原子力防災策を推進するよう申し入れ
	10.9	北海道寿都町が高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する文献調査に応募
	10.9	北海道神恵内村が高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する文献調査に係る国の申し入れを受諾(受諾の文書提出は10月15日)
	10.13	宮城県環境福祉委員会において、早期に再稼働の理解を表明することを求める請願が採択され、再稼働しないことを求める請願が不採択
	10.19	内閣府原子力防災担当大臣が県内を視察し、知事、女川町長、石巻市長がそれぞれ大臣と会談
	10.22	宮城県議会において、早期に再稼働の理解を表明することを求める請願が採択され、再稼働しないことを求める請願が不採択
	10.23	女川2号機の地元同意差し止めを求めた仮処分について、仙台高等裁判所は即時抗告を棄却
	10.29	女川町長が東北電力取締役社長から9.25の要請の回答を受ける
	11.6	女川町長が知事と会談を行い、女川町長が再稼働判断時に重視する点を説明し、県に対し原子力対策等の取組姿勢を聴取
	11.9	女川原子力発電所2号機の再稼働に関する意見を確認するために、宮城県市町村長会議を開催
11.11	知事、女川町長、石巻市長が三者会談を行い、事前協議に了解すること及び理解確保の要請に対し了承することを確認	
11.17	九州電力は、全国で初めて特定重大事故等対処施設を整備した川内原子力発電所を起動	
11.17	経済産業省は、寿都町と神恵内村での文献調査の実施に向けた原子力発電環境整備機構(NUMO)の事業計画変更を認可	
11.18	県、女川町及び石巻市は、女川2号機の原子炉施設の変更についての事前協議を了解し、東北電力取締役社長に回答を手交	
11.18	県は、女川2号機の再稼働へ向けた政府の方針を了承し、知事が経済産業大臣への回答を手交	
12.24	知事が東京電力福島第一原子力発電所を視察	
令和3年 (2021)	1.22	令和2年度原子力防災訓練の延期を決定
	1.28	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、東北電力は、女川1号機の廃止措置計画変更認可申請の補正に当たり、宮城県、女川町及び石巻市に原子炉施設の変更を事前協議
	2.5	国は、宮城県で実施する予定であった国の原子力総合防災訓練について今年度中の実施を見送り
	2.13	福島県沖地震の発生により、女川原子力発電所3号炉建屋の使用済み核燃料プールにボルト類が落下
	2.16	県、女川町及び石巻市は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等を確認するため女川原子力発電所への立入調査を実施
	3.4	女川1号機第1回定期事業者検査(廃止措置段階)
	3.25	県、女川町及び石巻市は、2月13日及び3月20日に発生した地震により発生した軽微な被害の状況を確認するため立入調査を実施(関係周辺市町同行)
	3.29	県、女川町及び石巻市は、女川1号機の廃止措置計画変更についての事前協議を了解
	4.13	政府の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分方法として、2年程度後に海洋放出する基本方針を決定
	4.14	原子力規制委員会が、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に必要な核燃料の移動や装填を禁じる行政処分を決定
	5.11	処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を設置
	5.28	石巻市住民が女川原子力発電所運転差止めを求め被告を東北電力とし仙台地裁に提訴
	6.23	美浜原発3号機が、全国で初めて40年超での再稼働(7.27本格運転開始)
	7.12	女川原子力発電所2号機制御建屋内への硫化水素の流出により、体調不良者の発生
	7.15	県、女川町及び石巻市は、令和3年7月12日に2号機制御建屋で発生した体調不良者の発生等について、立入調査を実施
	9.15	島根原子力発電所2号機で、新規規制基準適合性に係る審査合格(変更許可)
	10.14	副知事が東京電力福島第一原子力発電所を視察
	11.15	県、女川町及び石巻市は、2号機制御建屋内への硫化水素の流出に係る原因及び対策の状況等について、立入り調査を実施
12.2	伊方原発3号機が再稼働(12.3臨界、12.4通常運転)	
12.21	東京電力は他核種除去設備等処理水の取扱いに関する「福島第一原子力発電所施設に係る実施計画変更認可申請書」を原子力規制委員会に申請	
12.23	原子力規制委員会は、女川2号機における新規規制基準への適合性審査に係る工事計画を認可	
12.28	政府のALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、中長期的な取組の行動計画を策定	
令和4年 (2022)	1.5	東北電力は、女川原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設の設置変更認可申請に当たり、宮城県、女川町及び石巻市に事前協議申入れ
	1.6	東北電力は、女川原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設の原子炉設置変更許可申請書提出
	2.10	宮城県原子力防災訓練((国の原子力総合防災訓練と一体として、住民避難訓練や災害対策本部運営訓練等を実施し、女川原子力発電所から半径30km圏の7市町や国など約2,200人が参加))
	6.2	島根県知事が、島根2号機の再稼働について同意を表明
	6.2	県、女川町及び石巻市は、昨年の地震により使用済み核燃料プールにボルト類が落下したこと対策の確認等のため、立入調査を実施
	6.30	東北電力は、国に対し、女川2号機における新規規制基準への適合性審査に係る保安規程の補正書を提出
	7.22	原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出に係る計画を認可
	7.27	国は、エネルギーや脱炭素等について議論するGX実行会議を開催
	8.2	福島県、大熊町、双葉町は、東京電力福島第一原子力発電所における処理水の海洋放出に係る放出設備の工事実施を了解
	8.10	女川1号機第2回定期検査(廃止措置段階)開始
	10.29	令和4年度原子力防災訓練(住民避難等)
12.21	令和4年度原子力防災訓練(女川オフサイトセンター運営訓練)	
12.27	県、女川町及び石巻市は、安全対策工事の実施状況の確認等のため、立入調査を実施	

<参考>

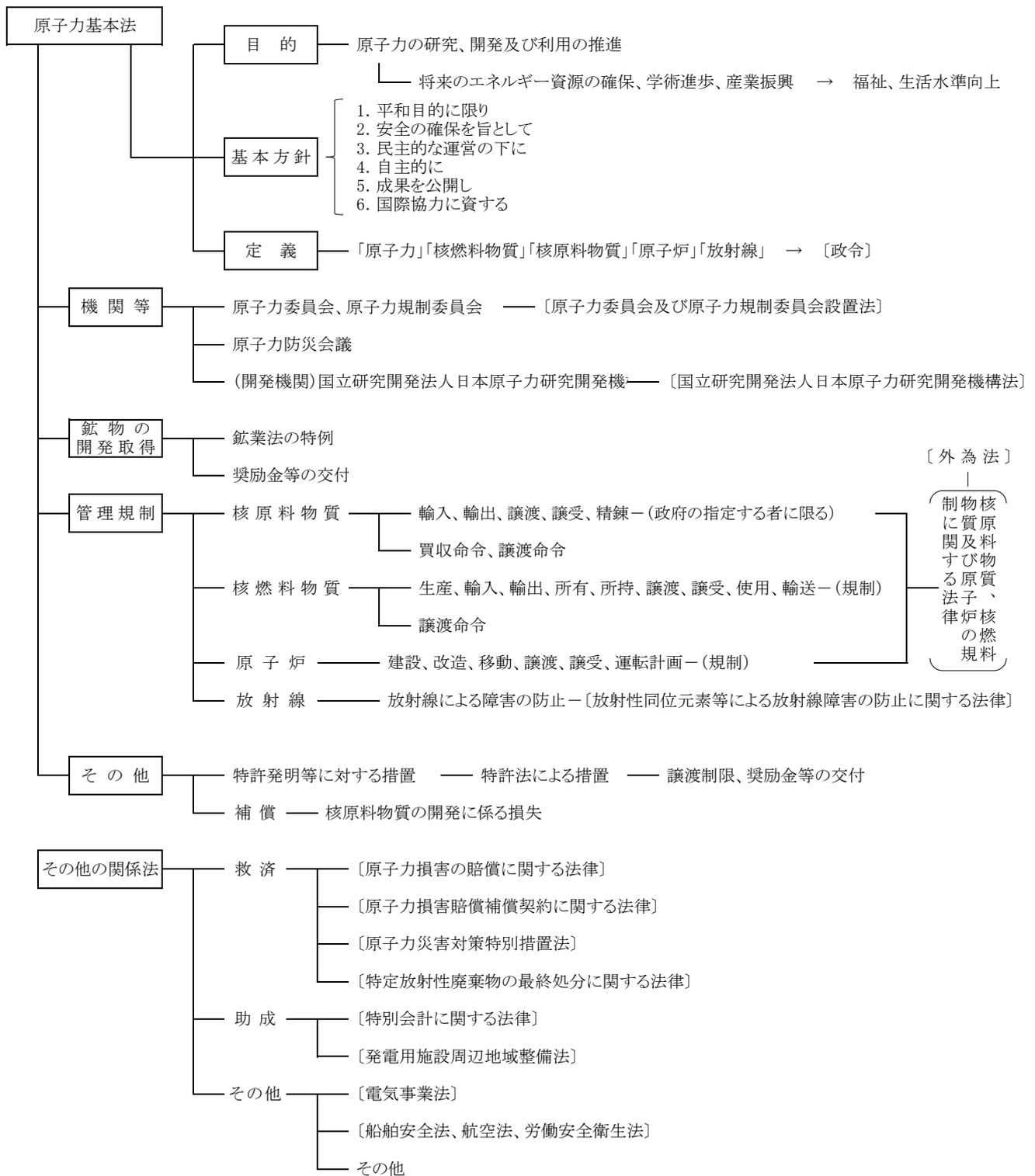
1. 関係法令
2. 原子力防災体制の強化

<付録>

- A 原子力、放射線（能）に関する用語
- B 計量法による放射線（能）に関する単位

1. 関係法令

(1) 原子力基本法の体系

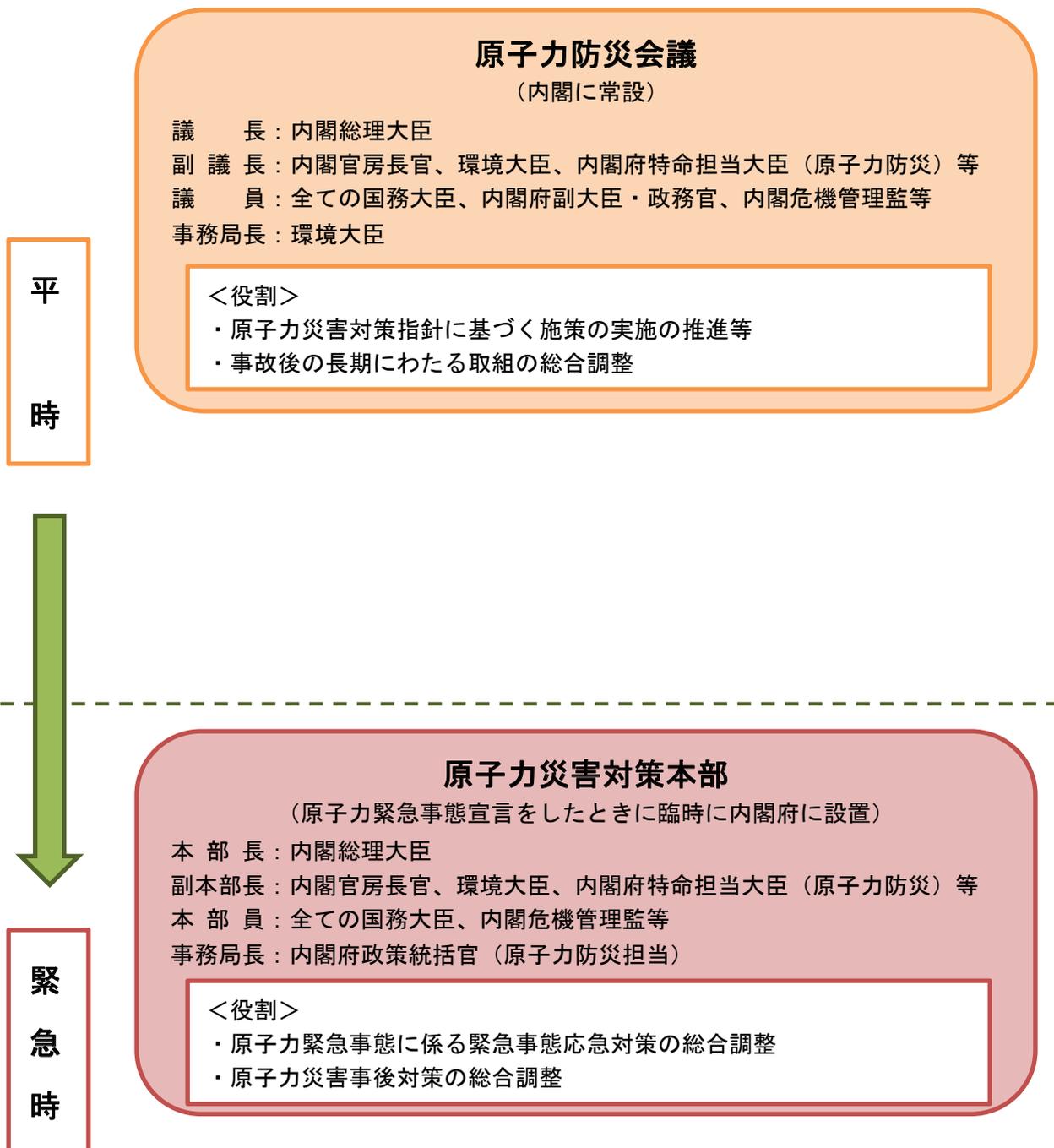


(2) 事故由来放射能物質に係る法律

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)

2. 原子力防災体制の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災対策を推進する体制を整備。
- 原子力施設における緊急時の事故収束について原子力規制委員会が事業者を指導・監督。



付録 A

原子力・放射線（能）に関する用語

[ア]

IAEA

国際原子力機関。国連の下部機関の一つで、原子力平和利用を通じて世界の平和と繁栄に貢献することを目的に昭和 32 年（1957 年）設立された。本部はウィーン。日本は設立当初から加盟している。（International Atomic Energy Agency の略）

ICRP

国際放射線防護委員会。昭和 3 年（1928 年）に設立された国際 X 線・ラジウム防護委員会を継承して 1950 年に設立された国際的な専門家の委員会。昭和 31 年（1956 年）以降は世界保健機構（WHO）の諮問機関として放射線防護に関する国際的な基準を勧告してきた。ICRP の勧告は我が国をはじめ、各国の放射線防護基準の基本として採用されている。（International Commission on Radiological Protection の略）

RPLD

蛍光ガラス線量計の欄参照。（RadioPhotoLuminescence glass Dosimeter の略）

α （アルファ）線

放射線の一種でアルファ粒子の高速の流れをいう。アルファ粒子は、2 個の中性子と 2 個の陽子からなる原子核すなわちヘリウムの原子核である。電場、磁場で屈曲し、化学作用、写真作用がある。物質を通りぬける力は弱く、薄い紙一枚程度で止められる。

アルファ崩壊（壊変）

アルファ線を放出する放射性崩壊。アルファ崩壊をした原子核は、その結果、原子番号が 2、質量数が 4 だけ減少する。

インターロックシステム

原子炉等の誤操作を防止するため、正しい手順で操作したときしか作動しないようになっているシステム。

ECCS

Emergency Core Cooling System の略。（非常用炉心冷却装置の欄参照）

宇宙線

宇宙空間を非常に速い速度で飛んでいる放射線。一個の宇宙線が地球上に飛びこんでくると、地上に到達するまでに大気中の原子核と反応して、陽子、中性子、電子、光子などの放射線を約 1 億個生ずる。これらの放射線は宇宙線シャワーと呼ばれる。

ウラン

元素記号は U。天然に存在する 92 種類の元素の中で最も重い元素で、すべて放射性同位元素である。天然のウランにはウラン-234（存在比 0.005%）、ウラン-235（同 0.72%）、ウラン-238（同 99.275%）の 3 種類が存在する。このうち原子炉内の熱中性子によって核

分裂するのはウラン-235のみで、ウラン-238はそのままでは核分裂せず、中性子を吸収させるとプルトニウム-239に変化し、燃料として使用できる。

ウラン系列

ウラン-238に始まり、途中ラジウム-226、ラドン-222などを経て安定な鉛-206に終わる自然放射性元素の崩壊系列の一つ。

ウラン濃縮

天然ウランの中に含まれる核分裂性のウラン-235の割合は、約0.7%である。軽水炉で効率的に核分裂を起こすには、ウラン-235の割合を2~4%に高める必要がある。同位体混合物である天然ウランから目的とするウラン-235の含有量を高めることをウラン濃縮という。ウラン-235とウラン-238のわずかな質量差を利用した遠心分離法やガス拡散法、レーザ法、化学法等がある。

液体シンチレーションカウンター

試料を液体のシンチレータと混合し、放射線の作用により発光した光を測定することにより放射能を測定する装置。通常、トリチウムのようなエネルギーの低いベータ線の検出に用いられることが多い。(参照：シンチレータ)

SI単位系

昭和35年(1960年)国際度量衡総会で採択された単位系。我が国においても原子力、放射線関係の単位については昭和53年の計量法の一部改正で採用された。詳しくは本書付録Bを参照のこと。

X(エックス)線

1895年ドイツの物理学者レントゲンが真空放電管の実験中に発見したことからレントゲン線ともいう。電磁波の一種で紫外線とガンマ線との間のエネルギーを持つものをさす。蛍光作用、電離作用、写真作用等を有する。物質の透過力はエネルギーが高いものほど大きく、この性質を利用して医療のほか非破壊検査等にも使われている。

NaI(Tl)シンチレーションカウンター

NaI(Tl)シンチレータを検出器として用いる放射線計数装置。主としてガンマ線の計測やガンマ線スペクトルの測定に用いられる。

エレクトロンボルト

記号eV。エネルギーを表す単位の一つ。電子1個が1ボルトの電位差のある真空中を通過したときに受けるエネルギー。電子ボルトともいう。

応力腐食割れ

金属溶接時に発生した力(応力)は接合部に残存するが、これが水中の酸素イオンなどの多い所に置かれると、機械的な作用と電気化学的な作用によって徐々にひび割れが進行する現象。

親核種

ある放射性核種Aが崩壊して別の核種Bに変化したとき、AをBの親核種という。このと

き B は A の娘核種と呼ばれる。

温排水

火力や原子力発電において、タービンを回した後の蒸気は、復水器で冷却されて水に戻り、再び炉に送られる。この復水器の冷却水として、我が国では主に海水が使用されている。蒸気を冷やした海水は、復水器を通る間に温度が上昇し、放水口から海に戻されるので、一般的にこの海水を温排水と呼んでいる。この温排水は養殖などに有効に利用されているところもある。

【力】

加圧水型原子炉

減速材として軽水（普通の水）を使い、普通 100～150 気圧くらいの高い圧力を加えて沸騰を抑える形式の原子炉。このため炉心で発生した熱を取り出す一次冷却系とタービンを回すための蒸気を発生する二次冷却系とは、熱交換機（蒸気発生器）によって完全に分離されている。核燃料としては低濃縮ウランを用いる。この形式の炉はアメリカが潜水艦等の艦船用に開発した原子炉を発電用に開発したもの。

ガイガー計数管

ガイガーミュラー計数管を略していう。GM計数管とも略す。ベータ線やガンマ線の検出器で、放射線の測定によく用いられる。放射線の入射によって一定の電離電流（パルス電流）が得られるようにした計数管。

外部被ばく

生体の外部に存在する放射線源から出る放射線を受けることをいう。放射線源としては地面や建物の中の天然の放射性物質、医療で使うエックス線装置などがある。体外被ばくともいう。

核種

原子または原子核の種類を示す用語で、原子番号と質量数で区別する。たとえば、コバルト-59 とコバルト-60 とは同じ原子番号をもっているのが同じ元素であるが、質量数が異なるため、異なる核種であるという。核種のうち放射能をもつものを放射性核種と呼ぶ。現在 1,250 種類ほどの核種が知られており、このうち 280 種が天然に存在する安定核種である。

核燃料サイクル

原子力発電所で使用されるウラン燃料は、鉱山で採鉱されてから各製造工程を経て、ウラン-235 の濃度 2～4% の核燃料となり、原子炉で使用される。一定時間燃やすとウラン-235 の割合が減少し、燃焼しにくくなるので、使用済み燃料として取り出し、再処理工場で燃え残ったウラン-235 と核変換によってウラン-238 から生じたプルトニウムとを回収する。これらを再び燃料に加工して使用する流れを核燃料サイクルまたは原子燃料サイクルと呼んでいる。

核反応

原子核は中性子や陽子などの粒子、または他の原子核との衝突によって全く異なった他の原子核に変わることがあり、これを（原子）核反応という。核反応から発生するエネルギーは化学反応によるエネルギーに比べ約 100 万倍も大きい。核分裂、核融合も核反応の一種である。

核分裂

重い原子核が外部からの中性子を吸収すると不安定になり、2 個以上の原子核に分裂する現象。それと同時に平均 2~3 個の中性子が飛び出し、次の原子核を分裂させる。このように次々と核分裂が起こるのが核分裂連鎖反応である。ウラン-233、ウラン-235、プルトニウム-239 のように熱中性子を取り込むことによって分裂するもの、ウラン-238、トリウム-232 のように速中性子によって分裂するもの、カリフォルニウム-252 のように自然に分裂するもの（自発核分裂）などがある。

核分裂生成物

核分裂によって生じた核種の総称。たとえば、ウラン-235 に熱中性子があたるとウラン原子核が 2 つに分裂し、クリプトンやバリウムのような元素にかわる。このようにしてできた原子核の多くはウランやプルトニウムの半分くらいの重さを持ち、放射性であることが多い。核分裂生成物にはクリプトンやキセノンなどの希ガスのほか、ヨウ素などの揮発性物質およびセシウム、ストロンチウム、バリウムなどがある。

確率的影響

放射線による影響の発生する最低線量、すなわち、しきい線量がないものをいい、線量の増加とともに発生確率が増加すると考えられている影響で、発がん作用と遺伝的影響がこれにあたる。

仮想事故

原子炉の安全を審査するとき、技術的にみて最悪の場合に起こるかもしれないと考えられる重大事故より、さらに多くの放射性物質の放出を想定した事故のことで、技術的にみて起きるとは考えられない事故（参照：重大事故）。軽水炉では、例えば、原子炉容器に直結する主蒸気管が破断して冷却材が喪失し、ECCS が働いたにもかかわらず、核燃料が溶融した場合を想定している。

カリウム

元素記号はK。アルカリ金属類に属す典型元素で、カリウムの単体金属は激しい反応性を持つ。電子を 1 個失って陽イオン K^+ になりやすく、自然界ではその形でのみ存在する。地殻中では 2.6% を占める 7 番目に存在量の多い元素であり、花崗岩やカーナライトなどの鉱石に含まれる。塩化カリウムの形で採取され、そのままあるいは各種の加工を経て別の化合物として、肥料、食品添加物、火薬などさまざまな用途に使われる。生物にとっての必須元素であり、神経伝達で重要な役割を果たす。人体では 8 番目もしくは 9 番目に多く含まれる。植物の生育にも欠かせないため、肥料 3 要素の一つに数えられる。カリウムのほとんどは非放射性であるが、0.0117% は放射性のカリウム 40 で、その半減期は 12 億 5 千万年である。

体重 60kg の日本人の体内カリウム 40 量は、約 4,000 ベクレルである。

環境モニタリング

原子力施設から出る放射線および放射性物質を監視する目的で、その周辺の環境の放射線および放射性物質を測定、評価すること。本県では、環境放射能測定基本計画及び測定結果の評価方法を定め、これに基づいて女川原子力発電所周辺地域の環境モニタリングを実施、評価している。

γ（ガンマ）線

不安定な原子核が放射性崩壊（壊変）をしてアルファ線やベータ線を出した後、さらに電磁波を出して一段と安定した原子核に落ちつこうとする場合が多い。この時出る電磁波がガンマ線である。ガンマ線は工業の分野で金属の厚さの測定や非破壊検査、医学の分野ではガン治療、農学の分野では農作物の品種改良等に利用されている。性質は、X線と同じであるがエネルギーが高いことから物質を透過する力はX線より強い。また、生物に影響を与える電離作用はアルファ線、ベータ線に比べて小さい。

ガンマ線スペクトロメーター

放射性核種から放出されるガンマ線は、その核種に固有のエネルギーを持っているため、ガンマ線のエネルギー分布を測定することにより核種を知ることができる。この性質を利用して核種分析を行う装置をガンマ線スペクトロメーターという。使用するガンマ線検出器に応じてGe半導体ガンマ線スペクトロメーター、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーターと呼ばれる。（参照：スペクトル）

希ガス

周期律表第 18 族元素の総称でヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノンおよびラドンの 6 つの元素をいい、存在する量が非常に少ないので希ガスという。また、他の元素と化合物を作らないので不活性気体ともいう。原子力の分野で単に希ガスという場合は、クリプトン、キセノンの放射性同位体をさすことが多い。

キャスク

放射性物質を輸送するために用いる輸送容器。収納物の性格に応じてそれぞれ技術基準が設けられており、収納物の放射能の弱い方から順にL型、IP型、A型、B型などがある。それぞれ必要に応じた放射線遮へい機能、密封機能、冷却機能及び構造強度を備えており、国際基準に基づいた信頼性実証試験の後、型式承認が行われている。

キャニスター

現在、使用済み燃料の再処理時に発生する核分裂生成物の廃液（高レベル廃棄物）はガラスに混合し、ステンレス性円筒容器に流し込んで固化（ガラス固化体）し、冷却のため 30～50 年間保管され、最終的には地下数百メートルの深い地層に埋設される計画となっている。このステンレス容器をキャニスターと呼んでいる。

吸収線量

放射線が照射された物質の単位質量あたりに吸収されたエネルギーの量。物質 1kg あたり

1 ジュールのエネルギーが吸収されたとき、1 グレイ (Gy) の吸収線量であるという。旧単位系のラド (rad) に相当する (参照 : 1 rad=0.01Gy)

キュリー

記号は Ci。放射能を表す旧単位。1 秒間に放射性核種の原子核の数が 370 億個崩壊するときの放射性物質の能力を 1 キュリーという。S I 単位系における 1 ベクレル (Bq) との関係は次のとおり。1 Ci=3.7×10¹⁰Bq (参照 : 放射能)

グレイ

吸収線量の単位で記号は Gy。(参照 : 吸収線量)

蛍光ガラス線量計

放射線の線量を計測する線量計。放射線を受けたガラス素子に紫外線を照射すると蛍光を発する、ラジオフォトルミネセンスという現象を利用する。R P L D と略す。

軽水炉

軽水 (普通の水) を減速材及び冷却材に使う型の原子炉の総称。沸騰水型 (BWR) と加圧水型 (PWR) があり、ともに実用化された形式の原子炉として原子力発電所などの動力源として用いられている。

計数率

放射線を計数装置で測定したときの単位時間当たりの計数 (カウント数) をいう。1 分間あたりの計数率を cpm、1 秒当たりの計数率を cps の記号で表す。

ゲルマニウム半導体検出器

放射線によるゲルマニウム半導体の電離作用を利用した放射線検出器の一つ。すぐれたエネルギー分解能を有しているため、ガンマ線スペクトル測定による放射性核種の同定に広く利用されている。

原子核

原子の中核をなすもので、陽子と中性子からなる。陽子の数だけプラスの電荷を持ち、原子の質量の大部分を占める。

原子番号

元素の原子核に含まれている陽子の数。同位体は原子番号が同じで質量数が異なるものをいう。

検出下限値

その分析法で検出できる最低濃度のこと。放射能測定においては、計数誤差の 3 倍となる値を検出下限値とすることが一般的である。

原子力の日

10 月 26 日。昭和 31 年 (1956 年) のこの日、日本は国際原子力機関 (IAEA) の憲章に調印。また、昭和 38 年 (1963 年) の同日に、日本原子力研究所・動力試験炉 (JPDR) が国内初の原子力発電に成功。これらにちなんで、昭和 39 年 (1964 年) に国が定めた記念日。

減速材

原子炉内で、ウラン-235を効率よく核分裂させるには核分裂で生じた高速の中性子を熱中性子まで減速（あるいはエネルギーを減少）させる必要があり、このために用いられる物質。軽水（普通の水）、重水、黒鉛等があり、この減速材の種類により、軽水炉、重水炉、黒鉛ガス炉などの分類が行われる。

コバルト 60

ベータ線及びガンマ線を放出する人工放射性核種の一つ。半減期は約 5.3 年。原子力発電所の配管材料に含まれる安定元素であるコバルト 59 が原子炉水中に溶出し、炉心で中性子照射を受けて生成する放射性物質の一つ。原子炉水中の水垢などに含まれ、配管内部などに付着しやすい。

[サ]

再循環ポンプ

沸騰水型原子炉内の冷却水を強制的に循環させるポンプで可変速モーターによって流量の制御ができ、原子炉出力を流量に比例して変えられる。通常 2 台のポンプが設置されている。

サーベイメーター

放射線を検出測定するための携帯用の測定器。アルファ線、ベータ線、ガンマ線及び中性子線測定用のサーベイメーターがある。検出器の種類には電離箱式、GM管式、シンチレーション式などがある。

GM計数管

ガイガー計数管の欄参照。

シーベルト (Sv)

放射線による人体への影響の度合いを表す単位で、旧単位のレム (rem) に相当するもの。
(参照：等価線量)

しきい値

外から作用を与えて何かある現象や効果を起こさせる場合、必要とする最小の作用量。これ以下の量ではその現象あるいは効果は現れない。ある種の放射線障害は、一定の放射線量以下では発生せず、これを超えて始めて発生する。このときの限界線量をしきい値という。

実効半減期

生物体内にある放射性核種の量が半分に減るまでの時間。放射性核種の物理的半減期と生物学的半減期の組合せによって決まる。

$$\text{実効半減期} = \frac{\text{物理的半減期} \times \text{生物学的半減期}}{\text{物理的半減期} + \text{生物学的半減期}}$$

質量数

原子核を構成する陽子及び中性子の数を加えた数。すなわち、陽子数を Z、中性子数を N とすれば、Z + N がその原子核の質量数である。元素記号の左肩に ¹³⁷Cs のようにしめす。

重大事故

シビアアクシデントともいう。重大事故とは、敷地周辺の事象、原子炉の特製、安全防護施設等を考慮し、技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる事故で、原子力発電所の立地に際し、周辺の公衆に放射線障害を与えないような立地条件の適否を判断するために想定する事故である。軽水炉の場合には、冷却材の喪失、主蒸気管破断などの事故が重大事故とされている。(参照：仮想事故)

周辺監視区域

原子力施設の周辺に設けられている区域（いわゆる敷地境界内の地域）であって、その外側のいかなる場所においてもその場所における放射線量が経済産業大臣の定める線量相当を超えるおそれがないような区域。実効線量は1年間につき1ミリシーベルトと定められている。「(「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規程に基づく線量限度等を定める告示」、平成13年)

照射線量

X線またはガンマ線で適用される単位で、空気の電離に基づいて表された放射線の量。電離能力を空気1kg当たりのクーロン数で表す。SI単位ではクーロン毎キログラムで表す。旧単位ではレントゲン(R)が用いられていた。

照射線量率

単位時間あたりの照射線量。クーロン/kg・時のように1時間あたりで表すことが多い。

除染

一般的に、放射能汚染を除去あるいは低減させることをいう。除去対象物によって、区域除染、機器除染、衣料除染、皮膚除染などに分けられる。平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故に伴う環境汚染に対しては、事故由来放射性物質により汚染された工作物や道路等の洗浄や、土壌、草木、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去等をいう。

人工放射性物質

人工的に作り出した放射性物質のことをいう。例えば、大気圏内核実験において、ウランやプルトニウムの核分裂でできたセシウム-137やストロンチウム-90などがある。

シンチレータ

放射線があたると蛍光を発する性質を持った物質。放射線の検出器に利用される。よく用いられるものはアルファ線用としてZnS(硫化亜鉛)、ガンマ線用にNaI(Tl)(タリウム活性化ヨウ化ナトリウム)などがある。液体状のものは特に液体シンチレータと呼ばれる。

スクラム(原子炉緊急停止)

原子炉内の温度、圧力、中性子数などが異常な状態になると、安全装置が作動して自動的に制御系が働き、原子炉の運転を停止する。これを原子炉のスクラム(緊急停止)と呼んでいる。発電用原子炉ではあらかじめスクラム条件を設定しており、その条件の一つが現れると緊急停止する。計器類が、異常を示したにもかかわらずスクラムが起こらない場合には、運転員の判断で手動で緊急停止されることもある。

スリーマイル島原子力発電所事故

米国ペンシルベニア州のスリーマイル島（TMI）原子力発電所二号機で昭和 54 年（1979 年）3 月 28 日に起きた事故。機器の故障、操作ミスなどが重なって起きたもの。

スペクトル

放射線の強さの分布を、その波長、エネルギー、周波数、運動量、質量などの関数として、写真またはグラフ上に表したもの。環境放射能の測定で用いられるガンマ線スペクトルは、横軸にガンマ線のエネルギー、縦軸にそのエネルギーの持ったガンマ線の数をグラフで表したものである。

ストロンチウム

元素記号は Sr。軟らかく銀白色のアルカリ土類金属で、化学反応性が高い。空気にさらされると表面が黄味を帯びてくる。天然には天青石やストロンチアン石などの鉱物中に存在する。放射性同位体のストロンチウム 90 (^{90}Sr) は、かつての大気圏内核実験後などの放射性降下物に含まれ、その半減期は 28.90 年であり、骨に蓄積されることで生物学的半減期が長くなる（長年、体内にとどまる）ため、実効線量係数 (Sv/Bq) は高くなることが知られている。

生物学的半減期

生物体に存在する放射性核種が通常生物学的過程、たとえば代謝や排泄作用などによってその半分が体外に排出されるのに要する時間。

制御棒

制御棒は中性子をよく吸収するほう素やハフニウムで作られており、沸騰水型原子炉では燃料集合体を仕切るように炉内に配置されている。この制御棒を出し入れすることにより原子炉内の中性子数を加減し、核分裂を制御する。通常制御棒は、水圧等でゆっくり上下させるが、原子炉内で異常事態が発生して、緊急に原子炉を停止させる必要が生じた場合には、瞬間的に（約 2 秒）全部の制御棒を原子炉内に挿入させて核分裂を停止させることができる。

積算線量

ある期間にわたって放射線が照射された時の、吸収線量の合計値。たとえば、1 時間あたりの吸収線量率が 1 グレイ毎時であるような場所に 1 日いた場合の積算線量は 24 グレイとなる。

セシウム

元素記号は Cs。軟らかく黄色がかかった銀色をしたアルカリ金属で融点 28°C、常温付近で液体状態をとる五つの金属元素のうちの一つであり、セシウムのほとんどはポルックス石（ポルサイト）から得られる。放射性のセシウム 137 およびセシウム 134 の半減期は、それぞれ 30 年および 2 年である。セシウム 137 はベータ崩壊によって短命なバリウム 137m に壊変し、その後非放射性的バリウムとなる。セシウム 134 は直接バリウム 134 に壊変する。これらの放射性セシウムは、体内に取り込まれると成人の場合約 100 日程度でその半分量が体外に排泄される。

線量限度

放射線被ばくによる有害な影響の発生の防止又は容認できるレベルにまで制限するために設けられた被ばく線量の上限値。不必要な被ばくは避け、線量はできるだけ低く保つという条件が前提にあつて線量限度は決められたものである。

【タ】

大気安定度

大気中に放出された放射性物質の拡散予測に用いられ、風向風速とともに重要な気象パラメーターの一つ。拡散の度合いを示す指標で、A～Gに分類される。Aはよく拡散する状態を表し（不安定）、Gは非常に拡散しにくい状態を表す（強安定）。またB～Fはこれらの中間の状態を段階的に表す。

チェルノブイリ原子力発電所事故

旧ソ連キエフ市北方約 130 キロのチェルノブイリ原子力発電所 4 号機で昭和 61 年（1986 年）4 月 26 日に起きた事故。炉心の一部が破損し、地球規模の放射能汚染をもたらした。原子炉設計上の欠陥及び操作員の規則違反によるもの。

中性子

原子核を構成する粒子の一つ。質量数は 1。電気を帯びていないので原子核内に容易に入ることができ、種々の核反応を起こす。エネルギーによって核反応の形は異なるが、発電用原子炉の中の核分裂連鎖反応において重要な中性子は 0.025 エレクトロンボルト程度の運動エネルギーを持ったもので、これは熱中性子と呼ばれる。

超ウラン元素

原子番号 92 のウランよりも大きな原子番号を持つ元素の総称。いずれも人工放射性核種で天然には存在しない。ネプツニウム、プルトニウム、キュリウムなどがあり、大部分がアルファ崩壊してアルファ線を放出する。

TLD

熱蛍光線量計の欄参照。(Thermoluminescence Dosimeter の略)

テレメータシステム

何か所かに配置された観測局（無人の場合が多い。）で測定したデータを、電話回線や無線等を使い自動的に一定時間間隔で中央監視局に集める装置。県および東北電力では女川原子力発電所周辺にモニタリングステーションを設置し、ここで測定された線量率および気象観測結果を 10 分ごとに原子力安全対策課内にあるサーバーに集め、環境放射線の常時監視を行っている。

電子ボルト

エレクトロンボルトの欄参照。

電離箱

放射線検出器の一種。気体を封入した箱の中で、2つの電極に高電圧をかけ、放射線の電離作用によって生じたイオンを電極に集め、このイオン量を測って放射線の強度を測定する装置。電離箱検出器はガンマ線を検出し、空気放射線量などを測るものである。

同位体（同位元素）

原子番号が等しく、質量数が異なる核種。アイソトープともいう。同位体のうち放射性を持つものを放射性同位体、そうではないものを安定同位体という。たとえば、水素- (^1H)、重水素- (^2H)、三重水素- (^3H) は互いに同位体であり、このうち三重水素は β 線を出す放射性同位体である。放射性同位体はラジオアイソトープとも呼ばれるが、最近では単に同位体あるいはアイソトープといえはこの放射性同位体をさすことが多い。

等価線量

被ばくの影響の度合いは、放射線を浴びた生物が吸収した線量だけではなく、その放射線の種類によっても異なる。たとえば、同じ1グレイの吸収線量でもアルファ線による場合とガンマ線による場合とでは、アルファ線のほうがはるかに大きな障害を引き起こす。このように被ばくの影響をあらゆる種類の放射線に対して共通の尺度で評価するために使用する量を等価線量といい、シーベルト (Sv) という単位で表す。旧単位としてはレムが用いられていた (参考: $1\text{ Sv}=100\text{ rem}$)。等価線量の関係は次式で表される。等価線量 = 組織全体の平均線量 \times 放射線荷重係数。放射線荷重係数は β 線、 γ 線、X線は1、中性子線はエネルギーにより5~20、 α 線は20である。

ドップラー効果

原子炉の出力が上昇して燃料の温度が上昇し、ウラン原子の熱運動が激しくなると、ウラン-238がより多くの中性子を吸収するようになる。これをドップラー効果といい、その結果核分裂を引き起こす中性子数が減少し、出力が低下する。軽水炉における自己制御性（固有の安全性）の一つ。

トリチウム

水素の放射性同位体である三重水素の別称。水素の原子核は陽子1個からできているが、トリチウムの原子核には陽子1個と中性子2個が存在する。半減期は約12年。

[ナ]

内部被ばく

生体内に摂取された放射性物質から受ける放射線照射。体内被ばくともいう。人間は、普通飲食物に含まれるカリウム-40等の自然放射性物質を体内に取り込むことにより、年間約0.35ミリシーベルトの内部被ばくを受けている。

熱蛍光線量計

蛍光体（フッ化リチウムや硫酸カルシウム）に放射線を照射し、その後温度を上げると光を発する特性（これを熱蛍光特性、または熱ルミネッセンス特性という。）を利用した線量計。小型で感度がよく、環境モニタリングの分野では積算線量の測定に用いられる。熱ルミネッセンス線量計ともいい、TLDと略す。

濃縮係数

環境中の放射性物質が生物の体内で次第に蓄積されることが知られているが、無制限に濃縮されることはない。これ以上濃縮されない状態において、物質（元素）の生体中の濃度と環境物質（水など）濃度との比を濃縮係数という。

【ハ】

半減期

放射性核種は崩壊により原子数が時間の経過とともに減少していく。放射性核種の数か元の $1/2$ に減少する（従って、放射能の強さも $1/2$ に減少する）までの時間を半減期といい、それぞれの放射性核種に固有の長さを持っている。半減期の 1 倍、2 倍、…10 倍の時間が経過すると原子数あるいは放射能の強さは、それぞれ最初の値の $1/2$ 、 $1/4$ … $1/1024$ …に減少する。生物学的半減期に対し、物理学的半減期ということもある。

反応度事故

過大な核分裂反応が一時的に起き、制御できないまま出力が急上昇する事故。チェルノブイリ原子力発電所事故は、反応度事故であったとされている。

非確率的影響（確定的影響）

放射線による影響が現れるしきい線量が存在し、その影響は線量の大きさとともに症状が重くなる。白内障、皮膚の損傷、生殖細胞の損傷などがこれである。これを防ぐにはその影響が現れるしきい線量を超えないようにする。

非常用炉心冷却装置

万一の事故を考慮した原子炉の安全装置の一つで、例えば主蒸気管等が瞬間的に破断することによる冷却材喪失事故などの場合、自動的に直ちに炉心に水を送って核燃料を冷却するよう互いに独立した多重機構からなっている。沸騰水型では高圧炉心スプレー系、低圧炉心スプレー系、低圧注入系、自動減圧系などを設置している。スクラム系と並んで原子炉の安全上重要な装置である。ECCSともいう。

BWR

沸騰水型原子炉の欄参照。(Boiling Water Reactor の略)

PWR

加圧水型原子炉の欄参照。(Pressurized Water Reactor の略)

フィードバック機構

弁の開閉など駆動機構として、指示したとおり正しく作動しているかどうかを検出器によって常にチェックし、指示値と実際の状態が一致するまで自動的にコントロールされるようになっているシステム。

フェイルセーフシステム

原子炉の安全・設計の基本的考え方の一つで、装置の一部が故障して、装置全体が正常に作動しなくなっても、必ず装置が安全側に作動するような設計上の考え方や、装置をいう。

フォールアウト

放射性降下物の欄参照。

沸騰水型原子炉

原子炉の水を沸騰させてできた蒸気をそのままタービンに送る直接サイクル型の発電用原子炉である。構造は簡単であるが、タービンにごく弱い放射能を含んだ蒸気が送られることになる。原子炉内の圧力は約 70 気圧で約 285℃ の高温の蒸気を作り出す。我が国の軽水炉の約半数は沸騰水型原子炉であり、女川原子力発電所 1、2、3 号機ともこの型の原子炉である。BWR と略す。

プルサーマル計画

プルサーマル（プルトニウムをサーマルリアクタ（軽水炉）で利用すること）とは使用済燃料の再処理によって回収されるプルトニウムをウランと混合した酸化物燃料（MOX（モックス）燃料；Mixed Oxide Fuel）の形で主として軽水炉発電により利用するものである。

ベクレル

記号 Bq。放射能の単位。1 秒間に 1 個の原子が崩壊する放射性物質の能力を 1 ベクレル (Bq) という。旧単位のキュリーに相当する（参考：1Ci = 3.7×10^{10} Bq）

β（ベータ）線

ベータ崩壊により原子核から放出される電子線。気体に対する電離作用はアルファ線よりも弱い。化学作用、蛍光作用、写真作用がある。物質の透過力はアルファ線よりは強いが、2～3 ミリ程度のアルミニウム板により阻止できる。人体に与える影響はガンマ線より大きい。アルファ線のように大きくはない。

ベータ崩壊（壊変）

放射性崩壊の一種で、原子核から電子が 1 個飛び出す現象である。負と正のベータ崩壊があり、まず安定な原子核が中性子を吸収した場合や、核分裂生成物のように中性子数が陽子数に比して多い場合、中性子のどれか一つが電子を放出して陽子に変化する。ここで放出される電子を β^- 線と呼び、中性子が陽子に変化するので原子核の陽子数は一つ増加する。逆に原子核の中で陽子の数が多い場合は陽子が中性子に変わり、その際陽電子が放出される。これを β^+ 崩壊と呼ぶ。また、原子核中の陽子が軌道電子を捕らえて中性子になることを軌道電子捕獲という。以上の β^- 崩壊、 β^+ 崩壊、軌道電子捕獲を合わせて広い意味でのベータ崩壊という。

ボイド効果

炉水が加熱されて気泡が生じると減速材である水の密度が小さくなり、高速中性子が減速されにくくなることから核分裂反応に必要な熱中性子が減少し、その結果、核分裂の連鎖反応が抑制されて出力が低下する現象。ボイドは蒸気泡の意味。軽水炉における自己制御性（固有の安全性）の一つ。

放射性核種

核種の欄参照。

放射性同位元素

同位体の欄参照。

放射性降下物

過去の核爆発実験等によって生じた放射性物質を含んだ粒子状物質などが降下したものの。

放射性プルーム

排気筒から放出された気体状の放射性物質を含んだ空気。これらは大気と混合しながら拡散移動していく。放射能雲ともいう。

放射性崩壊（壊変）

核種がアルファ線、ベータ線またはガンマ線等を放出して、より安定な他の核種に変わっていく現象。（参照：アルファ崩壊、ベータ崩壊）

放射線

空間を伝はん、移動するエネルギーの流れで、アルファ線、ベータ線などの粒子線とガンマ線、エックス線などの電磁放射線に分類される。普通は電離作用をもった放射線を指して用いられる。したがって、光や電波などは放射線とは呼ばれない。放射能と混同されることが多いが、両者は異なるものである。

放射線感受性

生体の放射線による影響の現れやすさ。細胞分裂が盛んな組織や器官ほど感受性が高い。造血組織、生殖線などは感受性が高く、消化管、体表、眼、内臓・腺は中程度、骨や筋肉等の支持組織と神経は感受性が低い。

放射能

不安定な原子核が放射性崩壊をして、それに伴いアルファ線、ベータ線またはガンマ線等放射線を放出する性質またはその能力をいう。1秒間あたり1個の原子核が崩壊するとき放射能が1ベクレルであるという。

ポケット線量計

電離箱をきわめて小型にして携帯に便利なものにしたもので、万年筆型がよく用いられる。個人被ばく線量測定用。使用前に帯電させ指示針のある位置を置き、一定時間ののち放射線のためにおこった放電により針の移動を読み、被ばくした積算線量を知るもの。最近では電子式のデジタル式のものも市販されている。

ホットスポット

局地的に何らかの値が高かったり、局地的に（何らかの活動が）活発であったりする地点・場所・地域のことを指さすための用語で、放射線防護学・放射線学においては、原子力事故や核実験などにより、点状に生じる放射能汚染（放射性物質汚染）の激しい地域。放射線の強度が強くなっている地点・地域のこと。

ホールボディカウンター

身体内に取り込まれた放射性物質を検出、定量する装置で、ヒューマンカウンターとも呼ばれる。

[マ]

娘核種

親核種の欄参照。

モニタリング

放射線モニタリング。放射線（または放射能）を定期的あるいは連続的に監視・測定すること。原子力発電所の周辺には発電所からの影響があるかどうか監視するために、モニタリングステーションなどの連続監視施設を設けたり、環境試料中の放射能濃度などを測定し、監視する。なお、モニタリングとはここでいう環境モニタリングと個人が受けた放射線量のモニタリングとがある。

モニタリングステーション

原子炉施設などの周辺において、野外の放射線測定をおこなうための施設。県および東北電力では女川原子力発電所の周辺地域に設置した無人放射線監視局をモニタリングステーションと呼び、空間ガンマ線線量率、気象観測等について測定したデータを10分毎にテレメータシステムによって原子力安全対策課内のサーバーに送っている。

モニタリングポイント

原子炉施設などの周辺において空間ガンマ線積算線量を測定、監視するための無人測定点。県および東北電力では女川原子力発電所周辺地域に設置しており、RPLDやTLDで積算線量を測定している。なお、モニタリングステーションでも積算線量を測定している。

[ヤ]

ヨウ素 131

ベータ線及びガンマ線を放出する人工放射性物質の1つ。主に原子炉内で生成し、半減期は約8日。人が摂取すると甲状腺に蓄積することが知られている。医療にも用いられ、甲状腺癌、パセドウ病の診断・治療等のために投与されることがある。

ヨウ素剤

緊急時において、呼吸または飲食物を通じて、放射性ヨウ素が人に摂取されると、甲状腺に集まりやすい性質がある。この放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを軽減するために服用する医薬品。KI（ヨウ化カリウム）が用いられる。体内に摂取された放射性ヨウ素は迅速に血液中に移行するが、その時点、あるいは前もって安定ヨウ素を摂取すると、血液中の安定ヨウ素に対する放射性ヨウ素の割合が減少し、甲状腺に到達する放射性ヨウ素の量が減少する。さらに、血液中の安定ヨウ素濃度が増加するため、甲状腺のヨウ素蓄積速度が制限される。このようにしてヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを軽減させることができる。

預託実効線量

ある個人が放射性物質を体内に摂取した結果、これにより、その時点から成人は50年、

子供は 70 歳までの年数にわたって被ばくし続ける実効線量の総和。

【ラ】

ラジオアイソープ

同位体（同位元素）の欄参照。

ラド

吸収線量の欄参照。

臨界

原子力発電所の燃料であるウラン 235 は、中性子が当たると核分裂を起こし、大量の熱エネルギーと共に新たな中性子を 2～3 個生成する。この中性子が別のウラン 235 に当たり、また核分裂を起こし、中性子を発生する。これを繰り返し、外部からの中性子の供給がなくとも反応が継続する状態を臨界と呼んでいる。

冷却剤

原子炉の炉心部から熱を取り出す役目をするもの。軽水、重水、気体（CO₂、He）、液体金属（Na）などが使用される。中性子を吸収しにくいこと、放射線によって変質しないことなどが必要である。女川原子力発電所は冷却材として水（軽水）を用いるタイプで、軽水炉と呼ばれる。

レム

等価線量の欄参照。

レントゲン

照射線量の欄参照。

付録 B

計量法による放射線（能）に関する単位

		現在の単位	従来からの単位	備 考
放射線（能）の 単 位		ベクレル Bq (/s)	キュリー Ci	1Ci=3.7×10 ¹⁰ Bq =37GBq (ギガベクレル) 1μCi=37kBq (キロベクレル)
放射線 の量 に 関 する 単 位	照射線量	クーロン/キログラム C/kg	レントゲン R	1R=2.58×10 ⁻⁴ C/kg
	吸収線量	グレイ Gy	ラド Rad	1rad=0.01Gy
	線量当量	シーベルト Sv	レム rem	1rem=0.01Sv

$$\ast 1 \text{ Gy} = 1 \frac{\text{ジュール}}{\text{キログラム}} / \text{kg}$$

〔注〕 1. 換算関係

$$\begin{aligned} 1 \text{ Bq} &= 2.7 \times 10^{-11} \text{ Ci} & 1 \text{ Ci} &= 3.7 \times 10^{10} \text{ Bq} \\ 1 \text{ Gy} &= 100 \text{ rad} & 1 \text{ rad} &= 0.01 \text{ Gy} \\ 1 \text{ C/kg} &= 3,876 \text{ R} & 1 \text{ R} &= 2.58 \times 10^{-4} \text{ C/kg} \end{aligned}$$

2. Ci、R、radはBq、C/kg、Gyの補助計量単位として今後も使用することができる。

令和8年3月発行
宮城県復興・危機管理部 原子力安全対策課

〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話 022-211-2607



宮城県



この印刷物は植物油インキを使用しています。
この冊子は480部作成し、1部あたりの単価は約1,151円となっています。